

環境白書の刊行にあたって



富山県は、立山連峰や黒部峡谷などの世界的な山岳景観や層気楼がみられる不思議の海富山湾、さらには本州一の植生自然度を誇る森林など、豊かな水と緑に恵まれています。これらの素晴らしい環境を守り育て、次の世代に引き継いでいくことは、現代に生きる私たちの責務であり、県民すべての願いです。

しかしながら、今日の環境問題は、都市化の進展や生活様式の変化に伴う環境負荷の増大に加え、地球温暖化や酸性雨問題、様々な化学物質による生態系等への影響など、複雑・多様化しています。

これらの問題を解決するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会経済のしくみや私たちの暮らしのあり方を見直し、持続的発展が可能な社会への転換を図っていく必要があります。

このため、県では「富山県民新世紀計画」に「環境立県」を掲げ、県民、事業者、行政が協力しながら、豊かな環境の保全と創造に全力を尽くしています。また、本年3月には、平成10年に策定した「富山県環境基本計画」を見直し、平成22年度を目標年度とする新たな計画を策定し、「清らかな水と豊かな緑に恵まれた快適な環境」の実現に積極的に取り組んでいるところです。

この白書は、平成15年度における本県の環境の状況を紹介するとともに、環境の保全及び創造に関する取組みについて取りまとめたものです。本書を通じて、多くの皆様に今日の環境問題について関心を高めていただき、21世紀を「環境の世紀」とするため、環境保全への深いご理解と積極的なご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成16年9月

富山県知事 中 沖 豊

目 次

総 論	1
第 1 章 環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する取組み	7
第 1 節 基本的施策の推進	8
1 環境基本条例	8
2 環境基本計画	9
第 2 節 安全で健康な生活環境の確保	12
1 健康で快適な大気環境の確保	12
(1) 大気環境の状況	12
(2) 大気環境の保全対策	14
2 豊かで清らかな水環境の確保	19
(1) 水環境の状況	19
(2) 水環境の保全対策	20
3 健やかで豊かな生活を支える土壌環境と地下水の確保	28
(1) 土壌環境と地下水の状況	28
(2) 土壌環境と地下水の保全対策	30
4 騒音、振動のないやすらかな環境の実現	38
(1) 騒音、振動の状況	38
(2) 騒音、振動の防止	38
5 化学物質による環境汚染の防止	41
(1) 化学物質による環境汚染の状況	41
(2) 化学物質による環境汚染防止対策	41
6 公害被害等の防止と解決	49
(1) 公害被害等の状況	49
(2) 公害被害等の防止対策	49
第 3 節 環境への負荷が少ない循環型社会の構築	52
1 廃棄物の減量・リサイクルの推進	52
(1) 廃棄物の減量・リサイクルの状況	52
(2) 廃棄物の減量・リサイクルの推進	56
2 廃棄物の適正な処理	59
(1) 廃棄物処理の状況	59
(2) 廃棄物の適正処理対策	61
3 省資源・省エネルギーの推進	68
(1) 省資源・省エネルギーの状況	68
(2) 省資源・省エネルギー対策	68

第4節 自然と共生したうるおいのある環境の実現	69
1 すぐれた自然環境の保全	69
(1) 自然環境の状況	69
(2) 自然環境の保全対策	73
2 自然とのふれあいの確保	74
(1) 自然とのふれあいの状況	74
(2) 自然とのふれあいの確保	77
3 生物多様性の確保	79
(1) 生物多様性の状況	79
(2) 生物多様性の確保	83
第5節 快適な環境づくり	86
1 県土美化推進運動の展開	86
(1) 県民総ぐるみ運動の実施状況	86
(2) アダプト・プログラム事業の推進	87
2 心地よい水辺環境の創造	87
(1) 水辺環境の状況	87
(2) 心地よい水辺環境の確保	87
3 里や街における豊かな緑の保全と創造	88
(1) 里や街における緑の状況	88
(2) 里や街における豊かな緑の確保	88
4 ゆとりのある空間と美しい景観の創造	89
(1) 景観の状況	89
(2) ゆとりのある空間と美しい景観の確保	89
5 歴史や文化がいかされた環境の保全と創造	90
(1) 歴史や文化がいかされた環境の状況	90
(2) 歴史や文化をいかした街づくり対策	91
6 快適トイレの推進	91
(1) 快適トイレ推進プランの推進	91
(2) 快適なトイレの整備	91
第6節 地球環境の保全への行動と積極的貢献	93
1 地球環境保全のための対策の推進	93
(1) 地球環境問題の状況	93
(2) 地球環境の保全対策	94
2 国際環境協力と環日本海地域の環境保全	99
(1) 国際環境協力と環日本海地域の環境保全の状況	99
(2) 国際環境協力の推進と環日本海地域の環境保全対策	99
3 北西太平洋行動計画（NOWPAP）の推進	100
(1) NOWPAPの実施状況	100

(2) NOWPAPの推進	100
4 日本海学の推進	102
(1) 日本海学の概要	102
(2) 日本海学の推進	102
第7節 環境の保全及び創造に向けたみんなの行動	103
1 環境保全活動へのみんなの参加	103
(1) 環境保全活動の状況	103
(2) 環境保全活動の推進	104
2 県自らの事業活動における環境への配慮の率先実行	105
3 環境問題の理解と対応のための教育・学習	109
(1) 環境教育・学習の状況	109
(2) 環境教育・学習の推進	109
第8節 総合的視点で取り組む環境の保全と創造	111
1 環境問題の解決に向けた公害防止計画	111
(1) 公害防止計画の状況	111
(2) 公害防止計画の推進	111
2 事業実施に当たっての環境への影響評価の推進	111
(1) 環境影響評価条例の概要	111
(2) 環境影響評価条例等の運用	113
(3) 公害防止協定と事前協議	113
(4) 土地対策要綱等に基づく指導	113
3 環境の保全及び創造を支える調査研究等の推進	113
第2章 平成16年度において実施する環境の保全及び創造に関する取組み	117
1 基本的施策の推進	117
2 安全で健康な生活環境の確保	117
(1) 健康で快適な大気環境の確保	117
(2) 豊かで清らかな水環境の確保	117
(3) 健やかで豊かな生活を支える土壌環境と地下水の確保	118
(4) 騒音、振動のないやすらかな環境の実現	119
(5) 化学物質による環境リスクの低減	119
(6) 公害被害等の防止と解決	119
3 環境への負荷が少ない循環型社会の構築	120
(1) 廃棄物の発生抑制等の推進	120
(2) 廃棄物の循環的利用の推進	120
(3) 廃棄物の適正処理の確保	121
4 自然と共生したうるおいのある環境の実現	122
(1) すぐれた自然環境の保全	122

(2) 自然とのふれあいの確保	122
(3) 生物多様性の確保	123
5 快適な環境づくり	123
(1) 県土美化推進運動の展開	123
(2) 心地よい水辺環境の創造	124
(3) 里や街における豊かな緑の保全と創造	124
(4) うるおいのある景観の保全と創造	124
(5) 歴史や文化をいかした街づくり	125
(6) 快適なトイレの推進	125
6 地球環境の保全への行動と積極的貢献	126
(1) 地球環境保全行動計画の推進	126
(2) 地球環境保全のための対策の推進	126
(3) 国際環境協力の推進と環日本海地域の環境保全	127
(4) 北西太平洋行動計画（NOWPAP）の推進	127
(5) 日本海学の推進	127
7 環境の保全及び創造に向けたみんなの行動	128
(1) 環境保全活動へのみんなの参加	128
(2) 環境問題の理解と対応のための教育・学習	128
(3) 事業者としての県の環境保全率先行動	129
8 総合的視点で取り組む環境の保全と創造	129
(1) 環境問題の解決に向けた公害防止計画	129
(2) 事業実施に当たっての環境への影響評価の推進	129
(3) 環境の保全及び創造を支える調査研究等の推進	130
(4) 環境コミュニケーションの推進	130
(5) 県民参加による新たな環境保全の仕組みづくり	130

資料編

第1 図表

(1) 安全で健康な生活環境の確保	131
表2 - 1 一般環境観測局の概要	131
表2 - 2 二酸化硫黄濃度の年度別推移（年平均値）	132
表2 - 3 二酸化硫黄に係る環境基準の達成状況	133
表2 - 4 二酸化窒素濃度の年度別推移（年平均値）	134
表2 - 5 二酸化窒素に係る環境基準の達成状況	135
表2 - 6 浮遊粒子状物質濃度の年度別推移（年平均値）	136
表2 - 7 浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成状況	137
表2 - 8 光化学オキシダント濃度の年度別推移（年平均値）	138
表2 - 9 光化学オキシダントに係る環境基準の達成状況	139

表 2 - 10	自動車排出ガス観測局の概要	140
表 2 - 11	自動車排出ガス観測局における測定結果の年度別推移（年平均値）	141
表 2 - 12	自動車排出ガス観測局における環境基準の達成状況	142
表 2 - 13	ばい煙発生施設数の年度別推移	143
表 2 - 14	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出状況	143
表 2 - 15	大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の届出状況	144
表 2 - 16	大気関係立入調査状況（15年度）	145
表 2 - 17	大気汚染緊急時の措置	146
表 2 - 18	燃料使用量の年度別推移	148
表 2 - 19	県内の自動車保有台数の年度別推移	148
図 2 - 1	悪臭苦情の発生源別推移	149
表 2 - 20	公害防止条例に基づく悪臭の届出工場・事業場の概要	149
表 2 - 21	悪臭実態調査結果（15年度）	150
表 2 - 22	畜産環境保全実態調査結果	150
表 2 - 23	畜産農家の巡回指導等の実施状況（15年度）	150
表 2 - 24	各種助成制度に基づく家畜ふん尿処理施設設置実績（15年度）	151
表 2 - 25	公共用水域の水質測定地点数（15年度）	151
表 2 - 26	地下水の水質測定地点数（15年度）	152
表 2 - 27	水質常時監視所の概要	152
表 2 - 28	河川の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果（15年度）	153
表 2 - 29	河川末端における水質（BOD）の年度別推移	154
表 2 - 30	湖沼の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果（15年度）	155
表 2 - 31	湖沼における水質（COD、全りん）の年度別推移	155
表 2 - 32	海域の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果（15年度）	156
表 2 - 33	海域における水質（COD）の年度別推移	157
表 2 - 34	地下水の定期モニタリング（環境監視）調査結果（15年度）	158
表 2 - 35	地下水の定期モニタリング（汚染井戸）調査結果（15年度）	159
表 2 - 36	汚染井戸における水質の年度別推移	160
表 2 - 37	水質汚濁防止法に基づく特定事業場数	161
表 2 - 38	水質関係立入調査状況（15年度）	161
表 2 - 39	公共用水域の主要測定地点における全窒素・全りんの水質測定結果（15年度）	162
表 2 - 40	河川における要監視項目測定結果（15年度）	164
表 2 - 41	湖沼水質調査結果（15年度）	165
表 2 - 42	海水浴場水質調査結果（15年度）	165
表 2 - 43	底質（重金属等）調査結果（15年度）	166
表 2 - 44	河川底質（PCB）調査結果（15年度）	166
表 2 - 45	工場周辺地下水調査結果（15年度）	167
表 2 - 46	立山環境調査（河川等環境調査）結果（15年度）	167

表 2 - 47	水生生物調査結果（15年度）	168
表 2 - 48	公共下水道及び特定環境保全公共下水道の概要	169
図 2 - 2	下水道の普及率の推移	170
表 2 - 49	農村下水道の整備状況	171
表 2 - 50	コミュニティ・プラントの整備状況	172
表 2 - 51	合併処理浄化槽設置整備事業の状況	172
図 2 - 3	漁場環境調査地点図	173
表 2 - 52	定置漁場環境調査の定点別の最大値・最小値及び平均値（15年度）	174
表 2 - 53	玄米及び土壤中カドミウム濃度（神通川流域）	175
表 2 - 54	対策地域内の玄米及び土壤中カドミウム濃度（神通川流域）	175
表 2 - 55	玄米及び土壤中カドミウム濃度（黒部地域）	175
表 2 - 56	対策地域内の玄米及び土壤中カドミウム濃度（黒部地域）	176
表 2 - 57	神通川流域における土地利用区分と面積（実測）	176
表 2 - 58	神通川流域における第 1 ～ 3 次地区の復旧方式等	176
表 2 - 59	公害防止事業に係る費用負担計画の概要（神通川流域）	177
表 2 - 60	神通川流域における公特事業の計画面積	177
表 2 - 61	神通川流域における16年度に作付可能な面積	177
表 2 - 62	黒部地域における土地利用区分と面積（実測）	178
表 2 - 63	黒部地域における対策地域の復旧方式等	178
表 2 - 64	公害防止事業に係る費用負担計画の概要（黒部地域）	178
表 2 - 65	地下水観測井の位置と構造	179
表 2 - 66	地下水位年平均値の年度別推移	180
図 2 - 4	主な観測井の地下水位（月平均）	181
図 2 - 5	塩化物イオン濃度分布（15年度）	183
表 2 - 67	地下水条例に基づく揚水設備の届出状況	184
表 2 - 68	地下水採取状況（15年度）	185
図 2 - 6	騒音・振動苦情の発生源別推移	186
図 2 - 7	一般地域の環境騒音の環境基準達成状況（15年度）	186
表 2 - 69	自動車交通騒音の環境基準達成状況（15年度）	187
表 2 - 70	道路に面する地域の環境騒音調査結果（15年度）	187
表 2 - 71	高速自動車道における自動車交通騒音調査結果（15年度）	187
表 2 - 72	航空機騒音の年度別推移	188
表 2 - 73	騒音規制法に基づく特定施設の届出状況	189
表 2 - 74	公害防止条例に基づく騒音の届出工場・事業場の状況	190
表 2 - 75	騒音関係立入検査状況（15年度）	190
表 2 - 76	道路交通振動の調査結果（15年度）	190
表 2 - 77	振動規制法に基づく特定施設の届出状況	191
表 2 - 78	振動関係立入検査状況（15年度）	192

表 2 - 79	ダイオキシン類環境調査結果（15年度）	192
表 2 - 80	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の届出状況	197
表 2 - 81	有害大気汚染物質の調査概要（15年度）	199
表 2 - 82	その他優先取組物質の調査結果（15年度）	199
表 2 - 83	ゴルフ場排水の農薬調査結果（15年度）	200
表 2 - 84	農薬使用総量（15年度）	201
表 2 - 85	魚介類の水銀検査結果（15年度）	201
表 2 - 86	食品中のP C B検査結果（15年度）	201
表 2 - 87	公害審査会に係属した事件	202
表 2 - 88	公害種類別苦情受理状況の年度別推移	202
表 2 - 89	発生源別苦情受理状況（15年度）	203
表 2 - 90	市町村別苦情処理状況（15年度）	204
表 2 - 91	苦情の処理状況（15年度）	205
表 2 - 92	「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく指定の内容	205
表 2 - 93	市町村別イタイタイ病患者及び要観察者生存数	205
(2)	環境への負荷が少ない循環型社会の構築	206
表 2 - 94	ごみ処理状況の年度別推移	206
表 2 - 95	容器包装リサイクル法に基づく分別収集量の年度別推移	206
表 2 - 96	家電リサイクル法に基づく廃家電品の引取り台数	206
図 2 - 8	産業廃棄物の地域別発生量（14年度）	207
表 2 - 97	多量排出事業者の処理計画書の提出状況（15年度）	207
表 2 - 98	ごみ処理施設の整備状況	208
表 2 - 99	し尿処理状況の年度別推移	209
表 2 - 100	し尿処理施設の整備状況	210
表 2 - 101	P C B特別措置法に基づく届出状況	210
表 2 - 102	産業廃棄物処理施設の許可（届出）状況	211
(3)	自然と共生したうるおいのある環境の実現	211
表 2 - 103	国立公園内における工作物の新築等に係る許認可取扱状況（15年度）	211
表 2 - 104	国定公園内における工作物の新築等に係る許認可取扱状況（15年度）	211
表 2 - 105	県立自然公園内における工作物の新築等に係る許認可取扱状況（15年度）	212
表 2 - 106	富山県自然環境保全基金による土地保有状況	212
表 2 - 107	立山山麓家族旅行村の主要施設	213
表 2 - 108	とやま・ふくおか家族旅行村の主要施設（富山県整備分）	213
表 2 - 109	登山届出及び遭難事故の概要	214
表 2 - 110	自然公園等における主たる施設整備実績（15年度）	214
表 2 - 111	愛鳥週間行事（15年度）	215

表 2 - 112 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 による種の指定状況	216
表 2 - 113 野生鳥獣の救護活動実績（15年度）	216
表 2 - 114 有害鳥獣捕獲状況（15年度）	217
表 2 - 115 狩猟者登録の実績（15年度）	217
(4) 快適な環境づくり	217
表 2 - 116 県民公園新港の森の概要	217
表 2 - 117 県民公園新港の森施設利用状況	218
表 2 - 118 空港スポーツ緑地の概要	218
表 2 - 119 空港スポーツ緑地施設利用状況	218
(5) 地球環境の保全への行動と積極的貢献	219
表 2 - 120 酸性雨実態調査の概要（15年度）	219
表 2 - 121 雨水のpH調査結果（15年度）	219
表 2 - 122 雨水のpHの年度別調査結果（一週間降雨毎）	219
図 2 - 9 主要イオン成分降下量、降水量の月別推移（15年度）	220
図 2 - 10 主要イオン成分降下量の経年変化	221
図 2 - 11 縄ヶ池におけるpH及びアルカリ度の経年変化	222
表 2 - 123 森林地におけるpH調査結果（15年度）	222
表 2 - 124 財環日本海環境協力センター（NPEC）の事業概要（15年度）	223
表 2 - 125 環日本海地域との相互派遣の概要（15年度）	224
(6) 環境の保全及び創造に向けたみんなの行動	226
表 2 - 126 主な環境月間行事（15年度）	226
表 2 - 127 「親子の水とのふれあいバス教室」の開催状況（15年度）	226
表 2 - 128 環境保全相談室の活動状況（15年度）	227
表 2 - 129 中小企業環境施設整備資金融資制度の概要	227
表 2 - 130 中小企業環境施設整備資金融資実績の年度別推移	228
表 2 - 131 中小企業環境施設整備資金の融資実績（施工地市町村別）の推移	229
表 2 - 132 公害防止施設等に対するその他融資制度の実績の推移	230
表 2 - 133 公害防止管理者等の選任届出状況	230
(7) 総合的視点で取り組む環境の保全と創造	231
表 2 - 134 富山・高岡地域公害防止計画の概要	231
表 2 - 135 富山県環境影響評価要綱に基づく環境影響評価の実施状況	231
表 2 - 136 県が企業と締結している公害防止協定	232
図 2 - 12 環境情報管理システムの構成	232

表 2 - 137 環境保全に関する試験・研究	233
第 2 日誌（15年度）	237
第 3 富山県環境関係行政組織図	239
第 4 富山県環境関係附属機関	240
第 5 富山県環境関係分掌事務	241
第 6 市町村環境関係担当課一覧	244
第 7 環境用語の説明	245



総論

総論

本県は、早くから工業県として発展してきた結果、昭和30年代後半からの高度経済成長の過程で、生活水準は著しく向上したものの、大気汚染や水質汚濁などの産業公害により生活環境が悪化するとともに各種開発による自然環境の改変が進んだ。

昭和40年代には環境保全のための各種法体系の整備が進められ、本県においても公害防止条例の制定をはじめ、独自の大気環境計画の策定等の公害防止対策を講じるとともに、県立自然公園条例や自然環境保全条例の制定などの自然保護施策を展開した。その結果、環境は全般的に改善され、清らかな水、さわやかな空気、変化に富んだ美しく豊かな自然などすぐれた環境の保全に大きな成果をあげてきた。

しかしながら、都市化の進展やライフスタイルの変化などを背景に、自動車による大気汚染や騒音、身近な自然の減少など、都市・生活型の環境問題が課題となっている。

さらに、廃棄物の発生抑制及び循環的な利用が確保される循環型社会の形成や、地球温暖化をはじめとする地球的規模の環境問題は、緊急の課題となっており、ダイオキシン類などの有害な化学物質に対する対策も必要となってきている。

こうした課題の多くは、日常的な生活や通常の事業活動に起因することから、従来の規制的あるいは個別的な手法だけでは十分には対応できない状況にある。

一方で、生態系の価値や多様な自然環境の重要性に対する認識が高まるとともに、うるおいのある水辺や豊かな緑、美しい景観など、より質の高い環境の形成に対するニーズが高まってきている。

このような状況に対処するため、平成7年12月に、「環境の恵沢の享受と継承」、「持続的発展が可能な社会^{*}」の構築及び環境保全上の支障の未然防止」並びに「地球環境保全の推進」を基本理念とする環境基本条例を制定した。また、10年3月には、この条例に基づき、快適で恵み豊かな環境の保全と創造に関する施策の基本的な考え方、長期的な目標、必要な推進事項を盛り込んだ環境基本計画を策定し、次の区分に従い、環境の保全及び創造に向けて各種の施策を実施してきている。

- ・安全で健康な生活環境の確保
- ・環境への負荷が少ない循環型社会の構築
- ・自然と共生したうるおいのある環境の実現
- ・快適な環境づくり
- ・地球環境の保全への行動と積極的貢献
- ・環境の保全及び創造に向けたみんなの行動
- ・総合的視点で取り組む環境の保全と創造

^{*} 持続的発展が可能な社会 … 国連環境計画（UNEP）のもとで発足した「環境と開発に関する委員会」が1987年に「我々が共有の未来」をとりまとめ公表した報告書において使用された「持続可能な開発」（Sustainable Development）という考え方を踏まえたもの。この報告書では、持続可能な開発を「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことがないような形で、現在のニーズも満足させるような開発」と定義している。

さらに、13年4月に策定した県民新世紀計画において、施策の柱である5つの立県構想の一つとして新たに「環境」を掲げ、各種の施策を推進してきている。

15年度において、環境の保全及び創造に関して講じた主な施策は以下のとおりである。

「基本的施策の推進」については、県民新世紀計画の策定や各種法令等の整備により環境を取り巻く状況が変化していることや、富山湾の水質汚濁や富岩運河のダイオキシン類汚染等の新たな課題が生じていることなどから、環境基本計画の内容を見直しを進め、16年3月に計画を改定した。

「安全で健康な生活環境の確保」については、大気環境の保全のため、11年度に改定した大気環境計画（ブルースカイ計画）を推進した。また、14年度に策定した大気汚染常時観測局適正配置計画に基づき効果的、効率的な観測局の配置を推進したほか、迅速かつ的確に大気汚染状況を把握するため、大気汚染テレメータシステムの更新を進めた。

水環境の保全について、13年度に改定した水質環境計画（クリーンウォーター計画）を推進したほか、富山湾の水質改善を図るため、事業者、行政等からなる「富山湾水質改善対策推進協議会」を設置し、窒素、りん削減対策を推進した。

土壌環境の保全について、土壌汚染対策法の円滑な運用のため、土壌汚染に関する情報を調査・収集し、「土壌汚染リスク情報管理システム」を構築した。

地下水の保全について、高岡・砺波地域の冬期間の安全水位に関する調査研究を進めた。

化学物質による環境汚染の防止について、ダイオキシン類の大気、水質等の環境調査や主な発生源の調査を実施した。また、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法）」に基づき、排出量等について集計、公表を行うとともに、化学物質に関するリスクコミュニケーションについて普及啓発を行った。

「環境への負荷が少ない循環型社会の構築」については、廃棄物の発生抑制や循環的な利用を総合的、計画的に推進し、循環型社会を形成するため、15年3月に策定した廃棄物処理計画（とやま廃棄物プラン）に基づき、県民総ぐるみで「ごみゼロ推進大運動」を展開する「ごみゼロ推進県民会議」を設立したほか、日本海側では初めて「ごみゼロ推進全国大会」を開催した。

「自然と共生したうるおいのある環境の実現」については、各種事業実施に際しての自然環境保全上のガイドラインである自然環境指針の一部見直しを進めたほか、山岳自然環境の保全と適正な利用を図るため、有識者からなる「立山懇談会」において、本県の山岳に関する諸問題について幅広く検討した。また、別山乗越や太郎兵衛平で自然環境に配慮した公衆トイレを整備したほか、新たに県が提唱した「山岳携帯トイレネットワーク」の構築と積極的な展開を支援した。このほか、国立公園利用者の自然保護の意識を啓発するためのビデオを作成し、関係機関に配布した。さらに、有害

鳥獣として、人とのあつれきが深刻化しているニホンザルについて調査研究を行い、ニホンザル保護管理計画を策定した。

「快適な環境づくり」については、地域住民が主体となり、継続的な清掃美化活動を推進する「アダプト・プログラム」により、地域住民と行政との協働体制づくりを推進した。また、地域の特性を活かした優れた景観の保全及び創造を図るため、14年9月に制定した景観条例に基づき、うるおいのある景観づくりを総合的、計画的に推進したほか、美しい散居景観を保全するため、地域住民が主体となる活動を関係団体・市町村と連携して行った。さらに、とやまの名水について、14年度に策定した衛生管理マニュアルに基づき、周辺的环境整備を推進したほか、安心して利用できるよう衛生管理の徹底を図った。

「地球環境の保全への行動と積極的貢献」については、地球温暖化対策を地域レベルで計画的、体系的に推進するため、16年3月に地球温暖化対策推進計画（とやま温暖化ストップ計画）を策定したほか、「富山県地球温暖化防止活動推進センター」に指定した^(財)とやま環境財団と連携して、地球温暖化防止活動推進員の養成や講演会の開催等を行った。また、黄砂の実態を解明するため、黄砂に関するシンポジウムを開催したほか、立山黄砂酸性雨観測局を設置し、国や関係機関と連携して調査を進めた。なお、環境省は、環境科学センターに黄砂観測装置を設置した。

環日本海地域との国際環境協力について、環境省との共催により「環日本海環境協力会議」を開催したほか、^(財)環日本海環境協

力センター（NPEC）と連携して、「北東アジア地域自治体連合環境分科委員会」や「海洋環境保全国際シンポジウム」、「北東アジア地域国際環境シンポジウム」を開催し、北東アジア地域の環境保全についての情報交換や自治体間での環境協力事業についての検討を行った。また、日本、中国、韓国及びロシアの自治体やNGOの参加を得て、日本海及び黄海の海辺の埋没・漂着物調査を実施した。

さらに、ロシア沿海地方との渡り鳥に関する共同調査や中国遼寧省との水質環境に関する共同調査を実施した。

北西太平洋行動計画（NOWPAP）の推進について、NOWPAPの特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター（CEARAC）に指定されたNPECと連携して、リモートセンシングによる海洋環境モニタリング手法の開発を推進するため、富山湾をモデル海域としてモニタリング手法に関する調査研究を行う「富山湾プロジェクト」を実施した。また、生物評価法（バイオアッセイ）を活用した海洋環境モニタリング手法の開発を推進するため、国内の専門家からなる研究会を開催し、バイオアッセイの研究開発動向等に関する意見交換を行った。さらに、「環日本海海洋環境ウォッチシステム」により、衛星から受信した海洋環境データを解析し、国内外に発信した。

また、県は、日本海及び環日本海地域の過去・現在・未来にわたる人間と自然とのかわり、地域間の人間と人間とのかわりについて、「循環」、「共生」、「日本海」の視点から総合的、学際的に研究する「日本海学」を提唱しており、その確立、推進のため設立された日本海学推進機構を中心に、

普及啓発事業や調査研究を行った。

「環境の保全及び創造に向けたみんなの行動」については、(財)とやま環境財団と連携し、ふるさと環境学習クラブの登録を行い、その活動を支援したほか、学校、地域団体の希望に応じ、環境に関する講師を派遣する「出前講座」を実施した。また、交通事業者の協力も得て、県内で初めての「県・市町村統一ノーマイカーデー」を実施するなど、「ノーマイカーデー県民運動」を推進した。

県自らの環境への配慮の率先実行については、地球温暖化防止のための富山県庁行動計画（新県庁エコプラン）に基づき、温室効果ガスの排出抑制のための取組みを推進したほか、県庁本庁舎において、ISO 14001の認証を取得している環境マネジメントシステムに基づき、オフィス活動における環境への配慮に取り組み、継続的な改善を行った。また、県が実施する公共工事による環境への負荷を低減するため公共事業環境配慮指針を策定するとともに、グリーン購入調達方針に基づき、環境物品等の調達に努め、重点的に調達を推進する品目を拡大した。さらに、15年10月には、県庁本庁舎から排出される廃棄物をすべてリサイクルすることを目指す県庁ごみゼロ宣言を行った。

「総合的な視点で取り組む環境の保全と創造」については、複雑化した今日の環境問題に総合的な視点で取り組むため、「富山・高岡地域公害防止計画」を推進するとともに、この計画に基づく事業の実施状況や効果等について調査した。

16年度においては、これらの状況を踏まえ、環境基本計画に基づき環境の保全及び創造に関する各種の施策を総合的、計画的に実施することとしている。

「基本的施策の推進」については、16年3月に改定した環境基本計画に基づき、「清らかな水と豊かな緑に恵まれた快適な環境」の実現に向けて、県民、事業者、行政が連携協力して、環境の保全と創造に関する各種施策を推進する。

「安全で健康な生活環境の確保」については、環境基準の達成維持に向け、11年度に改定した現行のブルースカイ計画を、その後の大気環境を取り巻く状況の変化を踏まえ、改定する。また、迅速かつ的確に大気汚染の状況を把握するため、昨年度に引き続き大気汚染テレメータシステムの更新整備を行うほか、14年度に策定した大気汚染常時観測局適正配置計画に基づき、自動車排ガス観測局の整備を行う。さらに、クリーンウォーター計画を推進するとともに、富山湾の水質改善のため、事業者、行政等からなる「富山湾水質改善対策推進協議会」を通じて、窒素、りん削減対策を推進する。このほか、富山湾の水質汚濁メカニズムを解明するため、全国で初めて海上保安庁と連携して富山湾共同環境調査を実施する。

地下水の保全について、引き続き高岡・砺波地域を対象に冬期間の安全水位に関する調査研究を行う。また、平野部全域を対象とした地下水揚水量実態調査を実施するとともに、富山地域及び高岡・射水地域において地盤の水準測量調査を実施する。

化学物質による環境汚染の防止について、

引き続きダイオキシン類の環境調査等を実施し、公表するほか、化学物質排出把握管理促進法に基づく届出や管理の改善等について事業者等に普及啓発を行う。

「環境への負荷が少ない循環型社会の構築」については、とやま廃棄物プランに基づき、廃棄物の発生抑制や循環的な利用を県民総ぐるみで推進するため、「ごみゼロ推進県民会議」を中心に、「ごみゼロ推進大運動」を展開するとともに、市町村をはじめ地域住民やNPO、事業者の取組みを支援する。また、新たに施行される自動車リサイクル法をはじめ各種リサイクル法の円滑な運用を図るとともに、富山市エコタウン事業等の先駆的な取組みを支援する。

また、長期間にわたり保管されている廃PCB等の処理を促進するため、PCB廃棄物処理計画の策定に向けて、保管状況等の実態調査を実施する。

「自然と共生したうるおいのある環境の実現」については、雲ノ平野営指定地に自然環境に配慮した公衆トイレを整備するほか、朝日岳・劔岳地域や薬師岳・奥黒部地域で登山歩道の整備や植生の復元を行う。また、人とニホンザルとの共存を図るため、ニホンザル保護管理計画を推進するとともに、新たな県立自然公園の指定の可能性を探るための基礎調査を実施する。

「快適な環境づくり」については、地域の住民等が主体となった「アダプト・プログラム」の実施等により、引き続き県土美化推進運動を展開する。また、とやまの名水について、「とやまの名水ネットワーク協議会」を開催し、管理者、市町村等におけ

る衛生管理の技術向上を図る。さらに、景観条例に基づき、大規模行為の届出制度等の景観づくりの推進に関する施策を実施する。

「地球環境の保全への行動と積極的貢献」については、16年3月に策定したとやま温暖化ストップ計画に基づき、県民、事業者及び行政が一体となった温暖化対策を推進するとともに、酸性雨・黄砂に関する実態調査を実施する。

環日本海地域との国際環境協力について、「北東アジア地域自治体連合環境分科委員会」を開催するとともに、インターネットを利用した情報交流システムを活用し、個別プロジェクト活動等に関する情報を発信する。また、北東アジア地域の子どもたちの環境に対する意識を高めるため、「北東アジアこども環境シンポジウム(仮称)」を開催する。さらに、NOWPAPのCEARACに指定されたNPECが実施する「富山湾プロジェクト」による衛星データを活用した水質測定を行う手法の開発や流動解析プログラムの構築、赤潮に関するワーキンググループ会議の開催等の事業を、国等と連携を図りながら支援する。

環日本海地域の様々な危機を回避し、持続的な発展に向けた環境との共生をめざす日本海学については、日本海学推進機構と連携して、普及啓発や調査研究を推進する。

「環境の保全及び創造に向けたみんなの行動」については、「ノーマイカデー県民運動」の推進を図るため、公共交通事業者の協力を得て、「県・市町村統一ノーマイカデー」への一層の参加を県民に呼びかける。また、自然に対する関心を深め、自然

を愛する気持ちを身につけることを目的とした自然保護講座（ジュニアナチュラルリスト養成コース）を中学校卒業から満20才未満の者を対象に開催する。

県自らの環境への配慮の率先実行について、新県庁エコプランやISO14001による環境マネジメントシステムに基づき、環境にやさしいオフィス活動やエコイベント実施方針による取組みを推進するとともに、公共事業環境配慮方針に基づき、公共工事の環境への負荷を軽減する取組みを推進する。

また、グリーン購入調達方針に基づき、環境物品等の調達に努めるとともに、県庁ごみゼロ宣言に基づき、県庁本庁舎から排出される廃棄物をすべてリサイクルすることを目指して取組みを進める。

「総合的な視点で取り組む環境の保全及び創造」については、これまでの「富山・高岡地域公害防止計画」に基づく事業の実施状況や効果等を踏まえ、新たな計画の策定について検討するとともに、環境影響評価条例等に基づき、適切かつ円滑な環境影響評価の実施を指導する。

複雑で多様化する環境問題を解決し、快適で恵み豊かな環境を保全し創造していくためには、今後とも県民一人ひとりが人間活動と環境との関係について理解を深めるとともに、県民、事業者、行政が一体となって取り組んでいくことが必要である。

このため、環境の恵沢の享受と継承、持続的発展が可能な社会の構築及び環境保全上の支障の未然防止、地球環境保全の推進という環境基本条例の基本理念の実現に向

け、(財)とやま環境財団等と連携しながら、地域に根ざした環境保全活動を展開するなど、環境基本計画に基づく各種施策を積極的に推進していく。

環境月間ポスター 富山県知事賞（最優秀賞）

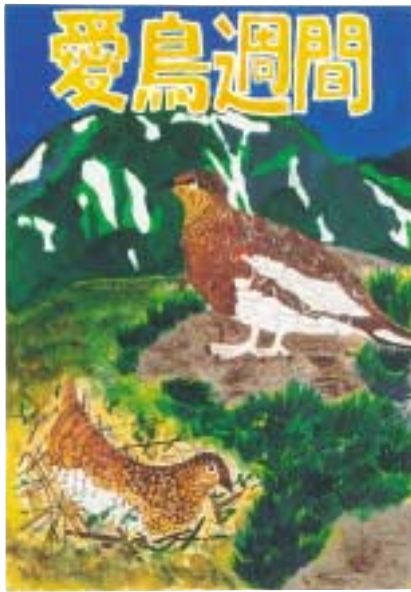


堀 和仁さん（高岡市立定塚小 5年）



平井沙也香さん（砺波市立庄西中 3年）

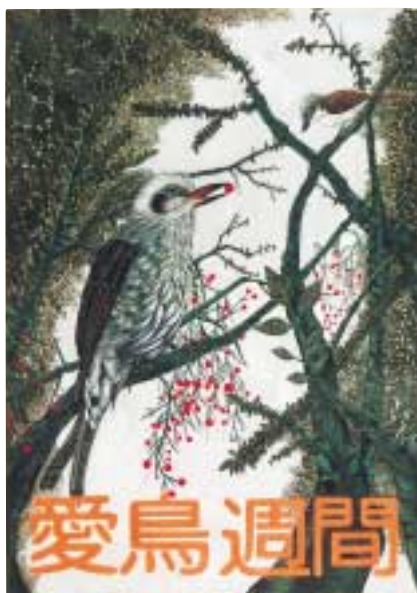
愛鳥に関するポスター 富山県知事賞



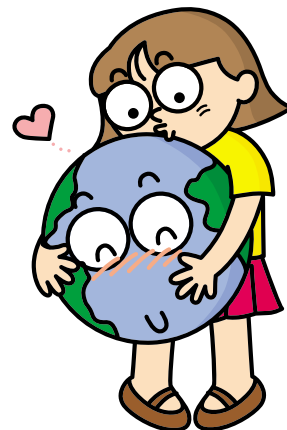
平田 和樹さん（砺波市立出町小 6年）



片山柚希子さん（福光町立福光中 2年）



菰原 由香さん（富山第一高 3年）



グッドトイレコンテスト「さわやか賞」受賞トイレ（15年度）



循環型社会の形成に向けて

ごみゼロ推進
全国大会式典
(10月25日)



ごみゼロ推進
県民会議設立総会
(10月25日)

リサイクル認定
製品展示





富山県認定リサイクル製品の例

(この他にもたくさんの製品が認定されています。)
(詳しくは県環境政策課にお問い合わせください。)

土木資材



コンクリート
平板

土木資材、
公園景観

建築資材

木炭
(床下調湿炭)



木材・
ベンチ等



肥料・園芸資材

堆肥



肥料、土壌改良材、
植木鉢



文具・日用品

家庭用ごみ袋



ファイル、
ファイルボックス、
フォルダー





第1章

環境の状況並びに環境の保全
及び創造に関する取組み

環境の状況並びに環境の保全 及び創造に関する取組み

15年度における県内の環境の状況は、これまで実施してきた各種の施策により、全般に良好な水準を維持している。

大気環境については、光化学オキシダントを除き、主な汚染物質である二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は環境基準を達成している。また、有害大気汚染物質のうち、環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンは、すべて環境基準を達成している。さらに、悪臭についても、生活環境への著しい支障は生じていない。

水環境については、河川や湖沼では全地点で環境基準を達成しており、海域の水質も改善の傾向がみられる。

土壌環境については、神通川流域において、農用地土壌汚染対策計画に基づき復元事業が進められているほか、黒部地域では復元事業を完了している。

地下水については、道路などの消雪用揚水設備は増加しているが、地下水位はおおむね横ばいの傾向にある。

騒音、振動については、生活環境への著しい支障は生じておらず、道路に面する一部の地域を除き、おおむね良好な状況となっている。

ダイオキシン類については、住居地域や工業地域等における大気、主要な河川の水質や底質、海域の水質や底質、地下水及び土壌のほとんどで環境基準を達成しているが、富岩運河では達成していない地点があった。

廃棄物については、減量化・リサイクルが進められるとともに、全般的に適正処理が行われている。

自然環境については、多様な自然環境の保全や生物の多様性の確保が図られると

もに、自然とのふれあいの場や機会の確保など自然との共生が図られている。

しかしながら、富山湾の水質汚濁や富岩運河のダイオキシン類汚染などの解決すべき課題も残されており、15年度においても、各種計画の推進や県民総ぐるみによる活動の展開など、環境の保全及び創造に関して各種施策を講じている。

第1節 基本的施策の推進

健康で文化的な生活を送るためには、快適で恵み豊かな環境が不可欠であり、将来にわたって、県民の貴重な財産であるすばらしい環境を守り育てていくことが必要である。このため、環境基本条例の基本理念

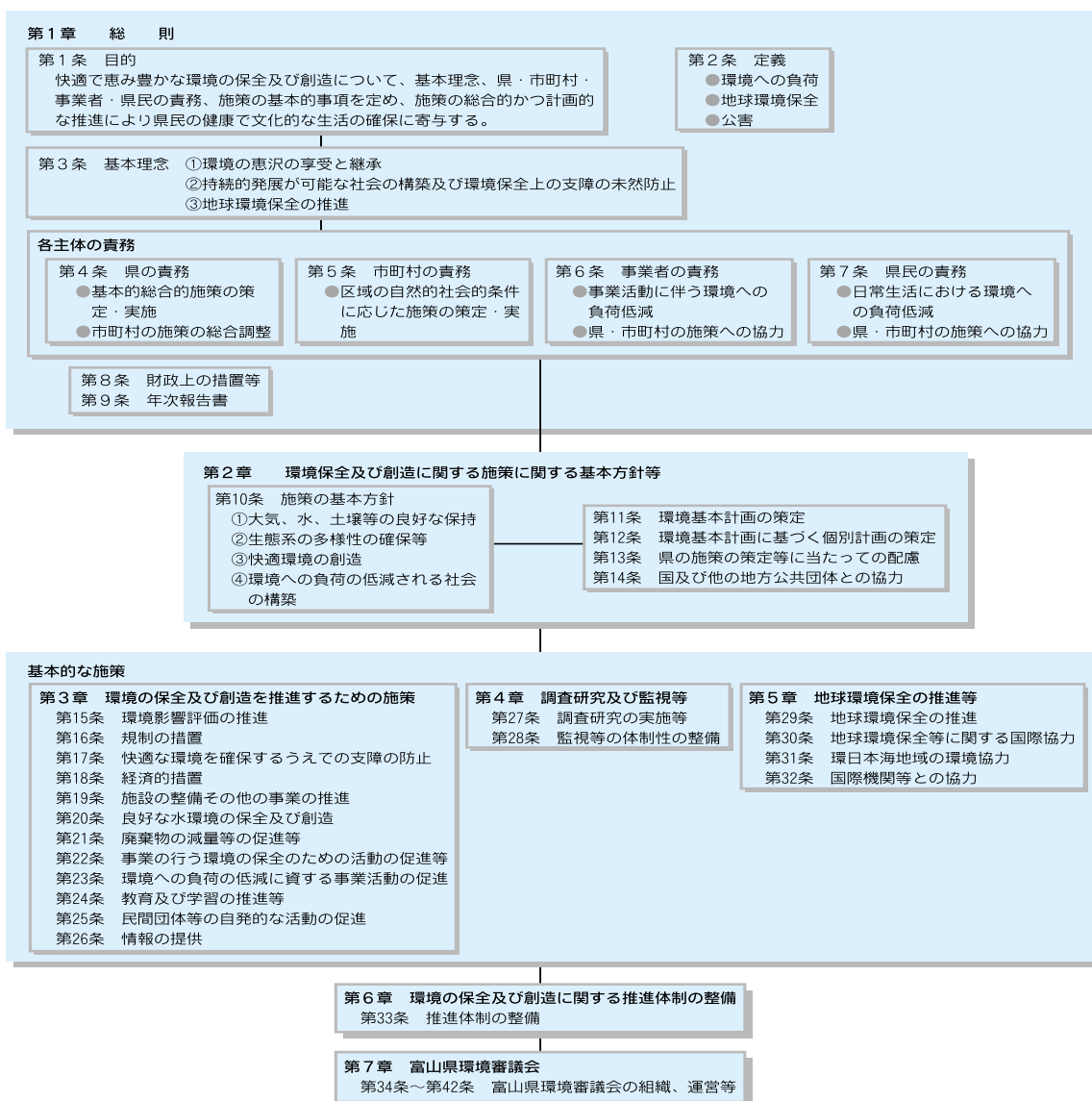
を踏まえ、環境の保全と創造* に関する各種施策を計画的に推進し、県民総ぐるみで清らかな水と豊かな緑に恵まれた快適な環境づくりに取り組んでいく必要がある。

1 環境基本条例

都市・生活型公害から地球環境問題まで広範多岐にわたる今日の環境問題に適切に対応するため、7年12月に環境基本条例を制定した。この条例は、快適で恵み豊かな環境を保全し、及び創造することを目標に、「環境の恵沢の享受と継承」、「持続的発展

が可能な社会の構築及び環境保全上の支障の未然防止」並びに「地球環境保全の推進」の3つを基本理念として、環境の保全と創造に向けた行政、事業者、県民の責務を明示している。環境基本条例の体系図は図1-1のとおりである。

図1-1 環境基本条例の体系図



*環境の保全と創造 ... 「環境の保全」とは、公害の防止や自然保護など環境を人にとって良好な状態に保持することをいい、環境基本条例では、「環境の保全」に加え、良好な生活空間の形成し、地域の個性を活かした快適な環境を「創造」することまで含めて「環境の保全と創造」という。

2 環境基本計画

環境基本計画は、環境基本条例の基本理念の実現に向けて、快適で恵み豊かな環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、環境基本条例第11条の規定により施策の大綱や必要な推進事項を盛り込んで10年3月に策定したものであり、県における環境の保全と創造に関する基本となる計画である。

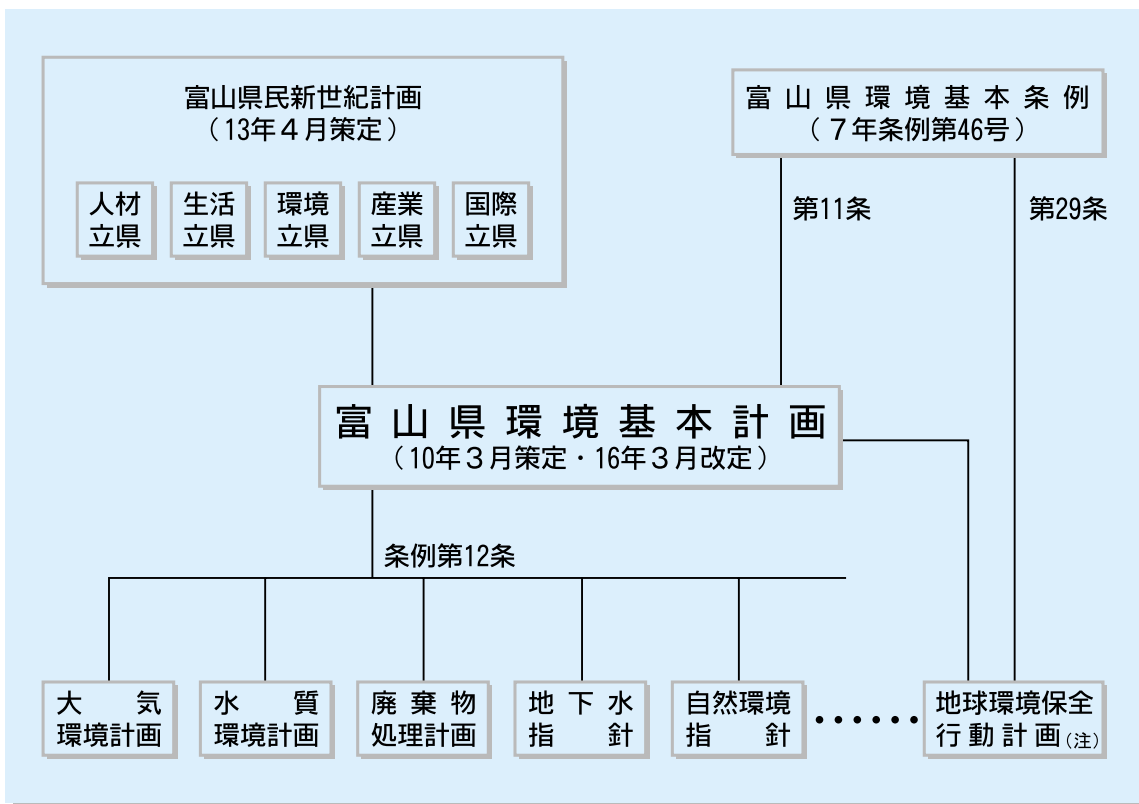
今日の環境に関する課題は、県や市町村のみならず、県民、事業者等の各主体が連携、協力しながら、それぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組まなければ解決できないものとなっている。この計画は、環境

の保全と創造に向けて各主体に求められる取組みの指針となるものである。

なお、政策の柱である五つの立県構想の一つとして「環境立県」を掲げた県民新世紀計画の策定や各種法令等の整備により環境を取り巻く状況が変化していることや、富山湾の水質汚濁や富岩運河のダイオキシン類汚染等の新たな課題への対応が求められていることなどから、16年3月に環境基本計画を改定した。

本県の環境行政における環境基本計画の位置付け及び計画に定めた施策の概要は、図1-2及び図1-3のとおりである。

図1-2 環境基本計画の位置付け



(注)この計画の趣旨を踏まえ、16年3月には、地域レベルで地球温暖化対策に取り組むための地球温暖化対策推進計画を策定

図1 3 環境基本計画の施策の概要

1 安全で健康な生活環境の確保

- (1) 健康で快適な大気環境の確保
 - ・ブルースカイ計画の推進
 - ・かおり環境の保全
- (2) 豊かで清らかな水環境の確保
 - ・クリーンウォーター計画の推進
 - ・富山湾水質汚濁対策の推進
- (3) 健やかで豊かな生活を支える土壌環境と地下水の確保
 - ・農用地土壌汚染対策の推進
 - ・市街地等の土壌汚染対策の推進
 - ・地下水指針の推進
- (4) 騒音、振動のないやすらかな環境の実現
 - ・適正な土地利用、総合的な自動車騒音対策等の推進
 - ・音風景の保全
- (5) 化学物質による環境リスクの低減
 - ・化学物質の環境モニタリングとリスクの低減
 - ・化学物質管理指針の策定とリスクコミュニケーションの推進
 - ・富岩運河のダイオキシン類対策の推進
- (6) 公害被害等の防止と解決
 - ・イタイイタイ病対策の推進
 - ・公害紛争・苦情の未然防止と解決

2 環境への負荷が少ない循環型社会の構築

- ・とやま廃棄物プランの推進
- ・廃棄物の発生抑制等の推進
- ・廃棄物の循環的利用の推進
- ・廃棄物の適正処理の確保
- ・廃棄物処理施設の整備促進

3 自然と共生したうるおいのある環境の実現

- (1) すぐれた自然環境の保全
 - ・自然環境指針の推進
 - ・自然環境の保全と適正な利用の推進
- (2) 自然とのふれあいの確保
 - ・自然とふれあう機会の確保
 - ・ナチュラリスト、バードマスター等の育成
 - ・登山道、公衆トイレ等の整備
- (3) 生物多様性の確保
 - ・生態系や種、遺伝子の多様性の保全
 - ・ふるさと生き物環境づくりマニュアルの活用

4 快適な環境づくり

- (1) 心地よい水辺環境の創造
 - ・水辺空間の創出、名水等の保全
 - ・水辺等における清掃や美化活動の推進
- (2) 里や街における豊かな緑の保全と創造
 - ・花と緑の新世紀プランの推進

- ・公園、道路等の緑化の推進
- (3) うるおいのある景観の保全と創造
 - ・景観条例に基づく景観づくりの推進
 - ・各種事業における景観への配慮の推進
- (4) 歴史や文化をいかした街づくり
 - ・歴史的・文化的遺産の保全と景観への配慮の推進
 - ・歴史的・文化的背景をいかした街づくりの推進
- (5) 快適なトイレの推進
 - ・快適トイレプランの推進

5 地球環境の保全への行動と積極的貢献

- (1) 地球環境保全行動計画の推進
 - ・省資源、省エネルギーの推進
 - ・フロン対策等の推進
- (2) 地球環境の保全のための対策の推進
 - ・地球温暖化対策推進計画（とやま温暖化ストップ計画）の推進
 - ・酸性雨、黄砂対策の推進
- (3) 環日本海地域の環境の保全と国際環境協力
 - ・環日本海環境協力センターを中核拠点とした海洋環境保全対策の推進
 - ・北太平洋行動計画（NOWPAP）への支援、協力
 - ・日本海学の推進

6 環境の保全及び創造に向けたみんなの行動

- (1) 環境保全活動へのみんなの参加
 - ・とやま環境財団を中核拠点とした県民の環境保全活動への参加の促進
 - ・企業、県民、民間団体の環境保全活動の支援
- (2) 環境問題の理解と対応のための教育・学習
 - ・環境教育基本計画の推進
 - ・とやま環境財団を中核拠点とした環境教育・学習の推進
 - ・こどもエコクラブの活動の支援
- (3) 事業者としての県の環境保全率先行動
 - ・新県庁エコプランの推進
 - ・ISO14001による環境への配慮
 - ・グリーン購入の推進

7 総合的視点で取り組む環境の保全と創造

- (1) 環境問題の解決に向けた公害防止計画
 - ・公害防止計画に基づく施策の推進
- (2) 事業実施に当たっての環境への影響評価の推進
 - ・環境影響評価条例に基づく環境影響評価の推進
 - ・公害防止条例や土地対策要綱による事前審査
- (3) 環境の保全及び創造を支える調査研究等の推進
 - ・調査研究の推進
 - ・県内外の研究機関との共同研究の推進
- (4) 環境コミュニケーションの推進
 - ・環境情報の充実、情報公開の推進
- (5) 県民参加による新たな環境保全の仕組みづくり
 - ・県民参加による仕組みづくりの検討

第2節 安全で健康な生活環境の確保

健康や生活環境に対して被害が生じないよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されることは、健やかに暮らしていくために最も基本的なことである。環境基準^{*1}の達成状況等からみると県内の環境はおおむね良好であ

るが、海域の水質汚濁や道路周辺の騒音など良好な状況とはいえない項目がある。また、富岩運河のダイオキシン類汚染など有害化学物質による環境汚染に対しても適切に対応していく必要がある。

1 健康で快適な大気環境の確保

(1) 大気環境の状況

大気環境の指標として、二酸化硫黄^{*2}や二酸化窒素^{*3}等について環境基準が定められ、環境の監視及び排出の抑制が行われている。

15年度における一般大気環境中の二酸化硫黄及び二酸化窒素については、県内25の一般環境観測局すべてで環境基準を達成している。

浮遊粒子状物質^{*4}については、黄砂^{*5}の影響を受けやすいものの、すべての観測局において環境基準を達成している。

光化学オキシダント^{*6}については、高温無風の晴天時に環境基準値を超過することが多く、観測時間に対する環境基準を超過した時間の割合は、4.2～12.7%であった。

また、大気汚染防止法で定められている緊急時については、14年6月に滑川市で光化学オキシダントの注意報を発令し

たが、15年度においては注意報等の発令はなかった。

主な大気汚染物質の環境基準達成率の推移は、表1-1のとおりである。また、その年平均値の推移は、図1-4のとおり、ここ数年間は、概ね横ばいで推移している。

自動車排出ガスの環境濃度については、一酸化炭素^{*7}、二酸化窒素は県内6の観測局すべてで環境基準を達成している。浮遊粒子状物質は、一般観測局と同様、すべての観測局において環境基準を達成している。また、主な大気汚染物質の年平均値の推移は図1-5のとおり、ここ数年間は概ね横ばいで推移している。

これらの大気汚染物質については、大気環境計画（48年2月策定、12年3月改定。以下「ブルースカイ計画^{*8}」という。）を推進し、環境基準の達成・維持を図ることにしている。

*1 環境基準 ... 環境基本法等において政府が定めることとされている人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい環境の質の基準

*2 二酸化硫黄 ... ぜん息などの原因物質として知られる。化学式 SO₂。硫酸化物（SO_x）とは、二酸化硫黄のほか、三酸化硫黄等を含む総称であり、硫黄分を含む燃料等を燃焼させることにより生じる。大気中では、ほとんどが二酸化硫黄として存在する。

*3 二酸化窒素 ... 高濃度になるとぜん息にいた症状の発症に関連があると言われている。化学式 NO₂。窒素酸化物（NO_x）とは、二酸化窒素のほか、一酸化窒素（NO）等を含む総称であり、窒素分を含む燃料等を燃焼のほか、燃焼時に空気中の窒素が酸化されることにより生じる。生成時点では NO である場合が多い。一般的に濃度が高い地区では、自動車からの負荷が大きい。

*4 浮遊粒子状物質 ... 大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が10 μm以下のもの（1 μm〔マイクロメートル〕=10⁻⁶ m）、SPM又はPMと略称する。浮遊粒子状物質には、発生源からばいじんとして排出されるもの、排出されたガス状物質が大気中で粒子状に変化するもの、土壌の巻き上げなどの自然由来のものがあり、発生源、性状とも多様である。肺や気管支などに沈着して呼吸器に影響を及ぼし、特にディーゼル車から排出される粒子状物質について、健康に悪影響があるとの観点等から対策が求められている。

*5 黄砂 ... 中国大陸の黄土地帯の砂が強風で吹き上げられ、偏西風によって細かい砂が飛来する現象をいう。

*6 光化学オキシダント ... 窒素酸化物及び炭化水素類が太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより生成する酸化性の強い物質の総称であり、光化学スモッグの原因となる。高濃度では人の粘膜や呼吸器に影響を及ぼすほか、植物等への影響も報告されている。

*7 一酸化炭素 ... 血液中のヘモグロビンと結合して血液が酸素を運搬する機能を阻害する。化学式 CO。燃料等の不完全燃焼によって生じる。

*8 ブルースカイ計画 ... 工場などから排出される硫酸化物や窒素酸化物等の量を削減し、環境基準を達成・維持していくために策定している計画である。

表1 1 主な大気汚染物質の環境基準達成率の推移（長期的評価*）

物質名	48年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
二酸化硫黄	50	100	100	100	100	100
二酸化窒素	100	100	100	100	100	100
浮遊粒子状物質	45	100	96	96	100*(0**)	100

注 環境基準達成率（％）＝〔環境基準達成観測局数／全観測局数〕×100
 * 富山地方気象台により黄砂が確認された数日を除いて評価した値
 **黄砂が確認された数日を含めて評価した値

図1 4 主な大気汚染物質の年平均値の推移（一般環境観測局）

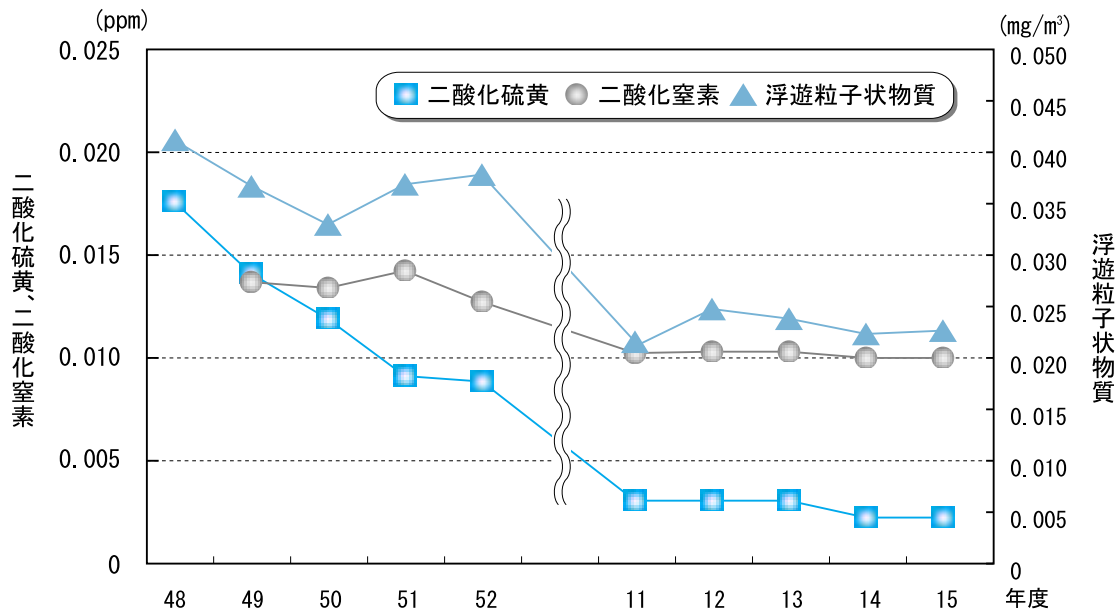
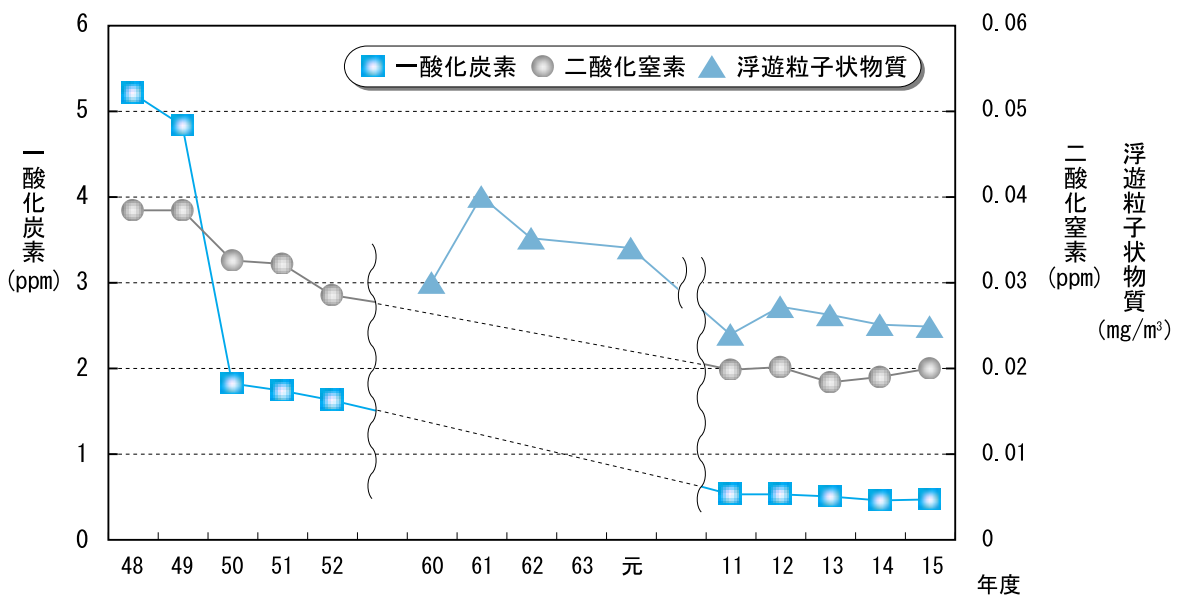


図1 5 主な大気汚染物質の年平均値の推移（自動車排出ガス観測局）

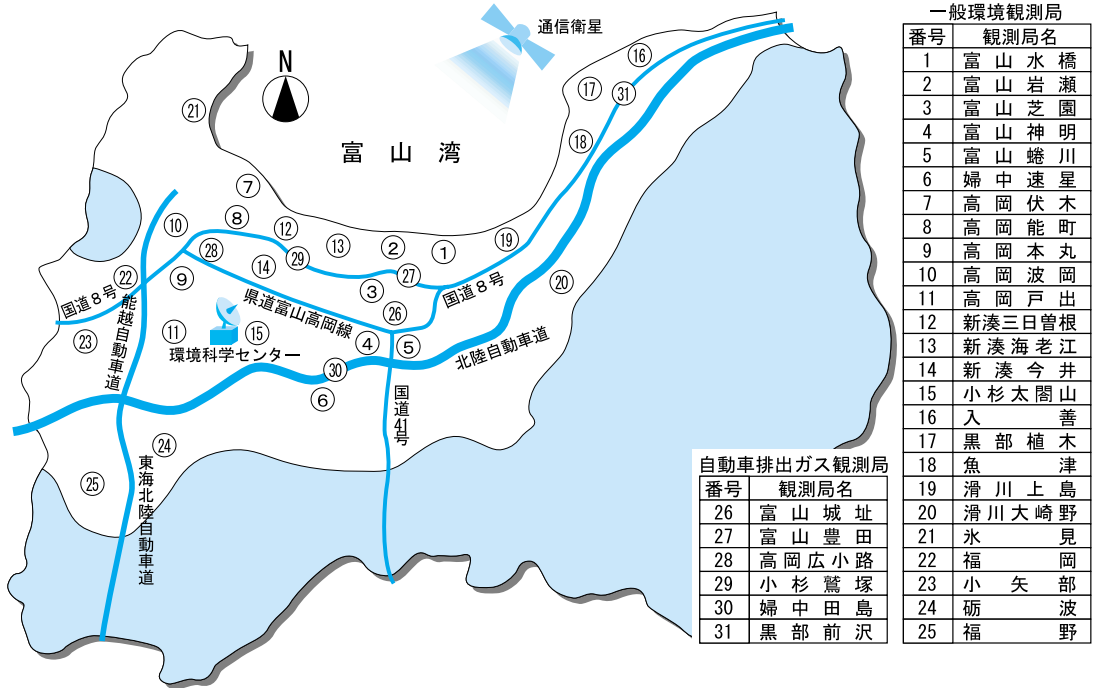


* 長期的評価 ... 二酸化硫黄については、年間の1日平均値の高い方から2％を除外した値が0.04ppmを超えず、かつ1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しない場合に、二酸化窒素については、年間の1日平均値の低い方から98％に当たる値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下の場合にそれぞれ環境基準に適合するものとしている。

また、県は、大気汚染の状況について常時監視を実施しており、緊急時に迅速に対応するため、図16のとおり、高度情報通信ネットワークの衛星回線を利用した大気環境ネットワークを整備している。

悪臭については、実態把握等のため工場・事業場の敷地境界とその周辺環境において悪臭物質の測定調査を行っており、必要に応じて施設の改善や維持管理の徹底等を指導している。

図16 大気環境ネットワークの状況



(2) 大気環境の保全対策

ア 法令等に基づく規制の概要

ア) 大気汚染防止法等による規制

大気汚染防止法は、工場・事業場における事業活動並びに建築物の解体等に伴うばい煙及び粉じんの排出等を規制するとともに、有害大気汚染物質対策の推進や自動車排出ガスに係る許容限度の設定等により、大気汚染の防止を図っている。

15年度末のばい煙発生施設の届出状況は、総施設数が3,043施設(1,267工場・事業場)であり、種類別では、ボイラーが2,002施設(構成比66%)で最も多く、次いでディーゼル機関270施設(構成比9%)、金属加熱炉166施設(構成比5%)の順となっている。

また、一般粉じん発生施設の届出状況は、総施設数が1,035施設(228

工場・事業場)であり、種類別では、ベルトコンベアが364施設(構成比35%)で最も多く、次いで堆積場320施設(構成比31%)、破砕機・摩砕機286施設(構成比28%)の順となっている。

さらに、公害防止条例では、法の規制対象外の施設を対象として、大気汚染に係る施設の届出を義務付けるとともに、ばい煙、粉じん及び有害ガスの排出を規制している。

(イ) 大気汚染緊急時対策要綱による措置

大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に被害が生ずるおそれのある場合は、大気汚染防止法及び大気汚染緊急時対策要綱に基づき、協力工場へのばい煙排出量削減の要請や学校、一般住民などへの周知を行っている。

また、近年、沿岸部や山間部でも

光化学オキシダントが高くなる傾向にあることから、15年度に要綱を改正し、緊急時の措置の適用地域を県内全域に拡大した。

大気汚染緊急時対策要綱の概要は、次のとおりである

- a 適用地域
県内全域
 - b 対象物質
硫黄酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、二酸化窒素
 - c 緊急時の種類
情報、注意報、警報、重大警報
 - d 緊急時の発令基準
緊急時の発令基準は表12のとおりであり、発令は対象地域ごとに1局以上の常時観測局において、対象物質の濃度が発令基準のいずれかに該当し、かつ、気象条件からみて汚染の状況が継続すると認められる場合に行う。
- (ウ) 悪臭防止法等による規制
悪臭防止法は、規制地域において、

工場・事業場の敷地境界での悪臭物質の濃度や気体排出口及び排水口における悪臭物質の排出等を規制することにより、悪臭の防止を図っている。

規制地域は、富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、大沢野町、大山町、上市町、立山町、入善町、朝日町、八尾町、婦中町、小杉町、大門町、大島町、城端町、庄川町、井波町、福野町、福光町及び福岡町の9市17町のうち、都市計画法に基づく用途地域の定められている地域であり、アンモニア、メチルメルカプタン等22物質について、工業専用地域とその他の用途地域に区分し、事業場の敷地境界、気体排出口及び排水口における規制基準が設定されている。

また、公害防止条例では、悪臭に係る特定施設の届出を義務付けている。

表12 緊急時の発令基準

対 象 物 質	発 令 基 準			
	情 報	注 意 報	警 報	重 大 警 報
硫 黄 酸 化 物	0.2ppm 2時間 0.3ppm	0.2ppm 3時間 0.3ppm 2時間 0.5ppm 48時間平均値が 0.15ppm 以上	0.5ppm 2時間	0.5ppm 3時間 0.7ppm 2時間
光化学オキシダント	0.1ppm	0.12ppm	0.24ppm	0.4ppm
浮遊粒子状物質	2.0mg/m ³	2.0mg/m ³ 2時間		3.0mg/m ³ 3時間
二酸化窒素	0.4ppm	0.5ppm		1.0ppm

注 表中の時間は、当該濃度が継続した時間を表す。

イ ブルースカイ計画の推進

ブルースカイ計画は、環境基本条例に定める大気汚染の防止に関する個別計画であり、大気環境を保全するため

の基本となる方向を示すものである。

県では、12年3月に改定したこの計画に基づき、工場・事業場や自動車排出ガスに係る対策を推進するとともに、

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ダイオキシン類等の有害大気汚染物質や地球環境問題に関しても各種施策を推進している。

また、計画に掲げた各種施策を着実に実施するため、県民、関係団体及び行政で構成する大気環境計画推進協議会において、各種施策の調整や進捗状況等について協議し、計画の推進を図っている。

ブルースカイ計画の概要は、次のと

おりである。

(ア) 計画目標

計画の目標は、「健康で快適な生活ができるきれいな空の確保」とし、具体的な目標は、表1-3のとおりである。

なお、目標が達成されている場合は、その維持に努めるものとする。

(イ) 計画期間

おおむね12～16年度までの5年間とする。

表1-3 具体的な目標

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること

(ウ) 対象地域
富山県全域とする。

(ク) 計画の推進施策
計画目標の実現を図るため、次の施策を総合的、計画的に推進する。

大気環境の監視及び調査

工場・事業場対策

自動車排出ガス対策

有害大気汚染物質対策

地球環境保全対策

その他関連対策

(カ) 計画の推進体制
県民、事業者、行政の役割分担を明確にし、一体となって計画目標の実現を図る。

また、県民、関係団体及び行政からなる大気環境計画推進協議会にお

いて、計画を効果的に推進する。

ウ 監視測定体制の整備

(ア) 大気汚染常時観測局等の整備状況

a 大気汚染常時観測局の概要

・一般環境観測局

一般環境の大気汚染を常時測定するため、県や市町により一般環境観測局25局が設置されている。

・自動車排出ガス観測局

自動車排出ガスを常時測定するため、県と富山市により主要幹線道路近傍等に自動車排出ガス観測局6局が設置されている。

b 大気環境ネットワークの整備状況
大気汚染の状況を的確に把握し、

光化学オキシダント等の大気汚染緊急時に迅速に対応するため、高度情報通信ネットワークの衛星回線を利用し、一般環境観測局25局、自動車排出ガス観測局6局、中継局13局、市町村環境情報提供システム及び緊急時一斉指令システム等からなる大気環境ネットワークを整備している。

なお、これまでのシステムは老朽化による故障が頻発していることから、15年度に環境科学センター局及び県庁局のシステムを更新した。

また、県内の大気汚染状況を県民に広く知ってもらうため、県のホームページや携帯電話で大気汚染の状況を見ることができるシステムを整備している。

(イ) 大気汚染常時観測局の適正配置

県では、14年度に策定した大気汚染常時観測局適正配置計画に基づき、観測局の効率的、計画的な配置を行うこととしており、15年度は富山水橋観測局、富山神明観測局及び高岡

波岡観測局における二酸化硫黄の測定を、他の観測局に集約した。大気汚染常時観測局適正配置計画の概要は、表1-4のとおりである。

(ウ) 環境放射能測定機器の整備状況

県内における環境放射能^{*}の実態を把握するため、文部科学省のモニタリング調査の一環として、環境科学センターにサーベイメータ、モニタリングポスト、GM式ベータ線測定装置、ゲルマニウム半導体核種分析装置を整備し、一般環境中の放射能について測定を行っている。

エ 監視指導

(ア) 大気汚染防止法等に基づく監視指導

大気汚染防止法及び公害防止条例に基づく対象工場・事業場（中核市である富山市を除く。）延べ140工場・事業場を対象に立入検査を実施し、排出基準等の適合状況及び対象施設の維持・管理状況や届出状況について確認するとともに、20工場・事業場について改善を指導した。

また、ブルースカイ計画に基づく

表1-4 大気汚染常時観測局適正配置計画の概要

計画期間	14年度から24年度まで													
概要	(1) 一般環境観測局 ・浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントは25局を存続 ・二酸化硫黄は25局を16局に集約 ・二酸化窒素は25局を17局に集約 (2) 自動車排出ガス観測局 ・自動車交通量の増大から観測局を1局増設するとともに、既存の観測局をより交通量の多い沿線に移設													
年次計画	区分	測定項目	年 度										備考	
			14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		24
	一般環境観測局	二酸化硫黄		3		1	1	1	1			1	1	25局 16局
		二酸化窒素				2	3	2		1				25局 17局
		浮遊粒子状物質												25局 25局
オキシダント													25局 25局	
	自動車排出ガス観測局			増設1 移設1									6局 7局	

^{*}環境放射能 … 環境中に存在する放射能には、人工のものと天然のものがある。人工の放射能は、大気圏内核実験や原子力施設からの排出物として環境中に存在する可能性があり、代表的なものには、ウラン、プルトニウム等の核分裂により生成するストロンチウム - 98、セシウム - 137等がある。天然の放射能には、カリウム - 40等がある。

対象工場・事業場について、燃料中の硫黄分や窒素酸化物の排出状況を調査した。

(イ) 悪臭防止法等に基づく監視指導

悪臭の実態を把握するため、飼料・有機質肥料製造業、化学工業、廃棄物処理業の3工場・事業場で、敷地境界とその周辺環境等の調査を実施した。

その結果、悪臭防止法の対象となる工場・事業場においては規制基準を下回っていた。

オ 環境放射能調査

文部科学省の委託を受けて、環境放射能の実態を把握するため、日常生活に関係のある各種環境試料中の放射能を調査した。調査項目等は、表1-5のとおりである。その結果、県内における環境放射能の実態は、全国と同程度であった。

カ 畜産環境保全対策

畜産農家の実態調査、巡回指導、ふん尿の適正処理技術研修会を開催するとともに、畜産環境保全に係る施設導入に対し、補助や融資を行った。

(ア) 指導及び技術研修会の開催

県、市町村及び農業団体の連携に

よる総合的な指導体制のもとに、畜産農家の実態調査、巡回指導、水質検査、悪臭調査等を実施した。このうち、実態調査については、毎年7月に実施しており、219戸の畜産農家を調査した。その結果、ふん尿処理施設の設置及び利用状況は、各畜種とも発酵処理施設による利用が最も多かった。また、畜産農家付近住民から寄せられる苦情を未然に防ぐため、322戸に対して巡回指導を行うとともに、水質検査を39戸、悪臭調査を4戸で実施した。

(イ) 健全な畜産経営の育成

家畜の飼養に伴って生ずる衛生環境阻害要因の除去、施設の改善及び畜舎周辺の美化運動等を推進するとともに、地域社会と調和した清潔で快適な畜産環境の維持を推進した。また、家畜ふん尿を適正に処理した堆肥づくり、堆肥利用の組織づくり及び各種補助制度を活用した処理施設の設置等について、積極的に指導した。各種補助制度の実績は、補助事業については6件(66,387千円)、補助付きリース事業については2件(47,855千円)となっている。

表1-5 環境放射能調査の概要

調査項目	試料名	調査地点	調査回数 (回/年)	測定方法
空間放射線量率	空 気	小杉町	12	サーベイメータ
	"	"	連続	モニタリングポスト
全ベータ線	降 水	"	降雨毎	GM式ベータ線測定装置
核種ガンマー線	大 気 浮 遊 じ ん	"	4	ゲルマニウム半導体核種分析装置
	降 下 物	"	12	
	水 道 水	"	2	
	米	"	1	
	野菜(ほうれんそう)	富山市	1	
	"(大 根)	小杉町	1	
	牛 乳	砺波市	2	
	日 常 食	小杉町	4	
土 壤(上層、下層)	"	1		

2 豊かで清らかな水環境の確保

(1) 水環境の状況

水質環境の指標として、カドミウムや水銀などの人の健康に関連して定められた項目（健康項目）や生物化学的酸素要求量（BOD）^{*1}などの生活環境の保全に関連して水域の利用目的に応じて定められた項目（生活環境項目）等について環境基準が定められ、環境の監視及び排出の抑制が行われている。

県では、水環境の状況を監視するため、図1-7のとおり、27河川で51水域90地点、3湖沼で3水域6地点、2海域で7水域28地点の合計61水域124地点で定期的に水質測定を行っている。河川、湖沼、海域の公共用水域における環境基準の達成状況は、健康項目については、調査を開始した46年度以降すべての水域で達成している。また、生活環境項目については、表1-6のとおり、15年度は河川及び湖沼では100%の達成率であったが、海域では88%で、全体では96%となっている。

生活環境項目に係る水質の推移をみると、図1-8のとおり、過去に著しい汚濁がみられた小矢部川や神通川などは、

大幅に改善され、近年は清浄になってきている。また、庄川や常願寺川、黒部川などは現在もその清流を保っている。さらに、中小の河川のうち、生活排水の影響がみられた都市河川は、徐々に改善されている。それぞれの河川の水質の状況は、図1-9のとおり、ほとんど環境基準のAA～A類型^{*2}に相当する清浄な水質を維持している。

湖沼は、清浄な水質を維持しており、すべての湖沼で継続して環境基準を達成している。

また、海域は、9年度以降、環境基準達成率は低い状況で推移していたが、14年度は84%、15年度は88%と改善傾向がみられる。しかしながら、汚濁メカニズムなど未解明な部分もあり、今後とも調査研究を継続していくことにしている。

地下水については、2年度からカドミウムや水銀などの人の健康に関する項目の水質測定を実施してきており、現在、平野部の76地点で測定している。その結果、ほとんどの地域において良好な水質が維持されている。また、過去に汚染が判明した地域においても39地点で測定を

表1-6 河川、湖沼、海域における環境基準達成率の推移

（単位：％）

区分	51年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
河川	81	100	100	100	100	100
湖沼		100	100	100	100	100
海域	85	32	60	44	84	88
全体	83	80	88	83	95	96

注1 有機汚濁の代表的な水質指標であるBOD（河川）、COD（湖沼及び海域）による。

注2 環境基準達成率は、環境基準点数に対する環境基準達成点数の割合である。

*1 生物化学的酸素要求量（BOD）... 水中の汚濁物質（有機物）が微生物によって分解されるときに必要な酸素の量で河川の汚濁を示す代表的な指標。湖沼及び海域では、化学的酸素要求量（COD）が汚濁の代表的指標となっているが、この指標は水中の汚濁物質が化学物質によって分解されるときに必要な酸素の量である。

*2 水質の環境基準の類型... 公共用水域の水質の環境基準は、水の利用目的に応じて、河川の場合はAA～E類型の6つに、湖沼の場合は、AA～C類型の4つに、海域の場合はA～C類型の3つに分類されている。河川や湖沼のAA類型、海域のA類型は最も清浄な水質を目標とする水域である。

行っており、汚染範囲の拡大はみられていない。

これらの公共用水域及び地下水の水質を保全するため、水質環境計画（62年2月策定、14年3月改定。以下「クリーンウォーター計画^{*}」という。）に基づき、公共下水道、農村下水道の整備や合併処理浄化槽の設置などの事業を積極的に行うとともに、有害化学物質等汚染防止対策、国際協力の推進などの施策を推進している。

また、富山湾の水質汚濁については、学識者で構成する「富山湾水質保全研究会」で汚濁機構の解明と必要な対策について検討した結果、原因は窒素、りんであるとされたため、クリーンウォーター計画の改定において、表1-7のとおり富山湾海域における窒素、りんの水質環境目標を設定し、対策を推進している。

(2) 水環境の保全対策

ア 法令等に基づく規制の概要

水質汚濁防止法では、公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、工場・事業場から排出される水に全国一律の排水基準を設定し、規制している。

また、この一律基準では水質汚濁の防止が不十分と認められる水域については、条例でより厳しい排水基準（上乘せ排水基準）を設定できることになっており、本県では、主要な公共用水域について上乘せ排水基準を設定している。

規制の対象は、特定施設を設置して

いる工場・事業場であり、現在、政令で101業種等の施設が指定されている。15年度末における特定施設の届出状況は、3,382工場・事業場であり、地域別では、富山市が18%、高岡市が12%を占めている。また、業種別では、旅館業が19%、食料品製造業が16%となっている。

また、本県では、公害防止条例により、法の規制対象外の施設を対象として、特定施設を追加指定するとともに、排水基準を設定し、水質汚濁の未然防止を図っている。

さらに、地下水汚染を防止するため、水質汚濁防止法及び公害防止条例により、有害物質を含む水の地下浸透を禁止している。

イ クリーンウォーター計画の推進

クリーンウォーター計画は、環境基本条例に定める水質汚濁の防止に関する個別計画であり、河川、湖沼、海域及び地下水の水質環境を保全するための基本となる方向を示すとともに、県及び市町村の事業、事業者の活動など水環境を利用する際の指針となるものである。

県では、13年度に改定したこの計画に基づき、富山湾の水質改善対策として、海域へ流入する窒素、りんの削減対策を総合的、計画的に推進するとともに、有害化学物質対策として有害化学物質の環境への排出状況の把握や適正な管理を推進している。

表1-7 富山湾海域における窒素・りんの水質環境目標

水 域 名	窒 素	り ん
小矢部川河口海域（乙）	0.17mg/ℓ以下	0.016mg/ℓ以下
神通川河口海域（乙）	0.23mg/ℓ以下	0.017mg/ℓ以下
その他の富山湾海域	0.14mg/ℓ以下	0.010mg/ℓ以下

^{*}クリーンウォーター計画 ... “魚がすみ、水遊びが楽しめる川、湖、海及び清らかな地下水”を実現することを目標とし、望ましい水質環境を将来にわたって維持していくために策定している計画である。

図17 水質の監視測定地点

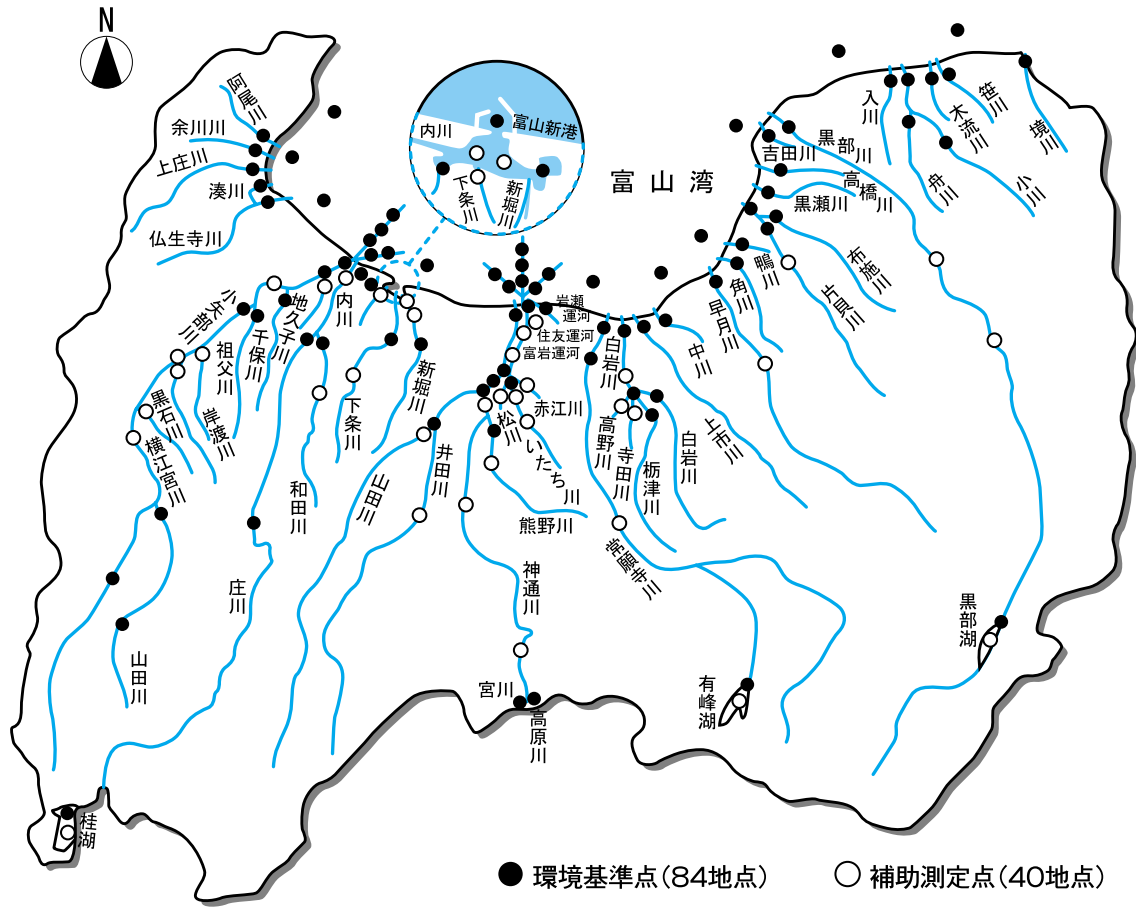
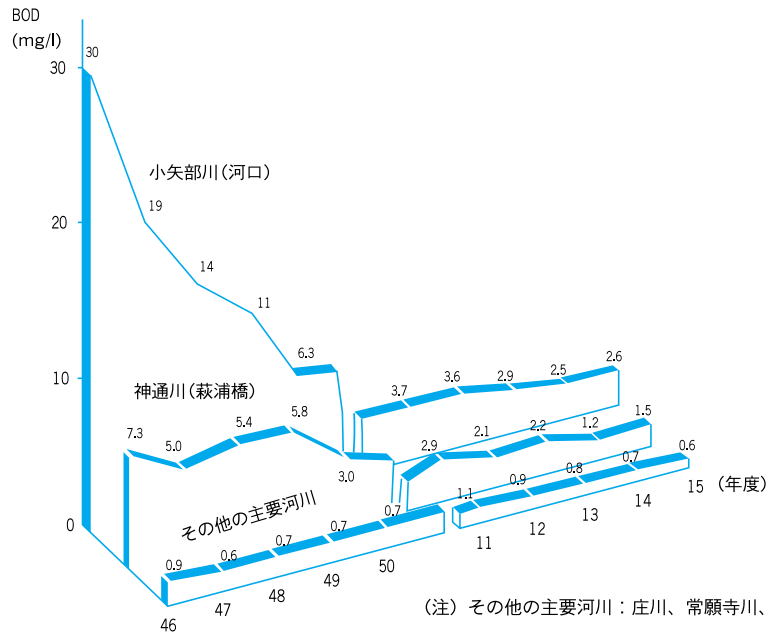
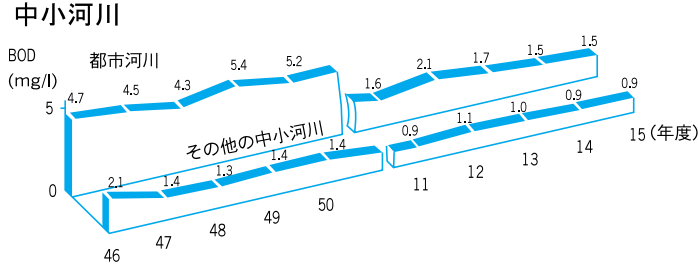


図1 8 河川、湖沼及び富山湾の水質の推移

(1) 主要河川

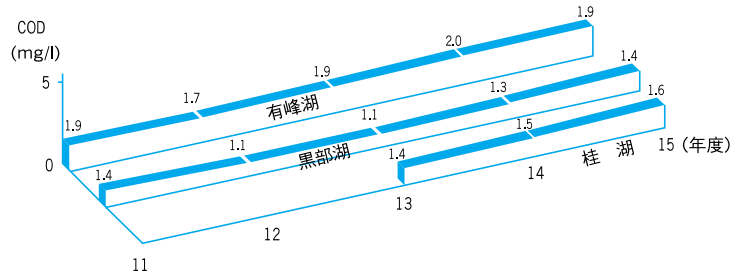


(2) 中小河川

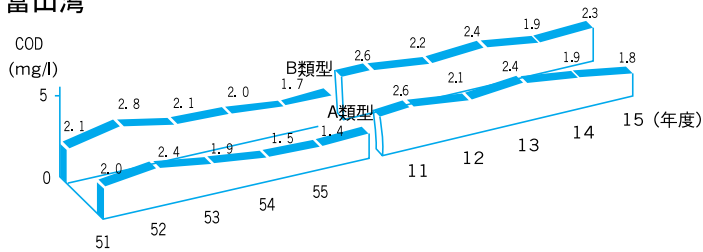


(注) 都市河川：上庄川、仏生寺川(湊川)、内川、下条川、中川、角川、鴨川、黒瀬川、高橋川、木流川
 その他の中小河川：阿尾川、余川川、新堀川、白岩川、上市川、早月川、片貝川(布施川)、吉田川、入川、小川、笹川、境川

(3) 湖沼

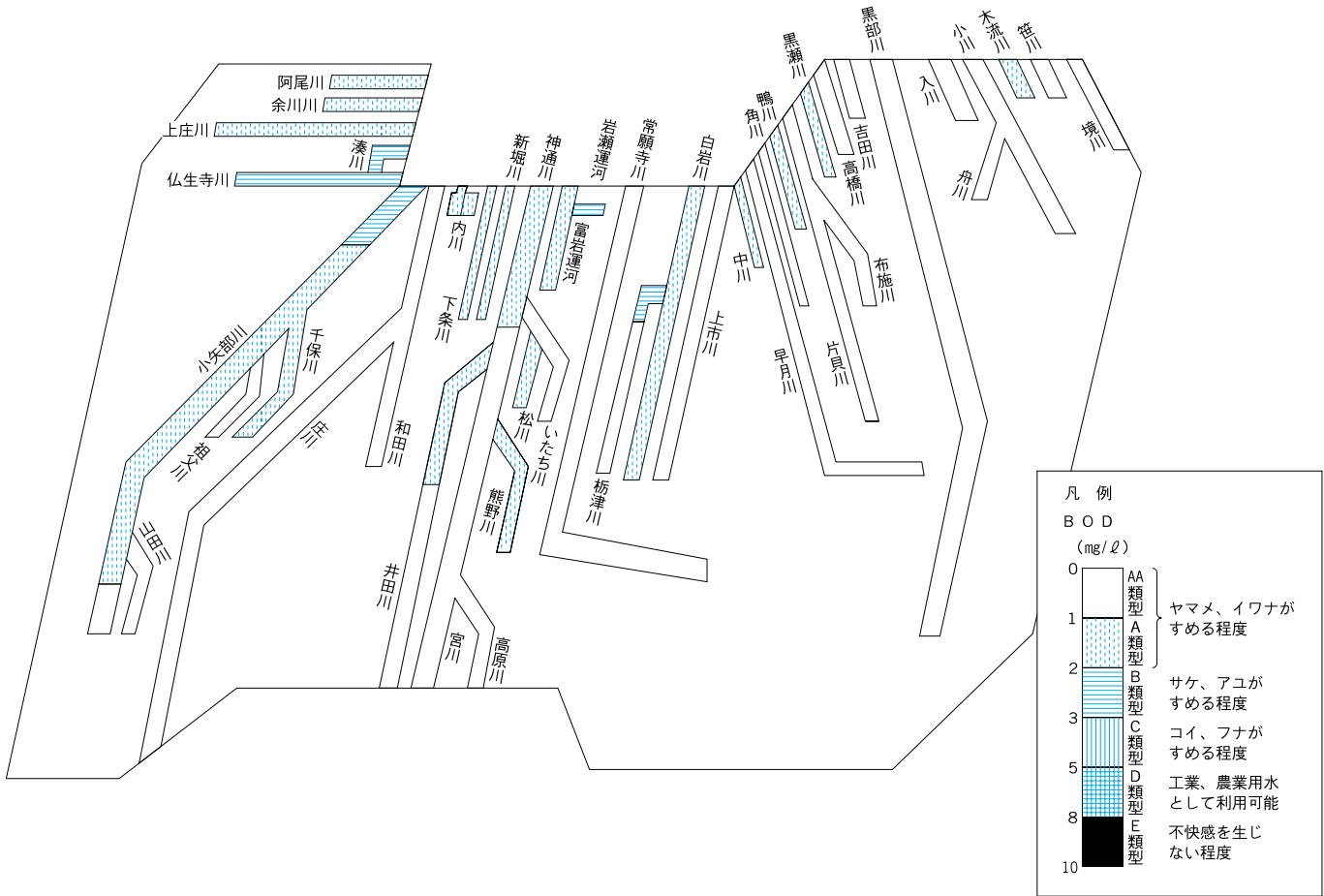


(4) 富山湾



(注) B類型：小矢部川河口及び神通川河口海域のうちB類型海域
 A類型：小矢部川河口及び神通川河口海域のうちA類型海域並びにその他地先海域

図1 9 河川の水質状況 (15年度)



また、クリーンウォーター計画を総合的、計画的に推進するため、県、市町村、関係団体等からなる水質環境計画推進協議会において、生活排水対策等の具体的な推進について検討を行っている。

クリーンウォーター計画の概要は、次

のとおりである。

(ア) 計画目標

計画の目標は、「きれいな水」と「うるおいのある水辺」の確保とし、具体的な目標は表18のとおりとする。

表18 具体的な目標

きれいな水	公共用水域	有害物質	環境基準
		河川の水質	環境基準のB類型相当以上
		湖沼の水質	環境基準のA類型相当以上
	海域の水質	環境基準のB類型相当以上	
	地下水域	有害物質	環境基準
うるおいのある水辺	水辺空間	周辺の景観と調和が図られ、水や緑、魚などの自然と触れあうことができ、散策など憩いの場が確保されていること	

環境基準がA A類型やA類型に指定されている水域については、その環境基準の達成維持を目標とする。

(イ) 計画期間

計画の期間は、特に定めないものとする。なお、おおむね5年を目途に、施策等の見直しを図るものとする。

(ウ) 対象水域

県下全域の公共用水域及び地下水域とする。

(エ) 計画の推進施策

計画目標の実現を図るため、次の施策を総合的・計画的に推進する。

水質調査

排水対策

水域の保全

環境保全活動等

(オ) 計画の推進体制

行政、事業者、県民の役割分担を明確にし、一体となって計画目標の実現を図る。

また、国、県、市町村、関係団体からなる水質環境計画推進協議会において、計画を効果的に推進する。

ウ 監視測定体制の整備

水質汚濁防止法に基づき、公共用水域及び地下水の水質測定計画を作成し、

公共用水域では27河川、3湖沼、2海域の124地点、地下水では定期モニタリングの115地点で水質を監視している。

また、国と連携して、小矢部川、庄川、神通川、常願寺川及び黒部川の5河川6監視所において、自動測定機による水質の常時監視を行っている。

エ 監視指導

水質汚濁防止法及び公害防止条例に基づく規制工場・事業場等(中核市である富山市を除く。)延べ344工場・事業場を対象に、排水基準の適合状況及び汚水処理施設の管理状況等について、立入検査を実施し、5工場・事業場に対して、汚水処理等の改善を指導した。

オ 富山湾水質改善対策

富山湾の水質改善を図るため、工場・事業場対策として、主要な100工場・事業場において排水中の窒素、りん濃度を調査し、窒素、りん削減の技術指導を行った。

また、排出量が50m³/日以上以上の工場・事業場を対象に窒素、りんの排出量実態調査を実施したところ、15年度

における窒素、りんの間排出量は、クリーンウォーター計画の基準年度である11年度と比較すると減少傾向にあった。

さらに、事業者、行政等から構成する「富山湾水質改善対策推進協議会」を設置し、窒素、りんの削減に関する効率的、効果的な技術等の情報交換、事例紹介等を行い、工場・事業場に対する意識啓発を行った。

カ 水質環境の各種調査

(ア) 窒素・りん環境調査

河川や海域における全窒素及び全りんの実態を把握するため、河川57地点、海域25地点で調査を実施した。

その結果、河川の全窒素及び全りんの濃度は一般的に人為的汚濁源の多い河川で高く、有機汚濁の状況とほぼ類似した傾向を示していた。

また、富山湾の全窒素は、環境基準の 類型(0.2mg/ℓ以下)～類型(0.3mg/ℓ以下)、全りんは環境基準の 類型(0.02mg/ℓ以下)に相当する水質であったが、クリーンウォーター計画で設定した水質環境目標の適合率は、全窒素で29%、全りんは71%であった。

(イ) 要監視項目環境調査

公共用水域における要監視項目*の実態を把握するため、河川52地点で15項目について調査を実施した。

その結果、フェニトロチオン、ニッケル、モリブデン及びアンチモンが検出された。

(ウ) 湖沼水質調査

主要な湖沼の水質の現況を把握し、水質汚濁の未然防止に資するため、室牧ダム貯水池、五位ダム貯水池、子撫川ダム貯水池の3湖沼で水質調査を実施した。

その結果、有機汚濁の指標であるCODについては、室牧ダム貯水池及び五位ダム貯水池が環境基準のA類型(3mg/ℓ以下)、子撫川ダム貯水池が環境基準のB類型(5mg/ℓ以下)に相当する水質であった。

(エ) 海水浴場水質調査

海水浴シーズン前に海水浴場の水質実態を把握するため、主要8海水浴場について調査を実施した。

その結果、すべての海水浴場が水浴に適した良好な水質であった。

(オ) 神通川第一発電所ダム水質調査

神岡鉱業㈱との「環境保全等に関する基本協定」に基づき、カドミウムについて神通川第一発電所ダムで毎月、1日5回の調査を実施した。

その結果、不検出(0.0001mg/ℓ未満)～0.0001mg/ℓ以下であり、環境基準値(0.01mg/ℓ)の1/100の極めて低い値であった。

(カ) 底質調査

a 重金属底質調査

公共用水域における底質の重金属の状況を把握し、水質汚濁の未然防止に資するため、河川(運河を含む)及び港湾23地点で調査を実施したところ、総水銀については暫定除去基準の25ppmを超える地点はみられなかった。

b PCB底質調査

PCBによる環境汚染の状況を把握するため、河川2地点の底質について調査を実施したところ、暫定除去基準の10ppmを超える地点はみられなかった。

(キ) 工場周辺地下水調査

局所的な地下水汚染に対応するため、有害物質である1,2-ジクロロエタンを使用している5工場の下流側それぞれ3地点で水質調査を実施

* 要監視項目 ... 人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準を設定せず、引き続き知見の集積に努めることとされているものである。現在、ニッケルやモリブデン等27物質が位置付けられている。

したところ、いずれの地点においても1,2-ジクロロエタンは検出されなかった。

(ク) 立山環境調査

立山地区の水質環境の保全を図るため、常願寺川上流部の河川等の環境13地点及び発生源10事業場の水質調査を実施した。

その結果、発生源においてはいずれも排水基準に適合しており、河川環境においてもBODについてはいずれも環境基準AA類型に相当する良好な水質であった。

(ケ) 水生生物調査

広く水質保全意識の普及啓発を図るため、中学校や高等学校の科学部等の各種団体の協力を得て、河川の水生生物調査を実施しており、15年度は、7団体179名の参加により、6河川の10地点で調査を実施した。

キ 各種の水環境保全対策

(ア) 下水道の整備

12年度に策定した全県域下水道化新世紀構想に基づき、流域下水道、公共下水道、特定環境保全公共下水道の整備を計画的に進めている。15年度までに33市町村で整備が進められて、15年度末で33市町村すべてにおいて供用を開始している。

流域下水道のうち、高岡市等4市7町1村を対象とした小矢部川流域下水道事業については、7年度から関係12市町村すべてにおいて供用を開始しており、新湊市等3市5町1村を対象とした神通川左岸流域下水道事業については、9年度から富山市、新湊市、小杉町及び大島町、10年度から高岡市、11年度から大門町、12年度から婦中町、13年度から八尾町が供用を開始している。

また、公共下水道については、富山市等9市17町1村で、特定環境保全公共下水道については、富山市等9市18町5村で事業を実施している。

なお、14年度末の下水道普及率は65%（全国第11位、全国平均普及率65%）となっている。

(イ) 農村下水道の整備

農村下水道の整備は、農業集落排水事業や農村総合整備モデル事業等において、農村下水道整備事業により実施している。

14年度末現在では、全体で31市町村147地区において事業を実施しており、計画処理人口126,100人のうち約82,000人について整備を終了している。

(ウ) コミュニティ・プラントの整備

コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）は、郊外型ミニ下水道ともいべき生活雑排水とし尿を合わせて処理する施設で、廃棄物処理施設整備事業により普及促進が図られている。14年度末現在で、4市町村、10施設（計画処理人口10,656人）が供用されている。

(エ) 合併処理浄化槽の整備

し尿と生活雑排水を合わせて処理する合併処理浄化槽の設置については、62年度から国が市町村に対して補助を行っている。

県も、63年度から市町村への補助を行っており、11年度からは、国庫補助基準額の減額に伴い、市町村が実施する上乘せ補助に対しても助成を行っている。

15年度は、21市町において本事業が進められた結果、560基の合併処理浄化槽が設置され、15年度末現在での設置数は、21市町村において、6,256基となっている。

なお、13年4月以降の浄化槽の新設は、原則として、合併処理浄化槽とすることが義務付けられている。

(オ) 漁場環境保全対策

漁場環境の保全を図るため、監視を行うとともに漁場公害に関する情報の収集、定置網漁場の水質調査を実施している。宮崎から氷見に至る

定置網漁場を中心とする36地点において、各調査地点ごとに3～12回、水温、pH、塩分、濁度、CODを測定するとともに、海況及び漁獲量も併せて調査し、その結果をとりまとめ関係者に報告した。主な調査結果を年間の最小値・最大値で見ると、pHについては、7.1～9.2、CODは0.1～6.1mg/ℓとなっている。

3 健やかで豊かな生活を支える土壌環境と地下水の確保

(1) 土壌環境と地下水の状況

ア 土壌環境の状況

土壌は、一旦汚染されるとその影響が長期にわたり持続するという特徴があり、土壌の機能を保全する観点から、重金属や有機塩素化合物等について環境基準が定められている。また、農用地については、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき、カドミウム、銅及び素が特定有害物質として定められている。

県では、カドミウムによって汚染された農用地として、表19、図110に示すように神通川流域で1,500.6ha、黒部地域で129.5haを農用地土壌汚染対策地域に指定している。このうち

神通川流域では、上流部の第1次地区から順に第2次地区及び第3次地区の一部において、汚染を除去するための工事（土壌復元工事）が完了し、表11のとおり62年度以降6回にわたり、計1,108.2haについてその指定を解除した。さらに、第3次地区の残りについても、3年度に策定した表110の対策計画に基づいて対策工事を実施している。一方、黒部地域については、3年度に策定した表110の対策計画に基づき土壌復元工事を実施し、9年度に工事を完了した。12年度には対策工事の完了した一部地域を中心に、61.0haについてその指定を解除した。

表19 農用地土壌汚染対策地域の指定及び解除の状況

(単位：ha)

地域名	対策地域の指定面積	指定解除した面積							残る指定面積	汚染物質	指定及び解除の年月日	
		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	計				
神通川流域	富山市	21.1							21.1	カドミウム	指定 49年8月27日 50年10月17日 区域変更 52年1月28日 52年11月30日 指定解除 第1回62年6月9日 第2回3年6月18日 第3回6年4月25日 第4回9年8月11日 第5回12年8月11日 第6回15年7月30日	
	左岸地域											
	婦中町	912.0	12.5	42.4	130.9	123.8	192.2	184.4	686.2			225.8
	八尾町	85.3		4.2	80.7				84.9			0.4
	小計	1,018.4	12.5	46.6	211.6	123.8	192.2	184.4	771.1			247.3
	右岸地域											
富山市	437.6	54.2	129.2	1.0	23.6	12.0	73.5	293.5	144.1			
大沢野町	44.6	28.5	14.1	0.5	0.4		0.1	43.6	1.0			
小計	482.2	82.7	143.3	1.5	24.0	12.0	73.6	337.1	145.1			
計	1,500.6	95.2	189.9	213.1	147.8	204.2	258.0	1,108.2	392.4			
黒部地域	黒部市	129.5	61.0						61.0	68.5	カドミウム 指定 48年8月9日 区域変更49年11月28日 指定解除 第1回12年8月11日	

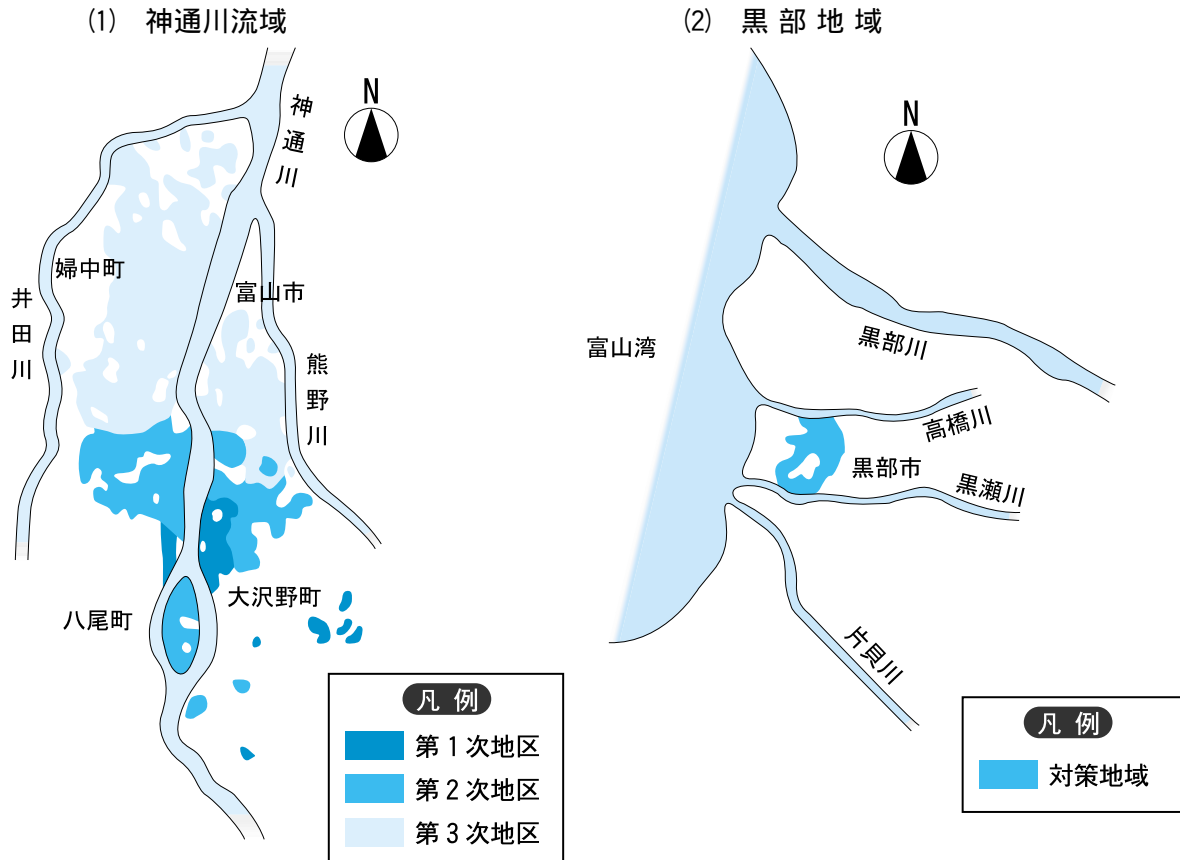
注 面積は台帳面積である。

表110 神通川流域及び黒部地域における農用地土壌汚染対策計画策定状況

計画の内容	神通川流域				黒部地域
	第1次地区	第2次地区	第3次地区	計	
告示年月日	55年2月6日	59年1月20日 3年9月4日変更	4年2月3日 15年6月変更		3年11月19日
計画面積(ha)	96.4(108.0)	450.5(481.1)	953.7(1,055.3)	1500.6(1644.4)	129.5(132.1)

注 実数は台帳面積、()内は実測面積である。

図1 10 農用地土壌汚染対策地域



イ 地下水の状況

地下水については、地下水の採取に関する条例（51年制定。以下「地下水条例」という。）に基づき、地盤沈下や塩水化等の地下水障害を防止するため、地域を指定して地下水の採取を規制している。また、地下水の状況を把握するため、地下水位及び塩水化の監視測定を実施するとともに適正揚水量等の調査を実施している。

地下水位は、近年、全体的に見て大幅な変動はなく、おおむね横ばいで推移しているが、市街地等の一部地域では、道路や建築物の消雪設備の増加による冬期間の地下水位の低下が懸念されているため、消雪設備の設置者に対し、13年12月に作成した「消雪設備維持管理マニュアル」に基づいて交互散水方式等の節水型消雪方式の採用や降雪感知器の適正な維持管理等について指導するとともに、節水意識の啓発に

努めている。また、学識経験者等からなる「冬期間地下水位低下対策推進委員会」において、冬期間の安全水位に関する調査研究を行っている。

地下水の塩水化は、主として富山新港を中心とした海岸部と小矢部川の河口付近にみられ、近年、その範囲に大きな変化はみられない。

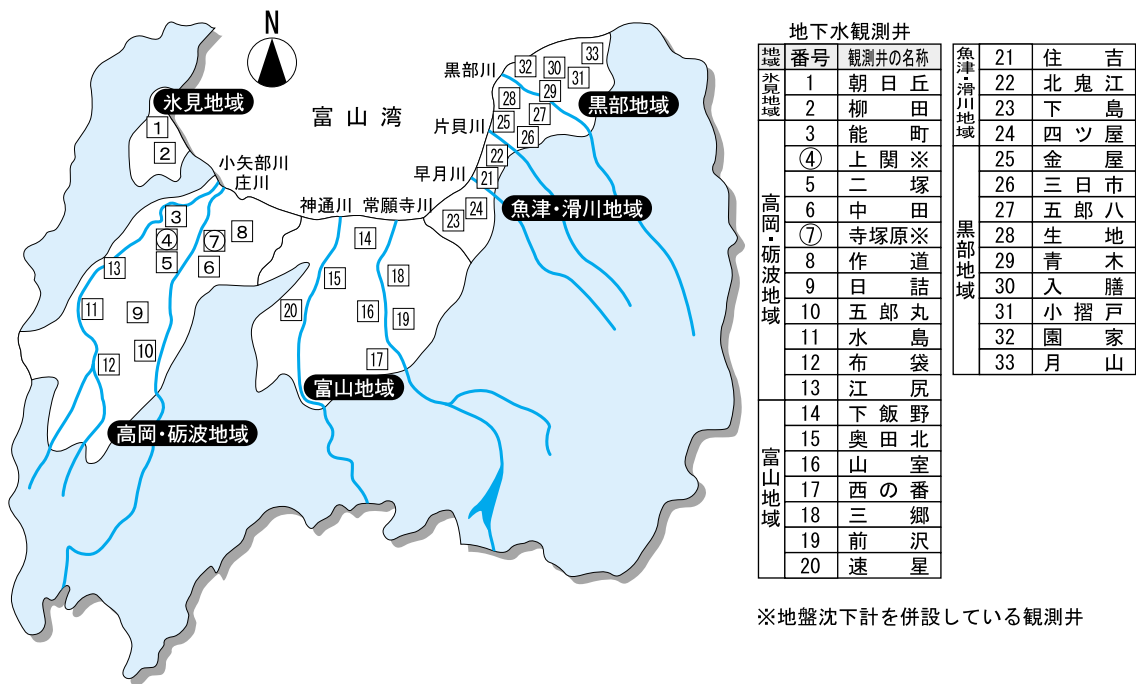
地下水位の観測地点は図1 11、地下水位の推移は図1 12のとおりである。

なお、県では、県内で初めて上部帯水層と下部帯水層の両方の地下水位を観測することができる観測井を高岡市中田地区に設置し、15年度から観測を開始した。月平均の地下水位の状況は、図1 13のとおり、上部帯水層と下部帯水層の差は3～17cmであった。

一方、地盤沈下については、63年度に富山地域及び高岡・射水地域において水準測量* 調査を実施したが、沈下は認められず、高岡・砺波地域の2か

*水準測量 ... 土地の高さを精密に測量する調査であり、この経年変化によって、地盤変動状況を把握し、地盤沈下対策に利用している。

図1 11 地下水位の観測地点



※地盤沈下計を併設している観測井

所の観測井に設置している地盤沈下計による常時観測でも、地盤沈下の目安とされる年間10mmを超える沈下は認められていない。

(2) 土壤環境と地下水の保全対策

ア 農用地の土壤環境保全対策

(ア) 神通川流域

神通川流域では、46年に「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」が施行されたことに伴い、同年農用地におけるカドミウム汚染調査を開始した。

46～51年度の6年間にわたって、両岸の農用地約3,130haを対象に、

玄米2,570点、土壌1,667点について調査したところ、その結果は、表11のとおりであった。

このうち、玄米中のカドミウム濃度が1.0ppm以上の汚染米が検出された地点は230地点で、汚染米発生地域の面積は約500haであり、これらの地域では水稲の作付が停止されている。

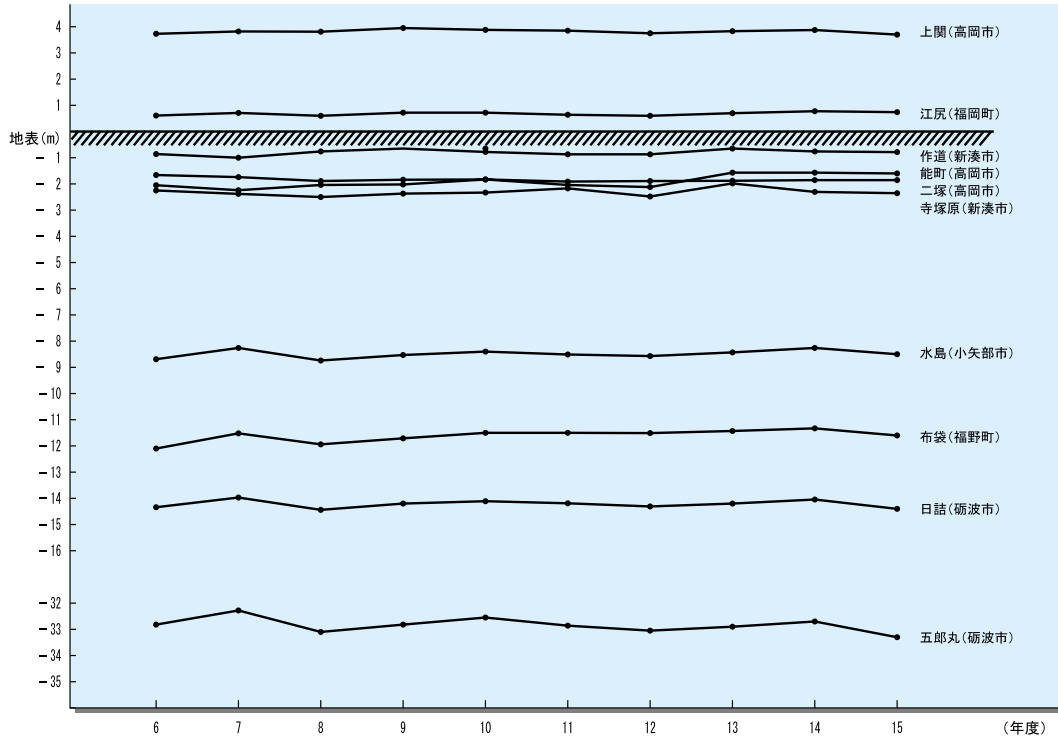
また、この調査結果に基づき、汚染米発生地域とその近傍地域のうち汚染米が発生するおそれがある地域を合わせた1,500.6haを農用地土壌汚染対策地域(以下「対策地域」という。)として指定した。対策地域

表1 11 玄米及び土壌中カドミウム濃度(神通川流域) (46～51年度調査)

玄米中カドミウム濃度(ppm)	点数	比率(%)	土壌中カドミウム濃度(ppm)	点数	比率(%)
0.40未満	1,589	62	0.50未満	185	11
0.40～0.99	751	29	0.50～0.99	725	44
1.00～1.99	198	8	1.00～1.99	500	30
2.00以上	32	1	2.00以上	257	15
計	2,570	100	計	1,667	100

図1 12 地下水位の推移

(1) 高岡・砺波地域



(2) 富山地域

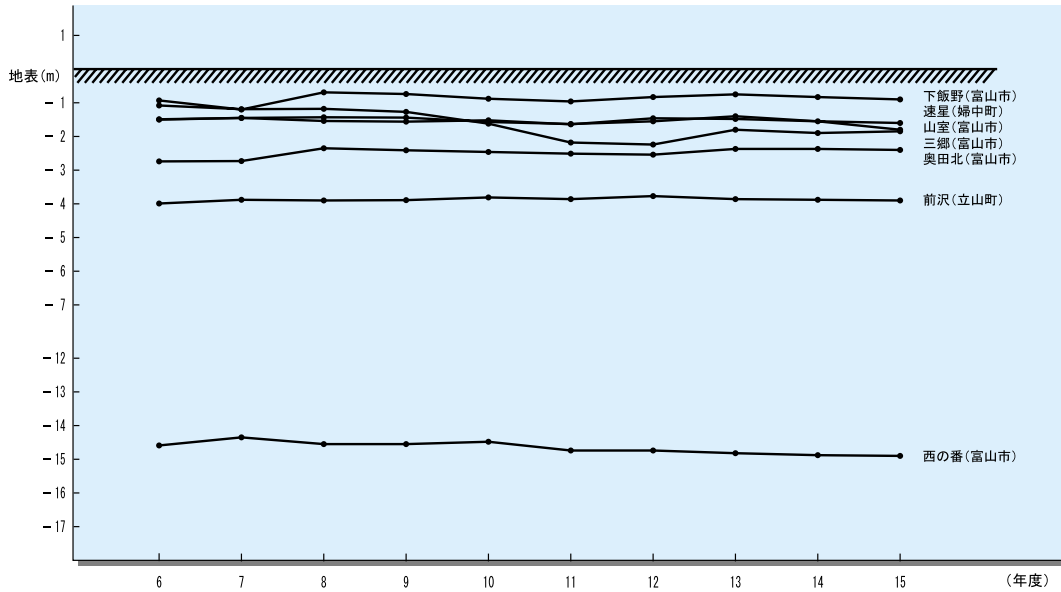
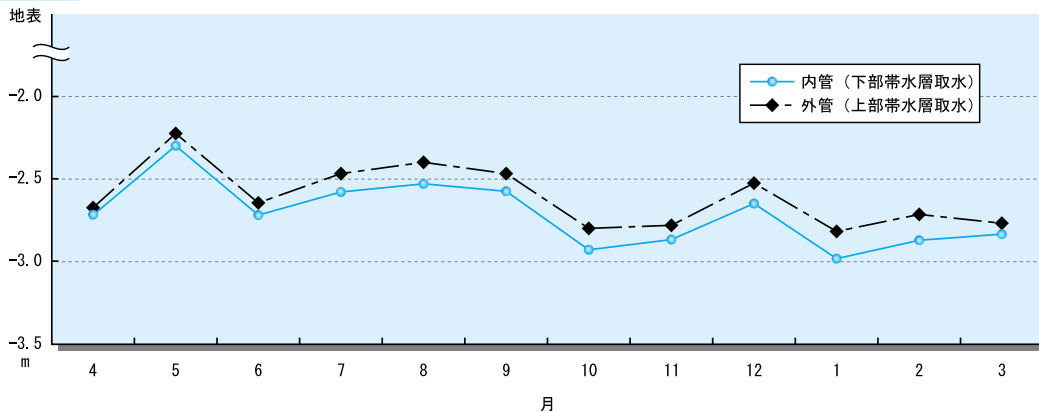


図1 13 15年度における中田観測井地下水位(月平均)



内の汚染状況は、表1 12のとおり、玄米中カドミウム濃度の平均は0.99ppm、土壌中カドミウム濃度の平均は、作土で1.12ppm、次層土で0.70ppmであった。

神通川流域の対策地域面積は1,500.6haで、富山市、婦中町、大沢野町及び八尾町の1市3町の広大な地域に及ぶことから、対策計画を上流部から順次分割して策定し、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき、第1次地区の96.4haについては55年2月、第2次地区の450.5haについては59年1月（3年9月に変更）、残る第3次地区の953.7haについては4年2月（15年6月に変更）に、それぞれ対策計画を策定した。対策計画に係る事業費は、第1次地区が1,783,000千円、第2次地区が10,940,000千円（3年9月の変更後は9,054,865千円）、3次地区が19,291,900千円（15年6月の変更後は24,232,000千円）であり、第1～3次地区に係る公害防止事業費事業者負担法に基づく費用負担計

画により負担がなされている。対策計画が策定されると、土地改良法等に基づき公害防除特別土地改良事業（以下「公特事業」という。）が実施されることになり、第1次地区については、55年10月に公特事業として事業計画が確定し、58年度に面工事が完成、第2次地区については、59年6月に事業計画が確定し、4年度に面工事が完成、第3次地区については、4年9月に事業計画が確定し、10月から工事に着手している。

また、土壌復元工事が実施された結果、第1次地区及び第2次地区では、全面積において作付が可能となり、第3次地区についても、16年度に作付可能な客土水田面積は306haとなっている。

なお、15年度に作付した第3次地区の客土水田（10.2ha）においてカドミウム濃度調査を実施したところ、玄米中カドミウム濃度は0.04～0.08ppm、土壌中カドミウム濃度は0.03～0.09ppmであった。

表1 12 対策地域内玄米及び土壌中カドミウム濃度（神通川流域）

区 分	玄 米 中 (ppm)		土 壌 中 (ppm)			
			作 土		次 層 土	
	点 数	平 均	点 数	平 均	点 数	平 均
	544	0.99	544	1.12	304	0.70

(イ) 黒部地域

黒部地域では、45年に黒部市の旧日本鉱業(株)三日市製錬所周辺地域の農用地が、カドミウム環境汚染要観察地域に指定された。このため、46～48年度の3年間にわたって同工場周辺の農用地約250haを対象に、玄米316点、土壌（作土）225点についてカドミウム濃度を調査した。その結果の概要は、表1 13のとおりであった。

玄米中カドミウム濃度が1.0ppm

以上の汚染米が検出された地点は7地点で、汚染米発生地域の面積は約8haとなっている。

この調査結果に基づき汚染米発生地域と近傍地域をあわせた129.5haを対策地域として指定した。対策地域内の玄米及び土壌の汚染状況は表1 14のとおりであった。

黒部地域の対策地域面積は129.5haで、当該地域については、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき、3年11月（8年

表1 13 玄米及び土壤中カドミウム濃度（黒部地域）（46～48年度調査）

玄米中カドミウム濃度 (ppm)	点数	比率 (%)	土壤中カドミウム濃度 (ppm)	点数	比率 (%)
0.40未満	80	26	2.00未満	29	13
0.40～0.99	229	72	2.00～5.99	130	58
1.00～1.99	7	2	6.00～9.99	45	20
2.00以上	0	0	10.00以上	21	9
計	316	100	計	225	100

表1 14 対策地域内玄米及び土壤中カドミウム濃度（黒部地域）

区分	玄米中 (ppm)		土 壤 中 (ppm)			
	点数	平均	作 土		次 層 土	
			点数	平均	点数	平均
	44	0.79	44	7.57	19	0.85

9月に変更)に対策計画を策定した。対策計画に係る事業費は、2,936,000千円(変更後は4,005,700千円)であり、対策地域に係る公害防止事業費事業者負担法に基づく費用負担計画によって費用負担がなされている。

また、公特事業については、4年1月に県営公特事業として事業計画が確定したため、2月から工事に着手し、9年度には全面積において作付が可能となっている。

(ウ) 産米流通対策地域

農用地土壌汚染対策地域周辺に位置する地域で、玄米中カドミウム濃度が0.4ppm以上1.0ppm未満の米を産出する地域を産米流通対策地域とし、神通川流域では9年2月に、黒部地域では9年11月に対策計画を策定し、復元事業に着手している。

イ 市街地等の土壌汚染対策

近年、有害物質による土壌汚染の判明件数が全国的に著しく増加してきており、土壌汚染による人の健康影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まったことから、14年5月に「土壌汚染対策法」が公布され、15年2月から施行されている。

県では、事業者等に対して文書通知

や説明会の開催等により、法の周知を図ってきている。

また、15年度は、法の円滑な運用を図るため、土壌汚染の可能性の高い土地を把握するための情報や汚染原因の特定のための情報等の土壌汚染に関する情報を調査・収集するとともに、これらを管理・活用するための土壌汚染リスク情報管理システムを構築した。

ウ 射撃場における鉛汚染対策

13年度に福光射撃場(福光町)内の土壌から環境基準を超える鉛が検出されたため、射撃場を一時閉鎖するとともに、学識経験者や関係者で構成するプロジェクトチームを設置して環境保全対策を検討している。14年度に行った環境調査から、射撃場内の鉛散弾分布面積は約77,000m²、汚染土量は約6,900m³と推定された。また、ボーリング調査の結果、汚染土壌が直接地下水と接しているところはなかった。これらの結果を踏まえ、ライフル射撃場及びクレー射撃場山間部の汚染土壌を除去している。

エ 地下水の保全対策

(ア) 地下水条例による規制

a 指定地域

地下水採取に伴う障害が生じ、又は生ずるおそれのある地域を規制地域に、また水理地質上、規制地域と関連する周辺の地域を観察

地域として表1 15及び図1 14のとおり指定している。

b 規制対策揚水設備

動力を用いて地下水を採取するための設備で、揚水機の吐出口の断面積が21cm²を超えるもの(ただし、温泉や可燃性ガスの採掘に

表1 15 地下水条例指定地域

区 分	富 山 地 域	高 岡 地 域
規 制 地 域	富山市の一部	高岡市及び大門町の一部、新湊市及び大島町の全部
観 察 地 域	富山市、大沢野町、大山町、上市町、立山町、八尾町及び婦中町の一部、舟橋村の全部	高岡市、砺波市、小杉町、大門町及び福岡町の一部、下村の全部

図1 14 条例に基づく取水基準適用区域

伴う揚水設備及び河川区域内の揚水設備は除く。)を規制対象としている。

c 取水基準

規制地域内の工業用や建築物要の対象揚水設備についての取水基準は、52年3月1日から表1 16のとおり適用されている。

d 揚水設備の届出状況

条例に基づく届出状況は、事業場数が2,916、揚水設備数が3,715

となっている。

用途別では、建築物用が最も多く1,171事業場1,379設備であり、次いで道路等消雪用が1,179事業場1,357設備、工業用が452事業場827設備の順となっており、近年、道路等消雪用の設備が増加している。地下水条例指定地域の揚水設備の推移は、図1 15のとおりである。

e 地下水採取状況
 条例に基づき報告された15年度の年間地下水採取量は、129.1百万m³/年となっている。用途別では、図1 16のとおり、工業用が73.7百

万m³/年と最も多く、全体の約6割を占めており、次いで道路等消雪用の17.9百万m³/年、水道用の17.0百万m³/年の順となっている。

表1 16 取水基準

区分	項目	揚水機の吐出口の断面積 (cm ²)	採取する地下水の量 (m ³ /日)
既設	52年3月1日までに設置された揚水設備	200 以下	1,000 以下
新設	52年3月2日以降に設置された揚水設備	150 以下	800 以下

図1 15 地下水条例指定地域の用水設備の推移

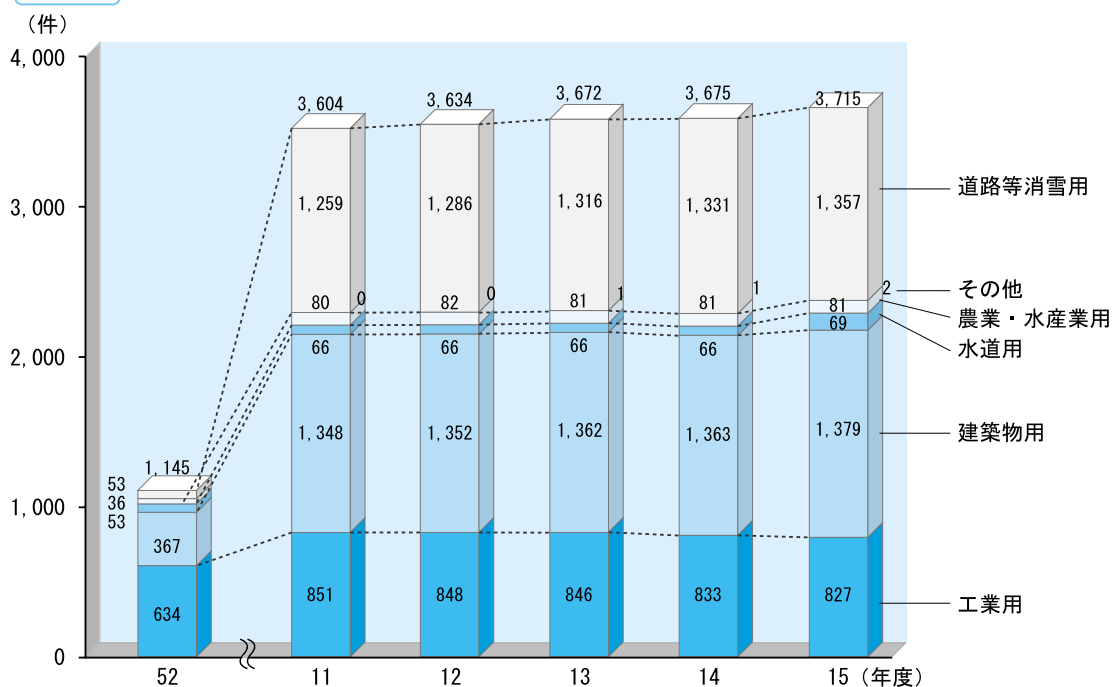
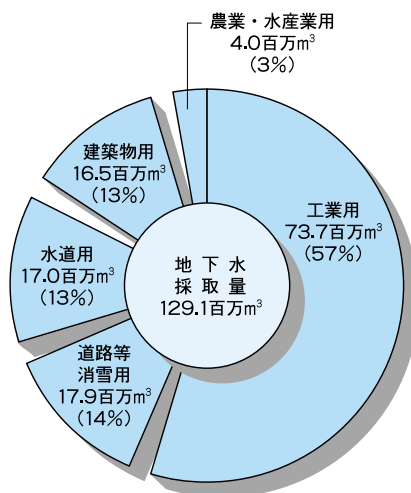


図1 16 地下水条例指定地域の採取量 (15年度)



(イ) 地下水指針の推進

近年、大規模開発に伴う地下水涵養量の減少や消雪設備の増加による冬期間の地下水位の低下など、地下水環境を取り巻く状況が変化している。これらに適切に対処して県民共有の財産である地下水を保全し、適正に利用していくために、地下水指針（4年5月策定、11年3月改定）を推進している。

a 目標

地下水の保全目標は、「豊かで清らかな地下水の確保」を目指し、「地下水の採取に伴う地下水障害地域の拡大を防ぐ」とする。また、目標を達成するため、図1-17のとおり、各地下水区ごとに適正揚水量を設定する。

b 期間

本指針は期間を特に定めないが、おおむね5年を目途に施策等の見直しを図る。

c 対象地域

地下水の賦存する平野部の地域とする。

d 地下水の保全・適正利用施策

地下水の保全目標を達成するため、次の施策を総合的に推進する。

- 地下水条例による規制
- 開発行為に対する事前指導
- 地下水利用の合理化等
- 冬期間の地下水位低下対策
- 観測体制の整備・拡充
- 地下水の涵養
- 調査・研究の推進
- 地下水保全関係団体の育成
- 地下水保全意識の啓発

e 推進体制

事業者、関係団体及び行政からなる「地下水保全・適正利用推進会議」を設置し、指針を効果的に推進する。

(ウ) 観測体制の整備

本県における地下水位の観測体制は、34年度に高岡市二塚及び富山市

山室に観測井を設置して以来、逐次増設され、現在、氷見地域2井、高岡・砺波地域11井、富山地域7井、魚津・滑川地域4井、黒部地域9井の合計33観測井となっている。

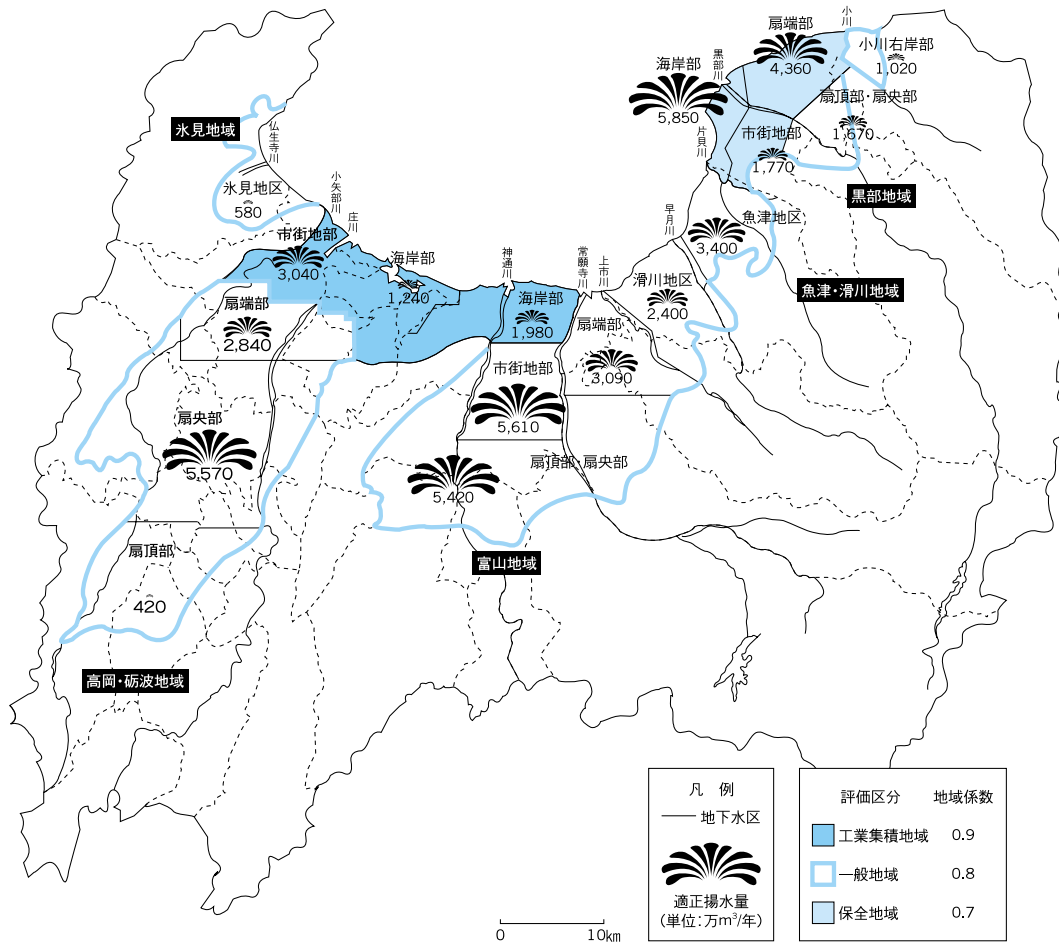
(エ) 監視指導

地下水条例の対象となる30工場・事業場を立入検査し、取水基準の遵守状況及び揚水記録等設備の維持管理状況を調査するとともに、技術指導を行った。

(オ) 冬期間における地下水位低下対策

冬期間の地下水位低下対策を推進するため、「冬期間地下水位低下対策推進委員会」において、高岡・砺波地域を対象に冬期間の安全水位に関する調査研究を実施し、水文地質資料等の収集・整理を行うとともに、海岸部における塩水化実態調査を実施した。

図1 17 地下水区における適正揚水量



4 騒音、振動のないやすらかな環境の実現

(1) 騒音、振動の状況

騒音による生活環境への影響の指標として、環境基準が定められ、県及び市町により、環境の監視が行われている。

騒音に係る環境基準の達成状況は、道路に面する地域以外の地域（一般地域）の環境騒音については89%であったが、道路に面する地域における自動車交通騒音については59%となっており、騒音規制法に基づく公安委員会への要請限度*を超過している地域もみられる。また、航空機騒音については、環境基準を達成している。

振動については、道路に面する地域において測定が行われており、公安委員会への要請限度と比較して極めて低い値となっている。

騒音、振動による生活環境への影響を防止するため、各市町では、工場・事業場等の監視を実施するとともに、必要に応じて施設の改善や維持管理の徹底等について指導を行っている。

(2) 騒音、振動の防止

ア 騒音の防止対策

(ア) 法令等に基づく規制の概要

騒音規制法は、規制地域において、敷地境界での工場騒音、特定建設作業騒音及び自動車交通騒音を規制することにより、騒音の防止を図っている。

規制地域は、富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、大沢野町、大山町、上市町、立山町、入善町、朝日町、八尾町、婦中町、小杉町、大門町、大島町、城端町、庄川町、井

波町、福野町、福光町及び福岡町の9市17町のうち、都市計画法に基づく用途地域の定められている地域であり、工場騒音は、金属加工機械、織機等31種類の施設、特定建設作業騒音は、くい打機を使用する作業等8種類の作業について、区域及び時間帯ごとに規制基準が定められている。

15年度末の特定施設の届出状況は、1,558工場・事業場、18,768施設となっている。

また、自動車交通騒音は、定常走行時及び加速走行時について許容限度を定め規制されているほか、公安委員会等への要請限度が定められている。

さらに、公害防止条例では、法の指定地域以外の地域及び規制対象外の施設を対象として、県下全域にわたって規制を行っている。規制基準は、法に準じて、区域及び時間帯ごとに定められている。

(イ) 監視指導

騒音規制法及び公害防止条例の対象工場・事業場等について、11市町が52工場・事業場の立入検査を実施し、規制基準の適合状況及び対象施設の維持管理状況を調査するとともに技術指導を行った。

(ウ) 騒音の各種調査

一般地域の環境騒音については、道路に面する地域以外の地域において14市町が実態を調査した。このうち、昼間及び夜間とも測定が実施された70地点における環境基準の達成状況は、表1-17のとおり、昼間及び

*要請限度 ... 騒音規制法及び振動規制法により自動車騒音及び振動が要請限度を超過し、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、市町村長は公安委員会に対し、道路交通法の規定による自動車の通行禁止、最高速度の制限等の交通規制等の措置を執るべきことを要請するものとされている。また、このほか、必要があると認めるときは、舗装の改良、その他道路構造の改善等自動車騒音の減少に資する事項に関し、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることもできるとされている。

夜間とも達成している地点は62地点（89%）であり、昼間、夜間のいずれかにおいて達成している地点は、6地点（9%）であった。

また、自動車交通騒音については、道路に面する地域において県及び17市町が146地点で実態を調査した。このうち、昼間及び夜間とも測定を実施し、かつ、環境基準を超過する住居等の戸数及び超過する割合について評価（面的評価）を行っている地点の環境基準の達成状況は、表1 18のとおり、達成している地点は7地点（59%）であり、達成率が50～100%未满是4地点（33%）であった。

また、県では、航空機騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、

四季ごとに1回（7日間）4地点で調査を実施した。その結果、すべての地点において環境基準を達成していた。航空機騒音の年度別推移は表1 19のとおりである

このほか、県では、高速道路における自動車交通騒音の実態を把握するため、北陸自動車道の2地点及び東海北陸自動車道1地点の計3地点の敷地境界線において調査を実施した。

(エ) その他の対策

高度道路交通システムの整備や道路構造の改善等により、交通流の円滑化、交通渋滞の解消等を促進し、自動車交通騒音の防止を図っている。

表1 17 一般地域の環境騒音の環境基準達成率（15年度）

区 分	測定地点数	全部達成（%）	一部達成（%）
道路に面する地域以外の地域	70	62（89）	6（9）

表1 18 自動車交通騒音の環境基準達成率（15年度）

区 分	測定地点数	環 境 基 準 達 成 率		
		0%～50%未満	50%～100%未満	100%
道路に面する地域	12	1（8）	4（33）	7（59）
内 訳	国 道	1（12）	4（50）	3（38）
	県 道	4	0	4（100）

注1 環境基準達成率は、当該地域内の全ての住居等のうち環境基準に適合している戸数の割合を把握して面的評価したものである。

2（ ）内の数値は、測定地点数に対する達成地点数の割合で、単位は%である。

表1 19 航空機騒音の年度別推移

（単位：WECPNL）

調査地点名	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
富山市萩原	70	69	69	71	72
富山市塚原	68	68	68	70	70
富山市新保	65	61	62	67	67
婦中町萩島	71	70	71	73	70
環 境 基 準	75以下（類型）				

イ 振動の防止対策

道路交通振動の防止を図っている。

(ア) 法令等に基づく規制の概要

振動規制法では、規制地域において、敷地境界での工場振動、特定建設作業振動及び道路交通振動を規制することにより、振動の防止を図っている。

規制地域は、富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、大沢野町、大山町、上市町、立山町、入善町、朝日町、八尾町、婦中町、小杉町、大門町、大島町、城端町、庄川町、井波町、福野町、福光町及び福岡町の9市17町のうち、都市計画法に基づく用途地域の定められている地域であり、工場振動は、金属加工機械、織機等20種類の施設、特定建設作業振動は、くい打機を使用する作業等6種類の作業について、区域及び時間帯ごとに規制基準が定められている。

15年度末の特定施設の届出状況は、839工場・事業場、8,998施設となっている。

また、道路交通振動については、公安委員会等への要請限度が定められている。

(イ) 監視指導

振動規制法の対象工場・事業場等については、6市町が35工場・事業場の立入検査を実施し、規制基準の適合状況及び対象施設の維持管理状況を調査するとともに技術指導を行った。

また、道路交通振動については、12市町が95地点において調査を実施したところ、いずれの地域においても、道路交通振動に係る公安委員会への要請限度と比較して極めて低い値であった。

(ウ) その他の対策

高度道路交通システムの整備や道路構造の改善等により、交通流の円滑化、交通渋滞の解消等を促進し、

5 化学物質による環境汚染の防止

(1) 化学物質による環境汚染の状況

有害性が指摘されている化学物質については、近年、法令による規制が進み、環境リスク（環境の保全上の支障を生じさせる可能性）の低減が図られているが、使用や排出の実態、環境濃度等の知見が不足しており、今後、実態の把握に努めることが必要となっている。このため、国では、11年7月に、多数の化学物質に係る環境リスクを適切に管理することを目的として「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「化学物質排出把握管理促進法」という。）を制定し、14年4月からP R T R制度^{*1}が運用されている。

化学物質による環境汚染については、大気汚染防止法やダイオキシン類対策特別措置法などにに基づき対策を推進しており、特に環境基準が設定されたベンゼンやダイオキシン類^{*2}などについては、環境濃度や排出状況等の把握に努めている。

また、一部の地域で、地下水から環境基準を超過する有機塩素系化合物が検出されていることから、汚染の拡大を防止するとともに、工場・事業場における化学物質の適正管理の徹底を指導している。

さらに、人や野生生物の内分泌作用をかく乱し、生殖機能障害等を引き起こす可能性が指摘されている内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）については、国の調査に協力するとともに、県においても主要河川で調査を行い、実態の把握に努めている。

一方、ゴルフ場における農薬の管理については、2年4月に定めた「ゴルフ場農薬安全使用指導要項」に基づき、県内のすべてのゴルフ場で魚類を用いた水質

の常時監視が行われており、排水の自主測定の結果も環境省の暫定指導指針値及び要綱の指導値を満たしている。

また、農業分野においては、13年3月に「環境にやさしい農業の展開」を改定し、新たに「環境にやさしいとやま農業元気指標」を設け、化学肥料や化学農薬の削減、有機物資源の有効活用等、環境への負荷の少ない農業の重要性を啓発する運動を展開している。

さらに、12年2月に策定した「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に基づき、たい肥等を活用した土づくりと化学肥料・農薬の使用の低減を一体的に行う持続性の高い農業生産方式を周知徹底するとともに、これを実践する生産者（エコファーマー）を育成するため、積極的な啓発活動を展開している。

(2) 化学物質による環境汚染防止対策

ア P R T R制度の運用

(ア) P R T Rデータの集計公表

化学物質排出把握管理促進法に基づくP R T Rデータの第2回集計結果が、国から16年3月29日に公表され、県も併せて公表を行った。

本県の届出数は575件で、その内訳は表1 20のとおり、電子媒体での届出が16.5%を占めており、全国平均の9.5%を上回っていることからみても、新しい届出方法である電子届出が事業者に着実に浸透していることを示していた。

15年度に届出のあった本県の化学物質の排出・移動量の合計は7,741 tであり、全国順位は前年同様23位であった。その内訳は、表1 21のとおり

*1 P R T R制度 ... P R T Rとは Pollutant Release and Transfer Register の略称。有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運びだされたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みをいう。

*2 ダイオキシン類 ... ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（P C D D、75種類）ポリ塩化ジベンゾフラン（P C D F、135種類）及びコプラナーP C Bの総称。ダイオキシン類のなかで最も毒性が強い2, 3, 7, 8 四塩化ジベンゾパラジオキシン（2, 3, 7, 8 T C D D）については、人に対する発がん性が確認されている。

り、大気、水域への排出量が2,926 t (37.8%)、廃棄物への移動量は4,815 t (62.2%)であり、全国と比較すると、大気、水域への排出量の割合が少なく、県内の事業所において対象物質の環境への排出抑制が進んでいる結果となった。

届出排出量の内訳を物質別にみると、表1-22のとおり、合成原料や溶剤として幅広く使用されているトル

エン(1,133 t)、キシレン(468 t)、金属洗浄などに使用されるジクロロメタン(塩化メチレン)(456 t)の順で全国と同様な傾向であった。

なお、届出排出量と届出外排出量(小規模事業所、田、家庭、自動車等からの排出量を国が推計)を合計した総排出量は、表1-23のとおり、8,725 tと全国の0.99%を占めており、全国順位は30位であった。

表1-20 届出状況

届出媒体		届出数
紙面		480 (83.5)
電子媒体	磁気ディスク	40 (7.0)
	電子情報処理組織	55 (9.6)
計		575 (100)

注 ()内は届出排出量の中で占める割合(%)である。

表1-21 届出排出・移動量集計結果

区分		排出・移動量(t)	
		富山県	全国
排出量	大気	2,691 (34.8)	255,676 (50.3)
	水域	234 (3.0)	12,031 (2.4)
	土壌		305 (0.1)
	埋立	0 (0)	22,441 (4.4)
	小計	2,926 (37.8)	290,453 (57.2)
移動量	廃棄物への移動	4,815 (62.2)	214,498 (42.2)
	下水道への移動		2,995 (0.6)
	小計	4,815 (62.2)	217,493 (42.8)
排出・移動量合計(t)		7,741 (100)	507,946 (100)

注1 ()内は届出排出・移動量の中で占める割合(%)である。

2 四捨五入の関係により、個別値の合計が合計値と一致しない場合がある。

表1-22 物質別届出排出量

物質	排出量(t/年)	
	富山県	全国
トルエン	1,133 (38.7)	122,910 (42.3)
キシレン	468 (16.0)	47,335 (16.3)
ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	456 (15.6)	25,406 (8.7)
その他	869 (29.7)	94,802 (32.6)
合計	2,926 (100.0)	290,453 (100.0)

注1 ()内は届出排出量の中で占める割合(%)である。

2 四捨五入の関係により、個別値の合計が合計値と一致しない場合がある。

表1 23 届出排出量及び届出外排出量

	届出排出量 (t/年)	届出外排出量(t/年)					排出量 合計
		対象業種	非対象業種	移動体	家庭	合計	
富山県	2,926 (1.0)	2,621 (1.0)	1,096 (0.89)	1,570 (1.0)	513 (0.83)	5,799 (0.98)	8,725 (0.99)
全国	290,453	250,889	122,681	153,850	61,662	589,082	879,536

- 注1 ()内は全国での富山県の占める割合(%)である。
 2 四捨五入により、合計が一致しない場合がある。
 3 届出外排出量は、現在、手法が改善されているところであり、手法が安定するまでは単純に推計値を比較することはできない。

(イ) P R T R制度及びリスクコミュニケーションの普及啓発

16年4月から化学物質排出把握管理促進法に基づく届出対象事業者の要件が拡大されることから、14年度に引き続き環境省の委託を受け、「P R T Rフォローアップ調査」を実施し、P R T R制度の普及を図るための中小事業者への講習会や、制度を円滑に運用する上で重要なリスクコミュニケーションの普及啓発を図るための県民への講習会等の事業を実施した。

イ ダイオキシン類への対応

(ア) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制の概要

ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等を図るため、工場・事業場から排出される排出ガスや排水について、排出基準を設定し、規制を行っている。また、規制の対象となる特定施設を設置する工場・事業場に対しては、毎年1回以上のダイオキシン類の測定及びその結果の知事(富山市の事業所にあつては、市長)への報告を義務付けている。

現在、政令で廃棄物焼却炉等21種類の施設が特定施設に指定されており、15年度末の特定施設の届出状況

は、総施設数が256施設(144工場・事業場)となっている。種類別にみると、大気基準適用施設(192施設)では、廃棄物焼却炉が141施設(73%)と最も多く、次いでアルミニウム合金製造用溶解炉が48施設(25%)となっており、水質基準対象施設(64施設)では、廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設等が43施設(67%)、アルミニウム及びその合金製造の用に供する廃ガス洗浄施設が12施設(19%)の順となっている。

(イ) ダイオキシン類環境調査

県は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、国、地方公共団体と連携して、ダイオキシン類の汚染の状況を調査しており、15年度は、大気、河川水質、河川底質、海域水質、海域底質、地下水質及び土壌について、合計139地点で調査を実施した。

調査結果は、表1 24のとおり、河川水質については富山市の富岩運河1地点で環境基準を超えていたが、その他の地点では環境基準を達成していた。

(ウ) ダイオキシン類発生源監視指導

a 県の立入検査・測定

15年度は、大気基準適用施設を有する55工場・事業場及び水質基準対象施設等を有する5工場・事業場について、立入検査を実施するとともに、排出ガス(15工場・

表1 24 ダイオキシン類の調査結果及び環境基準の達成状況（15年度）

区 分		調査地点数	調査結果	環境基準	環境基準超過地点数
大気	住居地域	10	0.030 ~ 0.11 pg-TEQ/m ³	0.6pg-TEQ/m ³	0
	工業地域	3	0.056 ~ 0.074pg-TEQ/m ³		0
	廃棄物焼却施設周辺	3	0.074 ~ 0.18 pg-TEQ/m ³		0
河川水質		40	0.065 ~ 1.1 pg-TEQ/ℓ (0.065 ~ 0.81)	1pg-TEQ/ℓ	1 (0)
河川底質		18	0.21 ~ 49 pg-TEQ/g	150pg-TEQ/g	0
海域水質		8	0.066 ~ 0.081pg-TEQ/ℓ	1pg-TEQ/ℓ	0
海域底質		8	0.33 ~ 13 pg-TEQ/g	150pg-TEQ/g	0
地下水質		24	0.065 ~ 0.092pg-TEQ/ℓ	1pg-TEQ/ℓ	0
土壌	一般環境	13	0.00015 ~ 0.077pg-TEQ/g	1,000pg-TEQ/g	0
	発生源周辺	12	0.039 ~ 37 pg-TEQ/g		0
合 計		123			

- 注1 大気（各地点年4回測定）及び河川水質（各地点年1～4回測定）の調査結果については、年平均値である。
 2 河川水質の（ ）は、富岩運河を除いた値である。

事業場）及び排水（7工場・事業場）のダイオキシン類濃度を測定した。

その結果、排出ガスについては0.0047～7.8ng^{*1} TEQ^{*2}/m³Nであり、2工場・事業場で排出基準値（5 ng TEQ/m³N）を超過したため、排出基準を遵守するように指導した。その結果、1工場・事業場では、施設の改善と維持管理の徹底を行い、事業者による再測定では、排出基準に適合した。また、残る1工場・事業場では、施設の使用を停止した。なお、他の施設では、排出基準値（5～10ng TEQ/m³N）を下回っていた。

排水については0.00039～6.9pg^{*3} TEQ/ℓであり、いずれの工場・事業場も排出基準値

（10pg TEQ/ℓ）を下回っていた。

b 事業者の自主測定結果に対する指導

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事業者の自主測定結果の概要は、表1 25のとおりであり、自主測定結果が未報告の事業者に対しては、文書や立入検査による指導を行った。

なお、大気基準適用施設について、廃棄物焼却炉を設置している1工場・事業場が排出ガスに係る排出基準値（5 ng TEQ/m³N）を超過しており、施設の使用を停止した。また、廃棄物焼却炉を設置している2工場・事業場がばいじんに係る処理基準値（3 ng-TEQ/g）を超過しており、セメン

* 1 ng ... ナノグラムと読む。ナノは単位のひとつで10億分の1（10⁻⁹）を示す。
 * 2 TEQ ... 毒性等量（Toxic Equivalent）：ダイオキシン類は多くの異性体を持ち、それぞれ毒性の強さが異なる。異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8 TCDDの毒性を1として、各異性体の毒性を毒性等価係数（TEF）により換算した量。
 * 3 pg ... ピコグラムと読む。ピコは単位のひとつで1兆分の1（10⁻¹²）を示す。

表1 25 事業者のダイオキシン類自主測定結果の概要（15年度）

(1) 大気基準適用施設

区 分	報 告 対 象 施 設 数	報告施設数	事業者の測定結果
排 出 ガ ス	173 (126)	146 (103)	0 ~ 15ng-TEQ/m ³ N
ばいじん等	126 (107)	102 (85)	0 ~ 15ng-TEQ/g

注 () は工場・事業場数である。

(2) 水質基準適用事業場

区 分	報 告 対 象 事 業 場 数	報告事業場数	事業者の測定結果
排 出 水	16	16	0.00042 ~ 2.4pg-TEQ/ℓ

ト固化により適切に処理するよう指導した。

- (エ) 富岩運河等のダイオキシン類対策水質や底質のダイオキシン類汚染が明らかになっている富岩運河等の対策については、学識経験者等からなる「富岩運河等ダイオキシン類対策検討委員会」を設置し、調査や対策の検討を行ってきており、しゅんせつ土の減容化実験などの対策方法の検討や汚染原因を把握するための調査計画の策定を行った。

なお、15年3月に、国土交通省が「港湾における底質ダイオキシン類対策技術指針」を取りまとめたほか、ダイオキシン類汚染底質の無害化処

理技術の開発に取り組んでおり、県では、これらを踏まえ、引き続き、対策の検討を進めることにしている。

一方、富岩運河のしゅんせつ土砂を搬出した富山新港東埋立地については、汚染土を遮水シートと土砂で覆う対策を完了し、引き続いて周辺環境の監視を行った。

ウ 有害大気汚染物質への対応

住居地域や工業地域等において、大気中のベンゼンやトリクロロエチレンなどの有害大気汚染物質の環境調査を実施した。

環境基準が設定されているベンゼン等の調査結果は、表1 26のとおり、ベンゼンは1.1~1.2μg* / m³(地点

表1 26 環境基準設定物質の測定結果及び環境基準の達成状況（15年度）

区 分	項 目 環境基準 物 質 調査地点	年平均値 (μg / m ³)				環境基準の適 () 否 (×)				調査機関
		3 μg / m ³ 以下 であること。	200 μg / m ³ 以下 であること。	200 μg / m ³ 以下 であること。	150 μg / m ³ 以下 であること。	ベンゼン	トリクロロ エチレン	テトラクロロ エチレン	ジクロロ メタン	
		ベンゼン	トリクロロ エチレン	テトラクロロ エチレン	ジクロロ メタン	ベンゼン	トリクロロ エチレン	テトラクロロ エチレン	ジクロロ メタン	
一 般 環 境	富山芝園	1.1	0.16	0.13	2.5					市
	魚津	1.2	0.15	<0.1	0.84					
	小杉太閤山	1.2	0.17	0.13	0.81					
固定発生源周辺	高岡伏木	1.1	0.56	0.11	1.3					県
	新湊海老江	1.1	0.26	<0.1	1.1					
幹線道路沿道	小杉鷲塚	1.2								

* μg ... マイクログラムと読む。マイクロは単位のひとつで百万分の1 (10⁻⁶) を示す。

別年平均値、以下同じ)、トリクロロエチレンは0.15~0.56 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、テトラクロロエチレンは0.1未満~0.13 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、ジクロロメタンは0.81~2.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ で、4物質ともすべての地点で環境基準を達成していた。

また、その他の優先取組物質であるアクリロニトリル等の調査結果は、表1-27のとおり、14年度に実施された全国調査結果と同程度又はそれを下回る値であった。

表1-27 その他優先取組物質の測定結果(15年度)

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

項 目	地点別平均値	14年度全国調査結果(環境省)		
		最 小	最 大	平 均
アクリロニトリル	<0.1	0.00097	1.3	0.12
塩化ビニルモノマー	<0.1 ~ 1.0	0.0023	5.9	0.11
クロロホルム	0.15 ~ 0.59	0.039	4.2	0.27
1,2-ジクロロエタン	<0.1 ~ 0.59	0.016	1.3	0.13
1,3-ブタジエン	<0.1 ~ 0.11	0.0050	1.6	0.26
水銀及びその化合物	0.0021 ~ 0.0030	0.00032	0.0054	0.0021
ニッケル化合物	<0.004	0.000018	0.082	0.0061
ヒ素及びその化合物	<0.001 ~ 0.0011	0.00018	0.039	0.0017
ベリリウム及びその化合物	<0.0004	0.0000020	0.0050	0.00013
マンガン及びその化合物	0.010 ~ 0.031	0.0037	0.18	0.032
クロム及びその化合物	<0.005 ~ 0.016	0.00026	0.11	0.0071
ホルムアルデヒド	1.5 ~ 2.0	0.26	10	3.4
アセトアルデヒド	1.2 ~ 3.0	0.23	7.9	2.5
酸化エチレン	0.062 ~ 0.12	0.0016	1.8	0.11
ベンゾ(a)ピレン	0.000059 ~ 0.00029	0.000014	0.0015	0.00032

エ 環境ホルモンへの対応

内分泌かく乱化学物質(いわゆる環境ホルモン)の実態を把握するため、県内の7河川において調査を行った。

調査結果は、表1-28のとおり、フタル酸エステル類及びベンゾフェノンが1河川、ビスフェノールAが3河川、17-エストラジオールが2河川で検出されたが、全国調査結果と比較して低い濃度であった。

オ 農薬等への対応

ゴルフ場農薬については、「ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」に基づき、16箇所のゴルフ場において調整池に魚類を飼育することによる水質の常時監視が行われていたほか、排水の自主測定

も年2回以上実施されるなど、適正な管理が図られていた。

排水の自主測定の結果は、いずれも環境省の暫定指導指針値及び要綱で定める県の指導値以下であった。一方、県が行ったゴルフ場排水の水質調査結果も、すべて環境省の暫定指針値及び要綱で定める県の指導値以下であった。

農業分野においては、農薬の適用農作物・適用病害虫等の対象、使用目的や効果、使用上の注意点に対する十分な理解の徹底を図り、適正な使用について指導した。

カ 食品等の汚染対策

水銀、PCB等の有害物質による汚染状況を把握するため、魚介類中の水

表1 28 県内における環境ホルモン実態調査結果（水質）（単位：μg / ℓ）

項目 河川名等	アルキルフェノール類	フタル酸エステル類	ビスフェノール A	ベンゾ（a）ピレン	2,4-ジクロロフェノール	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	ベンゾフェノン	17 エストラジオール
富山県	仏生寺川	ND	ND	0.01	ND	ND	ND	ND
	内川	ND	ND	0.04	ND	ND	ND	ND
	下条川	ND	ND ~ 0.1	0.05	ND	ND	ND	0.0001
	新堀川	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002
	上市川	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	角川	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	片貝川	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	（定量限界）	0.01 ~ 0.1	0.1 ~ 0.3	0.01	0.01	0.05	0.01	0.01
全国（環境省）	ND ~ 21	ND ~ 16	ND ~ 19	ND ~ 0.07	ND ~ 0.88	ND ~ 1.8	ND ~ 0.18	ND ~ 0.28
全国（国土交通省）	ND ~ 3.3	ND ~ 9.4	ND ~ 2.1	ND	ND ~ 0.07	ND ~ 0.16	ND ~ 0.84	ND ~ 0.027

- 注1 NDとは、定量限界未満をいう。
 2 全国（環境省）の欄は、環境省の10～14年度の調査全体での最小値～最大値を示す。
 3 全国（国土交通省）の欄は、国土交通省の10～14年度の調査全体での最小値～最大値を示す。

銀並びに食品中のPCB及び残留農薬調査を実施した。その結果、魚介類中の水銀については、いずれも暫定規制値（総水銀0.4ppm、メチル水銀0.3ppm）以下であった。また、食品中のPCBについては、暫定規制値（0.1～3ppm）以下であり、残留農薬についても基準値以下であった。

キ 毒物劇物の監視指導

毒物及び劇物取締法に基づく届出対象である毒物劇物業務上取扱者延べ73工場・事業場を対象に、飛散、流出等の防止措置及び保管管理の状況等について立入検査を実施し、表1 29のとおり、延べ8工場・事業場について表示不備や保管管理の徹底を指導した。また、講習会を開催し、適正な毒物劇物

の保管管理について指導した。

ク 「旧軍毒ガス弾等の全国調査」のフォローアップ調査

(ア) 調査の概要

近年、茨城県、神奈川県等で旧軍の毒ガスによるものと考えられる被災事故が発生していることから、環境省では、4年度に実施した「旧軍毒ガス弾等の全国調査」のフォローアップ調査を実施し、県は、関連資料の点検・収集や関係者、関係市町村からの情報収集を行うなどの協力を行った。

(イ) 調査結果

- a 国の調査結果（本県関係部分）
 高岡市には、第6陸軍技術研究所の一部が伏木の民間工場に疎開

表1 29 要届出毒物劇物業務上取扱者監視状況

	電気めっき業	金属熱処理業	運送業	合計
工場・事業場	32	1	22	55
立入件数	54 (5)	2 (0)	17 (3) [4]	73 (8) [4]

- 注1 ()内は指導件数である。
 2 []内は、県警の依頼により実施した路上取締り件数である。

して19年に高岡出張所を開所し、同工場内に毒ガスの製造施設を設置した。終戦時に残存した毒ガスは、関係者によって廃棄されたとされる。

b 県の調査結果

(a) 文献調査

公文書館、市町村等の協力を得て実施した結果、伏木郷土史年譜、高岡市史、富山県警察史、伏木港近代史、伏木港史、伏木工場80年史（日本製紙㈱伏木工場）に研究所の所在等が記載されていた。

所在地

高岡市伏木 1 - 1 - 1（当時の王子製紙㈱伏木工場、現在の日本製紙㈱伏木工場）

経緯

19年8月10日 工場が陸軍に接收され、「第6陸軍技術研究所高岡出張所」となった。

20年8月18日 終戦によって、工場に復帰した。

(b) 関係者の証言

作業内容

青酸（呼吸器障害剤）、イペリット（びらん剤）の試製造

処理状況

終戦直後、直ちに次の処理を行った。

青酸；水で薄めて小矢部川に排出

イペリット；富山連隊の演習場（立野が原と思われる。）まで運び焼却

保有量

青酸約200ℓ、イペリット約800kg

高岡出張所の場合は、毒ガス原料の薬液を試製造していたものであり、焼却等により処理されており、毒ガス弾等が埋設された懸念はない。ま

た、県内の他の場所では行われていない。

なお、県に対して、上記の証言を含めて10件の情報が寄せられた。

c 今後の対応

環境省では、現段階において、ただちに健康影響の未然防止の観点からの環境調査を行う状況にはないが、情報に関する事実関係を確認するために、現地周辺の情報収集を実施することが必要であり、その結果、必要があれば、地下水等の環境調査を実施することになっている。県では、必要に応じて調査に協力することになっている。

6 公害被害等の防止と解決

(1) 公害被害等の状況

公害健康被害については、15年度末現在、カドミウム汚染に起因する公害病であるイタイタイ病に認定された患者は187名、要観察者は334名となっている。

公害紛争等については、公害紛争処理法に基づき本県の公害審査会に係属した公害紛争処理事件は、15年度までで5件となっている。

また、県又は市町村が受理した大気汚染や水質の汚濁など典型7公害* についての苦情件数は、図1 18のとおり、47年度の545件をピークに減少していたが、ここ数年増加傾向にあり、15年度は247件となっている。その内訳は、大気汚染に関するものが多く、発生源別では、図1 19のとおり、生産工場、家庭生活、建築・土木工事の順となっている。

なお、人口100万人当たりの苦情件数は、図1 20のとおり、本県は全国に比べ2分の1以下で苦情の少ない県となっている。

(2) 公害被害等の防止対策

ア 公害健康被害対策

公害健康被害者に対しては、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、汚染物排出者負担により、公害によって生じた健康被害の損失に対する補償が行われており、医療費、療養手当等の給付がなされている。本県では、44年12月に神通川下流区域のイタイタイ病が指定を受けている。

県では、患者等の救済を図るため、42年にイタイタイ病患者及び疑似患者等に関する特別措置要綱を策定し、43年1月から公費による医療救済を実施している。また、44年12月に公布された「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」の施行以降、県では、法定受託事務として、47年6月の環境庁公害保健課長通知などの国の示す基

準に従い、県公害健康被害認定審査会に諮ったうえで、イタイタイ病患者等の認定を行っている。

一方、黒部市の旧日本鉱業(株)三日市製錬所周辺地域は、45年5月に国がカドミウム環境汚染要観察地域として指定した地域であり、県では、45年から毎年住民の健康調査を実施している。

(ア) イタイタイ病対策

患者及び要観察者の治療の促進と発病の予防を図るため、保健師等による家庭訪問指導を実施したほか、要観察者に対して管理検診を実施し、健康管理に努めている。また、神通川流域で患者の発生のおそれのある地域の住民に対し、検診を実施している。

(イ) カドミウム環境汚染要観察地域対策

黒部市の旧日本鉱業(株)三日市精錬所周辺地域で住民の健康調査を実施し、住民の健康管理に努めている。

イ 公害紛争等の処理対策

(ア) 公害紛争処理対策

公害紛争処理制度は、公害に関する紛争の迅速かつ適正な解決を図るため設けられたものであり、県では公害審査会や公害苦情相談員を設けて、速やか適切な解決に努めている。

45年11月の公害紛争処理制度の施行から14年度末までに、国の公害等調整委員会及び都道府県の公害審査会等に係属した事件数は1,741件で、うち1,684件が終結している。

本県の公害審査会への係属事件は5件で、いずれも終結している。最近では、13年6月11日に黒部川のダム排砂に伴う水質汚濁と漁業被害に関する調停が申請され、10回にわたり関係者の意見聴取や調整等が行われたが、合意に達せず、14年11月6

* 典型7公害 ... 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭をいう。

日に調停は打ち切られた。

(1) 苦情対策

県では、工場・事業場の監視などにより施設の適正な維持管理を指導するとともに、市町村と連携して、県民や事業者が苦情の原因となる行為の自粛を呼びかけるなど、苦情の

未然防止に努めている。

また、苦情が発生した場合は、市町村等と連携して、速やかな現地調査を実施し、苦情の原因について改善等を指導するとともに、関係者の調整を図るなど、円滑な解決に努めている。

図1 18 苦情件数の推移（典型7公害）

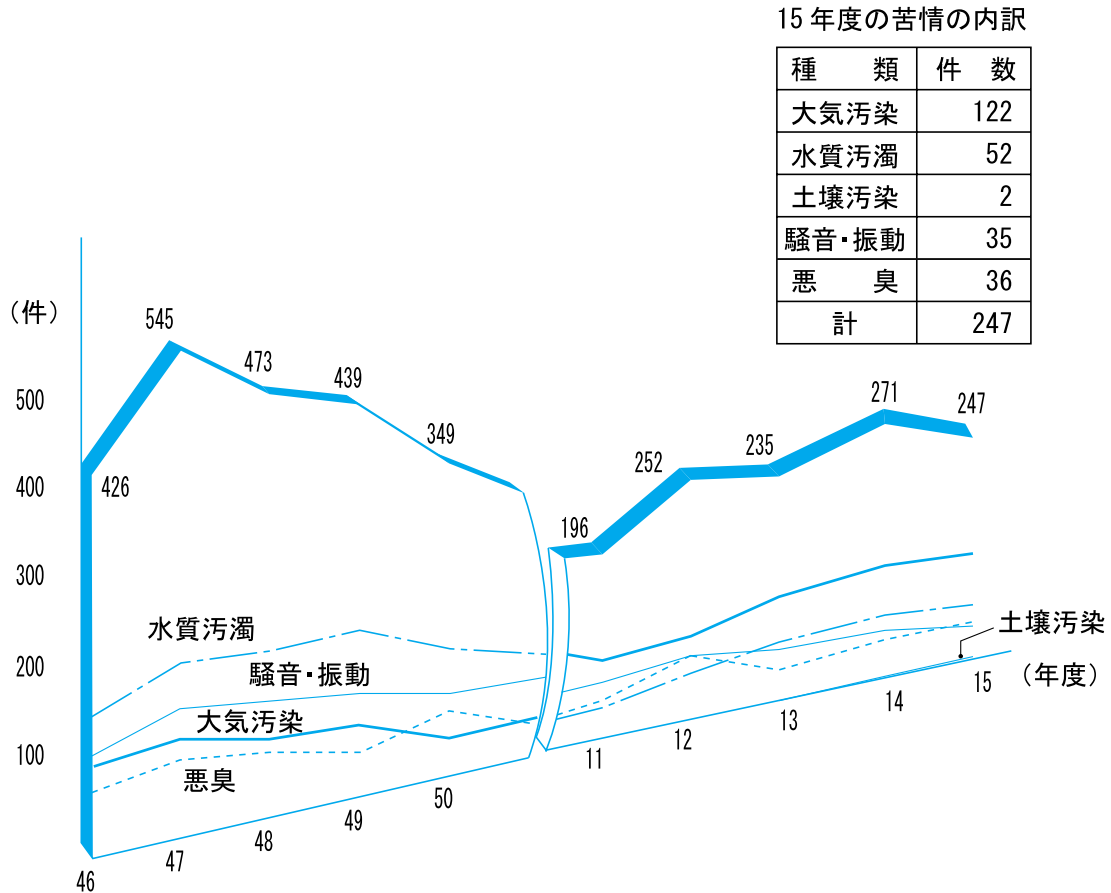


図1 19 苦情の発生源別の推移（典型7公害）

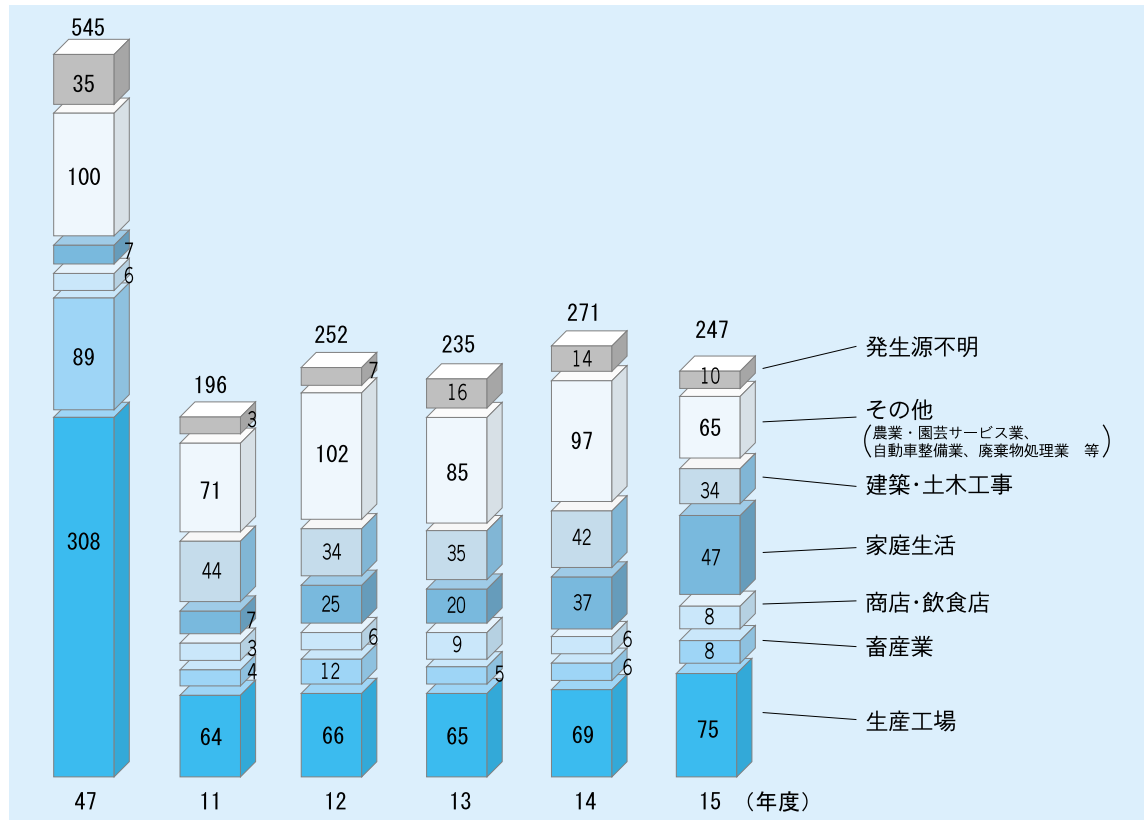
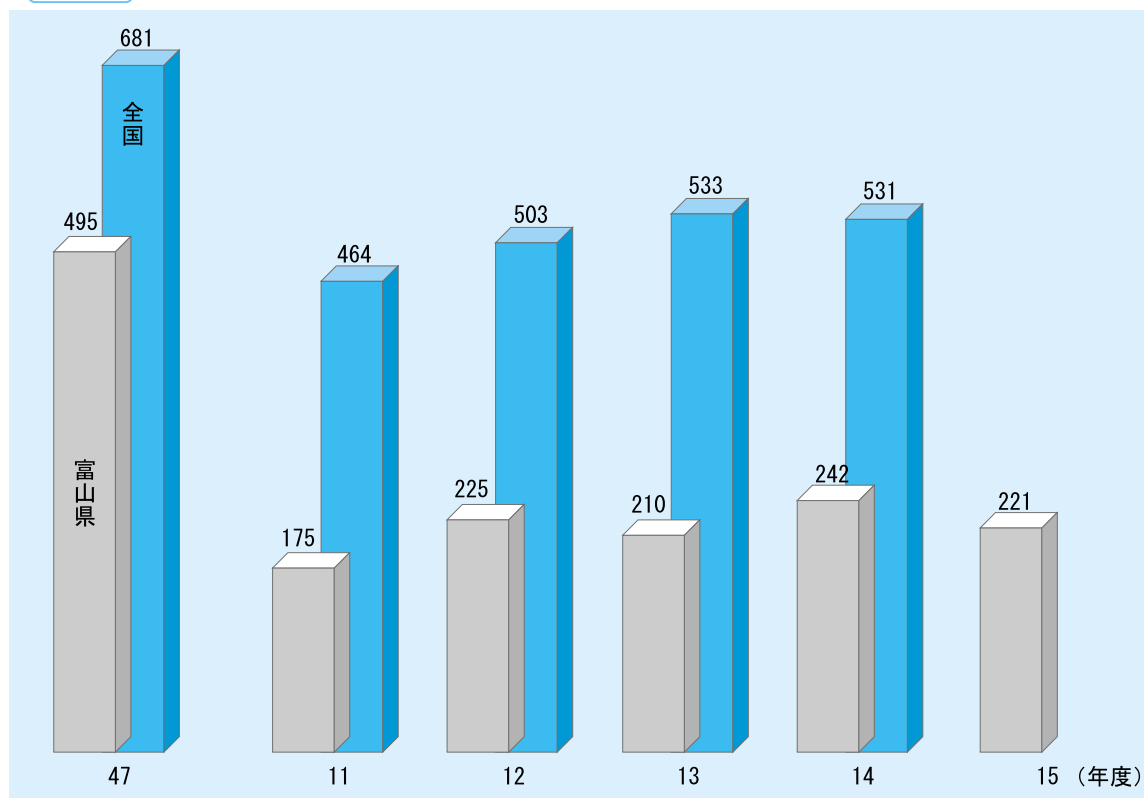


図1 20 人口100万人当たりの苦情件数の推移（典型7公害）



注 本県及び全国の件数は、(苦情件数/人口)×100万人

第 3 節 環境への負荷が少ない循環型社会の構築

環境にやさしい循環型社会の構築に向け、環境要素を良好な状態に保持しながら、廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用を図るとともに資源やエネルギー等の循環的利用により環境への負荷の低減を図ることが必要である。

国においては、12年6月に「循環型社会形成基本法」を制定し、建設リサイクル法や自動車リサイクル法等各種リサイクル法を整備して、廃棄物のリサイクル対策を推進し、「ごみゼロ型社会」の実現を目指して

いるところである。

県においても、15年3月に策定した廃棄物処理計画(以下「とやま廃棄物プラン」という。)に基づき、廃棄物の減量化・リサイクルを総合的かつ計画的に推進している。また、新たに県民総ぐるみの「ごみゼロ推進大運動」を展開するため「ごみゼロ推進県民会議」を設立したほか、日本海側では初めての開催となる「ごみゼロ推進全国大会」を開催するなど、循環型社会に向けた施策を重点的に推進している。

1 廃棄物の減量・リサイクルの推進

(1) 廃棄物の減量・リサイクルの状況

生産や消費の拡大、生活様式の多様化等により、廃棄物の排出が増大し、質的にも多様化している一方で、廃棄物の最終処分場のひっ迫や資源の枯渇が懸念されている。

このため、廃棄物の発生を抑制し、再使用し、再生利用を進め、最後に適正に処理することにより、資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を構築することが必要である。

ア 一般廃棄物

日常生活や事務所等から排出されるごみやし尿は一般廃棄物であり、市町村が処理計画を策定し、収集、処理することとなっている。

指定袋制や有料化の導入、空き缶、古新聞等の資源ごみの回収等により、近年、市町村によるごみの処理量は、ほぼ横ばいの状況にあり、14年度における、県民一人一日当たりの排出量は963g / 人日(13年度の全国平均は1,124g / 人日)となっている。

ごみの減量とリサイクルについては、分別の徹底と資源ごみの回収を推進し、焼却量、埋立量の一層の削減を図るとともに、ごみの再資源化の促進に努めている。

14年度において、市町村の分別収集、中間処理により有効利用されたごみの量は43千トンであり、このほか集団回収により34千トンのごみが資源化された。県全体の総排出量に対するリサイクル率は、14年度では18.0%であり、その推移は表1-30のとおりである。

特に、再使用や再生利用が可能と考えられる缶、びん、ペットボトル*、牛乳パック等の容器包装廃棄物については、県内全市町村で「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下「容器包装リサイクル方法」という。)に基づき、分別収集が行われており、14年度では24千トンが収集されている。

エアコンやテレビなどの廃家電品については、「特定家庭用機器再商品化

表1-30 リサイクル率

(単位: %)

区 分	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
富 山 県	14.0	15.6	16.4	17.6	18.0
全 国	12.1	13.1	14.3	15.0	

*ペットボトル ... ペット(PET)とはポリエチレンテレフタレートの略称。透明で手軽に使えることから、清涼飲料水等の容器への使用が急増している。

法（以下「家電リサイクル法」という。）に基づき、小売業者等を通じて製造業者等が引き取り再商品化を行っており、15年度における県内4か所の指定引取場所での回収量は、103千台となっている。

家庭から排出される使用済みパソコンについては、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づいて15年10月から製造事業者等による回収・再資源化が開始されたところである。

なお、ごみの有料化などの経済的手法も21市町村（15年度末現在）で導入されているほか、多くの市町村では、集団回収を奨励するための報奨金制度

の導入や家庭用の生ごみコンポスト化容器などに対する助成も行われている。

ごみ処理状況の推移及びごみ計画処理量と一人当たりのごみ排出量の推移は、図1 21及び図1 22のとおりである。

このほか、原材料等に利用（マテリアルリサイクル）できない廃棄物については、エネルギーとしての利用（サーマルリサイクル）が図られており、本県では、10年3月に策定した「ごみ処理広域化計画」に基づき、ごみの焼却余熱を利用した発電（富山地区広域圏20,000kW、射水地区広域圏1,470kW）や福祉施設への温水の供給等が行われている。

図1 21 ごみ処理状況の推移

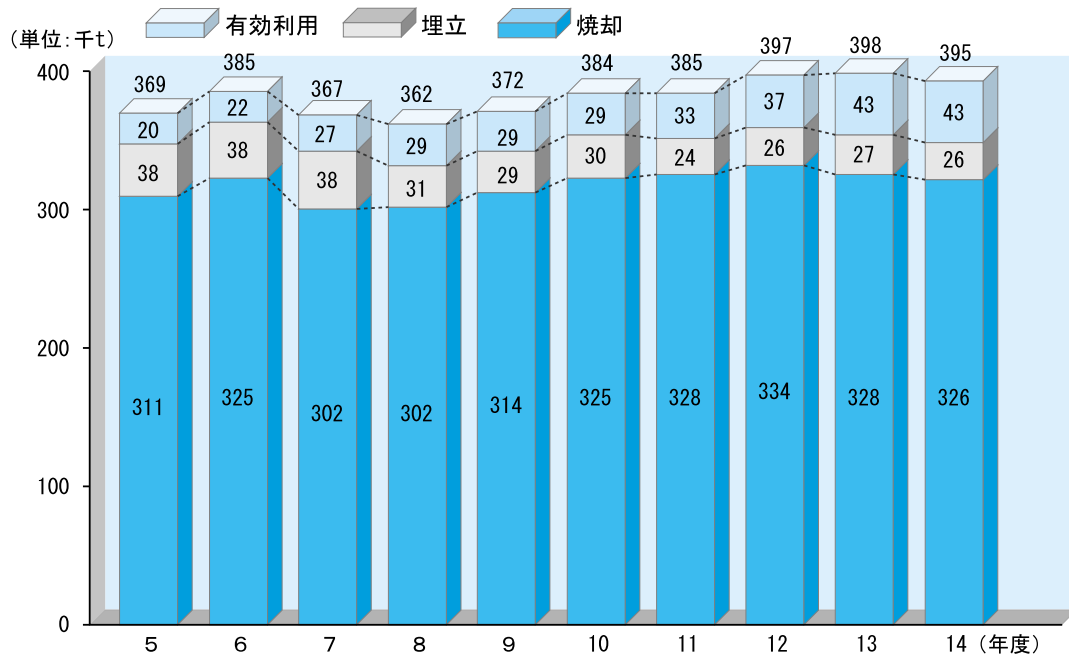
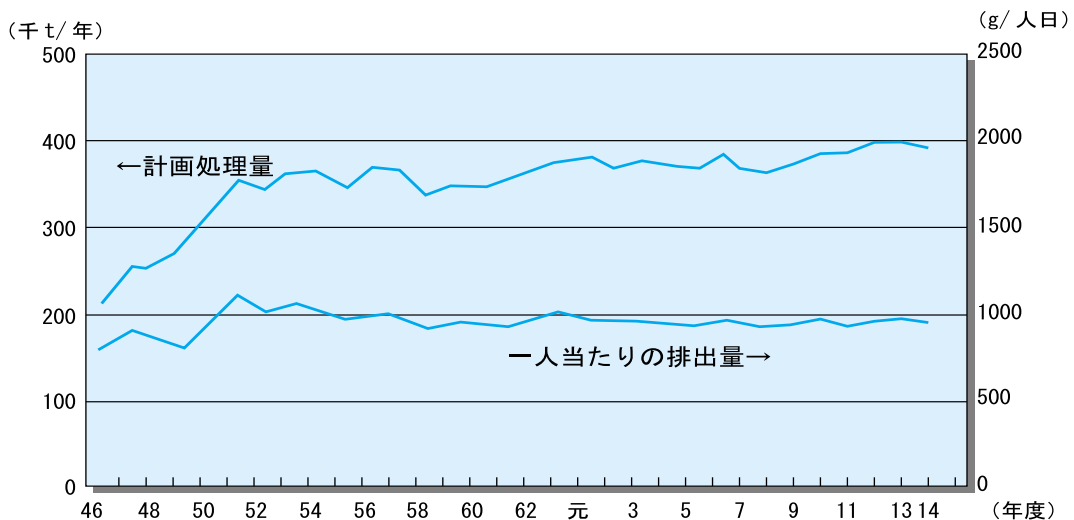


図1 22 ごみ計画処理量と一人当たりのごみ排出量の推移



イ 産業廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等法令で定められたものは産業廃棄物であり、排出事業者処理責任が義務付けられている。県では、とやま廃棄物プランに基づき、発生抑制、減量化、循環的利用の促進や適正処理の推進を図るとともに、産業廃棄物処理施設の計画的な整備を指導している。

産業廃棄物の発生量（推計）は、図1-23のとおり、14年度では475万2千トンであり、13年度に比べ9万5千トンの増加となっている。種類別では、紙・パルプ工場、浄水場などから発生する汚泥が全体の63.3%と最も多く、次にがれき類の18.0%となっている。

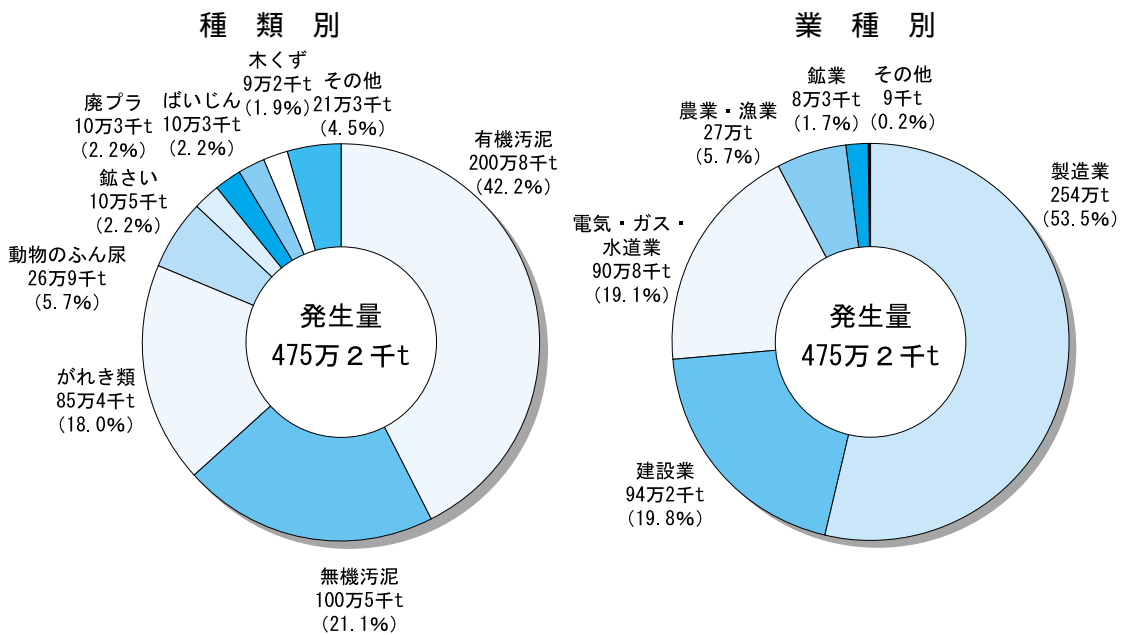
また、産業廃棄物の処理状況は、図

1-24のとおり、全体の61.1%が脱水や焼却などの中間処理によって減量化され、最終的には、32.9%がセメント原料や路盤材などに利用され、残りの6.0%が最終処分（埋立）されている。なお、減量化・循環利用率*は、94.0%となっている。

産業廃棄物発生量等の推移は、図1-25のとおりである。

公共工事に伴う建設系廃棄物については、北陸地方建設副産物対策連絡協議会において「北陸地方建設リサイクル推進計画2002」が策定され、その発生抑制、再利用の促進等が図られており、14年度の再資源化率は、アスファルト塊、コンクリート塊は100%、建設汚泥は97%、建設混合廃棄物は29%となっている。

図1-23 産業廃棄物の発生状況（14年度）



*減量化・循環利用率 ... 産業廃棄物の発生量に対する減量及び再使用・再生利用量の合計の割合をいう。

図1 24 産業廃棄物の処理状況（14年度）

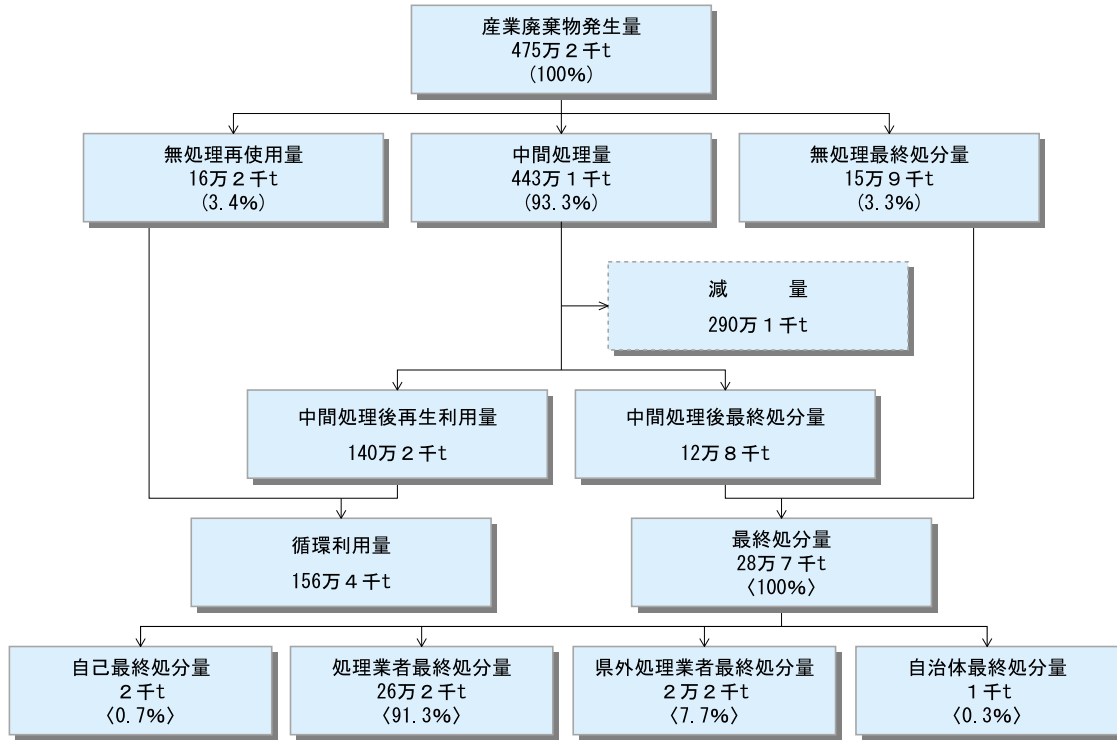
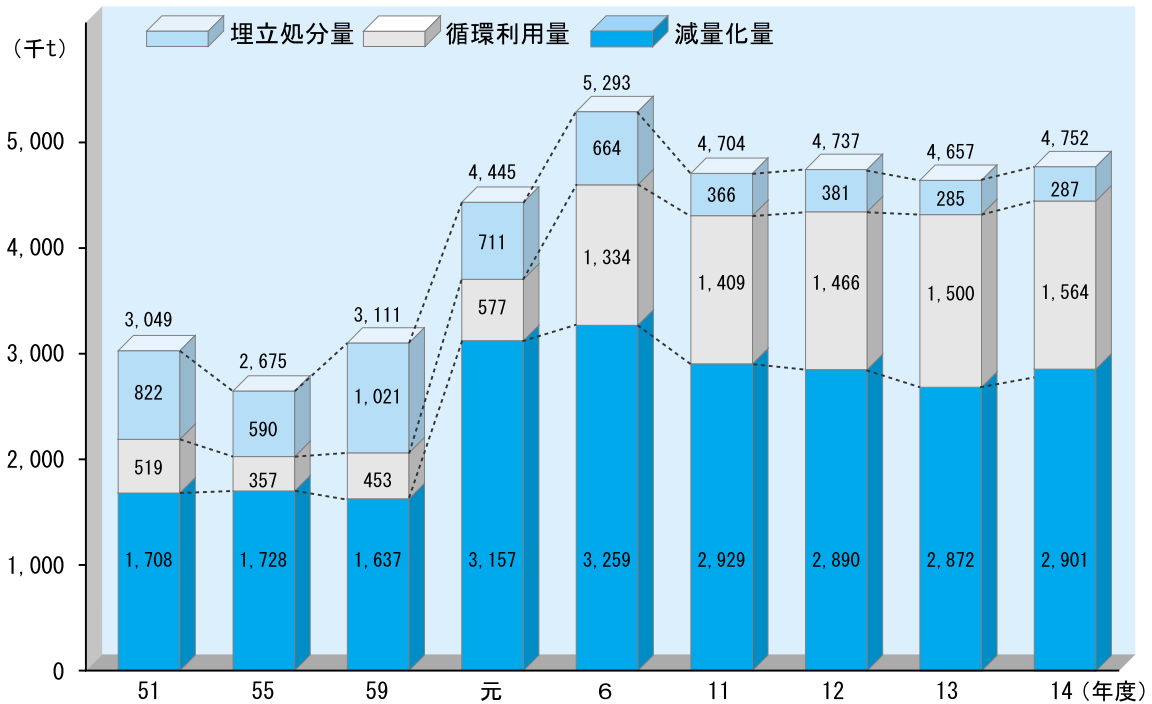


図1 25 産業廃棄物発生量等の推移



(2) 廃棄物の減量・リサイクルの推進

ア とやま廃棄物プランの推進

廃棄物の減量化・リサイクルを総合的かつ計画的に推進し、循環型社会を形成するため、15年3月にとやま廃棄物プランを策定した。この計画は、廃棄物処理法の規定に基づき国の基本方針を踏まえ策定したものであり、一般廃棄物と産業廃棄物を対象として廃棄物の減量化・リサイクルに関する具体

的な数値目標を掲げるとともに、目標達成に向けた施策や県民、事業者、行政の役割分担を明らかにしている。この計画に基づき、県民総ぐるみの「ごみゼロ推進大運動」を展開し、廃棄物の減量化・リサイクルを一層推進し、環境にやさしい循環型社会の形成を図っている。

とやま廃棄物プランの概要は表131のとおりである。

表1 31 とやま廃棄物プランの概要

趣 旨	排出抑制 > 再使用 > 再生利用 > 熱回収 > 適正処理 を基本原則として、県民、事業者、行政それぞれの役割のもと循環型社会の形成に向けた施策を推進する。		
計画期間	15年度から22年度まで		
減量化・リサイクルの目標	<p style="text-align: center;">一般廃棄物（22年度）</p> <p>排出量を7%削減 再生利用量を16%から27%に増加 最終処分量を39%削減</p>	<p style="text-align: center;">産業廃棄物（22年度）</p> <p>発生量の増加を11%抑制 再生利用量を31%から33%に増加 最終処分量を52%削減</p>	
計画の推進施策	<p style="text-align: center;">一般廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出抑制の推進 ・減量化及び循環的利用の推進 ・適正処理の推進 ・処理施設の確保 ・市町村間の調整 ・市町村への支援 	<p style="text-align: center;">産業廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生抑制の推進 ・減量化及び循環的利用の推進 ・適正処理の推進 ・有害物質対策の推進 ・県外産業廃棄物の適正処理 ・処理施設の確保 ・処理施設整備のための配慮 ・公共関与のあり方の検討 	<p style="text-align: center;">その他必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適正処理の防止 ・関係行政機関との連携 ・経済的手法の検討等
県民、事業者、行政の役割分担	<p style="text-align: center;">県 民</p> <p>排出抑制等の推進、施策への協力等</p> <p style="text-align: center;">行 政</p> <p>県：普及啓発の推進、市町村間の取り組み調整等 市町村：一般廃棄物の循環的利用、適正処理等</p>	<p style="text-align: center;">事 業 者</p> <p>排出事業者：排出抑制等の推進等 生産事業者：製品製造時の配慮等 流通販売事業者：流通、販売時の配慮等 処理業者：適正処理の推進等</p>	
計画の推進	<p>推進体制の整備 推進協議会の設置、NPO等の側面的支援</p> <p>計画の普及啓発 取組み推進のためのガイドライン作成</p>	<p>調査研究の推進 情報収集、研究機関との連携</p> <p>計画の進行管理 定期的な調査、進捗状況の点検</p>	

イ 一般廃棄物

(ア) とやま廃棄物プランの推進

とやま廃棄物プランに基づき、県民、事業者、行政の適切な役割分担のもと、連携してごみの減量・リサイクルの取組みを展開した。また、施策の一層の推進を図るため、新聞等を活用したキャンペーンによる普及啓発に努めるとともに、新たにごみの減量化等の実践活動に対する補助制度の創設やその取組みを側面的に支援するアドバイザーの設置を行うなど、NPO等へ活動の支援策の充実を図った。さらに、県民を対象としたごみゼロアイデアコンテストの実施や講習会の開催等により、県民がごみの減量化・リサイクルについて考える機会を提供した。

(イ) ごみゼロ推進県民会議の設立

県民総ぐるみで廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用、適正処理に取組み、限りなくごみの量をゼロとするごみゼロ型社会の形成を推進する母体として、15年10月に、県民、事業者、行政機関など118団体が参加して「ごみゼロ推進県民会議」が設立された。

(ウ) ごみゼロ推進全国大会の開催

国民、事業者、行政が一堂に会し、ごみ問題に関するそれぞれの知識や実践活動等の情報を交換を行い、ごみゼロ型社会の実現や循環型社会の形成に向けた取組みを推進することを目的として、15年10月に富山市において、日本海側初の「ごみゼロ推進全国大会」を開催した。また、従来から実施している環境フェアを併せて開催し、環境にやさしい製品の展示等を行った。

(エ) 分別収集促進計画の推進

容器包装リサイクル法により、12年4月からその他紙製及びその他プラスチック製の容器包装を含め、全ての容器包装廃棄物が分別収集・再商品化の対象となったことなどを踏まえ、14年7月に第3期分別収集促進計画を策定した。その概要は、表1-32のとおりである。県では、市町村等が実施するストックヤードや中間処理施設等の整備事業に対して助成したほか、消費者(県民)、市町村、事業者がそれぞれの役割を分担し、資源の有効利用を進めるよう分別排出についての普及啓発に努めた。

ウ 産業廃棄物

(ア) とやま廃棄物プランの推進

事業者による産業廃棄物の計画的な減量化・リサイクルの取組みや適正処理を進めるため、とやま廃棄物プランに基づき各種施策を推進するとともに、発生量の抑制等の目標の達成に向けて、関係者への周知徹底、普及・啓発を行ったほか、中間処理施設の計画的な整備を指導した。

(イ) 多量排出事業者の指導等

産業廃棄物の年間発生量が1,000トン以上(特別管理産業廃棄物^{*1}の場合は50トン以上)の多量排出事業者^{*2}に対して、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理計画書の作成や実施状況報告書の提出を指導したほか、特に取組みが必要と考えられる事業者等に対しては、有識者による助言指導を行い、発生抑制、循環利用対策の推進を指導した。

なお、計画書は、廃棄物処理法に基づき、縦覧公開し、事業者の自主

*1 特別管理産業廃棄物 ... 産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係わる被害を生じるおそれがある性状を有するものとして政令で定められている。

*2 多量排出事業者 ... 廃棄物処理法の規定により、年間の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上(特別管理産業廃棄物については50トン以上)の事業所が該当する。

表1 32 第3期分別収集促進計画の概要

(1)計画策定の趣旨	容器包装リサイクル法第9条の規定により、本県における市町村別の容器包装廃棄物の排出見込量等を示すとともに、県が行う分別収集の意義に関する知識の普及等分別収集の促進に関する事項を明らかにする。					
(2)計画期間	平成15年度から19年度までの5年間					
(3)容器包装廃棄物の排出見込量	〔単位：t〕					
	区 分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	容器包装廃棄物	75,036	76,383	77,752	79,000	80,469
(4)容器包装廃棄物の分別収集見込量	区 分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	無色ガラスびん	3,537	3,656	3,676	3,802	3,897
	茶色ガラスびん	3,197	3,292	3,365	3,444	3,521
	その他ガラスびん	1,021	1,045	1,076	1,100	1,123
	紙製容器包装	2,749	2,971	3,203	3,427	3,698
	ペットボトル	1,586	1,744	1,903	2,059	2,237
	プラスチック製容器包装 (うち白色トレイ)	5,703 72	6,328 75	6,842 80	7,404 85	7,982 89
	スチール缶	2,408	2,456	2,523	2,602	2,662
	アルミ缶	1,398	1,441	1,477	1,458	1,490
	紙パック	209	250	285	326	370
	段ボール	6,156	6,451	6,754	7,062	7,383
(5)分別収集促進のための施策	<p>分別収集の促進の意義に関する知識の普及、環境教育・環境学習の推進</p> <p>市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進</p> <p>その他の分別収集の促進に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設の整備に対する指導及び支援 ・効果的な分別区分及び効率的な収集方法の指導 ・拠点回収及び集団回収の推進 ・容器包装廃棄物の排出抑制及び再商品化等への促進のための方策 ・調査研究等の推進 					

的な取組みの推進を図った。

(ウ) 建設系廃棄物対策の推進

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)を推進するため、関係者に対して、届出等の審査やパトロール等を通じて、適正な分別解体、再資源化の実施に関する指導や助言を行った。

エ リサイクルの推進

(ア) リサイクル認定制度の推進

リサイクル製品や廃棄物の減量化・リサイクル等に積極的に取り組む店舗・事業所を認定し、その取組みの拡大を推進するため、14年度に

リサイクル認定制度を創設し、「リサイクル製品」、「エコショップ」、「エコ事業所」の3つの区分について、認定を行っている。

15年度は2回にわたり公募を行い、認定審査会における書類審査や現地調査等を踏まえ認定を行った。15年度末における認定状況は、表1-33のとおり、リサイクル製品が46製品、エコショップが31店舗、エコ事業所が16事業所となっている。また、この制度や製品などを紹介するため、パンフレットやホームページ等により普及を図った。さらに、15年10月に開催されたごみゼロ推進全国大会で認定リサイクル製品の展示を行っ

表1 33 リサイクル認定制度に基づく認定状況

区 分	リサイクル製品	エコショップ	エコ事業所
14 年 度	16	17	8
15 年 度	30	14	8
合 計	46	31	16

た。

- (イ) 循環資源活用懇談会による検討
事業者による廃棄物の減量化やリサイクルの取組みを推進するため、学識者、事業者等からなる「循環資源活用懇談会」において、減量化・リサイクルに関する技術的な課題について、共同研究や情報交換を進めている。

15年度は、二つの技術分科会を設け、下水道汚泥の発生抑制対策や廃木材の再利用用途の拡大について調査研究を行ったほか、事業者の取組

みを拡大するための支援策について検討した。

- (ウ) 富山市エコタウン事業の推進

14年5月に計画が承認された富山市エコタウン事業については、国等からの技術的、財政的支援を受けて施設の整備が進められ、現在、4施設が稼働している。

県では、国に対してさらに技術的、財政的支援を要望するなど、富山市と連携してエコタウン事業の推進を図っている。

2 廃棄物の適正な処理

- (1) 廃棄物処理の状況

再使用や再生利用ができない廃棄物は、性状に応じた適切な中間処理（焼却、中和等）等を経て、最終処分（埋立）を行うこととなっている。

ア 一般廃棄物

一般廃棄物については、市町村が定める一般廃棄物処理計画に基づき処理されており、県では、適正処理を確保するため、処理施設の計画的な整備等について技術的な助言を行っている。

また、ダイオキシン類の主な発生源がごみ焼却施設であることから、ごみ処理広域化計画に基づき、ごみ処理の広域化や全連続式のごみ焼却施設の整備を推進するとともに、ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類の調査を行っている。

さらに、最終処分場や焼却灰の一時保管場所を有する焼却施設のうち、遮水工や浸出液処理設備が設けられていないものについては、周辺環境の汚染

を防止するため、地下水調査等の実施や新たな最終処分場の確保など必要な措置を指導している。

このほか、13年4月からは、廃棄物処理法の基準に従って焼却する場合等を除き、何人も廃棄物を焼却してはならないこととされたことから、県では市町村等と連携して県民等に対する普及啓発を行うとともに、不適正処理の未然防止を図るため、定期的な監視活動を行っている。

し尿については、水洗化人口が増加しており、14年10月1日現在では、公共下水道人口は53.9%、浄化槽等人口は33.0%で、これに計画収集人口を加えた衛生処理人口は総人口の99.6%となっている。また、浄化槽については、浄化槽法により設置者による水質検査等が義務付けられているが、特に定期検査の受検率が低いことから、関係機関と連携して、適正な維持管理を確保するための普及啓発を行っている。

し尿の処理人口とし尿の処理状況の推移は、図1 26及び図1 27のとおりである。

図1 26 し尿の処理人口（14年度）

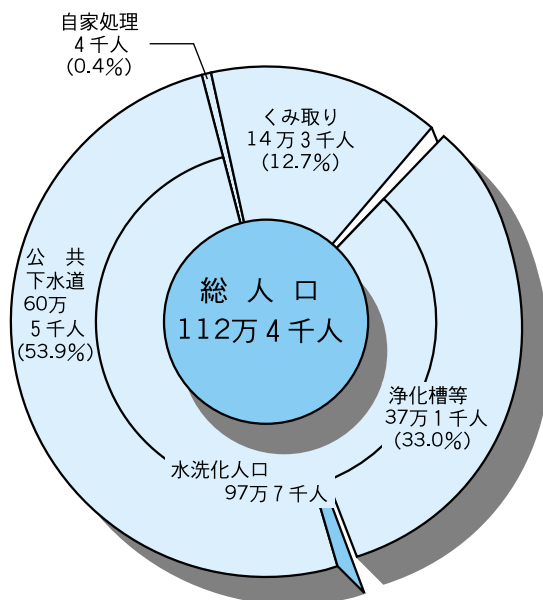
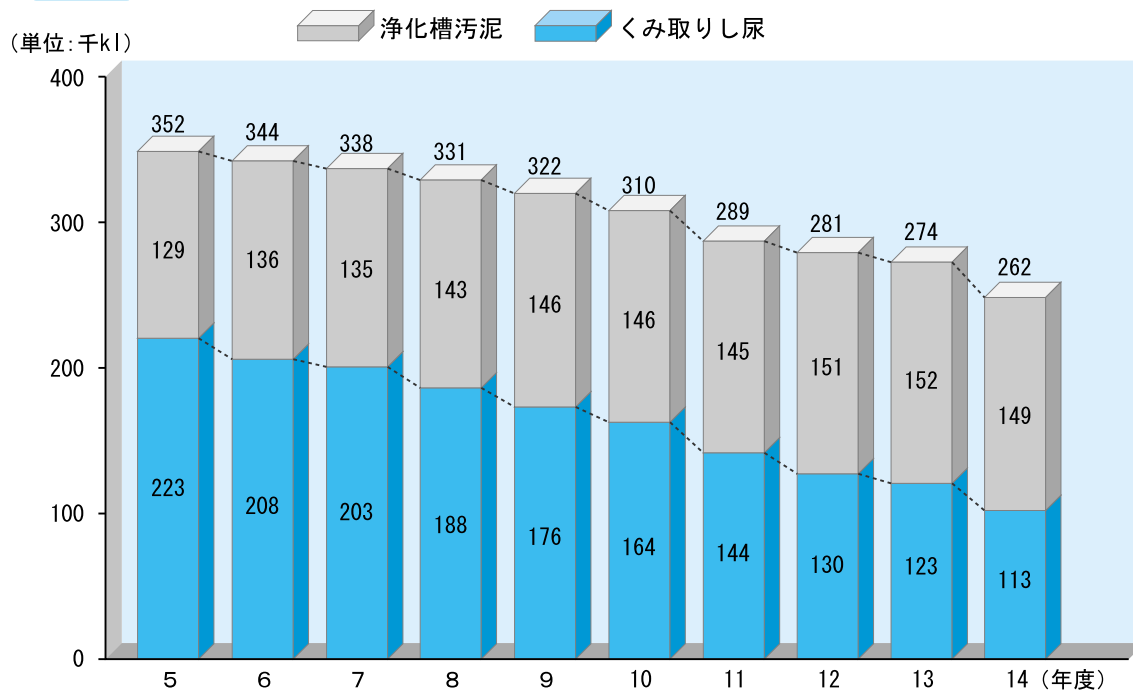


図1 27 し尿処理状況の推移



イ 産業廃棄物

産業廃棄物の中には、爆発性、毒性、感染性等を有するものがあるため、その処理にあたっては適正な管理が必要である。県では、保管、収集・運搬、中間処理及び最終処分までの各段階において産業廃棄物の適正な管理が行われるよう、排出事業者や処理業者に対する監視、指導を行っている。

再使用や再生利用ができない産業廃棄物は、一般的には脱水、焼却、破砕などの中間処理を経て、最終処分（埋立）されている。最終処分場は、埋め立てる産業廃棄物の種類に応じて、遮断型最終処分場^{*1}、管理型最終処分場^{*2}及び安定型最終処分場^{*3}の3つに分類されており、本県では、管理型又は安定型最終処分場で埋立が行われている。

また、県外から産業廃棄物を搬入し、県内で処理する場合には、産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき、事前協議を行うよう事業者を指導している。

一方、不法投棄防止対策の一環として、関係機関と連携し、排出事業者が責任をもって適正処理を確認するマニフェスト制度^{*4}の普及啓発に努めるとともに、産業廃棄物不法投棄監視連絡員によるパトロールを実施している。

さらに、排出事業所や処理業者に対する監視、指導を行っており、特に産業廃棄物焼却施設については、ダイオキシン類の削減を指導している。

特別管理産業廃棄物である廃PCB等（PCBを含む高圧コンデンサ、トランス等）については、13年7月に施行された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物

の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特別措置法」という。）により、保管又は使用中の事業所に届出が義務付けられており、処分されるまでの間、適正に保管するよう指導している。PCB特別措置法に基づく県内の届出事業所数は1,000事業所で、保管中の廃PCB等は97,649台、使用中のPCB使用製品は56,751台となっている。

なお、中小企業等の保管するPCB廃棄物の処理費用を軽減するため、県では、環境事業団（現在は、独立行政法人環境再生保全機構）に設けられたPCB廃棄物処理基金に出入している。

(2) 廃棄物の適正処理対策

ア 一般廃棄物

(ア) 適正処理対策

一般廃棄物の適正な処理を確保するため、一般廃棄物処理計画の策定や処理による生活環境への影響の防止等について、市町村に対する技術的な助言を行った。

(イ) ダイオキシン類対策

ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類を削減するため、ごみ処理広域化計画を推進し、全連続式のごみ焼却施設の整備促進を図るとともに、県民の協力のもとに、ごみの分別収集の推進を図った。ごみ処理広域化計画の概要は表1-34のとおりであり、これまでにごみ処理広域化計画に基づき、表1-35のとおり、ごみ焼却施設が整備された。なお、県では、10年度からごみ処理広域化

*1 遮断型最終処分場 ... 有害物質を含む産業廃棄物を対象とする最終処分場。底と側面をコンクリート等で固め、雨水等が入り込まないよう屋根を設けるなど有害物質の外部への浸出を遮断した構造を有する。
 *2 管理型最終処分場 ... 汚泥、鉍さい等の汚水を生ずるおそれのある産業廃棄物であって有害物質を含まないものを対象とする最終処分場。地下水等の汚染を防止するため、二重シート等の遮水工により浸出水を集め、排水基準に適合するよう処理して放流する構造を有する。
 *3 安定型最終処分場 ... 廃プラスチック類やゴムくず等の性質が安定しており生活環境に支障を及ぼすおそれが少ない産業廃棄物のみを対象とする最終処分場。産業廃棄物の飛散及び流出を防止する構造を有する。
 *4 マニフェスト制度 ... 排出事業者自らが産業廃棄物の適正処理管理を行うため、マニフェスト（産業廃棄物管理票）により、収集、運搬業者を経て処理処分されるまでの工程ごとに、所定の伝票により確認、記録、保管していく制度である。

等促進支援事業として表1-36の事業に対して補助を行っている。

その結果、15年度における県内のごみ焼却施設（市町村設置の6施設）から排出されたダイオキシン類の年間排出総量は、0.085g-TEQとなり、広域化計画の排出量推計値2.04g-

TEQを大きく下回っていた。

また、県内6施設のごみ焼却施設のダイオキシン類排出濃度を調査したところ、表1-37のとおり、0.000053~0.30ng TEQ / m³Nであり、すべての施設で、基準値を下回っていた。

表1-34 ごみ処理広域化計画の概要

(1)計画策定の趣旨	国の「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に基づき、「広域ブロックの設定」、「各ブロックの全連続炉等の施設整備計画」、「ダイオキシン類の現状排出量・将来排出量の推計」等の基本的な考え方を示す。					
(2)計画期間	10年度～19年度までの10年間					
(3)広域ブロック割り	市町村意向調査の結果を踏まえ、焼却能力が100t / 日以上全連続炉が導入できるよう、次の5つの広域ブロックを設定 新川ブロック（2市3町） 富山ブロック（2市6町3村） 射水ブロック（1市3町1村） 高岡ブロック（3市1町） 砺波ブロック（1市5町4村）					
(4)各広域ブロックの施設整備計画	ブロック名	今後整備が予定される主な施設				
	新川ブロック	ごみ焼却施設（174t / 日） 最終処分場（165千m ² ）				
	富山ブロック	ごみ焼却施設（810t / 日） 灰溶融固化施設（140t / 日） 発電施設（20,000kW）				
	射水ブロック	ごみ焼却施設（138t / 日） 灰溶融固化施設（12t / 日） 発電施設（1,470kW）				
	高岡ブロック	ごみ焼却施設（350t / 日、処理方法未定） 灰溶融固化施設（能力未定） 発電施設（能力未定）				
砺波ブロック	灰溶融固化施設（2.72t / 日） 最終処分場（57千m ² ）					
(5)ダイオキシン類の現状排出量・将来排出量の推計	区分	8年度	14年度	19年度	29年度	(g - TEQ / 年)
富山県合計	18.39	2.04	0.25	0.20		
割合(%)	100.0	11.1	1.4	1.1		
(6)広域化のフォローアップの方法	<p>県の施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等に対する技術的及び財政的支援（広域化促進支援補助） ・ごみ処理広域化計画の進行管理 ・ごみ減量化等の県民・事業者に対する環境教育・普及啓発の実施 <p>市町村の施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の恒久対策及び新施設の早期整備の実施 ・広域ブロック構成市町村間の役割分担等の協議・調整 ・一般廃棄物処理計画の改定 ・ごみ減量化等の県民・事業者に対する環境教育・普及啓発の実施 ・積極的な情報公開の実施 					

表1 35 ごみ焼却施設の整備状況

施設名称	焼却方式	処理能力	発電能力
高岡市環境クリーン工場	全連続	270 t / 24時間	
氷見市西部清掃センター	バッチ	50 t / 8 時間	
富山地区広域圏事務組合 クリーンセンター	全連続	810 t / 24時間	20,000kW
射水地区広域圏事務組合 クリーンピア射水	全連続	138 t / 24時間	1,470kW
新川広域圏事務組合エコぼ〜と	准連続	174 t / 16時間	
砺波広域圏事務組合 クリーンセンターとなみ	准連続	70 t / 16時間	

表1 36 ごみ処理広域化等促進支援事業の概要

事業名	対象	補助率	限度額
広域ごみ処理施設整備事業費補助	一部事務組合が実施する広域的なごみ処理施設の整備事業	一般財源負担分の1/4	ごみ焼却施設；1億円 その他施設；5千万円

限度額は1事業当たりで、ごみ焼却施設が1億円、その他施設が5千万円である。

表1 37 ごみ焼却施設のダイオキシン類排出濃度調査結果（15年度）

施設名称	排出濃度(ng-TEQ / m ³ N)	基準値(ng-TEQ / m ³ N)
高岡市環境クリーン工場	0.024 ~ 0.080	5
氷見市西部清掃センター	0.00049	5
新川広域圏事務組合エコぼ〜と	0.071 ~ 0.12	5
富山地区広域圏事務組合 クリーンセンター	0.000053 ~ 0.0020	0.1
射水地区広域圏事務組合 クリーンピア射水	0.0018 ~ 0.0076	5
砺波広域圏事務組合 クリーンセンターとなみ	0.038 ~ 0.30	5

(ウ) ごみ処理施設等の整備

15年度末におけるごみ処理施設の整備状況及びごみ最終処分場の整備状況は、図1 28及び図1 29のとおりである。また、県内14施設の最終処分場の埋立残余容量は912千m³であり、15年度の埋立量58千m³から推定すると残余期間は約15.5年間と、全国の12.5年間（13年度）を上回っている。

県では、ごみ処理施設の計画的な整備や適切な維持管理等について、

市町村等に助言している。

(エ) し尿処理施設の整備

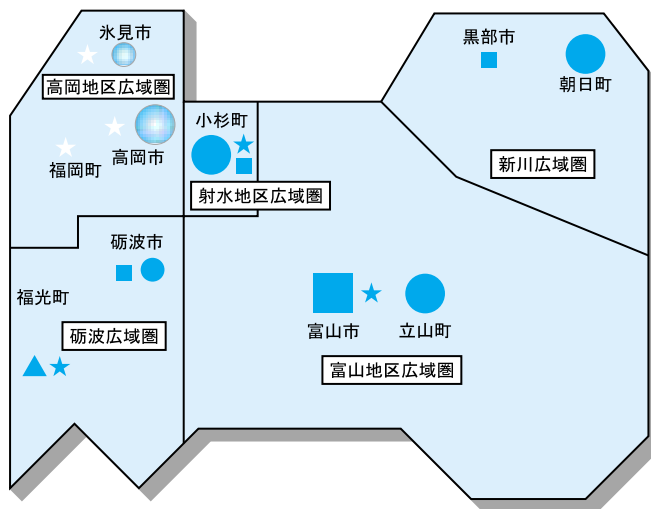
15年度末におけるし尿処理施設の整備状況は、図1 30のとおりであり、県内全体における1日当たりのし尿の平均収集量694kℓに対して、処理能力は994kℓとなっている。

県では、市町村や関係機関と連携して、合理的なし尿処理体制の構築を図っている。

(オ) 浄化槽の適正な維持管理

浄化槽については、保守点検と定

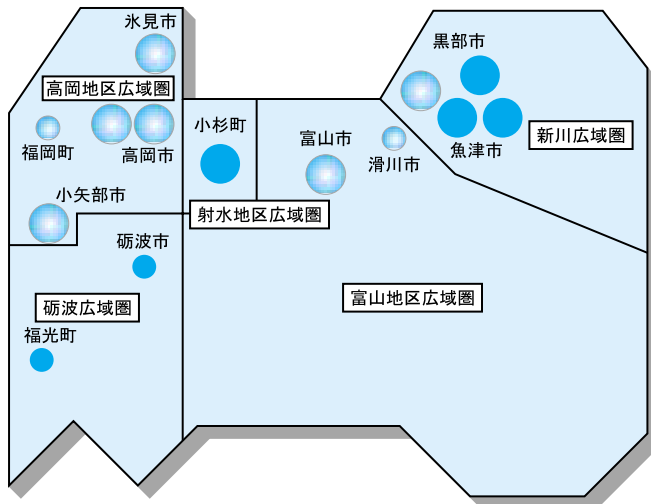
図1 28 ごみ処理施設の整備状況



(16年3月31日現在)

ごみ焼却施設 6施設 (処理能力1,512t/日)	粗大ごみ処理施設 4施設 (処理能力154t/日)
● 広域圏 4施設 ● 市町村 2施設	■ 広域圏 4施設
○ 100t /日以上 ○ 50~100t /日 ○ 50t /日未満	□ 75t/日 □ 50t/日 □ 50t /日未満
▲ 広域圏 1施設	★ 広域圏 3施設 ☆ 市町村 3施設
△ 広域圏 1施設	☆ 市町村 3施設

図1 29 ごみ最終処分場の整備状況



(16年3月31日現在)

ごみ最終処分場 14施設 (埋立容量2,170千㎡)
● 広域圏 6施設 ● 市町村 8施設
○ 100千㎡以上 ○ 10-100千㎡ ○ 10千㎡未満

期検査の一括契約の導入等により、法定検査受検率の向上を図り、適正な維持管理を推進するとともに、合併処理浄化槽の一層の普及に努めている。

イ 産業廃棄物

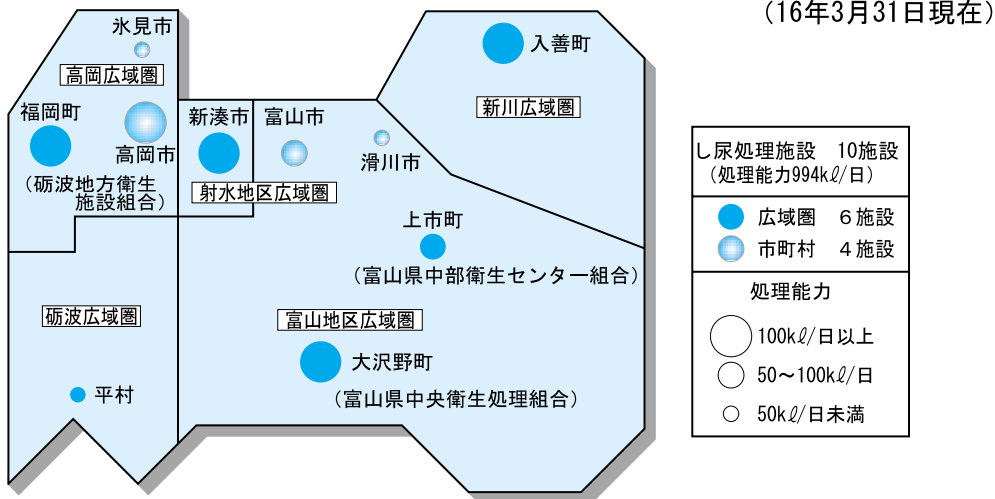
(ア) 法令等に基づく規制の概要

廃棄物処理法は、廃棄物の適正な処理等について必要な事項を定める

ことにより、生活環境の保全などを図ることを目的としている。近年の廃棄物の発生量の増加や最終処分場のひっ迫、不法投棄問題などに適切に対応するため、数次の改正が行われ、多量排出事業者による処理計画の策定や廃棄物処理業の許可要件の追加、不適正処理への措置の強化が行われている。

15年度末における産業廃棄物処理

図1 30 し尿処理施設の整備状況



業の許可状況は、表1 38のとおりである。また、産業廃棄物処理施設の許可は、汚泥の脱水施設が125施設、木くずやがれきの類の破碎施設が142施設、安定型最終処分場が17施設、管理型最終処分場が16施設などとなっている。

- (イ) 産業廃棄物適正処理指導要綱の運用
産業廃棄物の焼却施設及び最終処分場を設置する際の手続きや県外から産業廃棄物を搬入する際の事前協議などを定めた産業廃棄物適正処理指導要綱により県内の産業廃棄物の適正な処理の確保を図っている。

この要綱に基づき、産業廃棄物の焼却施設及び最終処分場の設置にあたっては、住民等の理解と協力を得て事業を円滑に進める観点から、生活環境影響調査内容の事前協議、住民説明会の開催、生活環境の保全に関する協定の締結等を指導すると

もに、学識経験者からなる産業廃棄物処理施設審査会の意見を踏まえ、生活環境の保全を図るため必要な措置を講ずるよう指導している。

また、県外からの産業廃棄物の搬入にあたっては、事前に協議することにより、県内の処理体制に影響を与えないよう事業者を指導しており、15年度は240件の事前協議を行った。

- (ウ) 適正処理の啓発

廃棄物処理法により、産業廃棄物の処理を委託する際には、マニフェストを使用することが義務付けられていることから、(社)富山県産業廃棄物協会と連携し、各種講習会などを通じて普及啓発に努めている。

また、県、警察本部、海上保安部等関係機関からなる不法処理防止連絡協議会を開催し、情報交換を行うとともに、市町村と密接な連携のもと、産業廃棄物不法投棄監視連絡員

表1 38 産業廃棄物処理業の許可状況

(16年3月31日現在)

許可区分	収集及び運搬	中間処理	最終処分	計
産業廃棄物	1,127	143	15	1,285
	706	44	2	752
特別管理産業廃棄物	131	6	0	137
	109	2	0	111

注 上段は富山県の許可件数、下段は富山市の許可件数

等による監視活動や防災ヘリを活用してのスカイパトロール、各種講習会の開催、ポスター、パンフレットの作成配布により適正処理の啓発を図っている。

(エ) 公共関与による処理施設の整備

公共関与による産業廃棄物処理施設の整備については、本県の最終処分場の残余年数が当面十分な処理能力を有していると考えられること、廃棄物の減量・リサイクルの一層の進展が見込まれることなどから、

現時点では必要性は少ないが、廃棄物の発生・処理の動向、最終処分場の残余年数などを考慮しながら、引き続き検討を進めていくこととしている。

(オ) 監視指導

産業廃棄物の処理業者及び排出事業所に対して、必要に応じて市町村とも連携して延べ249事業所に対して監視を行い、そのうち、16事業所に対して改善を指導した。監視指導状況は表1 39のとおりである。

表1 39 産業廃棄物の監視・指導状況

区 分	産業廃棄物処理業者			排 出 事業所	合 計	
	収集及び運搬	中間処理	最終処分			
立入調査数	153	29	68	56	77	230
指導件数	7	4	3		9	16
一斉点検調査	12		12		7	19
立入検査数計	165	29	80	56	84	249

注 一斉点検調査は、産業廃棄物焼却施設に対して立入調査したものである。

また、産業廃棄物不法投棄監視連絡員により、県内を4ブロックに分けて延べ86回のパトロールを実施した結果、一般廃棄物も含め29件の不法投棄事案を発見した。

なお、15年度に産業廃棄物の不適正処理（野外焼却）を行った処理業者1社に対し許可の取消しを行った。

(カ) 産業廃棄物焼却施設等のダイオキシン類に関する調査

産業廃棄物の焼却施設及び最終処分場について、ダイオキシン類の規制基準への適合状況等を確認するための調査を実施した。

その結果は、表1 40のとおり、焼却施設5施設については、規制基準が設定されている排ガス、ばいじん、焼却灰のいずれも基準値を下回っていた。また、最終処分場5施設については、規制基準が設定されている放流水を調査したところ、いずれも基準値を下回っていた。

(キ) 農業系廃棄物対策の推進

農業用廃プラスチックや廃農薬などの農業生産資材廃棄物については、処理実態調査を実施するとともに、啓発活動や農業協同組合を窓口とした地域回収による適正処理を推進した。また、リサイクルや生分解性資材の利用等による排出抑制策について検討した。

表1 40 ダイオキシン類測定結果

(1) 焼却施設

区 分	排 ガ ス	ば い じ ん	燃 え 殻
測 定 結 果	0.0093 ~ 0.88 ng-TEQ/m ³ N	0.99 ~ 2.5 ng-TEQ/g	0 ~ 0.29 ng-TEQ/g
基 準	1 ~ 10ng-TEQ/m ³ N	3ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g

注 測定結果は、焼却施設（5施設）の結果である。なお、ばいじんは4施設のものである。

(2) 最終処分場 （単位:pg-TEQ/ℓ）

区 分	放 流 水
測 定 結 果	0.000090 ~ 0.27
基 準	10

注 測定結果は、5施設の結果である。

3 省資源・省エネルギーの推進

(1) 省資源・省エネルギーの状況

14年度に実施した温室効果ガス削減計画策定基礎調査によると、本県におけるエネルギー消費量は、2年度で136,073千GJ（G（ギガ）は 10^9 を表す。）12年度で149,585千GJとなっており、10年間に9.9%増加している。また、エネルギー消費量（12年度）の部門別構成比は、産業部門が49.6%、運輸部門が20.7%、民生（家庭）部門が17.6%、民生（業務）部門が10.0%となっており、これらでほとんどを占めている。10年間の伸び率を部門別にみると、民生（家庭）部門が32.2%、民生（業務）部門が31.2%で大幅な増加を示しており、これらの分野を中心に省資源・省エネルギーの取組みを推進していくことが必要となっている。

このため、県では県民生活部門を中心に、省資源・省エネルギー運動を推進しているほか、(財)とやま環境財団と連携し、地球温暖化防止、廃棄物の減量・リサイクルと併せて、県民に対する普及啓発を図っている。

また、製造業等の事業者においては、省エネルギー法に基づくエネルギー使用の合理化の取組みや事業者団体の自主行動計画による取組みが行われている。

さらに、太陽光発電などの新エネルギーについても11年度から庁内にプロジェクトチームを設置し推進方策を検討している。

なお、国では、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」を制定し、電気事業者に対して、15年度から販売電力量に応じた一定割合以上の新エネルギーの利用を義務付けている。

(2) 省資源・省エネルギー対策

省資源、省エネルギー運動を推進するため、省資源・省エネルギー運動富山県民大会を開催したほか、ポスター等の啓発資材の配布や、省資源・省エネルギー運動リーダー研修会を開催した。

また、新エネルギーの導入については、庁内プロジェクトチームで情報交換を行うとともに、これまで、導入事例等の調査や県有施設に太陽光や風力発電を導入した場合のケーススタディ、新エネルギーの導入に向けた指針の策定、産学官連携による公募型研究事業を創設を行ってきた。

15年度には、県民向けのパンフレットを作成するなど普及啓発に努めている。

第4節 自然と共生したうるおいのある環境の実現

立山連峰や富山湾に代表される豊かな自然環境は県民の誇りであり、将来の世代に継承することが必要である。しかしながら、自然の持つ復元力を超える開発等により、いったん損なわれた自然環境は、回復が非

常に困難である場合が多い。

このため、多様な自然環境の体系的な保全や生物の多様性の確保を図るとともに、様々な自然とのふれあいの場や機会を確保するなど、自然との共生を推進している。

1 すぐれた自然環境の保全

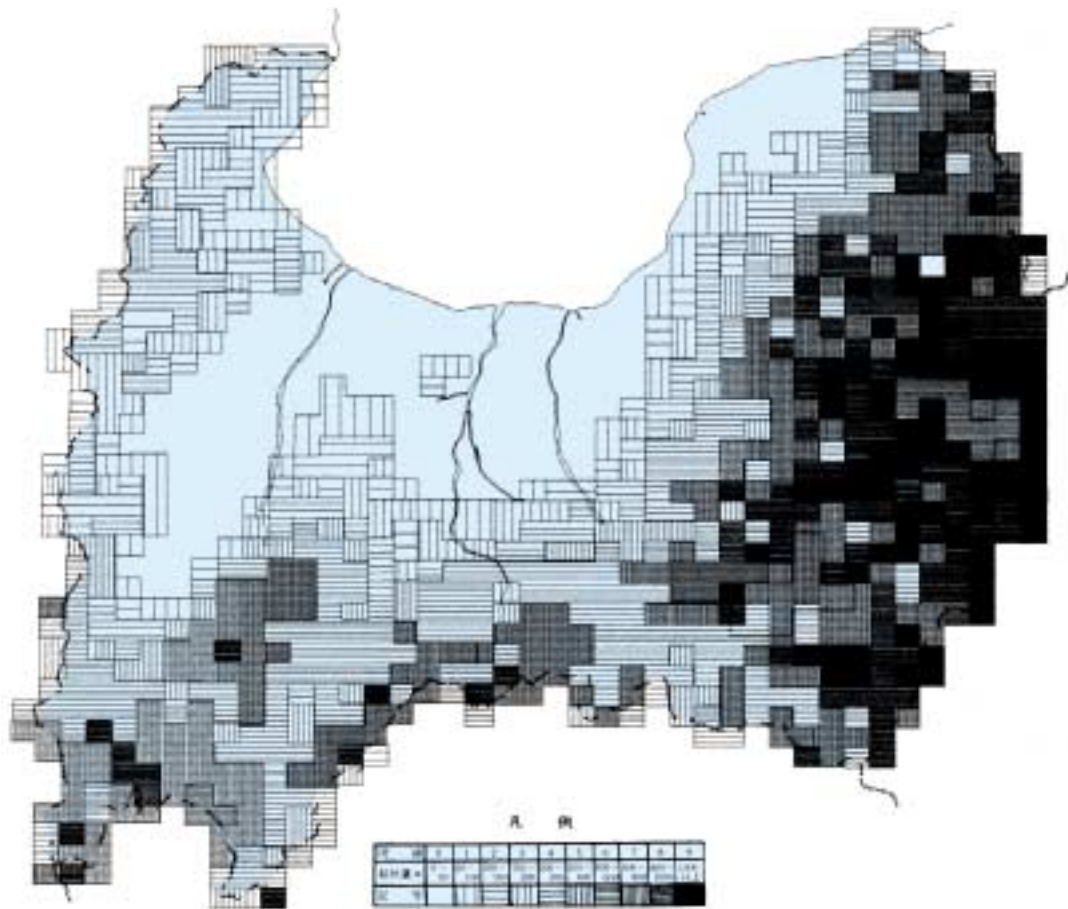
(1) 自然環境の状況

本県は、東に日本を代表する立山連峰、南に飛騨山地に続く山々、中央から西にかけては丘陵地があり、北は富山湾に面している。また、これらの山々を源として流れ出す河川によりつくり出された扇状地によって富山平野が形づくられている。

地形のけわしさの目安となる起伏量*は、図1-31のとおり大きく、本県特有のけわしさが見られる。特に県東部では、高い山岳が多いことから、起伏量が大きくなっている。

また、この地域では、これまでに人為の加わっていない原生的な植生があり、優れた自然が多く残っている。

図1-31 起伏量図



* 起伏量 ... 定面積内の最高地点と最低地点の標高差のことで、起伏量が大きいほど平均傾斜も大きくなる。

環境省が6～10年度に行った「緑の国勢調査（第5回自然環境保全基礎調査）」によると、植生自然度10又は9（自然度の高い天然林及び自然草原）の地域が県土に占める割合は30.0%で、全国平均18.9%を大きく上回っている。都道府県別では、北海道、沖縄に次いで全国第3位、本州では第1位にランクされており、貴重な自然がよく保存されていることがわかる。

特に県東部の山岳地帯では、図1-32のとおり、植生自然度10又は9のすぐれた自然が損なわれることなく現在まで引き継がれてきている。

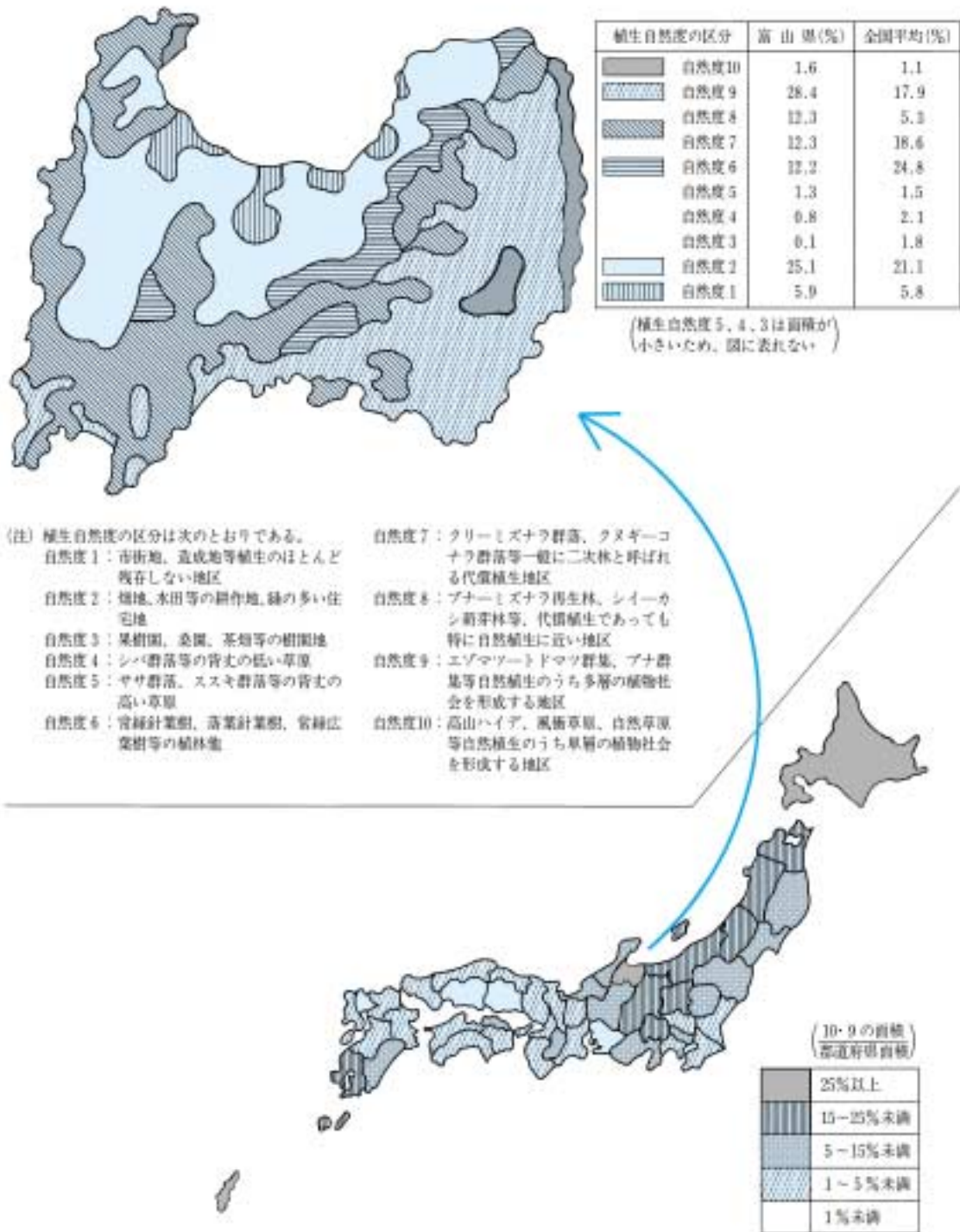
これらのすぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、国においては、中部山岳国立公園、白山国立公園及び能登半島国立公園の3地域を指定している。また、県においては、朝日、有峰、五箇山、白木水無しらきみずなし及び医王山の5地域を県立自然公園に指定している。これら自然公園の概要は表1-41のとおりであり、その面積は県土の28.2%を占めている。

さらに、県では、自然環境保全条例に基づき、すぐれた天然林や貴重な野生生物の保護を目的とした自然環境保全地域11地域を指定しており、その概要は表1-42のとおりである。

県では、恵まれた自然環境を将来の世代に引き継いでいくため、地形・地質、植物、動物及び景観の保全のためのガイドラインとして5年9月に策定した自然環境指針に基づき、各種開発事業に際して、自然環境保全上の指導、助言を行っている。この指針では、県土を約1km四方のメッシュに区切って、地形・地質、植物、動物及び景観の4つの項目について、学術性や自然性に基づく評価を行っており、その評価に応じた保全目標を明らかにしている。いずれかの項目で最も評価が高いとされた地域は、県東部の山岳地帯を中心に広く分布している。自然環境指針の概要は、表1-43のとおりである。

また、すぐれた自然環境の保全を図るためには、その現況を把握することが重要であることから、各種調査を実施している。

図1 32 富山県の植生自然度図と都道府県別の植生自然比率図



出典：第5回自然環境保全基礎調査（環境省）

表1 41 自然公園の概要

区 分	名 称	面積 [ha]	うち特別地域*	指定年月日 (昭和)
国立公園	中 部 山 岳	76 431	73 837*	9 年12月 4 日
	白 山	2 742	2 742*	37年11月12日
	小 計	79 173	76 579*	
国定公園	能 登 半 島	1 005	964*	43年 5 月 1 日
県立自然公園	朝 日	9 623	9 355	48年 3 月13日
	有 峰	11 600	11 600	”
	五 箇 山	3 856	3 275	”
	白 木 水 無	11 554	6 473	49年 3 月30日
	医 王 山	2 943	1 548	50年 2 月22日
	小 計	39 576	32 251	
合 計		119 754	109 794*	

* 特別保護地区を含む。

表1 42 自然環境保全地域の概要

名称 (所在地)	面積 [ha]	指定年月日(昭和)	主な保全対象
沢杉 (入善町)	2.7 (2.7*)	48年10月20日	黒部川末端扇状地の伏流水とサワスギ等の植生
縄ヶ池・若杉 (城端町)	315.7	”	山地帯における池沼湿原のミズバショウ及びブナ、ミズナラの天然林
愛本 (宇奈月町)	11.8 (1.9*)	51年6月1日	黒部川扇頂部の地形とウラジロガシ林
東福寺 (滑川市)	71.5	”	河岸段丘等の地形と安山岩で形成された節理の露頭
神通峡 (細入村・大野沢町)	152.7 (45.0*)	”	神通川のV字峡谷とウラジロガシ、アカシデ林
深谷 (八尾町)	8.5 (1.8**2)	53年7月11日	オオミズゴケ、モウセンゴケ等の湿性植物の群生地とハッチョウトンボの生息地
山の神 (利賀村)	12.5 (12.5*)	54年8月7日	ブナ、ミズナラの天然林
池の尻 (魚津市)	1.4 (1.4*)	56年1月17日	県内最大のミズバショウの純群落と、モリアオガエル、クロサンショウウオの繁殖地
日尾御前 (八尾町)	34.9 (34.9*)	56年11月26日	安山岩質凝灰岩の特異な地形とすぐれた天然林
常楽寺 (婦中町)	11.0 (0.7*)	61年7月9日	低山丘陵地帯にあるウラジロガシの天然林
谷内谷 (利賀村)	1.1 (0.2**2)	”	山地帯におけるオオミズゴケを中心とする湿性植物の群生地
計	623.8 (101.1*) (2.0**2)		

() 内の * 付きの数値は特別地区、** 付きの数値は野生動植物保護地区の面積 (内数)

表1 43 自然環境指針の概要

1 指針の役割	県内の自然環境の主要な構成要素について、県民、事業者、行政がそれぞれの立場において、適正に保全していくためのガイドラインを示すものである。
2 対象範囲等	自然環境の主要な構成要素（地形・地質、植物、動物、景観）を対象とし、県下全域を約1kmメッシュで評価したものである。
3 保全目標	自然環境の主要な構成要素（地形・地質、植物、動物、景観）ごとに、自然環境の評価を5段階で行い、それぞれの評価段階に応じた適正な保全を目指すものである。
4 項目別 保全目標	<p><地形・地質></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴重な地形・地質等は、その形態を失わないよう保全する。 ・典型的な地形要素は、県土の骨格をこわさず、その典型性を保持できるように保全する。 <p><植物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴重な植物群落の分布地や特に自然性の高い植生域は、厳正に保全する。 ・地域において相対的に自然性の高い植生域はその価値を保全する。 ・広域にわたって自然性の低い植生が分布する地域にあってはグリーンプラン等の緑化計画に基づき、積極的に地域の特性に応じた植生の復元、育成に努める。 <p><動物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴重な動物の分布地では、その生息環境を総体として保全する。 ・多様な動物が生息すると推定される地域は、一定の広がりをもった生息域を分断することなく保全するとともに、生態的なバランスをくずさない範囲で自然とのふれあいの場としての利用に努める。 ・動物の生息環境として悪化がみられる地域では、現況以上の悪化を防ぎ、積極的に環境特性に応じた動物生息環境の創造、復元に努める。 <p><景観></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然景観資源として評価の高いものは、周辺と一体として、また環境の総体として保全する。 ・眺望の対象として重要な景観資源は、眺望の特性を踏まえてそれを阻害しないよう資源そのもの及び周辺環境を適正に保全する。 ・比較的ありふれた景観資源であっても、地域の景観の構成上の役割をふまえて適正に保全する。 ・自然景観として混乱のみられる地域については、改善に努める。

(2) 自然環境の保全対策

ア 法令等による規制

国立公園、国定公園又は県立自然公園については、自然公園法又は県立自然公園条例に基づき、公園の風致を維持するための特別地域を指定し、その地域内における工作物の新築等を制限している。

また、自然環境保全地域については、自然環境保全条例に基づき、特別地区9地区を指定し、その地区内における工作物の新築等を制限している。さらに、特別地区内のうち、野生動植物保護地区に指定された地区内においては、動植物種又は卵の捕獲又は採取が禁止

されている。

イ 自然環境指針に基づく指導・助言

自然環境指針に示す地域ごとの地形・地質、植物等に関する評価を踏まえ、各種開発事業に際して必要な指導、助言を行った。特に自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区の特別保護地区等においては、自然に負荷を与えないよう、工作物の設置、立ち木の伐採等の開発を最小限にとどめるよう指導、助言を行った。

なお、自然環境指針については、策定から約10年を経過していることから、より適正な指導、助言を行っていった

め、一部データの見直しを行った。

ウ 立山道路のマイカー規制等

立山一帯の貴重な自然環境の保護を目的として、環境省の方針に基づき、県道富山立山公園線（桂台～室堂）へのマイカー乗り入れ禁止を継続した。

エ 自然環境の各種調査の実施

(ア) 自然環境保全基礎調査

自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）は、環境省が主体となって、全国の植生や動植物の分布、海岸や河川、湖沼の改変状況などを対象に実施している。

15年度は、種の多様性調査として、立山地区の生態系を象徴するライチョウについて、植生との関係を解明し保全対策の基礎資料とするため総合的な調査を実施した。

(イ) 立山植生モニタリング調査

温暖化などの環境変化が植生にどのような影響を与えているかを把握するため、立山地区において科学的な植生モニタリング調査を実施して

いる。

15年度は第 期計画の2年目として、美女平～浄土山・有峰において第 期計画（10～13年度）で設定した調査区に対して、どのような変化が生じているのか具体的に把握するため、植生や土壌等についてモニタリング調査を行った。

オ 土地の公有化

自然環境の保全を積極的に推進するため、47年度に自然環境保全基金制度を設置し、自然環境保全地域、自然公園の集団施設地区等について、市町村と共同して土地の公有化を進めてきた。

15年度末における公有化した土地の面積は、約142ha となっている。

カ 立山懇談会の開催

立山を代表する本県の山岳に関する諸問題について幅広く議論し、山岳自然環境の保全と適正な利用を図るため、立山懇談会を開催し、登山道整備のあり方、入山規制、入山料・山岳地域環境保全税などについて検討した。

2 自然とのふれあいの確保

(1) 自然とのふれあいの状況

地域の特性に応じた自然を保全しながら、多様な自然とのふれあいの場を確保していくためには、自然保護に関する施策を積極的に展開する必要がある。

このため、49年度に全国に先駆けて発足させたナチュラリスト*1（15年度末現在で540人）による自然解説のほか、自然公園指導員、自然保護指導員、鳥獣保護員、バードマスター*2（15年度末現在で109人）の活動により、自然保護思想の普及・啓発を積極的に図っている。

また、自然への理解を深め、自然保護

思想の普及啓発を図るため、みどりの日、愛鳥週間、自然に親しむ運動月間、全国自然歩道を歩こう月間などにおいて、広く県民が参加できる自然観察会や探鳥会、講演会を毎年開催している。

さらに、青少年期から自然保護に関する意識の向上を図るとともに、将来のすぐれたナチュラリスト育成を目指して、12年度からジュニアナチュラリストの養成を進めており、ナチュラリストとあわせた計画的な養成に努めている。

一方、国立公園、国定公園などの自然公園においては、すぐれた自然の風景地

*1 ナチュラリスト ... 県が自然公園等を訪れる利用者に自然への理解を深め、自然保護の重要性について普及啓発するために設けている自然解説員をいう。

*2 バードマスター ... 県が野鳥観察を正しく指導するために設けている野鳥観察指導員をいう。

を保護しながら、その地区の特性や利用状況に応じ、歩道や公衆トイレ等の整備を進めるとともに、適切な維持管理を行ってきている。

県では、本県のすぐれた自然の風景地を県立自然公園として5か所を指定するとともに良好な自然環境を適正に保全するため、11地域の自然環境保全地域を指定しており、これらの地域をできるだけ自然のままの姿で保護し、後世に伝えていくよう努めているほか、都市近郊のすぐれた風景地12か所を県定公園に指定し、関係市町村が歩道や広場等の整備を進め、管理している。

県内の自然公園等の現況は図1-33、県定公園の概要は表1-44のとおりである。

また、自然博物館や野鳥の園などの県民公園でも、自然とふれあうための施設整備が進められている。

県民公園は、置県百年を記念して、県民の誰もが利用できる総合レクリエーションの場として整備されたもので、表1-45のとおり、都市公園である新港の森、太閤山ランド及び自然風致公園である頼成の森、自然博物館「ねいの里」、野鳥の園がある。また、県民公園と有機的かつ一体的に機能する施設として、自然博物館センターや中央サイクリングロード、いこいの村がある。

このほか、太閤山ランドから野鳥の園、自然博物館を経て、頼成の森に至る延長19kmの公園街道が整備されている。

図1-33 自然公園等の現況



表1 44 県定公園の概要

名 称 (所在地)	面積 [ha]	指定年月日	備 考
神通 峡 (大沢野町・細入村)	1,160	昭和42年10月7日	
呉羽丘陵 (富山市)	487	"	一部都市公園と重複
高岡古城 (高岡市)	22	"	都市公園と重複
俱利伽羅 (小矢部市)	758	"	
庄 川 峡 (庄川町)	835	43年4月16日	一部都市公園と重複
大岩眼目 (上市町)	2,880	44年10月25日	
松倉城跡 (魚津市)	1,083	平成4年3月26日	
増山城跡 (砺波市)	345	"	一部都市公園と重複
夢 の 平 (")	221	"	
稲葉山宮島峡 (小矢部市)	757	"	
桜ヶ池 (城端町)	485	"	一部都市公園と重複
八乙女山・閑乗寺 (井波町・庄川町)	633	"	一部都市公園と重複
計	9,666		

表1 45 県民公園の概要

種 別	名 称	規 模	設置の目的	開設年月 (昭和)
都市公園	県民公園新港の森	23ha	公害の防止のための緩衝緑地の確保 県民に休息、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場の提供	57年10月
	県民公園太閤山ランド	118ha	県民に休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場の提供	58年7月
自然風致公園	県民公園頼成の森	110ha	県民に森林を生かした休養の場の提供	50年4月
	県民公園自然博物館 (ねいの里)	13ha	県民に自然に関する学習の場の提供	56年6月
	県民公園野鳥の園	73ha	野鳥の保護 県民に自然の探勝の場の提供	60年10月
指定公園	中央サイクリングロード	延長 19km	県民公園と有機的かつ一体的に機能する公園その他のレクリエーション施設	52年4月
	自然博物館センター	0.8ha		56年6月
	いこいの村	17ha		54年5月
(遊歩道)	公園 街 道	延長 19km	県民公園を結ぶ自然歩道	58年4月

注 中央サイクリングロードには、富山市花ノ木から小杉町黒河までの間、遊歩道が併設されている。

また、家族連れや若者たちが、恵まれた自然の中で健全なレクリエーション活動を楽しむ場として、立山山麓の大山町あわすの平に「立山山麓家族旅行村」が、福岡町五位地区に「とやま・ふくおか家族旅行村」が設置されている。

(2) 自然とのふれあいの確保

ア 自然保護思想の普及啓発

(ア) ナチュラリスト等による普及啓発

自然公園を訪れた人々に、より一層自然への理解を深めてもらうとともに、訪れる利用者によって、すぐれた自然環境が損なわれないよう、ナチュラリスト、バードマスター、自然公園指導員等の活動を通じて自然環境保全のための知識とモラルやマナーについて普及啓発を行った。

また、(財)とやま環境財団内に設置したナチュラリストバンクでは、個別団体の要請に対し、ナチュラリストを派遣している。

(イ) 鳥獣保護員等の配置

鳥獣保護員を県内に49名配置し、鳥獣保護の実施と啓発を図った。

(ウ) 愛鳥思想の普及啓発

5月10日からの愛鳥週間に開催される各種行事により、愛鳥思想の普及啓発を図るとともに、鳥獣保護員やバードマスター制度の活用により、野生動物の保護と保護思想の啓発を図った。

(エ) ジュニアナチュラリストの養成

自然に対する関心を深め、自然を尊び、自然を愛する気持ちを身につけることを目的に、小学校5年生から中学校3年生までを対象とした自然保護講座(ジュニアナチュラリスト養成コース)を開催し、32名を認定した。

(オ) ジュニアナチュラリストの活動支援

ジュニアナチュラリストが関心を持って活動を続けられるよう、自然観察会への参加やナチュラリストによる自然解説活動の体験の機会を提

供した。

(カ) 国立公園利用者のマナーアップ啓発ビデオの作成

立山の貴重で素晴らしい自然を守るためには、利用者の自然保護の意識、適正利用のためのマナーが何よりも重要であることを啓発するためのビデオを作成し、関係機関に配布した。

イ 自然公園等の管理

(ア) 現地管理

中部山岳国立公園一帯においては、春から秋にかけて利用者が集中する室堂及び剣沢地区に管理職員が常駐(室堂地区4~11月、剣沢地区7~9月)し、自然保護パトロール、施設の維持管理、登山者、キャンパー等の利用者への指導を行った。

自然環境保全地域においては、5~11月までの間、各地域に巡視員を配置し、巡回を行ったほか、日尾御前自然環境保全地域において巡視歩道の整備を行った。

なお、県定公園の管理は、県定公園規則の趣旨を踏まえ、関係市町村が行っている。

(イ) N.P.C(ナショナルパーククリーン)作戦

国立公園利用者及び事業者の美化意識の向上を図り、ごみ持ち帰り運動を一層推進するキャンペーンとして、N.P.C作戦により、ごみ袋、ポスター等を配布した。また、立山黒部環境保全協会が実施するごみ持ち帰り運動に助成するとともに、各施設のごみを国立公園区域外へ搬出し、自然環境の保全に努めた。

さらに、新たに県が提唱し、立山黒部環境保全協会が取り組むことになった「山岳携帯トイレネットワーク事業」の構築と積極的な展開に対し支援した。

(ウ) 美化清掃、施設維持管理等

全国統一の自然公園クリーンデー

に合わせて、ごみの持ち帰り運動など、美化清掃活動を行った。また、一ノ越、劔沢や弘法の公衆トイレでは利用者に対する普及啓発とトイレの管理に役立てるため、チップ制システムを導入するとともに、劔沢公衆トイレでは、し尿とペーパー類の分別を促進するため、使用済みペーパーの回収ボックスを引き続き配置した。

(イ) 山岳遭難防止等

毎年、12月1日から翌年5月15日までの登山届出条例適用期間に、劔岳一帯での遭難事故を防止するため、馬場島をはじめ各主要地点に登山指導員を配置し、登山届出内容のチェック、装備、行程等の指導、現場の登山者との緊急連絡にあっている。また、春山スキー（4～5月）シーズンには、室堂を中心に指導員を配置し、スキーヤーの遭難事故防止や環境保全に努めている。

さらに、利用最盛期には、室堂（5月1日～5月6日と7月17日～8月16日）に立山診療所、劔沢（7月20日～8月20日）と雷鳥沢（7月15日～8月25日）に山岳診療所を開設して、負傷者や急患の診療を行っている。このほか、県山岳遭難対策協議会が実施している登山者への登山指導等の事業に対し、県費助成を行った。

ウ 自然公園等の施設整備

(ア) 登山道の整備

すぐれた自然の風景地を保護しながら、その地区の特性や利用状況に応じ、県民が自然にふれ、親しみ、自然への関心を高めることができるよう、中部山岳国立公園において特に利用が集中している室堂平、太郎兵衛平等において、日本百名山と称される山々に至る登山道等の整備を行った。

(イ) 山岳公衆トイレの整備

劔岳、薬師岳登山の拠点である別山乗越や太郎兵衛平において、自然エネルギーの利用や処理水を浄化循環し再利用するなど自然環境に配慮した、外部に排水しない自己処理型の山岳公衆トイレを整備した。

また、生態系への影響が懸念されるし尿や雑排水の処理に対応した施設の新設等を行う山小屋にその経費の一部を補助した。

(ウ) 環境共生推進計画調査

立山・黒部・有峰地域の自然環境の保全と快適な自然公園利用のために、利用実態や現況調査を踏まえ、登山道、山岳公衆トイレの整備のあり方や自然との共生の仕組みづくりの方針を策定する立山地域環境共生推進計画調査を実施し、適切な利用に取り組んだ。

エ 有峰森林文化村の開村

(ア) 14年度に開村した有峰森林文化村において、有峰の自然、歴史等をテーマに、広く県民等を対象とした「有峰語り部講」の開催等の有峰森林文化活動を実施した。また、15年12月8日に富山能楽堂において梅原毅村長就任記念語り部講として、梅原氏の講演と梅原氏原作のスーパー狂言「クローン人間ナマシマ」の上演を行った。

(イ) 18名のボランティアにより構成される有峰森林レンジャーにより休日の巡回指導を行い、来訪者に対する指導や自然解説等を行った。

(ウ) 有峰森林文化村のホームページである「ありみネット」により、各種情報の提供を行うとともに、有峰村民に対しメールマガジン「有峰文化村新聞」を発行した。

(エ) 有峰森林文化村の宿泊活動拠点施設となる新しい有峰ハウスの整備に着手した。

3 生物多様性の確保

(1) 生物多様性の状況

本県は、3,000m級の山岳地帯から海岸まで変化に富む地形を有し、高山植生から海浜植生までの多様な植生、ライチョウやカモシカといった動物、大小の河川や各所に見られる湧水、清水等の多様な自然環境に恵まれている。

ア 植生

本県は、地形・地質が多岐にわたり、かつ、標高差が大きいことから、植物の分布状況は、図1-34のとおり、複雑になっている。また、標高別の植物の分布状況は、図1-35のとおり、標高に応じて多様な種類の植物が見られる。

(ア) 平野・海岸地帯

平野部は、主に農耕地や住宅地、工場用地などに利用されているが、一部の扇状地の末端部には、ハンノキ群落やスギ植林地が見られる。

クロマツに代表される海岸林は、おおむね保安林として管理されており、入善町の園家山には砂丘植生が残されている。

また、氷見海岸や宮崎海岸の一部には、スダシヤやタブノキなど暖帯性の樹林が見られる。

(イ) 丘陵帯（標高約500m以下）

射水丘陵をはじめとして、県内に広く分布する丘陵帯は、古くから人間が生活の場として利用してきた地域で、大部分がコナラ、アカマツなどの二次林*やスギの植林地となり、また、近年、公園やゴルフ場などのレクリエーション施設用地として利用されてきている。

(ウ) 山地帯（標高約500～1,600m）

山地帯は、主な河川の上・中流域にあって、そのほとんどが保安林などになっており、県土を保全するうえで重要な地域となっている。植生

はブナを主体とする天然林が中心で、標高の高い地域にはクロベ、コメツガなどの常緑針葉樹林が局地的に群生している。また、標高が低い地域は、かつては薪炭林として利用されていたが、現在はミズナラの二次林やスギの植林地などになっている。

(エ) 高山帯、亜高山帯（標高約1,600m以上）

高山帯は、植物にとって厳しい生育条件であるため、わずかにハイマツ群落と高山草原が見られるだけである。なお、後立山一帯の白馬連山高山植物帯は、国の特別天然記念物に指定されている。亜高山帯になるとオオシラビソ、ダケカンバなどの植生となっている。

イ 野生動物

本県は、海岸地帯から標高3,000mの北アルプスまで、日本有数の大きな標高差を有しており、この垂直な広がりの中に海岸、河川、湖沼、農耕地、原野、丘陵、森林、高山などの多様な自然環境が含まれている。このため、図1-36のとおり、多種の野生動物が生息している。

(ア) 哺乳類

平野部ではイタチやハタネズミのほかには特徴のある種類は見られないが、丘陵や山地の森林域では、ニホンザル、ノウサギ、タヌキ、カモシカ、ツキノワグマ等の中・大型哺乳類が多く生息しており、帰化動物のハクビシンの生息地も広がってきている。

また、亜高山帯から高山帯では厳しい気象条件のため、生息種はトガリネズミ類やオコジョ等に限定されている。

*二次林 ... ミズナラ林、コナラ林など、森林の伐採、火災跡地に見られる自然に生じた森林をいう。

図1 34 現存植生図

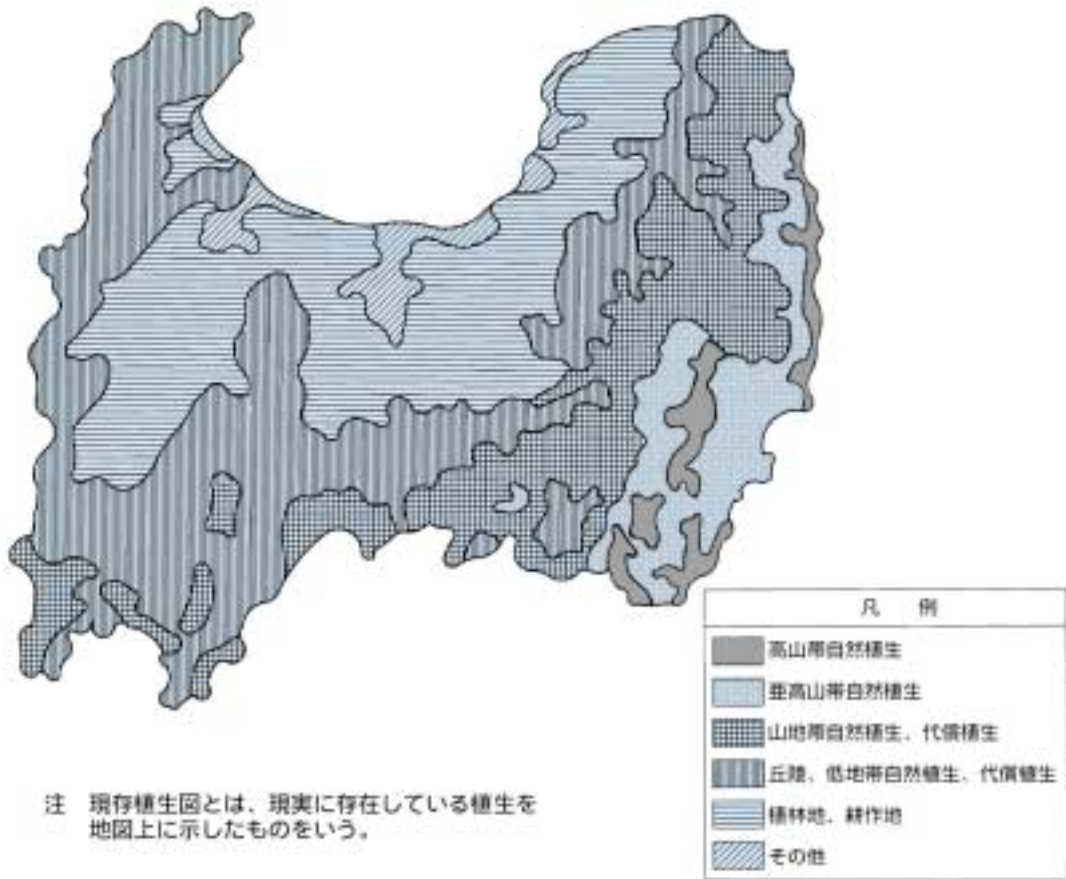


図1 35 植物の垂直分布

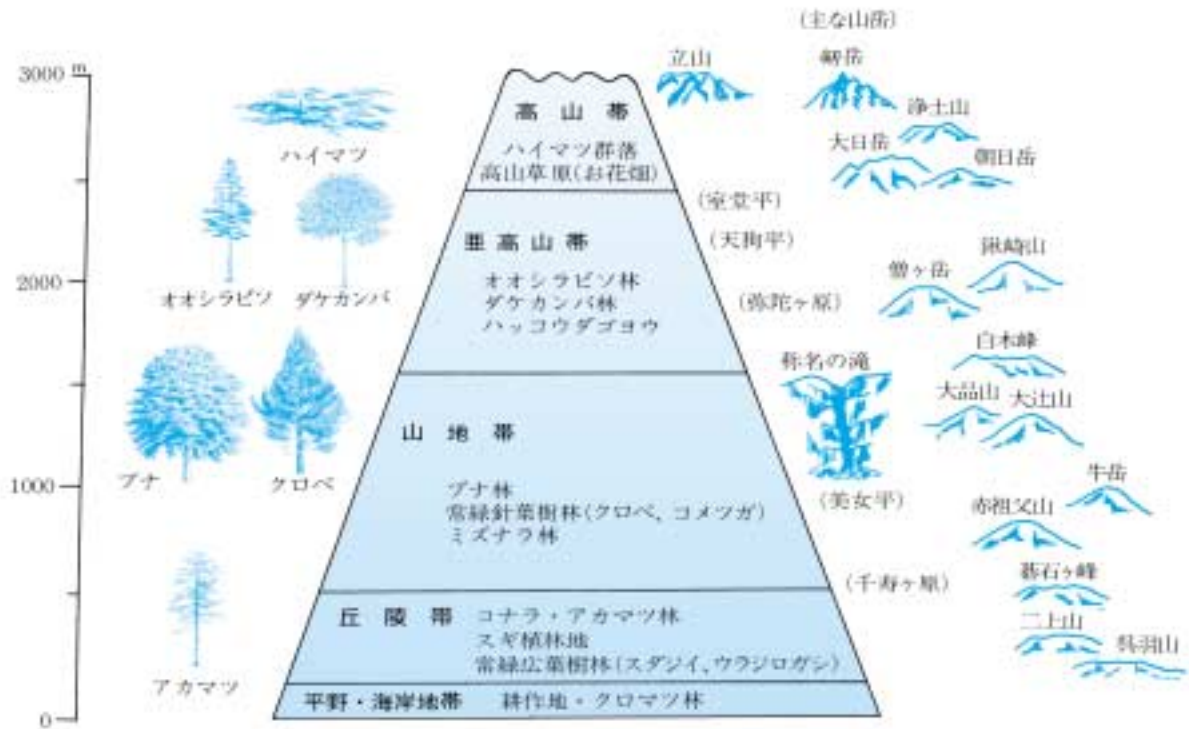
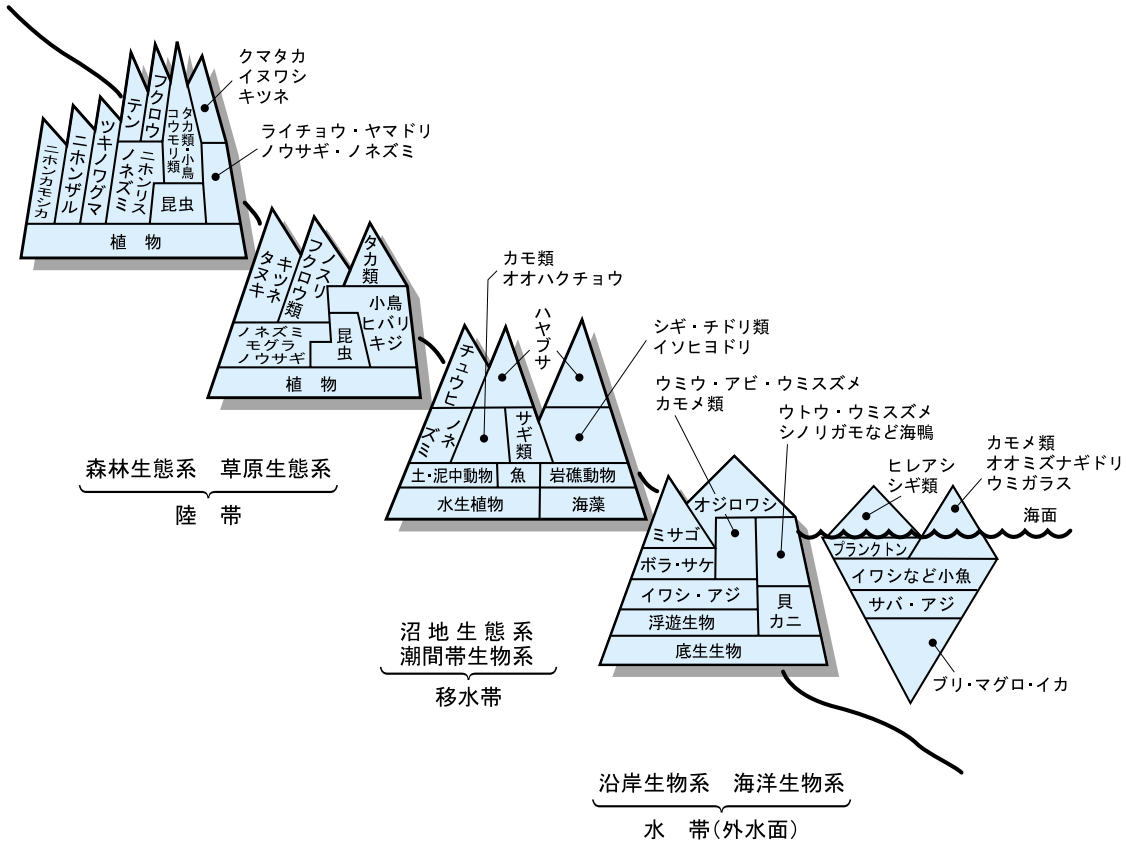


図1 36 富山県にみられる動物の生態的地位（食物及び天敵関係）



(イ) 鳥 類

海辺や河川にはカモ類、シギ・チドリ類、カモメ類などが生息するほか、湖沼や水田などの水辺にはセキレイ類、サギ類、カモ類、クイナ類などのほかカワセミやオオハクチョウなども見られ、これらの生息域は都市や農村に近いため、自然とのふれあいの感じられる場となっている。

丘陵から山地帯の森林、特に原生林には、シジュウカラ類、キツツキ類、ウグイス類、ホオジロ類、フクロウ類、ワシタカ類といった多様な鳥類が生息し、繁殖の場となっている。

亜高山、高山帯では、カヤクグリ、イワヒバリ、ホシガラス等のほか、貴重なライチョウが生息するものの、標高の低い森林域に比較すると種類は少なくなっている。

また、本県はツグミやキビタキなど渡り鳥の主要な飛行ルートや越冬

地・繁殖地となっており、これらの渡り鳥を研究するため婦中町高塚に国設1級婦中鳥類観測ステーションが設置されている。

このステーションで12年10月に足環を付け放鳥したカシラダカが、13年10月に本県の支援で設置しているロシアのナホトカステーションで再捕獲されており、両ステーションで捕獲が確認されたことは、渡り鳥が日本海を一気に渡る幻のルート解明に結びつく画期的な手がかりとなった。

(ウ) 両生・は虫類

両生類は、幼生期を水中で生活する動物で、ホクリクサンショウウオ、ヤマサンショウウオ、ナガレタゴガエル、モリアオガエルなど特徴のある種が生息している。

は虫類では、帰化動物のミシシッピーアカミミガメが増え、逆にイシガメが減少している。毒蛇であるマ

ムシは県内に広く分布している。

(エ) 淡水魚類

扇状地の扇端部などの湧水地帯にはトミヨやイトヨ、氷見市の万尾川を中心とする沖積平野には、イタセンパラをはじめとしたタナゴ類やハゼ類といった多様な魚類が生息している。

(オ) 昆虫類

平野部、海岸部は、植生が単純であり、生息環境も限定されるため、昆虫相も限られるが、丘陵、低山地帯は、ギフチョウやオオムラサキなど貴重なチョウの重要な生息地となっている。

山地帯は、ミズナラ、ブナを幼虫の食餌植物とするミドリシジミ類が多く見られ、高山帯は、タカネヒカゲやクモマベニヒカゲに代表されるように、高山蝶の宝庫になっている。

ウ 希少野生動植物

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により国内希少野生動植物種として、動物51種、植物11種の合計62種（15年度末現在）が指定され、捕獲や譲渡が禁止されている。県内では、このうち、ライチョウ、イヌワシ、オジロワシ、オオワシ、オオタカ、クマタカ、ハヤブサ、カラフトアオアシシギ及びウミガラスの鳥類9種と淡水魚のイタセンパラが確認されている。そのほか、レッドリスト*に掲載選定されている動植物も県内で多く見られる。

県では、適切な鳥獣保護行政を推進するため、5年ごとに事業計画を策定し、野生鳥獣の保護繁殖を図るための鳥獣保護区（15年度末現在40か所合計107,413ha）の指定や、ツバメの生息調査等の各種施策を行っている。

特に、絶滅が危惧されるイヌワシについては、9年度に全国で初めてイヌワシの保護を目的とした特別保護指定区域の指定を含む鳥獣保護区を設定したほか、12年3月には、人とイヌワシの共生の観点から、イヌワシ保護の基本方針を示すイヌワシ保護指針を策定している。

また、鳥類、ほ乳類以外の野生生物についても、環境の変化により生存が危ぶまれる種は、自然環境保全条例に基づき、その生息・生育地を自然環境保全地域の野生動植物保護地区に指定し、捕獲、採取等の規制を行っている。

さらに、県内の絶滅のおそれのある野生生物の種を明確にし、保全対策に資するために、13年度に県レベルでの実情に即したレッドリストを選定した。また、これらの貴重な動植物への県民の理解を深めることを目的として、対象種の特徴や分布状況、保全対策等を取りまとめた手引書として「富山県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブックとやま）」を刊行した。

このレッドデータブックとやまには、絶滅危惧種に鳥類ではライチョウやイヌワシ、昆虫ではカトリヤンマやコオイムシ、淡水魚ではナマズやイタセンパラが、また植物では、富山県固有種であるエッチュウミセバヤが選定されている。この他にも、オオハクチョウやオミナエシなど環境省では選定されていない種や、環境の指標となるクイナやゲンジボタルなどが選定されている。

エ ビオトープ事業

県では、各種開発行為を行う際の自然環境保全及び創造に対する配慮や工法を明らかにするため、10年3月に、空間別の配慮方針や取組事例、野生生物

*レッドリスト ... 絶滅のおそれのある野生動植物の種と個々の種の生息状況等の報告書。最初に国際自然保護連合が発行したものの表紙が赤かったため、このように呼ばれている。全国的なレッドリストは環境省等が作成している。

物に配慮した環境づくり造成試案などを取りまとめたビオトープ* マニュアル（ふるさと生き物環境づくり）を作成した。また、これまで、専門的な立場から情報提供や指導助言を行うビオトープアドバイザーの設置や学校でのビオトープづくりの参考となる「学校ビオトープづくりモデル技術集」を作成し、図1-37に示す進め方により、ビオトープ事業を推進した。

なお、ビオトープ事業とは、ビオトープの保全・復元・創造を行う事業のほか、ビオトープに配慮した開発事業や、ビオトープの活用を図った事業も含んでおり、生き物の住む環境の保全と創造を図り、生物多様性の確保を図ること等を目的としている。

(2) 生物多様性の確保

ア 野生生物の保護

(ア) 法令等による規制

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により、国内希少野生動植物種及び緊急指定種の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷をしてはならないこととなっている。

(イ) 貴重な野生生物の保護

ライチョウ、イヌワシ、イタセンパラ、ホクリクサンショウウオなど貴重な野生生物については、生態調査を行い、生態系、種及び遺伝子の多様性の保全を図っている。

このうち、イヌワシについては、上平村小瀬地区の営巣地にカメラを設置し、継続的に生態観察を行うとともに、映像を「ねいの里」に送り、貴重な野生生物の保護の普及啓発を図っている。また、イヌワシの生態を踏まえ、公共工事等の各種開発行為との調整を図っている。

(ウ) その他の野生生物の保護

貴重種以外の野生生物についても、鳥獣保護区の拡充やビオトープマニュアルを活用した自然と共生した地域づくりを進め、生態系の保全を図っている。

また、生息・生育環境の悪化や消失が見られる地域では、ビオトープ事業の導入、外来植物除去事業やブナ保全対策事業などの施策を行い、環境の復元や創出を図っている。

このほか、14年度からは、「ねいの里」において、多様な動植物が生息・生育する森と水辺のビオトープづくりをモデル的に実施している。

イ 第9次鳥獣保護事業計画に基づく事業の実施

人と野生鳥獣との共生の確保及び生物多様性の保全を基本方針として、野生鳥獣を適切に保護管理することにより、生活環境の保全及び農林水産業の振興を図ることを目的として、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、第9次鳥獣保護事業計画を策定しており、この計画に基づく事業を実施した。

(ア) 鳥獣保護区等の拡充

鳥獣の保護繁殖を図るため、新たに庄川下流鳥獣保護区（高岡市、新湊市、大島町88ha）及び二上鳥獣保護区特別保護地区（高岡市164ha）を指定した。

(イ) 有害鳥獣対策の充実

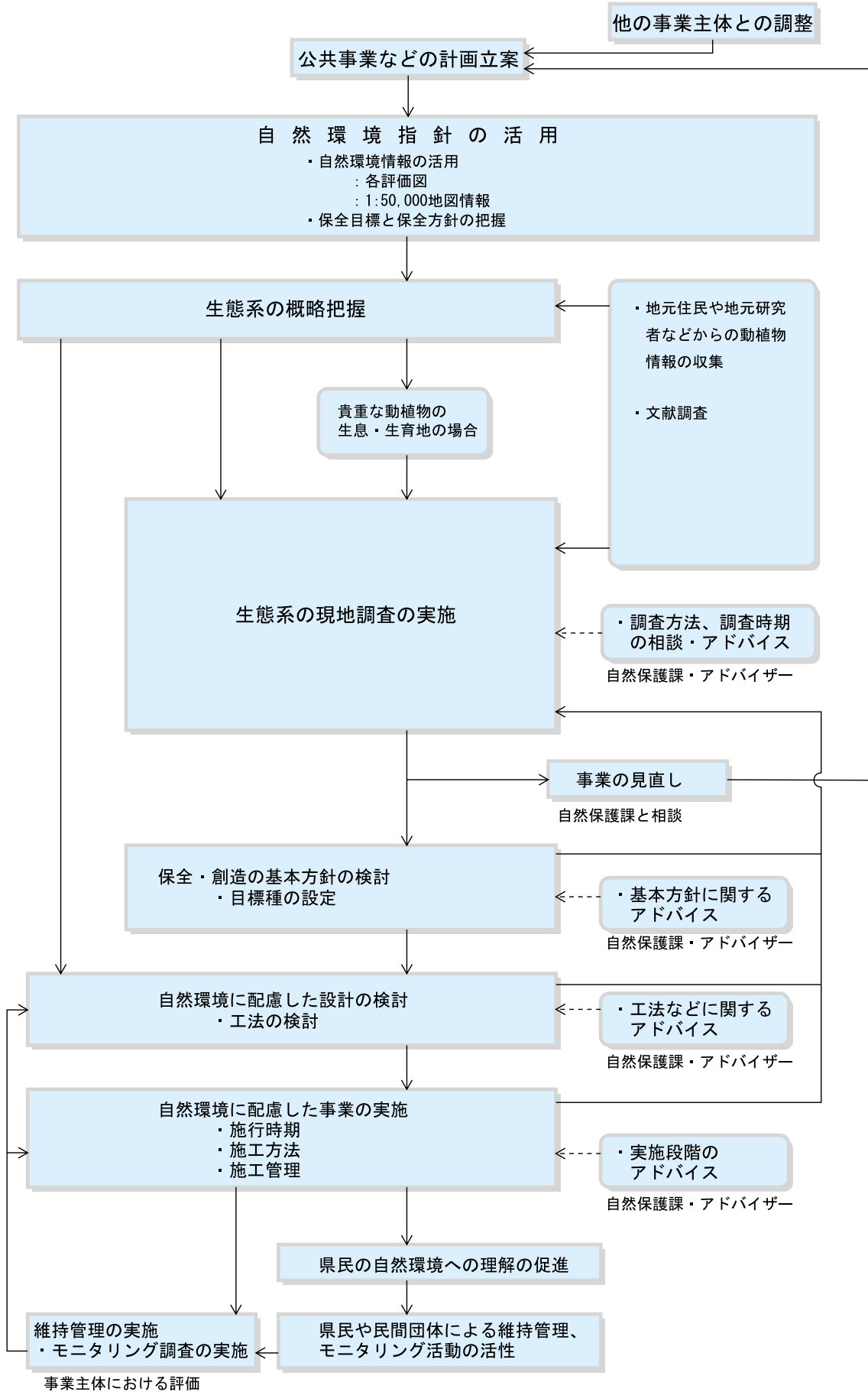
人とのあつれきが深刻化しているニホンザルについて、調査・研究・検討を経てニホンザル保護管理計画を策定した。

(ウ) 本県の貴重な鳥獣の保護対策の推進

県鳥であるライチョウや絶滅のおそれのあるイヌワシの生息状況等に

* ビオトープ ... 生き物を意味する Bio と、場所を意味する Tope という言葉から成り立っているドイツ語で、「野生生物の生息・生育空間」を意味する。

図1 37 ビオトープ事業の進め方



ついて保護対策調査等を継続し、適正な保護を進めた。

(エ) 環日本海地域の視点を踏まえた鳥獣保護対策の充実

生物多様性の保全に関するセミナーの開催や、ロシア沿海地方との渡り鳥に関する共同調査を実施した。

ウ 野生鳥獣の保護

野生鳥獣と人とが同じ土地に共存していることから、人畜や農林業に被害を与える鳥獣の捕獲は避けられない現状であり、15年度においても人畜への危害防止と農作物の被害の軽減を図るため、鳥獣の捕獲を行った。

ツキノワグマについては、里山で捕獲したクマが人里に近づかないよう仕置きを加えたうえで、奥山に放獣するクマとの共生推進事業をモデル的に行った。

エ 狩猟の安全性確保

(ア) 法令等による規制

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、新たに狩猟免許を取得しようとする者に試験を実施し、15年度には25名が合格した。また、免許更新をしようとする者を対象に講習会を開き、15年度には884名が受講した。

(イ) 狩猟事故、狩猟違反の防止

休猟区解除地等9か所を「安全狩猟重点パトロール地域」として指定し、重点パトロールを実施した。また、鳥獣保護区位置図等に学校区域等を図示し、その周辺での安全狩猟を徹底させるとともに、安全狩猟推進のパンフレットを狩猟登録者全員に配布した。

オ 内水面における在来種の保護

内水面における在来種を保護し、持続的な利用を図るため、外来魚（ブラックバス、ブルーギル等）とカワウの生息調査及び駆除を行った。

第5節 快適な環境づくり

近年、生活水準の向上や余暇の増大に伴って、環境に対する県民のニーズも多様化してきており、単なる公害防止や自然環境の保全にとどまらず、清らかな水辺や豊かな緑、美しい街並みや歴史的雰囲気にも満ちた落ち着いたたたずまいなど私たちの生活

にうるおいとやすらぎをもたらす、より質の高い快適な環境が求められている。

また、身近な自然の価値を高め、日常生活、余暇活動等の様々な場の中で自然とふれあえる環境を形成することも求められている。

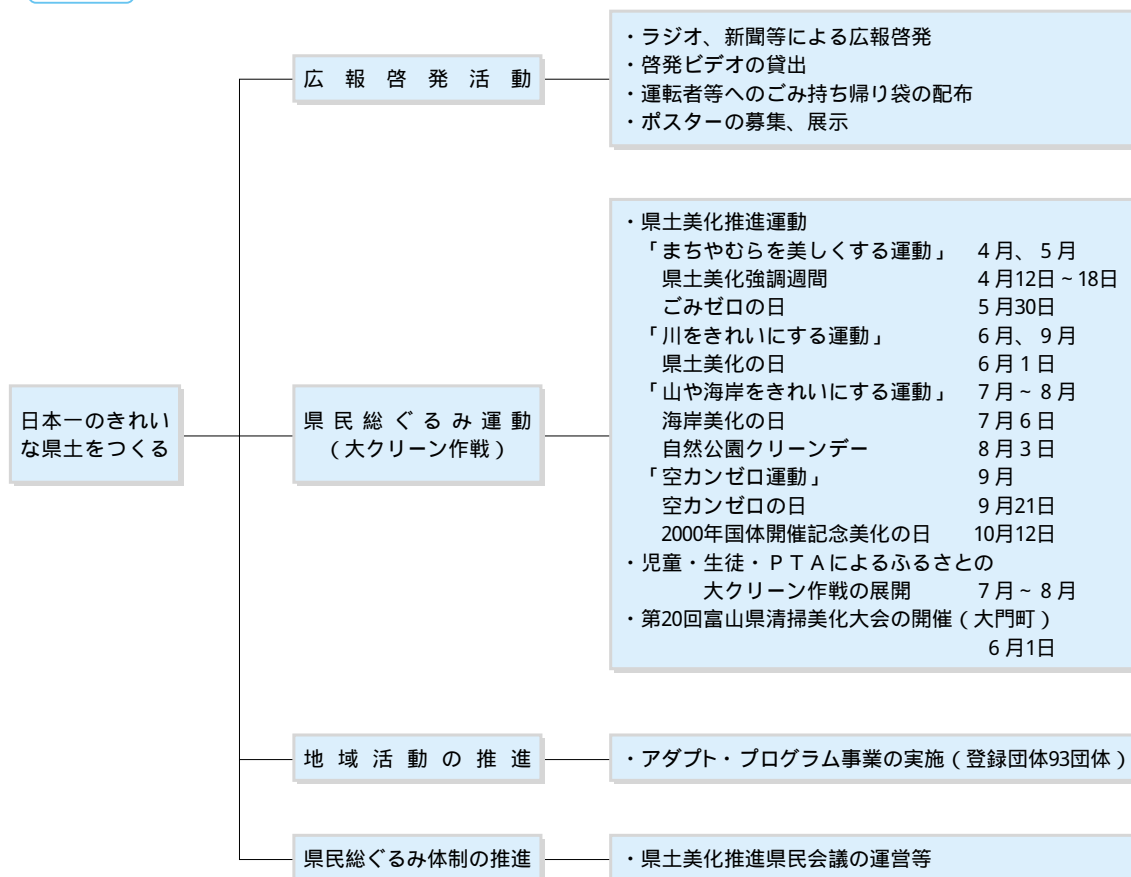
1 県土美化推進運動の展開

(1) 県民総ぐるみ運動の実施状況

県民の美化意識やモラルの高揚に努めるとともに、県土美化を促進し、うるおいとやすらぎのある住みよい郷土をつくるため、富山県県土美化推進県民会議が中心となり、「まちやむらを美しくする運動」、「川をきれいにする運動」、「山や海

岸をきれいにする運動」、「空カンゼロ運動」が展開されたほか、児童・生徒等による「ふるさとの大クリーン作戦」が行われ、延べ約40万人による清掃美化活動が行われた。県土美化推進運動の概要は、図1 38のとおりである。

図1 38 県土美化推進運動の概要（15年度）



なお、この他にも、各主体が積極的に清掃美化活動を推進しており、県においては、県管理道路における継続的・積極的な美化推進を図るため、「道路愛護ボランティア^{*1}」活動が15市町村37団体の参加により行われた。

(2) アダプト・プログラム事業の推進

地域住民等が主体となり、継続的な清掃美化活動が期待できるアダプト・プロ

グラム事業^{*2}を拡充し、地域住民と行政との協働体制づくりを推進した。

15年度は9市町93団体が登録し、行政の後押しを受けながら、自らの判断で地域環境美化活動を進めた。その活動を通して地域への愛着心や美化意識、住民意識が高まり、さらにサインボードの設置等により、ポイ捨ての抑止効果にもつながった。

2 心地よい水辺環境の創造

(1) 水辺環境の状況

本県は、立山連峰などを源とする大小300余りの河川により、全国に誇る水辺環境を形成している。これらの水辺環境は、豊かな情緒をはぐくむ場として、また、スポーツや憩いの場として活用されているほか、従来から漁業や観光など多様な産業活動の場としても活用されている。

なかでも、いわゆる名水として古くから引き継がれてきた湧水や河川等55か所を「とやまの名水」として選定しており、県民の日常生活の中で身近な場所として親しまれている。このうち、黒部川扇状地湧水群、の霊水、立山玉殿の湧水及びの4か所が、環境省の「全国名水百選」に選ばれており、これは全国でも最多となっている。

また、歴史や文化にすぐれた水環境の維持保全に努め、水をいかしたまちづくりにすぐれた成果をあげている4市町が、国の「水の郷百選」に選ばれている。

滝については、代表的な名瀑37か所を「とやまの滝」として選定しており、このうち、称名滝は「全国滝百選」にも選ばれている。

海岸については、松田江の長浜、雨晴海岸（いずれも能登半島国定公園）や宮

崎・境海岸（朝日県立自然公園）が自然公園に指定され、「日本の渚・百選」にも選定されている。しかしながら、全般的には、富山湾特有の海岸侵食に対処するため、海岸延長に占める人工海岸の比率が高くなっている。

なお、全国的に特に優れた水浴場として、島尾及び雨晴・松太枝浜が、環境省の「日本の水浴場88選」に選ばれている。

近年、都市化の進展に伴い身近な自然が失われつつある中で、川や海等は水と緑の豊かな貴重な空間として、それぞれの地域にあった環境整備や活用が一層求められている。また、水とのふれあいを取り戻し、水への関心を高めるため、県民参加による良好な水辺環境づくりの推進に努めている。

(2) 心地よい水辺環境の確保

個々の水辺に求められる本来の機能との整合を図りながら、クリーンウオーター計画に示す快適な環境に親しむ場としての水辺空間の創出、自然性の確保を図るため、次の施策を講じた。

- ・ 河川については、親水機能の保全と整備を図るため、低水護岸工等を整備する河川環境整備事業や水環境整備事

*1 道路愛護ボランティア制度 ... 県管理道路において、歩道・路肩・植樹柵などの清掃・草むしり・水やり等のボランティア活動を継続的・積極的に行い、道路沿線の美化活動を推進する団体を、PR活動や関係機関との調整、保険の加入などにより支援する制度をいう。

*2 アダプト・プログラム事業 ... ボランティア市民や地元企業が「里親」となって、河川や海岸等の一定区間を「養子」とみなし、清掃美化活動を行い、回収したごみは行政が引き取るなど、市民と行政が二人三脚で協力しながら、継続的に活動を進めていく事業をいう。

業を推進した。また、親水型公園の整備を図るため、ポートルネッサンス21計画を推進するとともに、富岩運河環水公園の整備を図った。

- ・ 海辺については、美しい海岸を守り、さらに快適な環境づくりに配慮して、自然海岸に近い景観を維持、回復するため、構造物や工法等に工夫した海岸整備を推進した。
- ・ 農業用排水路、ダム、ため池等については、保全管理又は整備と一体に、これらの有する水辺空間を活用した親水施設、景観保全施設等の整備を図るため、親水水路や湧水広場等を整備す

る水環境整備事業や水辺環境整備事業を推進した。

- ・ 「とやまの名水」の飲用に起因する健康被害の発生を防止するため、市町村が実施する水質検査や衛生管理マニュアルに基づく周辺の環境整備に対して助成するとともに、「とやまの名水」の衛生管理に関する調査研究を行った。また、「とやまの名水ネットワーク協議会」を開催し、管理者、市町村等における情報交換や技術の向上を図るなど、「とやまの名水」を安心して利用できるよう衛生管理の徹底に努めた。

3 里や街における豊かな緑の保全と創造

(1) 里や街における緑の状況

緑は、水源の涵養や大気の浄化、防災など、人や動物が共存していくうえで重要な機能を有している。また、人々の心を和ませ、心身をリフレッシュさせる働きも持っており、緑は快適な環境を創造していくための貴重な資源となっている。

県では、代表的な森林60か所を「とやま森林浴の森」として選定しており、そのうち、立山の美女平と県民公園頼成の森は「全国森林浴の森百選」にも選ばれている。

また、置県百年を記念して、県民の誰もが利用できる総合レクリエーションの場としての県民公園を整備しており、都市公園として新港の森、太閤山ランド、自然風致公園として頼成の森、自然博物館「ねいの里」、野鳥の園がある。

都市の中の自然を保全し、防災上の拠点となる都市公園は、14年度末で1,421.7haとなっており、人口1人当たり13.10㎡と、全国平均の8.5㎡を大きく上回っている。また、12年度末における農村公園の面積は38.3haとなっている。

公共施設等の緑化の現況については、13年度末において、県管理道路202.6km、県立学校57.4ha、工場緑地539.3haとなっている。

県では、すぐれた県土を守り、自然との調和を図っていくため、多様な生物相に配慮しながら良好な緑の保全と創造に努めている。

(2) 里や街における豊かな緑の確保

ア 花と緑の新世紀プラン等の推進

花と緑の県づくりを推進するため、花と緑の新世紀プラン及び全県域公園化推進プランに基づき、次の施策を講じた。

ア) 花と緑の推進

花と緑の銀行において次の施策等を実施した。

- ・ 家庭や地域における緑化を進めるために、花の苗や緑化木の配布を行うとともに、グリーンキーパー（花と緑の指導員）を中心に取組みを推進した。
- ・ 花と緑のあふれるまちづくりを進めるため、「地域をはぐくむ花壇づくり事業」、「花づくりクオリティアップ推進事業」、「花だより花壇維持管理事業」を実施した。
- ・ 花と緑に親しむ機会を創出するため、フラワーグリーンバスの運行や、花と緑の冬のフェスティバルを開催したほか、県内の花だよ

り情報を提供した。

- ・ 県民が親しみやすいドングリを媒体として、自らの木の実を拾い、植え、育てる「みんなで木を植える運動事業」を実施し、県民参加の植樹運動を展開した。

(イ) うるおいのある環境づくり

街路樹整備を推進したほか、河川沿いの並木及び溪流における砂防樹林の保全や創出、堤防の裏面やがけ地の緑化、海岸線の砂防林、防潮・防砂林の整備・保全を推進した。

(ウ) 都市緑化

都市空間での緑の創出のため、都市部の県有施設の緑化を推進した。

イ 県民公園等の整備

県民公園等については、身近な緑に配慮した適切な管理に努めた。

新港の森については、2000年国体を機に、施設の改修や公衆便所改築を行っており、15年度の施設利用状況は13,495人であった。

また、空港スポーツ緑地は、常緑広葉樹を中心とした多層構造の植栽が施されており、15年度の施設利用状況は12,957人であった。

ウ その他の対策

緑花推進県民会議や県土美化推進県民会議の取組みにより、県民が主体となって花と緑の県づくりの推進に努めた。

4 ゆとりのある空間と美しい景観の創造

(1) 景観の状況

本県は、山、川、平野が一望できるまとまりのある地形の中に、雄大な立山連邦や緑豊かな砺波平野等の散居村、水に彩られた富山湾や多くの河川・水路、歴史や文化が息づく伝統的な町並みなど、多様で個性豊かな景観が形成されている。

近年、ライフスタイルの多様化などに伴い、うるおいや安らぎを感じることができるゆとりある空間や調和のとれた景観がますます重視されてきている。

しかしながら、農村部における沿道立地型の大型商業施設の進出、大規模な宅地開発の進行、都市部における建築物の高層化や大規模化、街路の拡幅整備などによる町並みの変化、さらに、屋外広告物の無秩序な設置や大型化など、景観を取り巻く環境は大きく変化している。

このようなことから、うるおいのある景観づくりを総合的、計画的に推進するため、14年9月に景観条例を制定したところであり、今後、この条例に基づき、景観の保全及び創造に関する施策を実施していくことにしている。

(2) ゆとりのある空間と美しい景観の確保

ア 景観条例に基づく指導等

うるおいある景観づくりを全県的に推進するため制定した景観条例の普及啓発を進めるとともに、この条例に基づき、開発事業等における景観への配慮を事業者等に指導した。

イ 各種計画等に基づく施策

(ア) 地域ごとの目標に沿った景観整備を推進するため、ふるさと環境総合整備ガイドライン、都市景観形成ガイドライン、新とやまのみちBIG作戦、河川環境管理基本計画等に基づき、次の施策を講じた。

- ・ 景観に配慮した多自然型川づくりをめざし、広域基幹河川改修事業等を推進した。
- ・ 自然景観と調和した海岸を形成するため、雨晴海岸について、エコ・コースト事業を実施した。
- ・ 伏木富山港海岸（新湊地区）において、ふるさと海岸整備事業により、階段式護岸と離岸堤を整備した。

- ・ 砂防事業の実施にあたっては、スリットダムの施工による溪流の連続性の確保や溪流の安定化によるうるおいのある自然景観の創出など水と緑豊かな溪流づくりを推進した。
 - ・ がけ崩れ対策の実施にあたっては、斜面が有する優れた景観や自然環境を保全するとともに、切土斜面においては法枠内の緑化等を行い、緑豊かな斜面空間の創出を推進した。
 - ・ 道路景観の向上、沿道景観の向上、とやまらしいみちづくり、道路緑化等を目指す「新とやまのみちBIG作戦」を推進した。
 - ・ 安全かつ円滑な道路の確保と景観の整備等を図るため、オフィス街や景観の優れた地域で電線類の地中化を図った。
- (イ) 田園空間整備実施計画(となみ野)に基づき中核施設や地域拠点の整備を進めた。また、美しい散居景観を保全するため、地域住民が主体となる活動を関係団体・市町村と連携して行った。
- さらに、緑豊かな散居景観を保全・育成するため、散居景観保全事業により、屋敷林の維持管理など、住民の活動を支援した。
- (ウ) 棚田地域の農地等の有する県土の保全、水資源の涵養、景観の保全、伝統・文化の継承等の多面的機能の良好な発揮と集落の活性化を図ることを目的として、「棚田地域水と土保全基金」を造成しており、棚田保全の必要性等を啓発するため、棚田保全活動に対する都市住民の参加促進や活動推進、棚田オーナー制等への活動支援を実施した。
- (エ) 農山漁村地域において、自然景観の保全や農山漁村の持つ多面的機能の維持向上などを推進するため、自然文化や人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動(グリーン・ツーリズム)の普及啓発を図るとともに、市町村の取組みに対して支援した。
- ウ 野外広告物の規制
公衆への危害防止と美観風致の維持のため、屋外広告物規制制度の普及啓発に努めた。
- エ 土地対策要綱等による対策
土地対策要綱等に基づき、大規模な開発行為を行おうとする事業者に、開発行為届出書の提出を求め、周辺の景観との調和の観点から必要な指導を行った。

5 歴史や文化がいかされた環境の保全と創造

(1) 歴史や文化がいかされた環境の状況

歴史や文化がいかされた環境は、地域をとりまく自然的、社会的な背景を反映し、うるおいやすらぎ、文化のかおりといった精神的な恵みを与えてくれることから、これを保全し創造することが求められている。

県内には、山、川、海、そして雪にはぐくまれた風土により、生活に根ざした祭りや生活習慣が残されているほか、世界遺産に登録されている五箇山の合掌造り集落、国宝に指定されている瑞龍寺を

はじめすぐれた名勝、天然記念物、埋蔵文化財等が数多くある。

環境省では、地域のシンボルとなっている音の聞こえる環境(音風景)を「日本の音風景百選」として認定しており、本県からは、立山町の「称名滝」、八尾町の「エンナカの水音とおわら風の盆」、井波町の「井波の木彫りの音」の3か所が選ばれている。

また、県では、自然や伝統産業など地域のシンボルとして親しまれ、将来残していきたい音風景50件を「とやまの音風

景」として認定している。

さらに、環境省では、地域の自然・文化・生活に根ざした良好なかおりのある風景100地点を「かおり風景百選」として認定しており、県内からは、富山市の「富山の和漢薬のかおり」、砺波市の「砺波平野のチューリップ」、宇奈月町の「黒部峡谷の原生林」の3件が選定されている。

- (2) 歴史や文化をいかした街づくり対策
 - ア ふるさと環境整備事業ガイドライン等による対策
 - ・ ふるさと環境整備事業ガイドラインに基づき、県民と県、市町村が協力して、歴史的文化的資産をいかした街づくりを推進した。
 - ・ 市町村が実施するまちなみ保全環

境整備や景観整備等の優れた景観整備事業に対して助成を行った。

- ・ 市町村等が実施する史跡、名勝等の積極的な活用を図ったいわゆる文化財公園等に対して助成を行った。

- イ うるおい環境とやま賞

人々が心に「ゆとり」や「うるおい」を感じる富山県内の建造物や施設等によって形成される景観で、地域の魅力やシンボルとなっているものや地域住民等の創造工夫や努力によって魅力が創出されている景観のうち、特にすぐれたものを「うるおい環境づくり会議」が「うるおい環境とやま賞」に選定してきたが、景観条例の施行に伴い、顕彰制度の見直しを行っている。

6 快適トイレの推進

- (1) 快適トイレ推進プランの推進

生活水準の向上などに伴い、快適な生活環境に対するニーズも多様化してきているため、公共トイレ以外のトイレについても、“いつでも、どこでも、だれでも、安心して、快適に”利用できる、安らぎある「人間空間」であることが強く求められている。さらに、バリアフリー等の福祉面や省資源・省エネルギー等の環境面、その他青少年教育、防災等の面にも配慮したトイレが必要となってきた。

このようなことから、県では、12年3月に策定した快適トイレ推進プランに基づき、公共トイレに限らず、学校、山岳地、事業所等様々な場所（分野）に設置されているトイレを快適にするための総合的な取組みを推進している。快適トイレ推進プランの概要は、表1-46のとおりである。
- (2) 快適なトイレの整備

きれいで利用しやすい快適なトイレの整備促進を図るため、民間の山小屋事業者が設置する環境に配慮したトイレの整備に助成した。

このほか、快適なトイレ推進セミナーを開催するとともに、国、県、市町村、事業者等が設置するトイレを対象にグッドトイレ及びグッドメンテナンスの部門について、コンテストを行い、表1-47の施設を「さわやか賞」として表彰した。

表1 46 快適トイレ推進プランの概要

基本目標	“いつでも、どこでも、だれでも、安心して、快適に”利用できる、“環境に配慮した”トイレの推進
対象施設	公共トイレ、学校のトイレ、山岳地のトイレ、事業所のトイレ、家庭のトイレ、工事現場などの仮設のトイレ
配慮指針	<ul style="list-style-type: none"> ・快適性の向上 ・環境への配慮 ・バリアフリーからユニバーサルデザインへ (可能な限りすべての人が便利に、快適に利用できるための配慮) ・災害時の備え ・適切な維持管理 ・利用マナーの教育・啓発
推進施策	<p>普及啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会等の開催 ・グッドトイレコンテスト等の実施 ・クリーンキャンペーン等の実施 <p>財政的な支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等に対する支援 ・山岳地トイレに対する支援 <p>調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「準公共トイレ」制度の創設 ・チップ制又は有料制の導入

表1 47 グッドトイレコンテスト「さわやか賞」受賞トイレ（15年度）

部 門	施 設 名	所在地
グッドトイレ	富山市立光陽小学校	富 山 市
	福岡町観光物産館	福 岡 町
	称名室堂線歩道公衆トイレ（弘法トイレ）	立 山 町
グッドメンテナンス	富山県立となみ野高等学校	小矢部市

第6節 地球環境の保全への行動と積極的貢献

地球環境問題^{*1}は人類共通の最重要課題の一つとなっており、県民の日常生活や通常の事業活動に伴う資源やエネルギーの消費に深くかかわっていることから、県民や事業者等による積極的な行動が求められるとともに、地方公共団体による地域の実情に応じた施策の展開が期待されている。

本県は、日本のほぼ中央に位置し、古く

から環日本海諸国と交流してきた歴史があり、また、産業の集積や交通網の整備が進んでおり、このような条件を活かして、環日本海諸国との様々な交流や国際協力に取り組んできている。今後とも、「世界に開かれ貢献する富山」の実現を目指し、環日本海地域の環境の保全と創造に積極的に貢献することにしている。

1 地球環境保全のための対策の推進

(1) 地球環境問題の状況

地球温暖化は、地表から放射された熱を吸収し、再び地表に放射して温度を上昇させる効果をもつ二酸化炭素等の温室効果ガス^{*2}が、近年の人間活動の拡大に伴って大量に排出されることにより起こるといわれている。地球温暖化により、海面水位の上昇、異常気象の頻発化、健康、生態系、食糧生産への悪影響が懸念されている。

県内の温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）は、2年度は12,424千t CO₂/年、12年度は13,180千t CO₂/年であり、10年間で6.1%増加した。

主要な温室効果ガスである二酸化炭素の県内における排出量は、図1-39のとおり、2年度は11,574千t CO₂/年、12年度は12,432千t CO₂/年であり、10年間で7.4%増加した。部門別の排出量では、民生部門での割合が高くなっていた。また、12年度の二酸化炭素排出量は、全国

の1.0%に相当し、県民一人当たりでは11.1千t CO₂であった。

一方、本県は、森林が多く緑が豊かなことから、植物により相当量の二酸化炭素が吸収されていると見込まれる^{*3}。

しかしながら、最も主要な温室効果ガスである二酸化炭素は、人間活動のあらゆる場面において排出されており、その削減に当たっては、現代の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムの変革に向けた取組みが必要である。

また、その他の温室効果ガスであるメタン、一酸化二窒素、代替フロンについても、それぞれの排出実態を踏まえた対策が必要である。

オゾン層の破壊は、日常生活や事業活動により大気中に放出されたフロン類^{*4}によって引き起こされる。オゾン層は地球を取り巻く成層圏に存在し、有害な紫外線から地球上の生物を守っており、破壊が進んだ場合、皮膚がんの増加等が懸

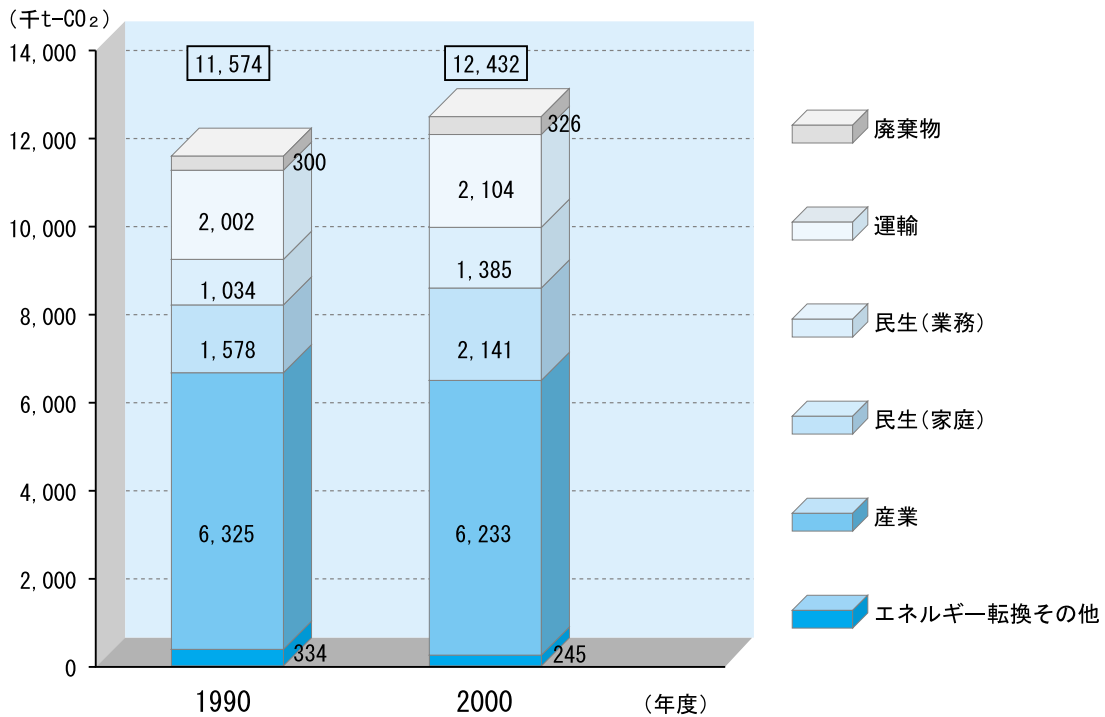
*1 地球環境問題 ... 人の活動による地球温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚染、野生生物の種の減少、有害廃棄物の越境移動に伴う環境汚染、酸性雨、砂漠化、森林（特に熱帯雨林）の減少をいう。

*2 温室効果ガス ... 9年12月に採択された気候変動枠組条約京都議定書では、対象となる温室効果ガスを二酸化炭素のほか、メタン、一酸化二窒素、さらに冷媒やエアゾール分野等で使用されているハイドロフルオロカーボン（HFC）、半導体エッチングガス等やイナートリキッド（不活性液体）用に使用されているパーフルオロカーボン（PFC）及び電気絶縁ガスや半導体エッチングガス等に使用されている六ふっ化硫黄の6種類と定めた。温室効果ガスの総排出量は、各温室効果ガスの排出量を二酸化炭素に換算し、合算して算定する。環境省によれば、我が国が排出する温室効果ガスのうち、地球温暖化への直接的寄与度は二酸化炭素が92.9%を占めると報告されている（2000年度）。

*3 二酸化炭素の吸収量 ... 大気中の二酸化炭素は、植物等により吸収されている。我が国全体の吸収量（7年度）は94,619千トンと発表されている。

*4 フロン類 ... 正式にはクロロフルオロカーボン（CFC）等と称されるフッ素を含む炭化水素で溶剤や冷媒等に多量に使用されてきた。大気中に放出されたフロン類は、ほとんど分解されず上空の成層圏まで到達し、ここで放出された塩素原子が成層圏中のオゾンを破壊していく。このため、いわゆるウィーン条約やモントリオール議定書により国際的な枠組みで生産規制等が実施されている。また、近年、フロン類の代わりに使用できてオゾン層の破壊能力がないか相対的に小さい物質が開発されており、これらを代替フロンと呼んでいる。

図1 39 富山県の二酸化炭素排出量



念されている。フロン類の生産、輸入は法令等により段階的に廃止されつつあるが、冷蔵庫等に充填されている過去に生産されたフロン類の大気中への放出を防止する必要がある。

酸性雨は、硫黄酸化物や窒素酸化物が雲粒に取り込まれるため発生する酸性の度合いが強い雨で、地域や国境を越えてその影響が及ぶといわれている。県内の雨水の酸性度については、61年度以降、pH*の年平均は4.5~6.1の範囲で推移している。

黄砂は、主に中国やモンゴルの黄土地帯の細かな砂じんが風によって吹き上げられ、日本海を越えて飛来する現象である。我が国では主に3月から5月にかけて西日本や日本海側で観測されることが多く、近年、観測回数が増加する傾向にある。黄砂は植物や交通機関等に影響を及ぼすほか、呼吸器疾患等の健康への影響の可能性が指摘されており、その実態

を説明する必要がある。

地球環境問題は、県民の日常生活や通常の事業活動における資源やエネルギーの消費と密接な関係があり、「地球規模で考え、足元から行動する」という考え方に立って、社会を構成するあらゆる主体が各々の役割に応じて自主的に環境保全に資するよう行動する必要がある。このため、10年3月に策定した地球環境保全行動計画(以下「地球にやさしいとやまプラン」という。)等に基づき、県民総ぐるみの取組みを推進している。

(2) 地球環境の保全対策

ア 地球にやさしいとやまプランの推進
地球にやさしいとやまプランに基づき、各種施策を推進したほか、小学校高学年向けに地球環境問題について自ら考え行動するための啓発用冊子を作成した。

地球にやさしいとやまプランの概要

* pH ... 水素イオン濃度指数のこと。7付近を中性、これより小さいものを酸性、大きいものをアルカリ性という。雨水は空気中の二酸化炭素を吸収するため、大気が酸性物質に汚染されていなくても弱い酸性を示すことがあり、pH5.6以下になった雨水等を酸性雨という。

は、次のとおりである。

- (ア) 県民、事業者、行政の役割
- ・ 県 民……環境にやさしいライフスタイルの形成
 - ・ 事業者……環境にやさしい事業活動の展開
 - ・ 行 政……環境にやさしい地域づくりの推進

(イ) 具体的な行動

- ・ 省エネルギー - 及びエネルギー - の有効利用
- ・ 省資源やりサイクルの推進
- ・ 環境に配慮した自動車の利用と交通対策
- ・ フロン等の対策
- ・ 自然環境の保全と緑の創出
- ・ 身近な水環境や海洋環境の保全
- ・ 環境に配慮した企業活動
- ・ 調査研究等の推進
- ・ 国際協力の推進

(ウ) 行動計画の推進

- ・ 普及・啓発と地域の環境保全活動の推進
- ・ 県民や事業者の行動の支援、誘導
- ・ 行政の率先実行
- ・ 県民、事業者、県、市町村、各種団体等の協力体制の整備
- ・ 計画の点検と見直し

イ 地球温暖化対策

(ア) 地球温暖化対策推進計画の策定

我が国の京都議定書の受諾に伴い、地球温暖化対策を地域レベルで計画的・体系的に推進するため、16年3月に地球温暖化対策推進計画（以下「とやま温暖化ストップ計画」という。）を策定した。この計画では、温室効果ガス排出量の削減目標や削減対策、県民、事業者及び行政が取り組むべき具体的な行動指針を明らかにした。

計画の概要は、次のとおりである。

a 基本的な考え方

(a) 計画の目標

計画の目標は、2010年度の温

室効果ガス排出量を1990年度の排出量から6%削減することとする。

(b) 対象物質

対象物質は、京都議定書で定められた以下の6物質とする。

- ・ 二酸化炭素 (CO₂)
- ・ メタン (CH₄)
- ・ 一酸化二窒素 (N₂O)
- ・ ハイドロフルオロカーボン (HFC)
- ・ パーフルオロカーボン (PFC)
- ・ 六ふっ化硫黄 (SF₆)

(c) 対象地域

対象地域は、県内全域とする。

b 計画の推進施策

計画目標の実現を図るため、次の施策を総合的、計画的に推進する。

(a) 排出削減対策

産業部門、民生（家庭）部門、民生（業務）部門、運輸部門、廃棄物部門及び農業部門における対策、エネルギー対策

(b) 吸収源対策

森林整備、都市緑化、木材資源の利用

(c) 普及啓発等

普及啓発、調査研究、率先実行、国際協力

c 主体別の具体的な行動指針

温室効果ガスは、県民の日常生活や事業活動などのあらゆるところから排出されていることから、表1-48のとおり、県民、事業者及び行政の主体別に具体的な行動指針を示した。

d 計画の推進体制及び進行管理

県民、事業者及び行政が連携協力しながら、それぞれの立場において対策に取り組むこととする。

国は段階的に必要な対策を実施していくことから、国の対策を十分に勘案するとともに、県内の温

表1 48 主体別の具体的な行動指針

県 民	ライフスタイルの見直し 住宅の省エネルギー化等の推進 エコドライブの推進	省エネルギー機器等の導入 公共交通機関の利用 低公害車の導入 等
事 業 者	省エネルギー型事業活動の推進 低公害車の導入 フロン回収の推進	エコドライブの推進 廃棄物の減量化・リサイクルの推進 新エネルギーの利用 等
行 政	ライフスタイルの見直し 省エネルギー型事業活動の推進 エコドライブの推進	住宅の省エネルギー化等の推進 公共交通機関の利用 低公害車の導入 等

室効果ガス排出状況等进行评估し、必要に応じて計画の見直しを行う。

(イ) 普及啓発等

地球温暖化対策に関する普及啓発等を図るため、「富山県地球温暖化防止活動推進センター」である（財）とやま環境財団と連携し、講演会を開催するとともに、地球温暖化防止活動推進員の養成を行った。また、家庭や事業所等における地球温暖化対策の取組みを進めるため、新聞広告「環境立県とやま STOP！温暖化」を全9回にわたって掲載するとともに、普及啓発資料を作成し、県内全世帯に配布した。

また、省資源・省エネルギー・やりサイクルの推進、二酸化炭素の吸収源になる森林の保全や緑化の推進等を実施するとともに、低公害バスや住宅用太陽光発電システムの導入を支援した。このほか、過度の車利用から、徒歩、自転車、公共交通機関への利用転換を図るため、16年3月に地域交通ビジョンを策定した。「ノーマイカーデー」の取組みとしては、県内では初の試みとして、15年11月に交通事業者の協力も得て「県・市町村統一ノーマイカーデー」を実施し、一層の啓発を図ったほか、市町村によるコミュニティバスやパークアンドライドの実証実験、施設整備など、公共交通活性化に向けた取組みを支援した。

さらに、とやま21世紀水ビジョン

推進会議に地球温暖化専門委員会を設置し、地球温暖化が本県の水資源に与える影響（特に河川流量の変動等）について、将来予測シミュレーションを実施した。

ウ オゾン層の保護対策

オゾン層を保護するためには、オゾン層を破壊するフロン等の使用を削減するとともに、製品中に冷媒として使用されているフロンについては、製品が廃棄される際に回収するなど、大気中への放出を抑制する必要がある。

このため、フロン類が使用されている業務用冷凍空調機器及びカーエアコンの廃棄の際に、フロン類の適切な回収、破壊等を推進することを目的に、13年6月に制定された「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(以下「フロン回収破壊法」という。)により、回収等を行う事業者の登録業務を行うとともに、立入検査を実施した。また、「フロン回収推進連絡会議」において、フロン類の回収等に関する普及啓発活動等を進めた。

15年度末におけるフロン類回収業者等の登録状況は、表1 49のとおりである。また、14年度における業務用冷凍空調機器及びカーエアコンからのフロン類の回収状況は、表1 50のとおりである。

さらに、フロン等の環境濃度を把握するため、フロン11や二酸化炭素等の

7物質について、県内2地点で調査を行った。フロン等の環境調査結果及び主要なフロン等の年平均値の経年変化は、表151及び図140のとおりであり、主な物質についてみると、フロン

11が0.21~0.28ppb、フロン12が0.47~0.64ppb、二酸化炭素が352~403ppmと、全国的な水準と同程度の値であった。

表149 フロン回収破壊法に基づく回収業者等の登録者数

名称	内容	登録者数 (16年3月31日現在)
第一種フロン類回収業者	使用済みとなった第一種特定製品(業務用冷凍空調機器でフロン類が充てんされているもの)からフロン類を回収する事業者	164
第二種特定製品引取業者	使用済みとなった第二種特定製品(カーエアコンでフロン類が充てんされているもの)を引き取る事業者	1,019
第二種フロン類回収業者	使用済みとなった第二種特定製品からフロン類を回収する事業者	349

表150 フロン類の回収量(14年度)

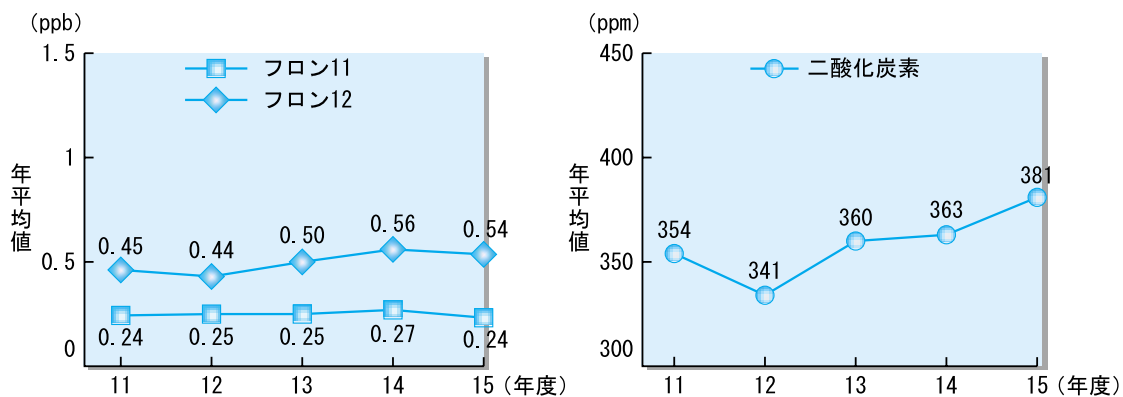
(単位: kg)

フロン類	業務用冷凍空調機器	カーエアコン
CFC	1,825	3,157
HCFC	8,112	
HFC	109	1,305

表151 フロン等の環境調査結果(15年度)

調査項目	フロン11 (ppb)	フロン12 (ppb)	フロン113 (ppb)	1,1,1-トリクロ ロエタン(ppb)	四塩化炭素 (ppb)	二酸化炭素 (ppm)	メタン (ppm)
調査結果	0.21~0.28	0.47~0.64	0.07~0.08	0.02~0.03	0.08~0.10	352~403	1.82~2.07

図140 主要フロン等の年平均値の経年変化



エ 酸性雨対策

硫黄酸化物及び窒素酸化物は酸性雨の主な原因物質であり、大気中への排出が抑制されるようブルースカイ計画に示す施策を推進した。

酸性雨の調査については、引き続き雨水や湖沼、森林のモニタリング、生成機構・影響の調査研究を進めた。雨水(降雪を含む。)及び湖沼等のpH等についての調査結果は、次のとおりである。

(ア) 雨水

・ pH

1週間降雨毎(自動採取法)の測定値は、小杉町では3.7~6.6(平均4.6)、大山町では4.3~6.0(平均4.7)と、全国の調査結果と同程度であり、小杉町での経年変化については、例年と比べて大きな変動はなかった。

・ イオン成分降下量

調査結果は表152のとおりで

ある。このうち主な項目について月別の降下量の推移をみると、季節風が吹き、大陸からの影響が強いといわれている秋期から冬期にかけて高い傾向がみられた。

また、主な項目の経年変化については、例年に比べて大きな変動はなかった。

(イ) 湖沼

縄ヶ池(城端町)での調査結果は、表153のとおり、pHについては、6.5~6.7、アルカリ度については0.39~0.75meq/lであった。また、pH及びアルカリ度の経年変化については、例年と比べて大きな変動はなかった。

(ウ) その他の関連調査

森林地4地点(魚津市、八尾町、福光町、小矢部市)で、雨水のpHを調査したところ、年平均値は4.6~5.1の範囲であり、森林地以外の地域とほぼ同程度であった。

表152 イオン成分降下量調査結果(15年度) (meq/m²/年)

区分	SO ₄ ²⁻	nss SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻	Cl ⁻	H ⁺	NH ₄ ⁺	Ca ²⁺	Mg ²⁺	K ⁺	Na ⁺
小杉町	123	87	47	329	64	52	32	66	11	296
大山町	45	39	17	54	31	18	8.6	12	2.9	49

注1 大山町の調査期間は、15年8月~16年3月である。

注2 nss SO₄²⁻(nssとはnonseasaltの略)は、海洋に由来しない成分、すなわち陸上由来の硫酸イオン降下量を表す。

表153 湖沼調査結果(15年度)

沼名	項目	pH	アルカリ度 (meq/l)	成分濃度(mg/l)								
				SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻	Cl ⁻	NH ₄ ⁺	Ca ²⁺	Mg ²⁺	K ⁺	Na ⁺	T-Al
縄ヶ池	最大	6.7	0.75	1.4	0.5	4.0	0.8	8.1	1.5	0.47	3.8	0.53
	最小	6.5	0.39	0.6	0.2	3.3	<0.1	4.7	0.9	0.28	3.5	0.06

オ 黄砂対策

黄砂の実態を解明するため、大山町のらいちょうバレースキー場に立山黄砂酸性雨観測局を設置し、同観測局及び小杉町で黄砂成分等について調査を行った。

また、15年11月に開催した「第12回環日本海環境協力会議の黄砂に関する公開シンポジウム」には、日本、中国、韓国、モンゴル及びロシアの5か国の環境行政担当者、研究者が参加し、最先

端の黄砂研究を紹介した記念講演や黄砂対策等に関する発表、パネルディスカッションが行われた。

なお、環境省は、16年2月に環境科学センターに黄砂観測装置（ライダーモニタリングシステム）を設置した。これにより地上から上空数kmに渡り、黄砂の鉛直分布等をリアルタイムで観測することが可能となり、県内に飛来した黄砂の状況を迅速に把握できるようになった。

2 国際環境協力と環日本海地域の環境保全

(1) 国際環境協力と環日本海地域の環境保全の状況

日本海は、沿岸諸国にとって、様々な恩恵をもたらす共有財産であり、その海洋環境を保全するためには、沿岸の諸国、地域が連携協力し、国際的な取組みを推進していく必要がある。

また、環日本海地域では工業化の発展や都市部への人口集中、漁業、海上交通などの海域利用の拡大などが見込まれており、閉鎖性海域である日本海の海洋環境への深刻な影響が懸念されている。

このため、県では、9年4月に任意団体として環日本海環境協力センターを設立し、対岸地域の環境情報の収集や国際会議の開催等の事業を実施した。これらの実績が評価され、10年9月に政府所管の公益法人として(財)環日本海環境協力センター（NPEC*）の設立が許可され、環日本海地域の環境保全に関する交流推進事業、調査研究事業等を実施してきている。

(2) 国際環境協力の推進と環日本海地域の環境保全対策

NPECと連携し、次の環境保全に関する交流推進、調査研究及び施策支援事

業を推進した。

ア 本県が11年7月からコーディネート自治体を務める「北東アジア地域自治体連合環境分科委員会」や「海洋環境保全国際シンポジウム」を15年10月に開催し、環日本海地域の環境保全についての情報交換や自治体間での環境協力事業についての検討を行った。

イ 北東アジア地域の自治体行政担当者が、環境協力に関するノウハウや環境保全技術等の情報を交換するため、15年11月にロシアハバロフスク地方で「北東アジア地域国際環境シンポジウム」を開催した。

ウ 日本、中国、韓国、モンゴル及びロシアの5か国の政府関係者等が環境問題に関する情報交換や対話を行うことを目的として、15年11月に環境省及び富山市との共催により「第12回環日本海環境協力会議（NEAC）」を開催した。

エ 対岸地域との間で環境実務協議団を相互に派遣し、環境協力事業についての協議や環境の状況等についての情報交換を行った。

オ 環日本海地域の環境保全の基礎資料とするとともに、地域住民の環境保全

*NPEC ... Northwest Pacific Region Environmental Cooperation Center(財)環日本海環境協力センター)の略称。

意識の醸成を図ることを目的に、日本、中国、韓国及びロシアの自治体やNGOの参加を得て、日本海及び黄海の海辺の埋没・漂着物調査を引き続き実施

した。また、ロシア沿海地方との渡り鳥に関する共同調査や中国遼寧省との水質環境に関する共同調査研究を引き続き実施した。

3 北西太平洋行動計画（NOWPAP）の推進

(1) NOWPAPの実施状況

国連環境計画（UNEP）は、閉鎖性海域の環境保全がきわめて重要であることから、閉鎖性海域の沿岸国が海洋環境の保全、海洋汚染緊急時への対応などについて「地域海行動計画」を策定することを提唱している。

NOWPAP^{*1}は、日本海及び黄海を対象とした地域海行動計画であり、日本、中国、韓国及びロシアの4か国により6年に採択された。

NOWPAPの推進を図るため、その後の政府間会合において各種プロジェクトが決定されており、11年4月、北京で開催された第4回政府間会合においては、NPECがNOWPAPの特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター（CEARAC^{*2}）に指定され、国際的な役割を担っていくことになった。16年3月には、各国の政府代表者、専門家、ユネスコ政府間海洋学委員会／西太平洋小委員会（IOC／WESTPAC）の代表者等が出席してCEARACフォーカルポイント会議が富山市で開催され、2004～2005年の活動計画等が承認された。

一方、12年12月に東京で開催された第6回政府間会合において、NOWPAPの活動の連絡調整等を担う地域調整部（RCU^{*3}）を、富山市、韓国の釜山市に共同設置することが合意された。14年3月にウラジオストクで開催された第7回政府間会合では、RCU富山事務所と釜山事務所の業務分担や職員配置等のR

CUの設置体制について合意がなされた。

RCU富山事務所の設置については、15年9月にUNEPと我が国政府との間で、合意文書（ホスト国協定）が締結され、開設に向けて準備が進められている。

16年2月には、クラウス・テプファー国連事務次長（UNEP事務局長）を本県に招き、「北東アジアの持続可能な開発とNOWPAPそして富山」をテーマとして、特別講演会を開催した。

(2) NOWPAPの推進

NOWPAPのCEARACとして指定されたNPECと連携し、環境省の支援のもとに、次のNOWPAP推進事業を実施した。

ア 生物評価法（バイオアッセイ）を活用した海洋環境モニタリング手法の開発を推進するため、国内の専門家からなる研究会を引き続き開催し、バイオアッセイの研究開発動向等に関する意見交換を行った。

イ 赤潮を含む有害藻類の異常繁殖（HAB）に関する取組み等を推進するため、CEARAC関係国の専門家からなるワーキンググループ3（WG3）を設置した。第1回会議を釜山で開催し、当面の活動としてHABに関する学術論文や研究報告等で構成するデータベースの構築等が合意された。また、国内の専門家で構成する助言委員会を引き続き開催し、WG3の今後の活動方針等について検討した。

* 1 NOWPAP...Northwest Pacific Action Plan（北西太平洋行動計画）の略称。

* 2 CEARAC...Special Monitoring and Coastal Environmental Assessment Regional Activity Center（特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター）の略称。

* 3 RCU...Regional Coordinating Unit（地域調整部）の略称。

- ウ リモートセンシングによる海洋環境モニタリング手法の開発を推進するため、富山湾をモデル海域としてモニタリング手法に関する調査研究を行う「富山湾プロジェクト」を実施した。
- エ リモートセンシングによる海洋環境モニタリングに関する取組み等を推進するため、C E A R A C関係国の専門家からなるワーキンググループ4（WG4）を設置した。第1回会議をウラジオストックで開催し、当面の活動としてリモートセンシングに関する情報ネットワークシステムの構築が合意された。また、国内の専門家で構成する検討委員会を引き続き開催し、富山湾プロジェクトの実施計画、WG4の今後の活動方針等について検討した。
- オ 環境科学センターに設置された「環日本海海洋環境ウォッチシステム」により、衛星から受信した海洋環境データを解析し、NOWPAP関係国を含む国内外に発信した。

4 日本海学の推進

(1) 日本海学の概要

環日本海域は、21世紀に大きく発展する可能性を有している一方で、急激な近代化・工業化や人口の集中により、国境を越えた環境破壊、生態系の崩壊が懸念されている。

こうしたなか、県では、環日本海域の21世紀における持続的発展を可能とするためには、環日本海域が抱える問題をトータルに据え直し、今後のあり方を探っていくことが重要であるとの認識のもと、「日本海学」の確立を提唱している。

日本海学は、日本海及び環日本海域の過去・現在・未来にわたる人間と自然のかかわり、地域間の人間と人間のかかわりについて、総合学として学際的に調査研究するものであり、「循環」、「共生」、「日本海」の3つの視点に基づき、環日本海自然環境、環日本海交流、環日本海文化、環日本海の危機と共生、という4つの研究対象分野で構成されている。

日本海学の取組みは、環日本海地域の様々な危機を回避し、持続的な発展に向けた環境との共生をめざすものであり、県では、21世紀の諸問題への提言を環日本海地域から世界に発信することをめざし、日本海学を推進していくことにしている。

(2) 日本海学の推進

15年度は、日本海学の確立・普及のため、12年度に発刊した「日本海学の新世紀」の第4集「危機と共生」及び若い世代向けの「ジュニア版日本海読本」、「絵本うみをわたったこぶた」を発刊した。また、日本海学シンポジウムを京都で開催するとともに、日本海学の視点から分かりやすく様々な分野を解説した「日本海学講座」を開催した。さらに、ロシア沿海地方との渡り鳥に関する共同調査などの各種調査研究を実施した。また、日本海学を国内外に広く普及していくため

に設置した「日本海学推進機構」では、研究プロジェクトの企画や研究成果のデータベース化に取り組んだほか、研究委託事業の実施や大学連携講座をはじめとした各種セミナーを開催した。

第7節 環境の保全及び創造に向けたみんなの行動

健やかに暮らせる良好な環境、環境にやさしい循環型社会、そして自然と共生したうおいのある環境などを実現するためには、行政のみならず、県民、事業者が適切な役割分担のもと、自主的かつ積極的に環境にやさしい行動に取り組むことが必要である。そのためには、環境への理解を深め、環境を保全する意識の高揚を図るとともに、県民や事業者の活動を支援する仕組みを構

築することが重要である。

県では、環境の保全及び創造に向け、みんなが環境にやさしい行動をする社会の実現をめざして取り組んでいる。

また、県は、事業者や消費者としての側面を持っており、県民、事業者、市町村の自主的な行動を促すためのモデルとなるよう、環境に配慮した事業活動の率先実行に努めている。

1 環境保全活動へのみんなの参加

(1) 環境保全活動の状況

県では、環境意識の高揚や環境保全に関する知識の普及、環境保全活動の支援などを継続的に実施していくための財源を安定的に確保するため、元年度に基本財産4億円の環境保全基金を設置した。

また、県民、事業者、行政が一体となって、地域に根ざした環境保全活動を推進するための拠点として、3年7月に「財

団法人とやま環境財団」を設立した。同財団では、表154のとおり、各種事業を行っている。

今後、環境保全活動への参加を一層推進するためには、事業のより一層の推進が必要であることから、同財団の充実に努めているところである。

一方、事業者においては、経営管理の一環として、ISO14001等の環境マネジ

表154 とやま環境財団の主要事業の概要（15年度）

環境情報基盤整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全活動情報の提供 「環境関係法規の手引」の作成など
普及・啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ごみ減量化、リサイクルポスターの募集、作成 パソコンリサイクル推進に関する普及啓発（ラジオ） ごみゼロ推進県民会議の開催 環境月間講演会の開催 「環境を考えるバス教室」の開催 リサイクル認定事業（富山版エコマーク）の実施 ナチュラルリストによる自然解説及び研修会の開催など
相談・指導事業	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全活動の相談及び指導 循環型社会形成アドバイザーの設置など
指導者養成事業	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと循環学習クラブ（こどもエコクラブ）の育成 環境保全活動指導者のネットワークの推進など
支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全推進団体の活動に対する助成 普及啓発事業（イベント等）に対する助成 ごみゼロ推進実践活動に対する助成
調査・研究事業	<ul style="list-style-type: none"> 環境資源活用懇談会事業（産業廃棄物のリサイクル技術の検討） ごみ減量化、リサイクル等に関する調査など
地球温暖化防止活動推進センター事業	<ul style="list-style-type: none"> 地球環境保全啓発パンフレットの作成 地球温暖化防止月間講演会の開催 地球温暖化防止活動推進員の養成、支援など
その他の事業	<ul style="list-style-type: none"> 機関紙の発行など

メントシステムを導入する等環境保全への自主的取組みが進みつつあり、県では、こうした取組みや、中小企業が整備する公害防止施設、廃棄物の資源化・再生利用施設、低公害車の購入など様々な取組みに対し、低利融資を実施している。

このほか、特定工場においては、公害防止組織の整備に関する法律に基づき、公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者を選任し、公害防止体制の整備を図ることになっており、15年度末現在で公害防止統括者が216人、公害防止主任管理者が21人、公害防止管理者が385人選任されている。

環境保全活動を各地域で普及し推進する環境保全活動推進員については、2年度から7年度までに289名が養成されている。さらに環境保全活動に関心のある県民が情報を交換し、活動の推進やレベルの向上を図るため、環境保全活動推進員を中心に「環境ネットワークとやま」が10年10月に設立され、ネットワークニュースの発行などを行っている。

さらに、県公共交通利用促進協議会が、県民にマイカー自粛を呼びかける「ノーマイカーデー」県民運動では、交通事業者の協力も得て、県内で初めての「県・市町村統一ノーマイカーデー」を実施した。また、小学生を対象として啓発ポスターを募集し、優秀作品を展示するなど、一層の普及啓発を図っている。

このほかにも、県内には、環境保全活動に取り組む個人、団体（NPO）が多くあり、環境の美化・整備、環境の調査、動植物の愛護・保全、県民への普及啓発など、多様な取組みが行われており、県では、(財)とやま環境財団に環境保全相談室を設け、情報提供するなど支援を図っている。

さらに、県では、各種計画の策定にあたっては、県民等の意見（パブリックコメント）を募集するなど、県民参画の開かれた行政を推進し、県民等とのパートナーシップのもと環境の保全と創造に取り組んでいるところである。

(2) 環境保全活動の推進

ア (財)とやま環境財団への支援等

6月の環境月間には、6月5日の「環境の日」を中心に、ポスターの募集や展示、講演会や環境を考えるバス教室の開催、企業に対する環境行事の実施の呼びかけ等を行ったほか、地域に根ざした環境保全活動に県民、事業者、行政が一体となって取り組むため、(財)とやま環境財団が実施する環境情報の収集や提供、環境教育資料等の作成、新聞やラジオ等による普及啓発の各種事業に対して支援を行った。

また、県民、事業者等に対して環境保全活動の普及を図るため、(財)とやま環境財団内に設置した環境保全相談室において、ボランティア団体等の活動支援及び環境保全に関する情報提供や相談業務を実施した。

このほか、環境保全活動推進団体等の活動や普及啓発事業に対し助成するとともにナチュラリストを派遣するナチュラリストバンク事業を実施した。

イ 企業への支援等

企業における環境保全活動を支援するため、次の事業等を推進した。

(ア) 事業活動に伴う環境への負荷の低減を促進するため、環境に配慮した企業行動のマニュアル等を利用し、環境マネジメントシステムの普及に努めた。

(イ) 幅広い事業者が自主的かつ効果的に環境保全の取組みに着手できるよう、環境活動評価プログラム（エコアクション21）の周知に努めた。

(ウ) 中小企業者の環境問題への適切な対応を図るため、(財)富山県新世紀産業機構において、専門家による相談指導や情報提供を行った。

(エ) 中小企業者における環境の保全及び創造に資する施設の整備を促進するため、長期で低利な中小企業環境施設整備資金を融資した。この制度は、中小企業者が設置する公害防止

施設、廃棄物の資源化・再生利用施設、地下水の保全施設、山岳地トイレの整備、低公害車の購入等に融資するものであり、15年度の融資状況は、表155のとおりである。

(オ) 事業者における環境管理に関する国際規格ISO14001の認証取得を支援するため、低利な資金融資を行った。

表155 公害防止施設等に対する融資制度の実績（15年度）

種 類	件 数	金 額（千円）
中小企業環境施設整備資金融資	2	48,000
小規模企業者等設備導入資金		
中小企業高度化資金		
中小企業振興融資資金		
農業近代化資金	1	3,000
計	3	51,000

2 県自らの事業活動における環境への配慮の率先行動

ア 本庁舎におけるISO14001の取り組み

持続可能な社会を実現するためには、あらゆる事業者が環境への低減を図る必要があることから、そのための手段としてISO14001*の承認を取得する事業者が増えている。15年度末における県内のISO14001の認証取得件数は、131件（全国では13,045件）となっている。

県では、12年12月に環境科学センターと工業技術センター生活工業研究所において認証を取得した後、県庁本庁舎においても、14年1月に表156のとおり環境方針を定め、環境マネジメントシステム構築の取り組みを開始し、14年9月に認証を取得した。

この環境マネジメントシステムに基づき、事業活動における環境への配慮の率先実行として、オフィス活動における環境への配慮に取り組み、継続的

な改善を行った。また、県の開催する会議、大会等における環境への負荷を低減するため、15年3月に「エコイベント実施方針」を策定し、その運用を開始した。さらに、15年7月には、県が実施する公共工事による環境への負荷の低減のための配慮の基本的な項目及びその実施状況の評価方法を示した「公共事業環境配慮指針」を策定した。

イ 地球温暖化防止のための富山県庁行動計画の推進

14年3月に策定した「地球温暖化防止のための富山県庁行動計画」（以下「新県庁エコプラン」という。）に基づき、県自らの事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出抑制のための取り組みを推進した。

新県庁エコプランの概要は、次のとおりである。

* ISO14001 ... ISO（国際標準化機構）とは、1947年に設立された国際的な非政府組織（NGO）であり、設立以来、工業製品等に関する規格を制定している。ISO14001は、環境マネジメントに関する国際規格で、企業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減など継続的な改善を図る仕組みを構築するための要求事項を規定している。

環 境 方 針

1 基本理念

富山県は、立山連峰などの世界的な山岳景観や屋気楼がみられる不思議の海富山湾など、豊かな水と緑に恵まれています。この素晴らしい本県の環境は、先人の知恵と努力により守り育てられてきたものであり、次の世代に引き継いでいくことは、現代に生きる私たちの責務です。

しかしながら、私たちの今日の豊かな生活は、都市・生活型公害や廃棄物問題に加え、温室効果ガスによる地球温暖化、酸性雨による森林や湖沼の被害、さらにはフロン等の排出によるオゾン層の破壊など、地域や国境を越えた地球規模での環境に深刻な影響を与えています。

これらの環境問題は、私たちの日常生活や事業活動と密接に関わっていることから、大量生産、大量消費、大量廃棄といったこれまでの社会経済システムや生活様式を見直し、自然環境との共生を図りながら、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を築いていくことが極めて重要です。

このため、県では、21世紀の県づくりの指針となる「富山県民新世紀計画」に、新たに「環境立県」を掲げたところであり、今後とも環境と調和した美しい地域づくりを積極的に推進していきます。

2 基本方針

県では、基本理念を実現するため、循環と共生の視点に立ち、環境の保全と創造に関する施策の展開や、事業活動における環境への配慮を自ら率先して実行します。また、県民、事業者、行政が協力して環境にやさしい行動をする社会をめざし、県民や事業者の自主的かつ積極的な行動を支援します。

(1) 環境の保全と創造に関する施策の展開

- ・ 県内の環境の状況について十分監視するとともに、工場・事業場に対しては環境関連法規等に基づき適切な指導を行い、安全で健康な生活環境を確保します。
- ・ 廃棄物の計画的かつ適正な処理を確保しながら、廃棄物の減量・リサイクルや省資源・省エネルギーを推進し、環境への負荷が少ない循環型社会を構築します。
- ・ すぐれた自然環境を保全するとともに、自然とのふれあいや生物多様性を確保し、自然と共生したうるおいのある環境を実現します。
- ・ 心地よい水辺環境や豊かな緑の保全と創造、歴史や文化を活かした街づくりなど、快適な環境づくりを推進します。
- ・ 環日本海域における海洋環境保全や国際環境協力を推進し、地球環境保全への行動と積極的貢献に努めます。

(2) 事業活動における環境への配慮の率先実行

- ・ 事業者であり消費者でもある県が、県民、事業者、市町村の自主的な行動を促すためのモデルとなるよう、環境に配慮した事業活動の率先実行に努めます。
- ・ 県の事業活動においては、環境関連法規等の遵守や環境汚染の防止はもとより、環境への負荷を最小限に抑えることに努めます。
- ・ 特に、本庁舎における様々な事業活動においては、廃棄物の減量やリサイクルの徹底、省資源・省エネルギーの推進に努めます。

(3) 県民や事業者における自主的かつ積極的な行動の支援・促進・定着

- ・ 県民や事業者が公平な役割分担のもとで、自主的かつ積極的に環境にやさしい行動をする社会をめざし、環境の保全及び創造に向けたみんなの行動を推進します。
- ・ みんなの行動の定着を図るため、環境問題の理解と対応のための教育、学習を進めます。

これらの取り組みについては、環境目的及び環境目標を定めて積極的に推進するとともに、定期的に見直しを行い、継続的に改善していきます。

平成14年1月4日

富山県知事 中 沖 豊

- (ア) 計画期間
14～18年度までの5年間
- (イ) 対象機関
県が自ら管理運営するすべての機関
- (ウ) 削減目標
- a 温室効果ガスの排出に係る削減目標
県の事務事業に伴う二酸化炭素の排出量を18年度までに12年度比で5%削減する。
- b 項目ごとの削減目標
- | | |
|------------|-----------|
| 電気使用量 | 5%削減 |
| 庁舎燃料使用量 | 5%削減 |
| 公用車燃料使用量 | 5%削減 |
| 水(上水道、地下水) | 使用量 5%削減 |
| 紙(コピー用紙) | 購入量 25%削減 |
| 廃棄物の廃棄処分量 | 25%削減 |
- (エ) 具体的な行動例
- ・照明や事務機器等の適正な使用
 - ・冷暖房等の効率化
 - ・公用車の使用抑制、環境に配慮した運転
 - ・節水、水の有効利用
 - ・用紙類の使用削減、再使用
 - ・グリーン購入の推進
 - ・省資源・省エネルギーに配慮した施設の整備
- (オ) 実施状況
実施初年度となる14年度の実施状況は、表1-57のとおりである。

ウ グリーン購入の推進

環境物品等(環境に配慮した製品や役務)を積極的に調達することは、環境物品等の市場形成や開発促進に寄与し、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築するうえで大きな意義があることから、12年5月に制定された「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」(以下「グリーン購入法」という。)を踏まえ、13年4月に「グリーン

購入調達方針」を策定した。

県では、この方針に基づき、紙類、納入印刷物、文具類、OA機器などを特定調達品目(重点的に環境物品等の調達を推進する品目)に指定し、環境物品等の積極的な調達に努めている。この特定調達品目については毎年見直しを行っており、16年3月には、15分野166品目に拡大した。また、県のリサイクル認定製品についても、優先的な調達に努めることとしている。

エ その他の率先実行

環境にやさしい公共交通機関の利用促進の観点から、職員を対象にノーマイカーデーを実施した。

また、県は、低公害車の率先導入をより一層推進するため、「低公害車導入方針」を策定しており、これに基づき、一般公用車の導入にあたって低公害車を導入した。

さらに、発光ダイオードを使用した信号機など省エネルギー型機器の導入を進めた。

なお、15年10月6日には、県庁本庁舎から排出される廃棄物をすべてリサイクルする(廃棄物の埋立をゼロにする)ことを目指す「県庁ごみゼロ宣言」を行った。

表1 57 新県庁エコプラン(14～18年度)の実施状況について

区 分		12 年 度 実 績 A	14 年 度 実 績 B	14年度/ 12年度 B / A x 100	18 年 度 目 標 数 値
電 気	電気使用量 (kWh)	69,035,547	69,974,959	101.4%	5%削減
庁 舎 燃 料	重油使用量 (kℓ)	5,319	5,349	100.6%	
	灯油使用量 (kℓ)	2,805	3,032	108.1%	
	都市ガス使用量 (千m ³)	2,489	2,502	100.5%	
	L P ガス使用量 (千m ³)	89	86	96.6%	
	CO ₂ 排出量換算 (t - CO ₂)	26,923	27,590	102.5%	5%削減
公 用 車 燃 料	ガソリン使用量 (kℓ)	1,458	1,501	102.9%	
	軽油使用量 (kℓ)	622	584	93.9%	
	CO ₂ 排出量換算 (t - CO ₂)	5,085	5,084	100.0%	5%削減
水	水 (上水道、地下水) 使用量 (千m ³)	1,786	1,616	90.5%	5%削減
紙	紙 (コピー用紙) 購入量 (千枚)	138,011	138,838	100.6%	25%削減
廃 棄	廃棄物の廃棄処分量 (t)	2,372	2,293	96.7%	25%削減
	リサイクル量 (t)	1,006	830	82.5%	

3 環境問題の理解と対応のための教育・学習

(1) 環境教育・学習の状況

子どもたちの自主的な環境学習を推進するため、7年6月から環境省の呼びかけで「こどもエコクラブ(ふるさと環境学習クラブ)」事業が各地で進められている。県内では15年度末で、46クラブ、1,378名の会員が登録されており(15年度末現在、全国では4,323クラブ、82,299名)、その活動の普及、支援を行っている。

また、小学生とその親を対象にした「親子の水とのふれあいバス教室」を開催し、川の水生生物の観察、下水処理場の見学など体験学習を通じて、水環境の保全や水の大切さについて啓発している。このほか、環境科学センターにおいて「夏休み子供環境科学研究室」を開催するとともに、県教育委員会では、環境教育実践講座を実施し、国の環境教育担当教員講習会に教員を派遣して教員の環境に関する意識や指導力の向上を図るなど、環境教育基本方針に基づき、学校における環境教育・学習の充実に努めている。

さらに、小中学校における環境教育・学習を支援するため、地球環境保全に関するパンフレットを作成しているほか、愛鳥週間にあわせ、野鳥を中心とした自然教室やバードウォッチングを開催している。

(2) 環境教育・学習の推進

ア バス教室等による教育・学習

黒部川、常願寺川、庄川における水生生物の観察等を組み入れた「親子の水とのふれあいバス教室」や「名水めぐりバス教室」を実施し、水環境の保全や水の大切さについて啓発した。また、森林に対する関心を高めるため、森林浴等を組み入れた「森林浴バス教室」、循環型社会の構築について理解と関心を深めるため、廃棄物処理施設等を巡る「エコ・ライフバス教室」、野鳥観察についての知識を得るとともに、野鳥保護について理解を深めるため、

「野鳥とのふれあいバス教室」を実施した。

イ 学校等における教育・学習

- ・ 子供たちによる自主的な取組みを推進するため、ふるさと環境学習クラブの登録を行うとともに、その活動を支援した。
- ・ 県民の環境意識の高揚や環境保全に関する知識の普及を図るため、希望する学校、地域団体、企業などに講師を派遣する「出前県庁(しごと談義)」を実施した。また、(財)とやま環境財団と連携して、環境に関する話題について、住民等と意見交換を行う「出前講座」を実施した。
- ・ 環境教育・学習の一環として、小学生向け副読本「地球環境保全啓発パンフレット(地球環境問題を考えよう)」を作成した。
- ・ 環境教育研修講座を開催し、学校における環境教育の計画の作成や、環境教育に関する講演、実習等を行った。
- ・ 小学校、中学校、高等学校、特殊教育諸学校の教諭を対象に、環境教育研修講座を開催し、環境教育に関する講演、実習や学校における環境教育の環境教育の計画作成等を行った。
- ・ 希望する小学校の教員を対象として、環境保全に積極的に取り組む児童を育てるため、「水質検査の方法」や「水生昆虫の調べ方」など、総合的な学習の時間と関連する実験・観察巡回研修を実施した。
- ・ 小学生を対象にした夏休み子供環境科学研究室を開催し、県内の酸性雨の状況やいろいろな水のpHの測定、家庭からの排水の汚れや簡単な測定方法等について実習を行ったほか、ビデオ、リーフレット等の各種啓発用教材の整備を図った。

- ・ 愛鳥思想の普及啓発のため、バードウォッチングの開催や、野鳥を中心とした自然教室を開催した。
- ・ ジュニアナチュラリストが、関心を持って活動を続けられるよう、自然観察会への参加やナチュラリストによる自然解説活動の体験の機会を提供し、活動を支援した。

第 8 節 総合的視点で取り組む環境の保全と創造

総合的視点で環境の保全と創造に取り組み、今日の複雑化した環境問題に的確に対応するため、公害防止計画を引き続き推進

するとともに、環境影響評価条例に基づき、事業の実施による環境の悪化の未然防止に努める。

1 環境問題の解決に向けた公害防止計画

(1) 公害防止計画の状況

県は、富山・高岡地域において、49年度以来5回にわたり公害防止計画を策定し、各種の公害防止施策を推進してきた。その結果、全般的には環境の改善が図られたところである。しかしながら、本地域においては、道路交通公害対策、富山湾海域の水質汚濁など、改善すべき課題が残されていることから、11年10月の内閣総理大臣の指示に基づき、新たな公害防止計画を策定し、12年2月に内閣総理大臣の承認を得た。

この計画に基づき、11～15年度までの5か年において、富山市、高岡市、新湊市及び婦中町の3市1町を対象地域として、総合的な環境対策を推進した。また、15年度は計画期間の最終年度に当たることから、環境省の委託を受け、公害防止計画に基づく事業の実施状況や効果等について調査するとともに、今後の対応方針等について取りまとめた。

なお、13年3月30日には、「公害の防止

に関する事業に係る国の財政上の特例措置に関する法律」が改正され、補助率の特例等の措置の期間が、23年3月31日までの10年間延長された。

(2) 公害防止計画の推進

神通川流域の農用地土壌汚染対策地域については、公害防除特別土地改良事業を引き続き推進し、復元工事が終了した地域について、農業用水の水質・土壌・植物体等の調査を実施した。

また、富山湾海域の水質汚濁防止対策として、下水道の整備、合併処理浄化槽の設置を推進した。

自動車騒音については、交通管制システムの整備拡充、信号制御機能の高度化などの交通流対策を講じた。

さらに、土地利用計画の適切な運用や住工分離等の土地利用対策、固定発生源及び移動発生源に対する大気汚染防止対策、廃棄物処理対策等の公害防止対策を推進した。

2 事業実施に当たっての環境への影響評価の推進

(1) 環境影響評価条例の概要

県では、11年6月に環境影響評価条例を制定し、11年12月に施行した。環境影響評価条例の概要及び特徴は、次のとおりである。

ア 環境影響評価法の制定に合わせ審査手続等を充実（図1-41参照）

㍑ 審査手続を法対象事業とそれ以外の事業でできるだけ共通化

・個々の事業毎に環境影響評価の方法を絞り込む仕組み（スコーピング）を導入

・評価項目を公害、自然のほか廃棄物など環境基本条例の施策対象全体まで拡大

・関係地域の住民に限定している意見提出者の地域限定を撤廃

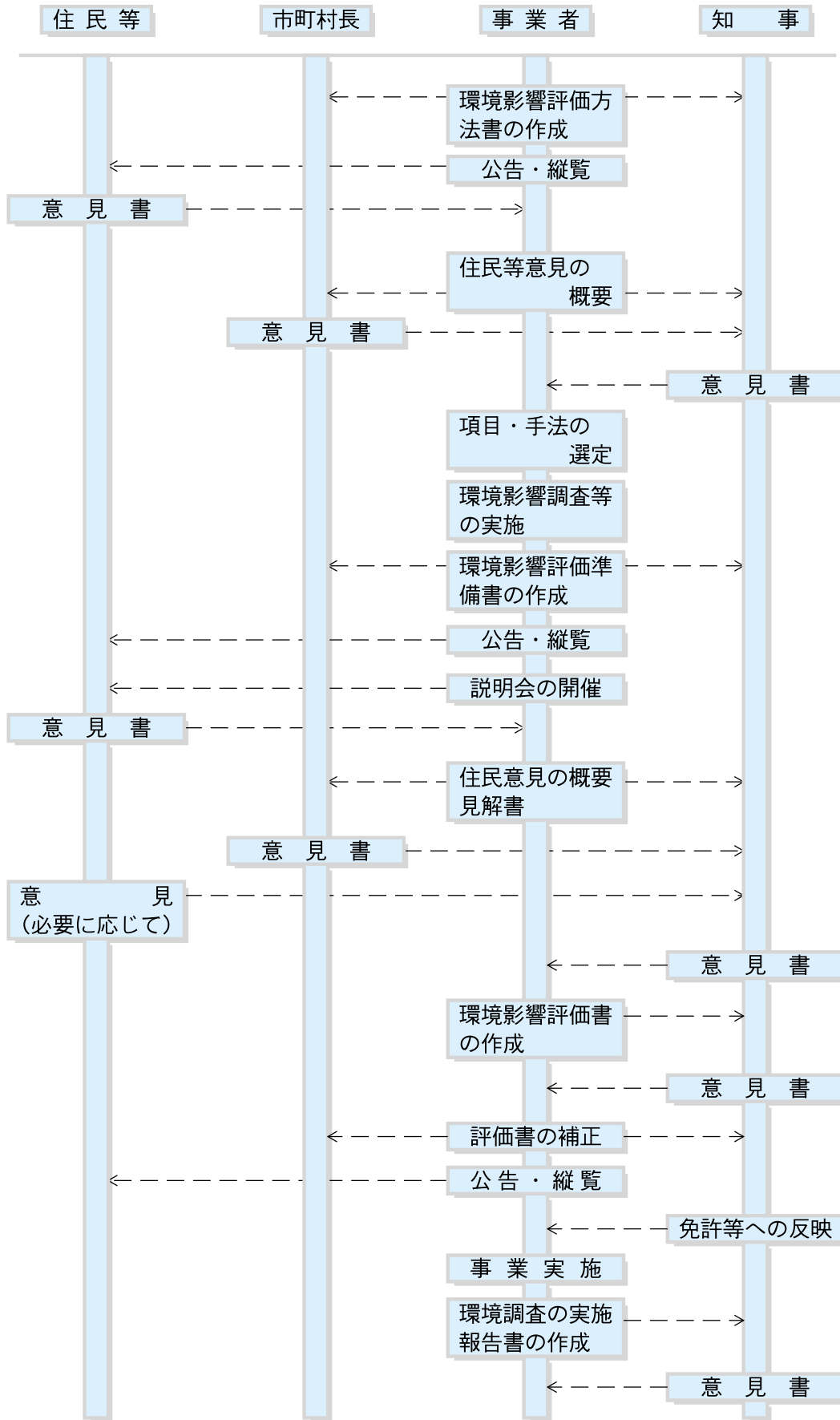
・住民による意見提出の機会を前記スコーピング段階にも拡大

・事業者が手続を再実施できる制度を導入

(イ) 必要に応じて県が直接住民等から意見を聴取する制度を導入

(ウ) 事業着手後の調査報告、立入検査制度を継続

図1 41 環境影響評価条例に基づく手続き



イ 環境影響評価制度に係る対象事業の拡大（表1 58参照）

- (ア) 横出し事業（対象事業のうち法対象事業以外の種類のもの）を拡大
- (イ) 法対象事業より規模が小さいものも条例対象事業に追加

ウ 県の特徴への配慮等

- (ア) 豊かな緑の恩恵を受けている本県の特徴に鑑み、環境保全等を目的として指定された地域（国立公園等）内では、環境影響評価制度に係る対象事業を拡大
- (イ) 新たな事業計画の熟度を高めていく過程で、決定済みの事業計画などの情報収集を幅広く行い、適切な予測、評価を行うことにより、周辺の環境との調和を確保

(2) 環境影響評価条例等の運用

環境影響評価条例に基づく環境影響評価が実施された事業はないが、公害防止条例や土地対策要綱の手続きを通じて、

環境影響評価条例の対象事業にならない開発事業について、環境への影響を事前に審査しており、大規模な開発などによる環境への影響の未然防止に努めている。

(3) 公害防止協定と事前協議

公害防止条例の規定に基づき、工場等の新增設に当たっては、事業者と事前に公害防止対策等について協議を行い、計画段階からの公害の未然防止を図っている。

また、この際、必要に応じて事業者と地元市町村等との公害防止協定の締結を指導している。

(4) 土地対策要綱等に基づく指導

土地対策要綱等において、一定規模以上の土地の開発に当たっては、事前届出制とし、また、開発事業者が環境影響評価に準じた調査等を指導するなど、自然環境や生活環境の保全等を図ることとしている。

3 環境の保全及び創造を支える調査研究等の推進

環境のモニタリングは、環境保全目標の達成状況や大気、水質等様々な環境質の現状の解析や将来予測のために、また、環境影響評価の基礎資料等として不可欠である。

また、地球環境問題の解決、生物多様性の確保、長期的な環境リスクの評価等の分野において知見の集積等を進めるための調査研究の推進が求められている。

さらに、地方の試験研究機関では、地域の環境保全に密着した取組みの推進が求められている。

このため、県では、環境科学センターにおいて、大気汚染、水質汚濁、地下水障害等の状況について定期的な監視調査を行うとともに、酸性雨の影響調査、環境に係る調査分析手法の研究などの調査研究を行っている。また、他の試験研究機関等でも、自然環境や工業、農林水産業等の分野において、環境に関する調査研究を行っている。

このほか、環境基本計画の推進や複雑・多様化する環境問題に対応するため、地域の環境情報や環境に関する情報を総合的、体系的に収集管理し、多角的な検討やシミュレーションを行う環境情報管理システムを運用している。

近年の環境問題の広がりに対応するため、今後とも環境のモニタリングを実施していくとともに、メカニズムや影響など未解明な点が多い地球環境問題や有害化学物質等に関する調査研究を充実していく必要がある。また、県の研究機関相互の連携や国や大学などのほかの機関との連携を図るなど、体制を充実していくことも不可欠である。

15年度に実施した調査研究等の概要は次のとおりである。

ア 環境科学センターにおいて、黄砂や酸性雨の影響、水質汚濁の防止等に関

表1 58 環境影響評価条例の対象事業

事業の種類		対象事業の規模	自然環境特別配慮地域の特例	
			A地域	B地域
1 道路	一般道路など	4車線以上・長さ7.5km以上	2車線以上・長さ2km以上	4車線以上・長さ5km以上
	林道	幅員6.5m以上・長さ15km以上	幅員6.5m以上・長さ2km以上	幅員6.5m以上・長さ10km以上
2 河川	ダム	貯水面積75ha以上	貯水面積1ha以上	貯水面積50ha以上
	堰	湛水面積75ha以上	湛水面積1ha以上	湛水面積50ha以上
	放水路、湖沼開発	土地改変面積75ha以上	土地改変面積1ha以上	土地改変面積50ha以上
3 鉄道・軌道	普通鉄道・軌道	長さ7.5km以上	すべて (5km未満の仮設を除く。)	長さ7.5km以上
	特殊鉄道・索道など			
4 飛行場		滑走路長1,875m以上	すべて	
5 電気工作物	水力発電所	出力2.25万kW以上	出力1.5万kW以上	
	火力発電所	出力11.25万kW以上	出力7.5万kW以上	
	地熱発電所	出力7,500kW以上	出力5,000kW以上	
	送電線路		電圧17万V以上・長さ1km以上	
6 廃棄物処理施設	廃棄物最終処分場	面積25ha以上		
	廃棄物焼却施設	処理能力150t/日以上		
	し尿処理施設	処理能力150kℓ/日以上		
7 下水道終末処理場	計画処理人口10万人以上	計画処理人口1万人以上		
8 畜産施設	牛500頭以上 豚5,000頭以上			
9 工場・事業場（製造業等）	合計燃料使用量12.5kℓ/時以上	合計燃料使用量8kℓ/時以上		
	排水水量1万m ³ /日以上	排水水量5,000m ³ /日以上		
	地下水合計採水量8,000m ³ /日以上	地下水合計採水量4,000m ³ /日以上		
	敷地面積75ha以上	敷地面積1ha以上	敷地面積20ha以上	
10 埋立て、干拓	面積40ha以上			
11 土地区画整理事業	面積75ha以上			
12 新住宅市街地開発事業				
13 新都市基盤整備事業				
14 流通業務団地造成事業				
15 工業団地造成事業				
16 住宅団地造成事業				
17 ゴルフ場・スキー場造成事業	面積50ha以上			
18 岩石等採取				
19 その他	複合開発事業 (11から18までの事業)	〔事業の実施規模〕/〔対象事業の要件下限値〕の総和が1以上		
	土地の形状変更など		面積1ha以上	面積20ha以上

注1 対象となる事業の詳細は、富山県環境影響評価条例施行規則を参照。

2 「自然環境特別配慮地域」とは、国立公園、国定公園、県立自然公園、自然環境保全地域などの区域を指す。

また、自然環境特別配慮地域のうち、「A地域」とは特別地域などに指定された区域、「B地域」とは普通地域などに指定された区域を指す。

3 の事業は、規模によっては環境影響評価法の対象となる。

する次の調査研究を行った。

- ・積雪中の黄砂成分等に関する研究
- ・酸性降下物の影響因子に関する研究
- ・ほう素化合物による大気汚染の測定技術及び除害技術等の開発
- ・環境水中の化学物質の測定方法に関する研究
- ・県内水域における溶存有機物の動態に関する研究
- ・湖沼における水質特性とプランクトンに関する研究
- ・産業廃棄物最終処分場の安定化に関する研究
- ・自然的要因による地下水汚染に関する研究
- ・廃棄物の循環利用に関する研究

イ 衛生研究所において、イタイイタイ病の予防に関する研究のほか、化学物質の汚染の評価や不快昆虫の防止対策等に関する次の調査を行った。

- ・環境汚染物質と生体影響に関する調査研究
- ・食品中の残留農薬及びその他の有害物質に関する調査研究
- ・不快昆虫の多発防止対策の調査研究

ウ 工業技術センターにおいて、リサイクル技術や有害物質の除去等に関する次の調査研究を行った。

- ・塩化ビニル樹脂の識別に関する研究
- ・繊維及び繊維強化複合材料のリサイクルに関する研究
- ・微生物を利用した環境有害物質の除去システムに関する研究
- ・リサイクルガラス繊維の再生と製品の適用技術
- ・のり面緑化用ブロックの開発
- ・廃タイヤのリサイクルに関する研究

エ 農業技術センター農業試験場において、神通川流域等のカドミウム汚染田のうち、公害防除特別土地改良事業により復元が完了した客土水田について、施肥改善効果の確認調査や産米等の安

全確認調査を行った。

オ 水産試験場において、富山湾における赤潮の発生状況を調査するとともに、漁場環境の把握等に関する次の調査を行った。

- ・漁場環境状況に関する調査
- ・富山湾の底生生物調査

カ 林業技術センター林業試験場において、酸性雨等による森林影響の基礎資料を得るため、酸性雨等森林影響予察に関する調査を行った。

キ 農業技術センター畜産試験場において、環境の保全を図るため、家畜ふん尿の堆肥化過程に発生する悪臭を未利用地域資源を活用して低減化する試験を行うとともに、重金属など環境負荷物質排泄量を低減するため、豚の栄養管理技術に関する試験を行った。

ク 環境情報管理システムについては、各種公害関係法令に係るシステムを運用するとともに、データベースを統合して扱うシステムを整備した。



第2章

平成16年度において実施する
環境の保全及び創造に関する
取組み

第2章

平成16年度において実施する環境の 保全及び創造に関する取組み

16年度においては、第1章に述べたような環境の状況を踏まえ、環境基本計画に基づき各種の環境保全施策を総合的かつ計画的に実施する。

1 基本的施策の推進

平成16年3月に改定した環境基本計画に基づき「清らかな水と豊かな緑に恵まれた快適な環境」の実現に向けて、県民、事業

者、行政が連携協力して、環境の保全と創造に関する各種施策を推進する。

2 安全で健康な生活環境の確保

環境基準の達成維持に向け、ブルースカイ計画を改定するとともに、クリーンウォーター計画などの個別計画を推進する。また、環境の現況を把握するため、大気、水質等に関する監視調査を実施するとともに、ダイオキシン類や環境ホルモンなどの化学物質の実態調査を実施する。さらに、冬期間の地下水位低下対策を推進する。

の遵守状況を監視するため、立入検査を実施するほか、ばい煙発生防止対策等を指導する。

- エ 臭気指数規制導入のための基礎資料を得るため、機器分析法及び嗅覚測定法により、悪臭実態調査を実施する。また、畜産農家の環境保全対策を推進するため、県及び地域で推進指導協議会を開催し、総合的な指導體制を整備するとともに、畜産環境保全に係る畜産農家の実態調査、巡回指導等を行う。
- オ 苦情の発生源となる悪臭、汚水、衛生害虫の発生を未然に防ぐため、事業者等への監視指導を実施する。
- カ 環境放射能の実態を把握するため、大気浮遊じん、降水、日常食等について調査を実施する。

(1) 健康で快適な大気環境の確保

- ア 「健康で快適な生活ができるきれいな空の確保」を目指し、ブルースカイ計画を改定する。
- イ 環境基準の達成状況等を把握し、適切な対応を図るため、一般環境観測局25局及び自動車排出ガス観測局6局で、二酸化硫黄、二酸化窒素等を測定するとともに、これらの観測データを大気環境ネットワークにより収集、解析し、光化学オキシダントの発生などに備える。また、大気状況を迅速かつ的確に把握するため、15年度に引き続き、テレメータシステムの通信方式を、これまでの衛星通信から、より効率的なインターネット網を利用したものへと更新する。
- ウ 工場等のばい煙発生施設の排出基準

(2) 豊かで清らかな水環境の確保

- ア 「きれいな水」と「うるおいのある水辺」の確保をめざし、13年度に改定したクリーンウォーター計画を推進する。
- イ 河川や湖沼、海域における環境基準の達成状況を把握するため、公共用水域の水質測定計画に基づき、河川、湖沼及び海域の合計124地点において、健

- 康項目、生活環境項目、要監視項目などについて、水質調査を実施する。
- ウ 主要海水浴場において水質調査を実施する。
- エ 工場排水の排水基準の遵守状況を監視するため、立入検査を実施する。
- オ 河川及び港湾における底質の実態を把握するため、重金属（水銀、鉛等）について調査を実施する。
- カ 富山湾の水質改善を図るため、事業者、行政等からなる「富山湾水質改善対策推進協議会」を開催し、窒素、リンの削減対策を推進する。
- また、富山湾沿岸部の流入河川水の拡散状況、栄養塩類の挙動を把握するため、全国で初めて海上保安庁（第九管区海上保安本部）と連携して、神通川・小矢部川河口海域等で海潮流や栄養塩類の拡散状況の共同調査を実施する。
- キ 主要な湖沼の水質の現況を把握し、汚濁の未然防止を図るため、刀利ダム貯水池、臼中ダム貯水池、上市川第二ダム貯水池において、水質調査を実施する。
- ク 地下水質の環境基準達成状況を把握するため、地下水の水質測定計画に基づき、平野部の76地点において水質調査を実施する。
- ケ 漁場環境の監視のため調査指導員による漁場環境の監視や漁業公害に関する情報の収集を行う。また、漁業者に対し漁場環境保全に関する知識の普及に努める。
- コ 定置網漁場を中心とした36地点において、水質調査を実施する。
- サ 富山湾東部海域の漁場環境の現状を明らかにするため、水質、底質、底生生物の調査を実施する。
- シ 全県域下水道化新世紀構想に基づき、小矢部川流域下水道、神通川左岸流域下水道、公共下水道（9市17町1村）及び特定環境保全公共下水道（9市18町5村）の整備を推進し、下水道の普及を図る。また、農村下水道やコミニティ・プラントの整備を進める。
- ス 生活排水による公共用水域の汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置推進事業実施要綱に基づき、市町村と連携して設置者に助成するなど、合併処理浄化槽の普及促進に努める。
- (3) 健やかで豊かな生活を支える土壤環境と地下水の確保
- ア 神通川流域農用地土壤汚染対策地域の第3次地区の復元事業を推進するとともに、作付可能となった客土水田に展示ほ場を設置して技術指導を行い、客土水田の水稲収量やカドミウム濃度等の調査を行う。
- イ 神通川流域及び黒部地域の産米流通対策地域について、復元事業を推進する。
- ウ 土壤汚染対策法の普及啓発を図るとともに、「土壤汚染リスク情報管理システム」により、土壤汚染リスク情報の管理と活用を図る。
- エ 福光射撃場における鉛汚染について、汚染土壤の除去を進める。
- オ 地下水位の変動状況を把握するため、33観測井において地下水位の常時観測を実施する。
- カ 地下水塩水化の実態を把握するため、海岸部130地点において地下水の塩化物イオン濃度調査を実施する。
- キ 地下水指針を推進するとともに、消雪設備の増加等による冬期間の地下水位低下対策を推進するため、消雪設備維持管理マニュアルに基づき、消雪設備の維持管理の徹底と節水意識の高揚を図る。また、高岡・砺波地域を対象に冬期間における安全水位の調査研究を進める。
- ク 平野部全域を対象とした地下水揚水量実態調査を実施するとともに、富山地域及び高岡・射水地域において地盤の水準測量調査を実施する。
- ケ 人間の諸活動と水循環系との調和を図り、環境保全に果たす水の機能を適正に確保していく必要があることから、

本県の「健全な水循環系の構築」に向けた施策の基本的方向について調査研究する。

(4) 騒音、振動のないやすらかな環境の実現

ア 自動車交通騒音の環境基準達成状況を把握するため、主要道路における騒音調査を実施する。また、道路交通騒音等の防止対策や環境基準達成のための基礎資料を得るため、高速道路等の沿道において騒音や振動の実態を調査する。

イ 交通流の円滑化を図るため、信号機の多現示化や右折感応化を進める。

ウ 航空機騒音に係る環境基準の達成状況について調査を実施する。

(5) 化学物質による環境リスクの低減

ア 16年4月から化学物質排出把握管理促進法が全面施行されたことに伴い、各種講習会等において、P R T R制度の普及啓発に一層努める。さらに、国から通知される届出データを活用し、県内における排出量等についての集計、公表を行う。

イ ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質(水底の底質を含む。)地下水質及び土壌のダイオキシン類濃度の環境調査を実施する。

ウ 工場・事業場におけるダイオキシン類の排出状況等を監視するため、立入検査を実施するほか、ダイオキシン類の発生防止対策等を指導する。

エ 富岩運河の底質のダイオキシン類について、対策工法の検討を行うとともに、汚染原因の調査に着手する。

また、富山新港東埋立地について、周辺環境の監視調査を引き続き実施する。

オ ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有害大気汚染物質の環境調査を実施する。

カ 環境ホルモンの実態を把握するため、主要7河川において水質調査を実施す

る。

キ ゴルフ場における農薬の実態を把握するため、排水の水質調査を実施する。

ク 地下水の有機塩素系化合物等の汚染状況を定期的に監視するとともに、汚染井戸周辺において汚染範囲等について詳細な調査を実施する。

ケ 有機物資源の有効活用や化学肥料・農薬の削減等に留意した生産活動を通じて、環境への負荷の軽減や農産物の安全性に配慮した「環境にやさしい農業」を推進する。

コ オゾン層破壊物質である臭化メチル(土壤消毒剤)は、2005年までに全廃することとなったため、使用状況等を調査するとともに、代替技術の確立・普及を図る。

サ 食品中における水銀、P C B等有害物質の汚染状況を把握するため、食品等の検査を行う。

(6) 公害被害等の防止と解決

ア イタイイタイ病患者等の治療の促進と発病の予防を図るため、家庭訪問指導や管理検診を実施するほか、神通川流域における住民健康調査を実施する。

イ 黒部市の旧日鉱垂鉛(株)周辺住民のうち、観察を要する者に対し健康調査を実施し、住民の健康管理に努める。

ウ 地域住民の健康管理対策のため、市町村が生活環境要因の変化に係る健康調査を実施するにあたっては、技術協力をを行う。

エ 事業者等に対して施設の適切な維持管理を指導し、苦情の未然防止を図るとともに、市町村等と連携し、県民からの苦情相談等に対し速やかで適切な解決に努める。

3 環境への負荷が少ない循環型社会の構築

とやま廃棄物プランに基づき、廃棄物の発生抑制等の取組みを県民総ぐるみで推進するため、「ごみゼロ推進県民会議」を中心に、「ごみゼロ推進大運動」を展開するとともに、市町村をはじめ地域住民やNPO、事業者の取組みを支援する。

また、廃棄物の循環的な利用を促進するため、新たに施行される自動車リサイクル法をはじめ各種リサイクル法の円滑な施行を図るとともに、富山市エコタウン事業等の先駆的な取組みを支援する。

さらに、廃棄物の適正な処理を図るため、市町村等への必要な助言と協力を行うとともに、事業者や処理業者に対する監視指導や講習会等による普及啓発を行う。

(1) 廃棄物の発生抑制等の推進

ア とやま廃棄物プランの着実な推進を図るため、県民、事業者、行政の代表からなる「ごみゼロ推進県民会議」を中心に、ごみゼロアイデアコンテストの実施やメールマガジンによる情報提供を行うほか、発生抑制等の取組みを自己宣言し、自ら実践に努める「ごみゼロ推進大運動112万人の誓い」を展開する。また、とやま環境フェアに併せて「ごみゼロ推進大会」を開催する。

イ (財)とやま環境財団に循環型社会形成推進アドバイザーを設置し、廃棄物の発生抑制等に関する県民や事業者の取組みを側面的に支援する。また、NPOやボランティア団体の活動に助成するとともに、廃棄物の発生抑制等を図るためモデル地区において市町村が実施する事業に対して助成する。

ウ 産業廃棄物の多量排出事業者に対して、計画的に発生抑制等の取組みを推進するよう指導する。

(2) 廃棄物の循環的な利用の推進

ア 事業系生ごみのリサイクルを効率的に進めるネットワークの構築を図るため、生ごみの発生等の実態調査を行う

とともに、ネットワークの在り方の検討やモデル事業の試験的な実施を行う。

イ 産業廃棄物のリサイクル等に取り組む事業者の活動を支援するため、これらに関する技術開発やリサイクル製品の市場調査等について、新たな助成制度を設ける。

ウ 分別収集促進計画に基づき、容器包装廃棄物の分別収集の促進を図るとともに、市町村等による分別収集処理施設の整備事業に対し助成する。

エ 電気冷蔵庫等廃家電品4品目やパソコンのリサイクルを促進するため、市町村等と連携を図りながら、家電リサイクル法等の普及啓発を行う。

オ 17年1月から全面的に施行される自動車リサイクル法に基づく取組みを円滑に推進するため、法の趣旨やリサイクルの仕組等について県民等に普及啓発を行うとともに、使用済自動車の解体業者や破砕業者に対する説明会を開催する。

カ リサイクル製品の利用拡大や、店舗、事業所の自主的な取組みを推進するため、リサイクル製品やリサイクルに積極的な店舗や事業所を認定するとともに、パンフレットやホームページ等により広報啓発する。

キ 環境関連のNPO法人と連携して、事業者の産業廃棄物のリサイクル等の技術相談や情報提供を行うほか、先進的な取組み等について、講習会を通じて普及を図る。

ク インターネットを活用した広域的な産業廃棄物のリサイクルネットワークに加入し、事業者に対してリサイクル情報を提供する。

ケ 堆肥の有効利用を促進するため、家畜ふん尿の良質堆肥化を指導するとともに、堆肥マップの配布等を通じて、需給調整ネットワークシステムを充実する。

コ 建設リサイクル法に基づき、建設廃

棄物の再資源化を促進するため、事業者に対して、分別解体や再資源化について指導する。また、公共工事に伴う建設系廃棄物については、循環的な利用の促進に努め、その進捗状況を把握するため建設副産物実態調査を実施する。

サ 富山市エコタウン事業については、国に対してさらなる技術的、財政的支援を要望するとともに、富山市と連携して円滑な展開を図る。

(3) 廃棄物の適正処理の確保

ア 一般廃棄物の計画的かつ適正な処理を行うため、市町村等に対して、一般廃棄物処理計画の策定や処理施設の適切な維持管理等について助言する。また、処理施設の計画的な整備に向けて必要な協力を行う。

イ ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類を削減するとともに、効率的なごみ処理を図るため、ごみ処理広域化計画に基づき、ごみ処理の広域化を推進する。

ウ PCB使用電気機器等の保管事業者に対して、適正な保管の徹底を指導するとともに、PCB廃棄物処理計画の策定に向けて、保管状況等の実態調査を実施する。

エ 産業廃棄物の最終処分場や焼却施設等の適切な設置を図るため、廃棄物処理法及び産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき、生活環境影響調査の実施や住民への説明会の開催等について事業者を指導する。

オ 産業廃棄物最終処分場から排出されるダイオキシン類について、調査を実施する。

カ 県外から搬入される産業廃棄物については、産業廃棄物適正処理指導要綱

に基づき事前協議を行い、県内の処理体制に影響を及ぼさないよう必要な指導を行う。

キ 産業廃棄物処理業者等の最終処分場や焼却施設について重点的に監視するとともに、マニフェストシステムの運用により、排出事業者が処理処分状況を的確に把握するよう指導する。

ク 不法投棄等の不適正処理防止の強化を図るためパトロール車を導入するほか、ヘリコプターを活用したスカイパトロールを実施する。また、不法投棄監視連絡員によるパトロールの実施や、不法処理防止連絡協議会の開催、講習会やポスター等による啓発活動を行う。

ケ 複雑、悪質化する不法事案に対応するため、事業者等に対する立入を強化し、経理的な不正等に対応するとともに、県警察本部環境犯罪対策室等の関係機関との連携を図りながら、適正処理の徹底を指導する。

コ 農業用廃プラスチックや廃農薬など農業生産資材廃棄物については、パンフレット等による啓発活動や農業協同組合を窓口とした地域回収により、適正処理を推進するとともに、再生処理や生分解性資材の利用等による排出抑制対策について検討する。

カ 下水汚泥処理基本計画に基づき、下水汚泥の有効利用や安定的、効率的な汚泥処理の推進に努める。

シ 生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、浄化槽設置者に対して、浄化槽の構造、維持管理方法、法定検査等について正しい知識の普及啓発に努め、適正な維持管理を推進する。

ス 家庭からの排水による水質汚濁対策として、合併処理浄化槽の普及促進を図るため、市町村が行う浄化槽設置整備事業に助成する。

4 自然と共生したうるおいのある環境の実現

雲ノ平野営指定地に自然環境に配慮した公衆トイレを整備するほか、朝日岳・劔岳地域や薬師岳・奥黒部地域で登山歩道の整備や植生の復元を行う。

また、人とニホンザルとの共存を図るため、ニホンザル保護管理計画を推進する。

(1) すぐれた自然環境の保全

ア 自然環境の現況を把握するため、自然環境保全基礎調査を継続して行うほか、地球温暖化等の環境変化が立山の植生に与える影響を把握するため、科学的なモニタリング調査を継続して行う。

イ 国立公園、国定公園等の開発行為について、法令に基づき厳正に許認可を行うとともに、自然公園指導員、自然保護指導員等による自然保護パトロールや利用者指導を行う。

ウ 自然環境保全地域において、巡視員による巡回を行うほか、自然環境保全計画に基づき、標識等の保全事業を実施する。

エ 中部山岳国立公園の立山地区及び黒部峡谷地区において実施しているごみ持ち帰り運動を推進する。また、アルペンル・ト沿線のタ・ミナルやホテル、山小屋等の施設で生じるごみを公園外へ搬出して処理するとともに、室堂平を中心に美化清掃活動を行い、自然環境の保全に努める。

オ 山岳自然環境の保全と適正な利用を図るため、県内外の有識者から幅広く意見を求める立山懇談会を開催する。

(2) 自然とのふれあいの確保

ア 県民の自然への関心を高め、自然保護思想の普及啓発を図るため、自然博物館「ねいの里」において、四季を通じての自然観察会等を実施する。

イ 愛鳥思想の普及啓発を図るため、愛鳥週間において、ツバメの調査、バードウォッチング、愛鳥ポスターの表彰

など各種行事を行う。

ウ 自然公園を訪れた人々に、より一層自然への理解を深めてもらうため、立山地区の室堂、弥陀ヶ原をはじめとした県内4地区の自然公園等にナチュラリストを配置し、自然解説を行うほか、(財)とやま環境財団と連携してナチュラリストの派遣を行う。

エ 自然に対する関心を深め、自然を尊び、自然を愛する気持ちを身につけることを目的に、中学校卒業者から満20才未満までの者を対象とした自然保護講座(ジュニアナチュラリスト養成コース)を開催する。

オ 県ナチュラリストと連携し、ジュニアナチュラリストに対して自然解説活動や自然観察会への参加機会を提供し、ジュニアナチュラリストによる自然体験活動を推進する。

カ バードマスターや自然公園指導員等の活動を通じて、自然環境保全のための知識とモラルやマナーについて普及啓発を図る。

キ 自然公園等の施設整備を推進するため、次の事業を行う。

(ア) 山岳の景観と環境の保全、そして登山者の安全性の確保を図るため、劔岳地域と薬師岳地域において、利用集中特定山岳地域登山歩道整備事業(日本百名山登山歩道整備)により、歩道の整備と植生の復元、侵食防止のための木製土留工などを実施する。

(イ) 黒部川の源流にある雲ノ平に、自然エネルギーの利用や処理水を浄化循環させて再利用するなど自然環境に配慮した公衆トイレを整備する。

(ウ) 県立自然公園や県定公園について、施設整備に対して補助を行う。

(エ) 指定から長年経過している県立自然公園の基礎調査を実施するとともに、新たな県立自然公園指定の可能性を検討する。

- (オ) 本県独自の県定公園制度について抜本的に見直し、条例化や新制度による新規指定を目指す。
 - (カ) 山岳環境の保全のため中部山岳国立公園において、山小屋等のトイレの整備に対して補助を行う。
 - ク 県民公園新港の森、太閤山ランド、自然博物館、野鳥の園及び頼成の森については、諸施設の有機的かつ一体的な利用が図られるよう適切な管理に努める。
 - ケ 立山山麓家族旅行村、とやま・ふくおか家族旅行村については、利用の増進が図られるよう適切な管理運営に努める。
 - コ 山岳遭難防止対策として、テレフォンプランサービスや立山センターで山岳等の総合情報を提供するなど安全登山を推進する。
 - サ 有峰の豊かな森林や文化を守り、森林環境学習等に活用していくため、有り峰語り部講等の開催や「飛越交流サマー in 有峰」への支援、有峰ハウス、ビジターセンター等の施設の管理・運営などを行い、「水と緑と命の森を永遠に」を基本理念として設立された有峰森林文化村の活動を推進する。
- (3) 生物多様性の確保
- ア ライチョウの保護のため、立山一帯で生態・生息環境調査や病理検査を実施するとともに、室堂山周辺、みくりが池、地獄谷周辺の区域において繁殖期のスキューター等の立入りを規制する。
 - イ イヌワシの生息環境を守るため、営巣地に設置した観察カメラを利用し、生態観察を行うとともに、保護指針をもとにイヌワシと人との共生を目指す。
 - ウ ビオトープマニュアルの活用により、地域の自然環境に配慮した各種開発行為の実施の推進を図り、生き物の棲む環境の保全と創造を目指す。
 - エ 立山の植生の復元を図るため、引き続き室堂平地区においてヒロハノコメススキやヨツバシオガマなどの現地の植物の種子を使った緑化を行う。
 - オ 美女平からブナ坂にかけてのアルペンルート沿線において、ブナ林の更新を図るため、ブナ苗木の保育等を行う。
 - カ 立山の高山植物を保護するため、アルペンルート沿線に見られるセイヨウタンポポ等の外来植物を除去する。
 - キ ナチュラリストやバードマスターの野外活動を通じ、種の多様性や生態系の保全に関し、普及啓発を図る。
 - ク 人とニホンザルとの共存を図るため、ニホンザル保護管理計画を推進する。
 - ケ 内水面における在来種を保護し、持続的な利用を図るため、外来魚（ブラックバス、ブルーギル等）とカワウの駆除を行う。

5 快適な環境づくり

清らかな水辺や豊かな緑、美しい街並みや歴史的雰囲気にも満たした落ち着いたたたずまいなど、魅力ある郷土づくりに欠くことのできない快適な環境づくりのため、水や緑の保全等を推進する。また、景観条例に基づき、総合的、計画的にうるおいのある景観づくりを進める。

- (1) 県土美化推進運動の展開
 - ア 日本一きれいな県土づくりをめざし、県民の美化意識やモラルの高揚に努め

るとともに、県民総ぐるみの運動として展開するため、県土美化推進功労者表彰の実施、ポスター・ごみ持ち帰り袋等の配布、ラジオスポット等による啓発活動を実施する。

- イ 県土美化推進県民会議が中心となり、地域住民や関係団体等の協力を得て、4月から9月にかけて、「まちやむらを美しくする運動」、「川をきれいにする運動」、「山や海岸をきれいにする運動」、「空カンゼロ運動」を実施する。

- ウ ごみゼロの日(5月30日)、県土美化の日(6月6日)等の統一行動事業を推進し、「日本一のきれいな県土」の実現をめざす。
 - エ 「清掃美化大会」や児童・生徒等による「ふるさとの大クリーン作戦」を実施する。
 - オ 地域住民等が主体となり、海岸や公園等における継続的な美化活動を促進するため、「アダプト・プログラム事業」を実施し、行政と地域住民との協働体制づくりを推進する。
 - カ 県管理道路における継続的・積極的な美化推進を図るため、「道路愛護ボランティア制度」を実施するなど、地域住民等と連携して、県自らもきれいな県土づくりに取り組む。
- (2) 心地よい水辺環境の創造
- ア 「とやまの名水」の飲用に起因する健康被害の発生を防止するために、市町村が実施する水質検査、周辺の環境整備に対する助成や「とやまの名水」の衛生管理に関する調査研究を行うとともに、「とやまの名水ネットワーク協議会」を開催して、管理者、市町村等における情報交換を行い、衛生管理の技術向上を図るなど、「とやまの名水」を安心して利用できるよう衛生管理の徹底に努める。
 - イ 河川や農業用水路等の親水機能の保全と整備を図るため、河川環境整備事業や水環境整備事業等を推進する。
 - ウ 親水型公園の整備を図るため、ポートルネッサンス21計画を推進するとともに、富岩運河環水公園の整備を行う。
 - エ 美しい海岸を守り、快適な環境をつくるため、ふるさと海岸整備事業を推進する。
- (3) 里や街における豊かな緑の保全と創造
- ア 家庭や地域における緑化活動を進めるため、花と緑の銀行において花の苗や緑花木の配布を行うとともに、グリーンキーパー(花と緑の指導員)の増員を図る。
 - イ 県民に親しまれる花と緑の豊かな拠点施設づくりを推進するため、中央植物園を核とした植物公園ネットワークの機能充実を図るとともに、花と緑の県づくりの推進を図るため、「みんなで木を植える運動事業」を実施し、県民総参加による植樹運動を展開する。
 - ウ 花と緑の富山を印象的にアピールするため、駅前や空港に設置した花だより花壇に四季折々の花などを植栽する。
 - エ 子供から大人まで幅広く花と緑に親しむ機会を創出するため、花と緑の銀行において、花と緑の冬のフェスティバルを開催するとともに、インターネット等を活用して県内の花や緑の見ごろにあわせた開花状況等の情報提供を実施する。
 - オ 都市部の公共施設等の敷地の緑化を推進するため、「都市の森林づくり推進事業」を実施する。
 - カ 県内のさくらの保護・育成を担う「さくら守」を養成するとともに、新たに選定した「さくらの名所」の整備事業や豊富な野生種を生かした苗木養成を行う。
 - キ 富山新港地区の「県民公園新港の森」及び富山空港地区の「空港スポーツ緑地」について、県民に親しまれる公園として運営、管理を図る。
- (4) うるおいのある景観の保全と創造
- ア 景観づくりを総合的、計画的に推進するため、景観条例に基づき、大規模行為の届出制度等の景観づくりの推進に関する施策を実施する。また、県民や市町村等の景観づくりの取組みを支援するために、景観アドバイザーの派遣及び景観づくり補助事業を実施する。さらに、景観に関する意識の向上や景観づくりの取組みを奨励するため、顕彰を実施する。
 - イ 地域の特性に配慮した景観整備の具体化を推進するため、全県域公園化推進プランやふるさと環境総合整備ガイ

- ライン等に基づき、優れた景観整備事業等のまちづくり総合支援事業を推進する。
- ウ 国土の保全とあわせ良好な海岸環境の形成を図ることを目的とし、自然環境と調和した海岸整備を行うエコ・コースト事業を伏木富山港海岸（雨晴地区）において実施する。
- エ 海浜空間の面的な整備により住民が海と親しみ憩える場の形成を目指し、ふるさと海岸整備事業やコースタル・コミュニティ・ゾーン整備事業を推進する。
- オ 河川が本来有している生物の良好な生息生育環境に配慮し、併せて美しい自然景観を保全あるいは創出するため、河川改修にあたっては多自然型川づくり工法を推進する。
- カ 溪流の持つ優れた景観や生態系等の自然環境と調和し、個々の溪流の特色を活かした砂防事業を展開し、水と緑が豊かな溪流づくりを推進する。
- キ がけ崩れ対策の実施にあたっては、斜面が有する優れた景観や生態系を保全する観点から、自然環境や景観上良好な状態を保ちつつ、緑豊かな斜面空間の創出を推進する。
- ク 道路景観の向上、沿道景観の向上、とやまらしいみちづくり、道路緑化等を目指す「新とやまのみちBIG作戦」を進める。
- ケ 自然とやすらぎの空間として農村や山村を楽しむことにも配慮しつつ、農道や林道の整備を進める。
- コ 田園空間整備実施計画（となみ野）に基づき中核施設や地域拠点の整備を進める。また、美しい散居景観を保全するため、地域住民が主体となる活動に関係団体、市町村と連携して行う。
- サ 屋敷林（カイニヨ）に覆われた緑豊かな散居景観を保全・育成するため、散居景観保全に関する住民協定締結を促進するとともに、散居景観保全事業により、屋敷林の維持管理など住民の活動を支援する。
- シ 棚田地域における多面的機能の良好な発揮と集落の活性化を図るため、「棚田地域水と土保全基金」により、棚田保全に関する研修会の開催、棚田保全活動に対する都市住民の参加促進や活動推進、子供の農作業体験等への活動支援を実施する。
- ス 「都市との交流による農山漁村地域の活性化に関する条例」や「とやまグリーン・ツーリズム推進プラン」に基づき、農山漁村地域における自然景観の保全や農山漁村の持つ多面的機能の維持向上などを推進する。
- (5) 歴史や文化をいかした街づくり
- ア 開発事業の際に、ふるさと環境総合整備ガイドラインに基づき、歴史的文化的資源を活かした街づくりの誘導や指導を行う。
- イ 市町村が実施するまちなみ保全の環境整備事業に対して助成を行う。
- ウ 市町村が実施する史跡等を利用した公園（いわゆる文化財公園）の環境整備に対し、助成を行う。
- (6) 快適なトイレの推進
- ア 快適なトイレの整備、維持管理等を推進するため、快適トイレ推進プランの普及に努めるとともに、セミナーを開催し、設置者や利用者の普及啓発を図る。
- イ 民間の山小屋事業者が整備する環境保全に十分配慮されたトイレの整備、改良に対し、助成を行う。

6 地球環境の保全への行動と積極的貢献

地球にやさしいとやまプランやとやま温暖化ストップ計画に基づき、県民、事業者及び行政が一体となった温暖化対策を推進するとともに、酸性雨、黄砂に関する実態調査を実施する。

また、国際的なレベルで環境協力が実施できる中核拠点として10年9月に政府所管の公益法人として設立された(財)環日本海環境協力センターの運営を支援し、各種の環境協力や調査研究及び施策支援事業を推進するほか、同センターが国連環境計画の提唱する北西太平洋行動計画(NOWPAP)の地域活動センター(CEARAC)として実施する事業に対し、必要な支援を行う。

(1) 地球環境保全行動計画の推進

地球環境保全行動計画(地球にやさしいとやまプラン)の周知を図るとともに、地球環境問題啓発用冊子等の作成・配布や地球にやさしいライフスタイルの定着を目的とした講演会の開催を行い、地球環境保全のための自主的な取組みを推進する。

(2) 地球環境保全のための対策の推進

ア 「富山県地球温暖化防止活動推進センター」に指定している(財)とやま環境財団の地球温暖化防止に関する啓発活動等の支援を行う。また、地域における取組みを推進するため、地球温暖化防止活動推進員を委嘱する。

イ 地球温暖化対策の意識啓発を図るため、10歳の児童が中心となって、各家庭で、10の地球温暖化対策プログラムを設定し、家族とともに10週間その取組みを行う「とやま環境チャレンジ10」事業を実施する。

ウ 家庭における温室効果ガス排出量の削減を図るため、住宅の構造や電化製品の使用状況等について調査し、適切な助言を行う。

エ 事業者から地球温暖化対策のアイデアを募集し、事業者のモデル的な取

組みに対して助成するとともに、効果が見込めるものについて普及啓発を図る。

オ 地域に根ざした地球温暖化対策を行うため、市町村による地球温暖化対策地域協議会の設立に対して助成を行う。

カ とやま温暖化ストップ計画の着実な推進を図るため、県民、事業者及び行政の代表で構成する「地球温暖化対策推進会議」を設置する。

キ 地球温暖化防止等の効果にすぐれた太陽光発電システムや低公害車の普及を図るため、一般住宅における太陽光発電システムやバス事業者による低公害車の導入に対して助成する。また、中小企業者の低公害車の購入に対し、低利資金を融資する。

ク 二酸化炭素吸収源としての森林の役割が十分発揮されるよう、森林吸収源対策推進プランに基づく森林の整備・保全を着実に推進するとともに、森林管理情報の精査を行う。

ケ 省資源、省エネルギー運動を推進するため、「省資源・省エネルギー・運動富山県民大会」を開催するほか、ポスター等の啓発物品の配布や、省資源・省エネルギー運動リーダーの研修を行う。

コ 環境マネジメントシステムの啓発等により、省資源・省エネルギーに配慮した事業活動の普及を図る。

サ 太陽光、風力などの新エネルギーの技術開発を促進するための産学官連携による公募型研究事業に取り組むとともに、国等の支援制度も活用し、本県の地域特性を活かした新エネルギーの導入の取組みを進める。

シ 地域公共交通のあり方及び具体的な施策を示した地域公共交通ビジョンに基づき、公共交通機関の利用促進を図る。

ス オゾン層の保護や地球温暖化を防止するため、フロン回収破壊法に基づき、回収業者等の登録を行い、フロン類の

回収等を推進する。

セ 酸性雨の実態を把握するため、雨水や湖沼等への影響を継続的に調査する。

ソ 黄砂の実態を解明するため、黄砂成分を調査するとともに、ライダーモニタリングシステムにより飛来状況を把握する。

(3) 国際環境協力の推進と環日本海地域の環境保全

ア 国、国際機関等と連携を図りながら、(財)環日本海環境協力センター(NPEC)の活動を支援し、環日本海地域における国際環境協力を推進する。

イ NPECと連携して、環境保全に関する次の交流推進、調査研究事業を推進する。

(ア) 本県がコーディネート自治体を務める「北東アジア地域自治体連合環境分科委員会」を開催するほか、インターネットを利用した情報交流システムを活用し、個別プロジェクト活動等に関する情報を発信する。

(イ) 対岸地域と環境実務協議団を相互に派遣し、協力事業の協議や環境の状況等の情報交換を行うとともに、水質保全等に関する環境技術研修員の受入れを行う。

(ウ) 環日本海地域の環境保全をテーマとしたシンポジウムを開催する。

(エ) 環日本海地域の環境保全の基礎資料とするとともに地域住民の環境保全意識の醸成を図るため、日本及び対岸諸国の自治体やNGOが参加して海辺の漂着物調査を実施するほか、ロシア沿海地方との渡り鳥に関する共同調査、中国遼寧省との水質環境に関する共同調査研究を実施する。

(オ) 北東アジア地域の子どものための環境に対する意識を高めるため、「北東アジアこども環境シンポジウム(仮称)」を開催する。

(4) 北西太平洋行動計画(NOWPAP)の推進

ア NOWPAPの地域活動センター(CEARAC)に指定されたNPECによる、赤潮を含む有害藻類の異常繁殖(HAB)やリモートセンシングによる海洋環境モニタリングの取組みを支援するなどし、CEARACとしてのNPECの国際的な役割を適切に果たすよう支援する。

イ NOWPAPの推進に資するため、NPECが実施する次の事業を支援する。

(ア) 衛星を活用した海洋環境モニタリングを進めるため、「富山湾プロジェクト」による海色の衛星データを活用した水質測定手法の開発や、水温の衛星データを活用した流動解析プログラムの構築を行う。

(イ) CEARACの優先課題であるHAB及びリモートセンシングに関する取組み等を推進するため、引き続き国内専門家で構成する委員会及び関係国専門家で構成するワーキンググループ会議を開催する。

(ウ) 衛星データを活用して、海洋環境データを受信・解析し、NOWPAP関係国を含む国内外に発信することを目的とした「環日本海海洋環境ウォッチ推進事業」を、環境省と連携して推進する。

ウ NOWPAPのRCU富山事務所の活動を、国、国際機関等と連携を図りながら支援する。

(5) 日本海学の推進

本県の環日本海施策の学術的根拠となる日本海学について、日本海学推進機構を中心に、北東アジア地域自治体連合や他の自治体、研究機関等と連携して推進する。また、日本海学の普及啓発を図るため、シリーズ「日本海学の新世紀」の第5集を発刊するとともに、日本海学シンポジウム、大学連携講座、日本海学講座を開催する。

7 環境の保全及び創造に向けたみんなの行動

6月の環境月間や6月5日の「環境の日」を中心に、各主体の公平な役割分担のもとで自主的かつ積極的に環境にやさしい行動をする社会への展開を図るための各種活動を実施する。また、子ども達による自主的な取組みを推進するため、こどもエコクラブの登録やその活動支援を通じて環境教育・学習を推進する。

(1) 環境保全活動へのみんなの参加

- ア 6月の環境月間には、6月5日の「環境の日」を中心に、ポスターの募集や展示、講演会の開催、企業に対する環境行事の実施の呼びかけ等を行う。
- イ 地域に根ざした環境保全活動に県民、事業者、行政が一体となって取り組むため、個人・家庭、NPO、企業、行政が環境保全活動の協働を進める基盤としての環境ネットワークの形成、リサイクル認定制度の活用、環境NPO等の活動助成、環境ライブラリー等による環境学習支援、出前講座・バス教室の充実、地球温暖化防止活動推進員の活動支援など、(財)とやま環境財団が実施する各種事業に対して支援する。
- ウ 県民、事業者等に対する環境保全活動の普及を図るため、(財)とやま環境財団内に設置した環境保全相談室において、環境保全相談員やアドバイザーが、環境保全活動の進め方、ごみ減量化や地球温暖化防止活動の推進方策について相談業務を実施する。
- エ 県民、事業者、行政が一体となって、ごみゼロ型社会の実現に向けた取組みを推進するため、「ごみゼロ推進大会」を開催する。
- オ 環境負荷の低減を目的とする「ノーマイカーデー県民運動」の一層の展開を図るため、交通事業者の協力も得て「県・市町村統一ノーマイカーデー」により多くの県民の参加を呼びかけるほか、公共交通がより利用しやすくなるよう、乗り継ぎ円滑化を推進するた

めの施策を展開する。

- カ 中小企業者の環境問題への適切な対応を図るため、(財)富山県新世紀産業機構において、専門家による相談指導や情報提供を行う。
- キ 中小企業者における環境の保全及び創造に資する施設の整備を促進するため、中小企業者が設置する公害防止施設、廃棄物の資源化・再生利用施設、地下水の保全施設、山岳地トイレの整備、低公害車の購入等に長期で低利な資金を融資する。
- ク 事業者における環境管理に関する国際規格ISO14001の認証取得を支援するため、低利な資金融資を行う。
- ケ 畜産環境保全に係る施設導入に対し、補助や資金の融資を行うとともに、リース事業の積極的活用についても指導を行う。

(2) 環境問題の理解と対応のための教育・学習

- ア 16年度に国が策定する基本方針や県内における環境教育・学習の現状を勘案して、2年3月に策定した環境教育基本方針の見直しを行う。
- イ 水に対する関心を高めるため、水生生物の観察等を組み入れた親子の水とのふれあいバス教室や名水めぐりバス教室を実施する。また、森林に対する関心を高めるため、フォレストリーダーによる森林教室の開催や森林浴等を組み入れた森林浴バス教室、循環型社会の構築について理解と関心を深めるため、廃棄物処理施設等を巡るエコ・ライフバス教室を実施する。
- ウ 子ども達による自主的な取組みを推進するため、こどもエコクラブ(ふるさと環境学習クラブ)の登録やその活動の支援を行うとともに、希望する学校、地域団体、企業などに講師を派遣する出前県庁(しごと談義)を実施する。また、環境に関する話題について、

- 住民等との意見交換を行う出前講座を実施する。さらに、夏休み子供環境科学研究室の開催やビデオ、リーフレット等の各種啓発用教材の整備を進める。
- エ 環境教育・学習の一環として、小学生向け副読本「地球環境問題を考えよう」を作成・配布し、環境問題について啓発普及を図る。
- オ 小学校、中学校、高等学校、特殊教育諸学校の教諭を対象に、環境教育研修講座を開催し、学校における環境教育の計画を作成するほか、環境教育に関する講演、実習等を行う。
- カ 環境保全に積極的に取り組む児童を育てるため、小学校の教員を対象に「水質検査の方法」や「水生昆虫の調べ方」など、総合的な学習の時間と関連する実験・観察巡回研修を実施する。
- キ 自然に対する関心を深め、自然を尊び、自然を愛する気持ちを身につけることを目的に、中学校卒業者から満20才未満の者を対象とした自然保護講座（ジュニアナチュラルリスト養成コース）を開催する。
- (3) 事業者としての県の環境保全率先行動
- ア 14年9月に認証を取得したISO 14001による環境マネジメントシステムに基づき、環境にやさしいオフィス活動やエコイベント実施方針による取組みを推進するとともに、公共事業環境配慮方針に基づき、公共事業の環境への負荷を軽減する取組みを推進する。
- イ 新県庁エコプランを推進する。特に、出先機関等においては、ISO14001の手法を参考として適切な進行管理を行う。
- ウ グリーン購入調達方針の特定調達品目（重点的に環境物品等の調達を推進する品目）を15分野166品目に拡大し、引き続き、環境物品等の調達の推進に努める。また、富山県リサイクル認定製品の優先的な調達に努める。
- エ 低公害車導入方針に基づき、県自らが率先して低公害車を導入するほか、導入可能な低公害車がない場合であっても、できるだけ低排出ガスかつ低燃費の自動車を導入する。
- オ 県庁ごみゼロ宣言を踏まえ、民間のリサイクル事業者等の関係機関と協力し、県庁本庁舎から排出される廃棄物をすべてリサイクルする（廃棄物の埋立をゼロにする）ことを目指す。

8 総合的視点で取り組む環境の保全と創造

今日の環境問題に総合的視点で取り組むため、総合的な環境対策を推進する。また、環境影響評価条例に基づき、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、適切な環境影響評価の実施を指導する。

- (1) 環境問題の解決に向けた公害防止計画
- ア 11年度に策定した富山・高岡地域公害防止計画は15年度で終了したが、引き続き当該地域の環境の状況の把握に努めるとともに、環境を改善するための各種事業を実施していく。
- イ 公害防止計画に基づく事業の実施状況や効果、今後の対応方針等について国に報告したところであり、国から指示があった場合は、新たな公害防止計画を策定する。
- (2) 事業実施に当たっての環境への影響評価の推進
- ア 大規模開発による環境汚染の未然防止を図るため、環境影響評価条例に基づき、適切な環境影響評価を推進する。
- イ 公害防止条例の規定に基づき、工場等の新增設に当たっては、事業者と事前に公害防止対策等について協議を行い、計画段階からの公害の未然防止を図る。また、この際、必要に応じて事業者と地元市町村等との公害防止協定の締結を進める。

ウ 土地対策要綱に基づき、一定規模以上の土地の開発に当たっては、開発事業者と事前に生活環境や自然環境の保全について協議を行い、環境汚染の未然防止を図る。

(3) 環境の保全及び創造を支える調査研究等の推進

ア 環境科学センターにおいて、黄砂や酸性雨の影響、水質特性の把握等に関する次の調査研究を行う。

- ・ 標高別の黄砂成分等に関する研究
- ・ 酸性降水の影響因子に関する研究
- ・ ほう素化合物による大気汚染の測定技術及び除害技術等の開発
- ・ 環境水中の化学物質の測定方法に関する研究
- ・ 県内水域における溶存有機物の動態に関する研究
- ・ 湖沼における水質特性とプランクトンに関する研究
- ・ 産業廃棄物最終処分場浸出水のバイオアッセイに関する研究
- ・ 底質からみた河川の汚濁に関する研究
- ・ 下水汚泥の減容化に関する研究

イ 衛生研究所において、イタイイタイ病の予防に関する研究のほか、化学物質の汚染の評価や不快昆虫の防止対策等に関する次の調査研究を行う。

- ・ 環境汚染物質と生体影響に関する調査研究
- ・ 食品中の残留農薬及びその他の有害化学物質に関する調査研究
- ・ 不快昆虫の多発防止対策の調査研究

ウ 工業技術センターにおいて、産業廃棄物の有効利用を図り、また、環境への影響や負荷を最小限に抑えるため、海洋由来の有用微生物の工業的応用、繊維強化複合材料リサイクル技術、環境調和型酸化反応触媒の開発、マグネシウム合金のリサイクル技術等について研究を行う。

エ 農業技術センター農業試験場におい

て、神通川流域等のカドミウム汚染のうち、公害防除特別土地改良事業により復元が完了した客土水田について、施肥改善効果の確認調査や産米等の安全確認調査を行う。

オ 農業技術センター畜産試験場において、家畜ふん尿の堆肥化過程で発生する環境負荷物質の回収処理技術や、環境に負荷を与えない豚の飼養管理技術について調査研究を行う。

カ 水産試験場において、富山湾における赤潮の発生状況を調査するとともに、漁場環境の把握等に関する次の調査を行う。

- ・ 漁場環境状況に関する調査
- ・ 富山湾の底生生物調査
- ・ 富山湾の藻場調査

キ 林業技術センター林業試験場において、酸性雨等による森林影響の基礎資料を得るため、酸性雨等森林影響予測に関する調査を行う。

(4) 環境コミュニケーションの推進

ア 県民等が環境に関する情報を容易に収集できるよう、インターネット等を活用して、迅速でわかりやすい情報の提供に努めるとともに、情報の積極的な公開に努める。

イ 環境の保全及び創造に関する施策に反映させるため、県民等の環境に関する考え方や施策に対するニーズの把握に努める。

(5) 県民参加による新たな環境保全の仕組みづくり

ア パブリックコメントの実施や各種委員の一般公募などにより、環境保全の仕組みづくりについて、県民参加により検討する機会を設ける。

イ 不要なアイドリングやごみのポイ捨てをしないことなど、県民等の自主的な取組みによる環境保全の仕組みづくりについて検討する。



資料編

第1 図表

(1) 安全で健康な生活環境の確保

表2 1 一般環境観測局の概要

(16年3月31日現在)

区分	市 町	観 測 局	所 在 地	設置年度	調査機関	測 定 項 目 等
富 山 地 域	富山市	富山水橋	水橋畠等	50	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化硫黄(溶液導電率法又は紫外線蛍光法) ・ 浮遊粒子状物質(線吸収法) ・ 窒素酸化物(ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法) ・ 光化学オキシダント(中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法又は紫外線吸収法) ・ 風向風速(光パルス式) ・ テレメータ化
		富山岩瀬	蓮町	42	市	
		富山芝園	芝園町	3	市	
		富山神明	高田	48	市	
		富山蜷川	赤田	48	市	
	滑川市	滑川上島	上島	3	県、市	
		滑川大崎野	大崎野	50	県、市	
婦中町	婦中速星	笹倉	48	県、町		
高 岡 ・ 射 水 地 域	高岡市	高岡伏木	伏木東一宮	42	県	
		高岡能町	能町南	51	県、市	
		高岡本丸	中川	43	県、市	
		高岡波岡	美幸町	47	市	
		高岡戸出	戸出大清水	47	県、市	
	新湊市	新湊三日曾根	三日曾根	42	県	
		新湊今井	今井	45	県、市	
		新湊海老江	東明中町	48	県、市	
	氷見市	氷見	窪	4	県	
小杉町	小杉太閤山	中太閤山	47	県		
新川地域	魚津市	魚津	北鬼江	3	県	
	黒部市	黒部植木	植木	4	県、市	
	入善町	入善	入膳	3	県	
砺波・小矢部地域	砺波市	砺波	太田	4	県	
	小矢部市	小矢部	泉町	4	県	
	福野町	福野	柴田屋	4	県	
	福岡町	福岡	土屋	4	県	
計	25					

表2 2 二酸化硫黄濃度の年度別推移（年平均値）

（単位：ppm）

観測局		年 度					
		11	12	13	14	15	
富 山 地 域	富山市	富山水橋	0.003	0.004	0.004	0.003	
		富山岩瀬	0.004	0.005	0.004	0.005	0.005
		富山芝園	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
		富山神明	0.003	0.003	0.003	0.002	
		富山蜷川	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001
	滑川市	滑川上島	0.003	0.002	0.003	0.001	0.000
		滑川大崎野	0.003	0.003	0.003	0.002	0.000
	婦中町	婦中速星	0.004	0.004	0.003	0.001	0.001
	高 岡 ・ 射 水 地 域	高岡市	高岡伏木	0.001	0.001	0.001	0.001
高岡能町			0.003	0.003	0.003	0.002	0.000
高岡本丸			0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
高岡波岡			0.003	0.003	0.003	0.003	
高岡戸出			0.001	0.001	0.000	0.000	0.000
新湊市		新湊三日曾根	0.003	0.004	0.003	0.002	0.003
		新湊今井	0.003	0.004	0.004	0.002	0.002
		新湊海老江	0.003	0.004	0.001	0.000	0.001
氷見市		氷見	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002
小杉町	小杉太閤山	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
新川地域	魚津市	魚津	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002
	黒部市	黒部植木	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003
	入善町	入善	0.003	0.004	0.003	0.002	0.002
砺波・小矢部地域	砺波市	砺波	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002
	小矢部市	小矢部	0.004	0.003	0.003	0.002	0.003
	福野町	福野	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002
	福岡町	福岡	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002
年平均値			0.003	0.003	0.003	0.002	0.002

注1 測定は、溶液導電率法又は紫外線蛍光法による。

2 富山水橋、富山神明及び高岡波岡については、「富山県大気汚染常時観測局適正配置計画」により、15年度に測定を廃止し、それぞれ、富山岩瀬、富山芝園及び高岡本丸に集約した。

表2 3 二酸化硫黄に係る環境基準の達成状況

観測局	項目	1日平均値の2%除外値(ppm)					短期的評価による適(○)否(×)					長期的評価による適(○)否(×)				
		基準					0.04ppm以下であること									
		11	12	13	14	15	11	12	13	14	15	11	12	13	14	15
富山地域	富山市	富山水橋	0.006	0.008	0.008	0.006	△				△					△
		富山岩瀬	0.008	0.010	0.010	0.010	0.012	×			○					○
		富山芝園	0.007	0.008	0.009	0.007	0.008	×			○					○
		富山神明	0.007	0.006	0.008	0.006	△				△					△
		富山蜷川	0.002	0.005	0.004	0.002	0.002				○					○
	滑川市	滑川上島	0.006	0.006	0.006	0.003	0.002				○					○
		滑川大崎野	0.007	0.008	0.008	0.005	0.002				○					○
婦中町	婦中速星	0.008	0.010	0.008	0.003	0.003	×			○					○	
高岡・射水地域	高岡市	高岡伏木	0.005	0.004	0.004	0.003	0.004				○					○
		高岡能町	0.005	0.007	0.006	0.005	0.002				○					○
		高岡本丸	0.003	0.005	0.004	0.002	0.002				○					○
		高岡波岡	0.006	0.006	0.008	0.006	△				△					△
		高岡戸出	0.007	0.002	0.002	0.001	0.002				○					○
	新湊市	新湊三日曾根	0.006	0.007	0.008	0.005	0.006				○					○
		新湊今井	0.006	0.007	0.009	0.006	0.005				○					○
		新湊海老江	0.006	0.008	0.006	0.002	0.002				○					○
	氷見市	氷見	0.006	0.005	0.005	0.004	0.004				○					○
	小杉町	小杉太閤山	0.005	0.004	0.002	0.002	0.002				○					○
新川地域	魚津市	魚津	0.006	0.007	0.009	0.004	0.005				○				○	
	黒部市	黒部植木	0.007	0.007	0.008	0.005	0.005				○				○	
	入善町	入善	0.005	0.007	0.007	0.004	0.004				○				○	
砺波・小矢部地域	砺波市	砺波	0.006	0.006	0.006	0.004	0.004				○				○	
	小矢部市	小矢部	0.009	0.006	0.008	0.004	0.006				○				○	
	福野町	福野	0.009	0.007	0.006	0.003	0.004				○				○	
	福岡町	福岡	0.006	0.006	0.006	0.004	0.005				○				○	

注1 測定は、溶液導電率法又は紫外線蛍光法による。
 2 短期的評価による適(○)とは、1日平均値がすべての有効測定日(1日20時間以上の測定が行われた日をいう。)で0.04ppm以下であり、かつ、1時間値がすべての測定時間において0.1ppm以下であることをいう。
 3 長期的評価による適(○)とは、年間における1日平均値のうち測定値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した後の最大値が0.04ppm以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないことをいう。
 4 富山水橋、富山神明及び高岡波岡については、「富山県大気汚染常時観測局適正配置計画」により、15年度に測定を廃止し、それぞれ、富山岩瀬、富山芝園及び高岡本丸に集約した。

資料編
(1) 安全で健康な生活環境の確保

表2 4 二酸化窒素濃度の年度別推移（年平均値）

（単位：ppm）

観測局		年 度	11	12	13	14	15
富 山 地 域	富山市	富山水橋	0.011	0.011	0.011	0.010	0.010
		富山岩瀬	0.014	0.014	0.015	0.014	0.014
		富山芝園	0.013	0.013	0.013	0.013	0.012
		富山神明	0.012	0.013	0.012	0.012	0.012
		富山蜷川	0.011	0.012	0.012	0.011	0.010
	滑川市	滑川上島	0.010	0.012	0.013	0.014	0.014
		滑川大崎野	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003
婦中町	婦中速星	0.010	0.008	0.008	0.007	0.008	
高 岡 ・ 射 水 地 域	高岡市	高岡伏木	0.009	0.009	0.009	0.009	0.008
		高岡能町	0.012	0.012	0.013	0.013	0.014
		高岡本丸	0.014	0.014	0.013	0.014	0.014
		高岡波岡	0.010	0.011	0.011	0.011	0.011
		高岡戸出	0.010	0.010	0.011	0.011	0.011
	新湊市	新湊三日曾根	0.013	0.013	0.012	0.010	0.010
		新湊今井	0.013	0.010	0.013	0.011	0.013
		新湊海老江	0.011	0.010	0.011	0.010	0.008
	氷見市	氷見	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006
小杉町	小杉太閤山	0.012	0.012	0.013	0.012	0.012	
新川地域	魚津市	魚津	0.013	0.013	0.012	0.011	0.013
	黒部市	黒部植木	0.011	0.012	0.010	0.009	0.009
	入善町	入善	0.012	0.013	0.011	0.011	0.012
砺波・小矢部地域	砺波市	砺波	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008
	小矢部市	小矢部	0.010	0.010	0.009	0.009	0.009
	福野町	福野	0.007	0.008	0.007	0.008	0.007
	福岡町	福岡	0.008	0.008	0.008	0.006	0.008
年平均値			0.011	0.011	0.011	0.010	0.010

注 測定は、ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法による。

表2 5 二酸化窒素に係る環境基準の達成状況

観測局	項目	基準	1日平均値の98%値 (ppm)					環境基準の適(○)、否(×)					
			0.04ppm から0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること					11	12	13	14	15	
			11	12	13	14	15						
富山地域	富山市	富山水橋	0.022	0.023	0.022	0.023	0.024					○	
		富山岩瀬	0.028	0.030	0.027	0.028	0.029					○	
		富山芝園	0.025	0.028	0.027	0.026	0.026					○	
		富山神明	0.026	0.028	0.023	0.025	0.024					○	
		富山蜷川	0.022	0.026	0.022	0.022	0.023					○	
	滑川市	滑川上島	0.022	0.025	0.025	0.027	0.027					○	
		滑川大崎野	0.009	0.010	0.010	0.009	0.010					○	
	婦中町	婦中速星	0.020	0.019	0.019	0.017	0.020					○	
	高岡・射水地域	高岡市	高岡伏木	0.024	0.023	0.022	0.022	0.022					○
			高岡能町	0.030	0.027	0.028	0.031	0.033					○
高岡本丸			0.031	0.027	0.026	0.029	0.034					○	
高岡波岡			0.025	0.026	0.024	0.026	0.025					○	
高岡戸出			0.023	0.024	0.024	0.027	0.028					○	
新湊市		新湊三日曾根	0.031	0.027	0.030	0.027	0.030					○	
		新湊今井	0.029	0.027	0.027	0.028	0.033					○	
		新湊海老江	0.028	0.023	0.023	0.022	0.024					○	
氷見市		氷見	0.015	0.017	0.015	0.016	0.015					○	
小杉町		小杉太閤山	0.024	0.026	0.026	0.023	0.028					○	
新川地域	魚津市	魚津	0.026	0.026	0.022	0.024	0.026					○	
	黒部市	黒部植木	0.023	0.023	0.020	0.020	0.021					○	
	入善町	入善	0.023	0.024	0.020	0.022	0.025					○	
砺波・小矢部地域	砺波市	砺波	0.017	0.020	0.016	0.018	0.020					○	
	小矢部市	小矢部	0.023	0.024	0.020	0.022	0.021					○	
	福野町	福野	0.019	0.019	0.016	0.021	0.020					○	
	福岡町	福岡	0.020	0.020	0.019	0.016	0.018					○	

注1 測定は、ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法による。
 2 長期的評価による適(○)とは、年間における1日平均値のうち、低い方から数えて98%目にあたる値が、0.04ppm から0.06ppm のゾーン内又はそれ以下であることをいう。

表2 6 浮遊粒子状物質濃度の年度別推移（年平均値）

（単位：mg / m³）

観測局		年 度	11	12	13	14	15
富 山 地 域	富山市	富山水橋	0.025	0.029	0.027	0.025	0.023
		富山岩瀬	0.027	0.032	0.029	0.028	0.026
		富山芝園	0.026	0.031	0.028	0.024	0.025
		富山神明	0.028	0.033	0.031	0.026	0.023
		富山蜷川	0.021	0.026	0.024	0.021	0.023
	滑川市	滑川上島	0.016	0.023	0.016	0.022	0.022
		滑川大崎野	0.017	0.020	0.016	0.016	0.019
婦中町	婦中速星	0.015	0.018	0.021	0.023	0.022	
高 岡 ・ 射 水 地 域	高岡市	高岡伏木	0.022	0.026	0.024	0.021	0.021
		高岡能町	0.026	0.029	0.025	0.025	0.027
		高岡本丸	0.026	0.027	0.026	0.026	0.023
		高岡波岡	0.024	0.028	0.026	0.022	0.019
		高岡戸出	0.023	0.027	0.026	0.025	0.026
	新湊市	新湊三日曾根	0.023	0.027	0.027	0.024	0.022
		新湊今井	0.025	0.031	0.027	0.024	0.023
		新湊海老江	0.015	0.021	0.024	0.022	0.021
	氷見市	氷見	0.018	0.022	0.023	0.023	0.024
小杉町	小杉太閤山	0.021	0.027	0.025	0.022	0.022	
新川地域	魚津市	魚津	0.020	0.022	0.016	0.014	0.019
	黒部市	黒部植木	0.020	0.026	0.023	0.021	0.019
	入善町	入善	0.019	0.023	0.021	0.018	0.021
砺波・小矢部地域	砺波市	砺波	0.022	0.027	0.025	0.025	0.027
	小矢部市	小矢部	0.026	0.029	0.026	0.026	0.024
	福野町	福野	0.021	0.025	0.031	0.016	0.028
	福岡町	福岡	0.019	0.022	0.020	0.019	0.020
年平均値			0.022	0.026	0.024	0.022	0.023

注 測定は、線吸収法による。

表2 7 浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成状況

観測局	項目	1日平均値の2%除外値 (mg / m ³)	短期的評価による適(○)否(×)					長期的評価による適(○)否(×)											
			基準 0.10mg / m ³ 以下であること																
			年度	11	12	13	14	15	11	12	13	14	15						
富山地域	富山市	富山水橋	0.052	0.070	0.058	0.063	0.049		×	×	×	○						○	
		富山岩瀬	0.057	0.070	0.067	0.070	0.059	×	×	×		○							○
		富山芝園	0.054	0.070	0.062	0.065	0.059		×	×		○							○
		富山神明	0.058	0.069	0.069	0.069	0.051		×	×		○							○
		富山蜷川	0.048	0.066	0.055	0.062	0.056		×	×		○							○
	滑川市	滑川上島	0.042	0.056	0.048	0.068	0.056		×	×	×	×							○
		滑川大崎野	0.043	0.055	0.046	0.048	0.048		×	×		○							○
婦中町	婦中速星	0.038	0.046	0.048	0.066	0.058			×		×							○	
高岡・射水地域	高岡市	高岡伏木	0.049	0.063	0.061	0.058	0.049		×	×		×							○
		高岡能町	0.061	0.072	0.066	0.067	0.063		×	×	×	○							○
		高岡本丸	0.055	0.063	0.060	0.069	0.055		×			○							○
		高岡波岡	0.057	0.073	0.069	0.063	0.048	×	×	×	×	○		×	×				○
		高岡戸出	0.054	0.068	0.064	0.063	0.059		×	×	×	○							○
	新湊市	新湊三日曾根	0.055	0.068	0.067	0.067	0.052		×	×	×	○							○
		新湊今井	0.057	0.067	0.064	0.069	0.058		×	×	×	×							○
		新湊海老江	0.041	0.055	0.059	0.065	0.049		×	×		○							○
	氷見市	氷見	0.044	0.061	0.059	0.059	0.054		×	×		○							○
	小杉町	小杉太閤山	0.048	0.060	0.059	0.061	0.050		×	×		○							○
新川地域	魚津市	魚津	0.049	0.063	0.051	0.050	0.047		×	×	×	○							○
	黒部市	黒部植木	0.048	0.065	0.056	0.058	0.049	×	×	×	×	○							○
	入善町	入善	0.045	0.060	0.054	0.051	0.050		×	×		○							○
砺波・小矢部地域	砺波市	砺波	0.052	0.066	0.055	0.064	0.061		×	×	×	○							○
	小矢部市	小矢部	0.055	0.069	0.061	0.064	0.053		×	×		○							○
	福野町	福野	0.052	0.061	0.064	0.051	0.060	×	×	×	×	○							○
	福岡町	福岡	0.048	0.056	0.054	0.055	0.051		×	×	×	○							○

- 注1 測定は、線吸収法による。
 2 短期的評価による適(○)とは、1日平均値がすべての有効測定日(1日20時間以上の測定が行われた日をいう。)で0.1mg / m³以下であり、かつ、1時間値がすべての測定時間において0.2mg / m³以下であることをいう。
 3 長期的評価による適(○)とは、年間における1日平均値のうち測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した後の最大値が0.10mg / m³以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が0.10mg / m³を超える日が2日間以上連続しないことをいう。
 4 については、全国的に黄砂の確認された数日を含めて評価すると全局で否(×)である。

表2 8 光化学オキシダント濃度の年度別推移（年平均値）

（単位：ppm）

観測局		年 度	11	12	13	14	15
富 山 地 域	富山市	富山水橋	0.032	0.030	0.029	0.033	0.035
		富山岩瀬	0.032	0.029	0.030	0.031	0.034
		富山芝園	0.030	0.028	0.029	0.033	0.034
		富山神明	0.032	0.031	0.030	0.032	0.029
		富山蜷川	0.031	0.031	0.029	0.032	0.033
	滑川市	滑川上島	0.031	0.029	0.029	0.031	0.031
		滑川大崎野	0.041	0.035	0.042	0.044	0.041
婦中町	婦中速星	0.034	0.030	0.023	0.031	0.029	
高 岡 ・ 射 水 地 域	高岡市	高岡伏木	0.034	0.033	0.035	0.034	0.038
		高岡能町	0.028	0.028	0.028	0.030	0.030
		高岡本丸	0.030	0.027	0.029	0.029	0.030
		高岡波岡	0.029	0.027	0.026	0.028	0.030
		高岡戸出	0.029	0.028	0.029	0.030	0.032
	新湊市	新湊三日曾根	0.033	0.031	0.032	0.034	0.035
		新湊今井	0.030	0.027	0.026	0.027	0.027
		新湊海老江	0.034	0.030	0.031	0.032	0.033
	氷見市	氷見	0.035	0.033	0.035	0.032	0.034
小杉町	小杉太閤山	0.030	0.027	0.027	0.026	0.030	
新川地域	魚津市	魚津	0.033	0.029	0.030	0.032	0.033
	黒部市	黒部植木	0.031	0.032	0.028	0.032	0.030
	入善町	入善	0.034	0.031	0.033	0.033	0.031
砺波・小矢部地域	砺波市	砺波	0.030	0.031	0.032	0.029	0.031
	小矢部市	小矢部	0.030	0.028	0.028	0.029	0.030
	福野町	福野	0.034	0.031	0.031	0.029	0.034
	福岡町	福岡	0.032	0.029	0.031	0.029	0.031
年平均値			0.032	0.030	0.030	0.031	0.032

注 測定は、中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法又は紫外線吸収法による。

表2 9 光化学オキシダントに係る環境基準の達成状況

観測局	項目	基準	1時間値の最高値 (ppm)					1時間値が0.06ppmを超えない場合の割合 (%)					
			0.06ppm以下であること										
			11	12	13	14	15	11	12	13	14	15	
富山地域	富山市	富山水橋	0.097	0.096	0.090	0.099	0.100	94.4	95.1	96.1	94.9	90.3	
		富山岩瀬	0.097	0.096	0.095	0.096	0.098	93.0	96.5	95.1	96.1	90.6	
		富山芝園	0.098	0.091	0.099	0.116	0.107	95.1	95.9	95.7	92.9	90.5	
		富山神明	0.107	0.104	0.101	0.099	0.096	92.4	93.1	93.6	93.8	93.5	
		富山蜷川	0.097	0.108	0.100	0.098	0.095	94.1	95.1	96.0	94.9	93.3	
	滑川市	滑川上島	0.105	0.104	0.108	0.129	0.102	92.2	94.0	93.7	92.3	92.4	
		滑川大崎野	0.110	0.113	0.116	0.127	0.111	89.8	88.9	88.7	87.6	90.0	
	婦中町	婦中速星	0.104	0.106	0.095	0.113	0.099	92.4	94.0	97.1	95.2	95.3	
	高岡・射水地域	高岡市	高岡伏木	0.097	0.093	0.101	0.100	0.101	92.8	95.6	92.6	94.1	89.2
			高岡能町	0.091	0.102	0.090	0.102	0.096	95.0	95.5	95.6	94.3	94.1
高岡本丸			0.104	0.098	0.096	0.098	0.097	93.0	96.9	95.5	96.3	94.1	
高岡波岡			0.097	0.093	0.091	0.084	0.096	93.9	96.5	96.7	97.6	94.7	
高岡戸出			0.100	0.101	0.102	0.112	0.098	93.6	96.1	94.9	93.3	92.6	
新湊市		新湊三日曾根	0.115	0.104	0.108	0.104	0.100	90.1	94.0	90.9	90.3	87.3	
		新湊今井	0.098	0.099	0.099	0.103	0.096	93.7	96.1	95.2	95.2	94.7	
		新湊海老江	0.108	0.099	0.106	0.098	0.097	90.5	95.8	93.4	92.7	91.2	
氷見市		氷見	0.116	0.115	0.108	0.098	0.105	89.2	93.0	89.8	93.1	90.0	
小杉町		小杉太閤山	0.107	0.102	0.100	0.101	0.106	91.8	95.9	95.9	96.9	92.2	
新川地域	魚津市	魚津	0.107	0.094	0.110	0.092	0.098	91.5	95.0	94.8	95.7	93.3	
	黒部市	黒部植木	0.098	0.101	0.098	0.102	0.108	94.2	93.9	97.2	94.1	95.3	
	入善町	入善	0.107	0.104	0.108	0.107	0.091	92.3	95.5	93.3	94.3	95.4	
砺波・小矢部地域	砺波市	砺波	0.096	0.101	0.105	0.095	0.093	95.0	94.6	94.1	96.8	95.8	
	小矢部市	小矢部	0.107	0.105	0.106	0.091	0.104	92.6	94.1	93.6	95.6	92.8	
	福野町	福野	0.108	0.105	0.101	0.100	0.106	91.3	94.7	93.2	95.7	92.2	
	福岡町	福岡	0.109	0.091	0.104	0.100	0.105	92.2	95.3	93.7	95.4	92.8	

注 測定は、中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法又は紫外線吸収法による。

表2 10 自動車排出ガス観測局の概要

(16年 3月31日現在)

市 町	観 測 局	所 在 地	設置年度	調査機関	測 定 項 目 等
富 山 市	富 山 城 址	本 丸	47	市	<ul style="list-style-type: none"> ・一酸化炭素（非分散型赤外分析計を用いる方法） ・窒素酸化物（ザルツマン試薬を用いる吸光光度法） ・炭化水素（水素炎イオン化法） ・浮遊粒子状物質（線吸収法） ・テレメータ化
	富 山 豊 田	豊 田 町	5	市	
高 岡 市	高 岡 広 小 路	あ わ ら 町	49	県	
黒 部 市	黒 部 前 沢	前 沢	3	県	
婦 中 町	婦 中 田 島	上 田 島	3	県	
小 杉 町	小 杉 鷺 塚	鷺 塚	3	県	
計	6				

表2 11 自動車排出ガス観測局における測定結果の年度別推移（年平均値）

観測局		項目（単位）	年 度	11	12	13	14	15
富山県	富山城址	一酸化炭素（ppm）		0.6	0.6	0.6	0.5	0.5
		一酸化窒素（ppm）		0.017	0.018	0.017	0.014	0.012
		二酸化窒素（ppm）		0.022	0.021	0.018	0.019	0.019
		窒素酸化物（ppm）		0.039	0.038	0.035	0.033	0.032
		非メタン炭化水素（ppmC）		0.23	0.25	0.21	0.19	0.21
		メタン（ppmC）		1.88	1.91	1.87	1.85	1.88
		全炭化水素（ppmC）		2.11	2.16	2.08	2.04	2.09
		浮遊粒子状物質（mg / m ³ ）		0.026	0.030	0.029	0.025	0.027
	富山県 豊田	一酸化炭素（ppm）		0.6	0.6	0.6	0.6	0.5
		一酸化窒素（ppm）		0.023	0.025	0.023	0.021	0.025
		二酸化窒素（ppm）		0.025	0.025	0.023	0.024	0.026
		窒素酸化物（ppm）		0.048	0.050	0.045	0.046	0.050
		非メタン炭化水素（ppmC）		0.20	0.22	0.21	0.20	0.20
		メタン（ppmC）		1.84	1.84	1.83	1.81	1.83
		全炭化水素（ppmC）		2.04	2.06	2.04	2.01	2.03
		浮遊粒子状物質（mg / m ³ ）		0.030	0.033	0.029	0.026	0.027
高岡市	高岡広小路	一酸化炭素（ppm）		0.7	0.6	0.6	0.5	0.5
		一酸化窒素（ppm）		0.016	0.017	0.015	0.014	0.014
		二酸化窒素（ppm）		0.021	0.021	0.019	0.019	0.020
		窒素酸化物（ppm）		0.037	0.039	0.034	0.033	0.034
		非メタン炭化水素（ppmC）		0.23	0.22	0.20	0.18	0.20
		メタン（ppmC）		1.84	1.86	1.84	1.83	1.87
		全炭化水素（ppmC）		2.07	2.08	2.04	2.00	2.07
		浮遊粒子状物質（mg / m ³ ）		0.023	0.027	0.029	0.030	0.029
黒部市	黒部前沢	一酸化炭素（ppm）		0.4	0.4	0.4	0.3	0.3
		一酸化窒素（ppm）		0.016	0.019	0.017	0.017	0.017
		二酸化窒素（ppm）		0.016	0.018	0.016	0.018	0.018
		窒素酸化物（ppm）		0.033	0.036	0.034	0.034	0.035
		非メタン炭化水素（ppmC）		0.13	0.12	0.13	0.09	0.05
		メタン（ppmC）		1.83	1.86	1.84	1.81	1.87
		全炭化水素（ppmC）		1.96	1.98	1.96	1.90	1.92
		浮遊粒子状物質（mg / m ³ ）		0.018	0.023	0.022	0.023	0.023
婦中町	婦中田島	一酸化炭素（ppm）		0.3	0.4	0.3	0.3	0.3
		一酸化窒素（ppm）		0.014	0.015	0.012	0.011	0.012
		二酸化窒素（ppm）		0.019	0.019	0.018	0.017	0.018
		窒素酸化物（ppm）		0.032	0.034	0.030	0.028	0.029
		非メタン炭化水素（ppmC）		0.08	0.10	0.16	0.13	0.17
		メタン（ppmC）		1.85	1.84	1.80	1.80	1.75
		全炭化水素（ppmC）		1.93	1.95	1.96	1.93	1.92
		浮遊粒子状物質（mg / m ³ ）		0.020	0.023	0.025	0.022	0.021
小杉町	小杉鷲塚	一酸化炭素（ppm）		0.4	0.4	0.4	0.3	0.3
		一酸化窒素（ppm）		0.009	0.012	0.008	0.008	0.008
		二酸化窒素（ppm）		0.015	0.017	0.014	0.016	0.016
		窒素酸化物（ppm）		0.025	0.028	0.022	0.023	0.024
		非メタン炭化水素（ppmC）		0.16	0.11	0.11	0.12	0.11
		メタン（ppmC）		1.87	1.88	1.87	1.88	1.86
		全炭化水素（ppmC）		2.02	1.99	1.98	2.01	1.97
		浮遊粒子状物質（mg / m ³ ）		0.024	0.026	0.024	0.022	0.022
年平均値	一酸化炭素（ppm）		0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	
	二酸化窒素（ppm）		0.020	0.020	0.018	0.019	0.020	
	浮遊粒子状物質（mg / m ³ ）		0.024	0.027	0.026	0.025	0.025	

注1 測定は、一酸化炭素は非分散型赤外分析計を用いる方法、非メタン炭化水素及びメタンは水素炎イオン化法、その他の項目は一般環境観測局の測定方法と同じである。

2 窒素酸化物は、一酸化窒素と二酸化窒素とを加えたものである。

3 全炭化水素は、非メタン炭化水素とメタンとを加えたものである。

表2 12 自動車排出ガス観測局における環境基準の達成状況

(1) 一酸化炭素

観測局	項目	1日平均値の2%除外値 (ppm)					1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続の有無					長期的評価による適() 否(x)				
		基準					無									
		10ppm以下であること														
観測局	年度	11	12	13	14	15	11	12	13	14	15	11	12	13	14	15
富山市	富山城址	1.0	1.0	0.9	1.0	0.9	無	無	無	無	無					○
	富山豊田	1.0	1.0	0.9	0.9	0.8	無	無	無	無	無					○
高岡市	高岡広小路	1.3	1.1	1.0	0.9	0.9	無	無	無	無	無					○
黒部市	黒部前沢	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	無	無	無	無	無					○
婦中町	婦中田島	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	無	無	無	無	無					○
小杉町	小杉鷲塚	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6	無	無	無	無	無					○

注1 測定は、非分散型赤外分析計を用いる方法による。
 2 長期的評価による適()とは、年間における1日平均値のうち測定値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した後の最高値が10ppmを超えず、かつ、年間を通じて1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないことをいう。

(2) 二酸化窒素

観測局	項目	1日平均値の98%値 (ppm)					長期的評価による適() 否(x)					
		基準										
		0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること										
観測局	年度	11	12	13	14	15	11	12	13	14	15	
富山市	富山城址	0.035	0.035	0.032	0.032	0.033						○
	富山豊田	0.042	0.043	0.039	0.040	0.044						○
高岡市	高岡広小路	0.038	0.036	0.032	0.032	0.035						○
黒部市	黒部前沢	0.031	0.032	0.031	0.031	0.032						○
婦中町	婦中田島	0.030	0.034	0.031	0.030	0.032						○
小杉町	小杉鷲塚	0.028	0.032	0.029	0.030	0.030						○

注1 測定は、ザルツマン試薬を用いる吸光光度法による。
 2 長期的評価による適()とは、年間における1日平均値のうち、低い方から数えて98%目にあたる値が、0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であることをいう。

(3) 浮遊粒子状物質

観測局	項目	1日平均値の2%除外値 (mg / m ³)					短期的評価による適() 否(x)					長期的評価による適() 否(x)				
		基準														
		0.10mg/m ³ 以下であること														
観測局	年度	11	12	13	14	15	11	12	13	14	15	11	12	13	14	15
富山市	富山城址	0.054	0.070	0.064	0.065	0.060		x	x	x	○					○
	富山豊田	0.065	0.076	0.071	0.069	0.063		x	x		○					○
高岡市	高岡広小路	0.051	0.068	0.062	0.083	0.062		x	x	x	○					○
黒部市	黒部前沢	0.043	0.062	0.052	0.062	0.052		x	x	x	○					○
婦中町	婦中田島	0.044	0.059	0.057	0.058	0.050		x			○					○
小杉町	小杉鷲塚	0.056	0.067	0.062	0.062	0.052		x			○					○

注1 測定は、線吸収法による。
 2 短期的評価による適()とは、1日平均値がすべての有効測定日(1日20時間以上の測定が行われた日をいう。)で0.10mg / m³以下であり、かつ、1時間値がすべての測定時間において0.2mg / m³以下であることをいう。
 3 長期的評価による適()とは、年間における1日平均値のうち測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した後の最大値が0.10mg / m³以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が0.10mg / m³を超える日が2日間以上連続しないことをいう。
 4 については、全国的に黄砂の確認された数日を含めて評価すると全局で否(x)である。

表2 13 ばい煙発生施設数の年度別推移

種 類	年 度				
	11	12	13	14	15
ボ イ ラ	1,919	1,965	2,005	2,031	2,002
金 属 溶 解 炉	149	146	149	151	150
金 属 加 熱 炉	156	161	163	172	166
焼 成 炉 ・ 溶 融 炉	83	82	80	80	77
乾 燥 炉	113	106	105	103	102
電 気 炉	27	27	27	27	26
廃 棄 物 焼 却 炉	81	80	75	53	47
銅・鉛・亜鉛精錬用施設	13	14	11	11	0
塩素・塩化水素反応施設	81	81	81	80	74
ガ ス タ ー ピ ン	63	70	76	77	76
デ ィ ー ゼ ル 機 関	249	259	260	267	270
そ の 他	51	51	50	49	53
合 計	2,985	3,042	3,082	3,101	3,043
	(100)	(102)	(103)	(104)	(102)

注 () は、11年度を100とした指数である。

表2 14 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出状況

(16年3月31日現在)

地 域	工場・事業場数	ば い 煙 発 生 施 設 数																				
		ボ イ ラ	ガ 加 ス 発 熱 生 炉	焙 焼 炉 ・ 煨 焼 炉 ・ 結 炉	転 溶 炉 ・ 鉬 平 炉	金 属 溶 解 炉	金 属 加 熱 炉	石 油 加 熱 炉	焼 成 炉	反 直 応 火 炉	乾 燥 炉	電 気 炉	廃 棄 物 焼 却 炉	銅 精 錬 用 施 設 ・ 鉛 ・ 亜 鉛 設	塩 素 ・ 塩 化 水 素 等	反 応 施 設 ・ 複 合 肥 料 製 造 用 施 設	鉛 精 錬 第 二 次 炉	硝 酸 施 設 ・ 製 造 設	ガ ス タ ー ピ ン	デ ィ ー ゼ ル 機 関	ガ ス 機 関	計
富山市	356	590	4	0	0	1	36	10	10	8	9	7	10	0	0	0	1	0	20	113	1	820
高岡市	232	320	0	3	1	41	24	0	3	4	15	4	12	0	40	0	0	0	13	31	0	511
新湊市	54	127	0	1	0	30	63	0	0	0	4	9	2	0	0	0	0	0	3	8	0	247
魚津市	46	70	0	0	0	0	0	0	3	0	5	0	1	0	32	0	0	0	8	15	0	134
氷見市	39	39	0	1	0	10	1	0	1	0	6	0	3	0	0	0	0	0	0	6	0	67
滑川市	34	62	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	2	6	0	75
黒部市	44	98	0	0	0	16	16	0	0	0	8	0	1	0	0	0	0	0	1	19	0	159
砺波市	50	72	0	0	0	13	4	0	0	0	3	0	4	0	0	0	0	0	16	10	0	122
小矢部市	49	66	0	0	0	2	3	0	3	0	7	0	1	0	0	0	0	0	3	5	0	90
上新川郡	35	52	0	0	0	0	0	0	53	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	5	0	113
中新川郡	50	74	0	0	0	23	5	0	1	0	10	1	5	0	0	0	0	0	2	4	0	125
下新川郡	45	67	0	0	0	9	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	14	0	96
婦負郡	73	132	1	1	0	0	0	2	3	2	16	0	0	0	2	6	0	7	2	7	0	181
射水郡	52	84	0	0	0	2	1	0	0	0	3	5	4	0	0	0	0	0	1	12	0	112
東砺波郡	67	90	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	1	13	0	109
西砺波郡	42	60	0	0	0	3	10	0	0	0	8	0	1	0	0	0	0	0	1	2	0	85
合 計	1,267	2,002	5	6	1	150	166	12	77	14	102	26	47	0	74	6	1	7	76	270	1	3,043

表2 15 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の届出状況

(16年3月31日現在)

地 域	工場・ 事業場数	一 般 粉 じ ん 発 生 施 設 数				計
		堆積場	ベルトコンベア バケットコンベア	破碎機 摩砕機	ふるい	
富 山 市	40	75	19	40	9	143
高 岡 市	31	34	69	30	4	137
新 湊 市	10	24	41	1	2	68
魚 津 市	11	7	3	15	2	27
氷 見 市	9	8	12	7	2	29
滑 川 市	6	6	5	4	1	16
黒 部 市	10	23	10	26	5	64
砺 波 市	10	16	9	15	4	44
小 矢 部 市	22	26	8	17	10	61
上 新 川 郡	7	4	9	13	4	30
中 新 川 郡	19	21	37	45	12	115
下 新 川 郡	13	14	57	24	5	100
婦 負 郡	10	11	32	22	1	66
射 水 郡	6	21	5	4	0	30
東 砺 波 郡	20	25	38	19	1	83
西 砺 波 郡	4	5	10	4	3	22
合 計	228	320	364	286	65	1,035

表2 16 大気関係立入調査状況（15年度）

区分	業種	食料品製造業	繊維工業	製材・木製品業	紙加工・紙造業	化学工業	石油・石炭製品業	ゴム製品製造業	窯業・土石製品業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	金属製品製造業	一般機械器具業	電気機械器具業	輸送用機械器具業	その他の製造業	電気業	廃棄物処理業	その他	合計
		基準の適合状況	ばいじん			1 (1)	1 (1)	2 (2)			1 (1)		3 (5)		1 (1)				4 (7)	1 (1)
有害物質及び有害ガス						13 (300)					1 (2)			5 (80)		3 (48)	4 (7)			26 (437)
燃料中の硫黄	2 (5)		3 (10)		1 (2)	9 (24)		2 (4)	1 (1)		3 (11)	1 (8)					4 (7)		10 (22)	36 (94)
小計	2 (5)		3 (10)	1 (1)	2 (3)	24 (326)	0 (0)	2 (4)	2 (2)	0 (0)	7 (18)	1 (8)	1 (1)	5 (80)	0 (0)	3 (48)	12 (21)	1 (1)	10 (22)	76 (550)
届出確認	ばい煙発生施設	10 (26)	3 (12)	1 (1)	5 (11)	12 (104)		1 (5)	4 (9)	2 (6)	6 (73)	1 (4)	1 (7)	1 (2)	2 (16)			3 (5)	2 (10)	54 (291)
	堆積場等の粉じん発生施設								9 (84)						1 (35)					10 (119)
	小計	10 (26)	3 (12)	1 (1)	5 (11)	12 (104)	0 (0)	1 (5)	13 (93)	2 (6)	6 (73)	1 (4)	1 (7)	1 (2)	3 (51)	0 (0)	0 (0)	3 (5)	2 (10)	64 (410)
合計	12 (31)	6 (22)	2 (2)	7 (14)	36 (430)	0 (0)	3 (9)	15 (95)	2 (6)	13 (91)	2 (12)	2 (8)	6 (82)	3 (51)	3 (48)	12 (21)	4 (6)	12 (32)	140 (960)	
指導件数	4	1	0	1	5	0	0	6	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	20	

注 表中の数字は工場・事業場数、()は施設数である。

表2 17 大気汚染緊急時の措置

物質	区分	措 置		
		一 般	緊 急 時 協 力 工 場	自 動 車 等
硫 黄 酸 化 物	情 報	<ul style="list-style-type: none"> ばい煙を排出する者に対し、不要不急の燃焼の自粛、燃焼方法の改善等による硫黄酸化物排出量の減少について協力を要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の燃焼を自粛するとともに注意報等の発令に備えて、注意報等の措置が行える体制をとることを要請する。 	
	注意報	〃	<ul style="list-style-type: none"> 通常硫黄酸化物排出量の20%以上削減するよう勧告する。 	
	警 報	〃	<ul style="list-style-type: none"> 通常硫黄酸化物排出量の50%以上削減するよう勧告する。 	
	重 大 警 報	〃	<ul style="list-style-type: none"> 硫黄酸化物排出許容量の80%以上削減するよう命令する。 	
オ キ シ ダ ン ト	情 報	<ul style="list-style-type: none"> ばい煙を排出する者に対し、不要不急の燃焼の自粛、燃焼方法の改善等によるばい煙排出量の減少について協力を要請する。 次の事項について注意するよう周知する。 <ol style="list-style-type: none"> 屋外になるべく出ないようにする。 屋外運動はさしひかえるようにする。 光化学スモッグの被害を受けた人は、最寄りの厚生センター（保健所）に連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の燃焼を自粛するとともに注意報等の発令に備えて、注意報等の措置が行える体制をとることを要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の自動車を使用しないこと並びに当該地域への運行を自粛することについて協力を要請する。
	注意報	〃	<ul style="list-style-type: none"> 燃料使用量等を通常使用量の20%以上削減（これに準ずる措置を含む）するよう勧告する。 	〃
	警 報	〃	<ul style="list-style-type: none"> 燃料使用量等を通常使用量の30%以上削減（これに準ずる措置を含む）するよう勧告する。 	〃
	重 大 警 報	〃	<ul style="list-style-type: none"> 燃料使用量等を通常使用量の40%以上削減（これに準ずる措置を含む）するよう命令する。 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の自動車を使用しないこと並びに当該地域への運行を自粛することについて協力を要請する。 県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する。

物質	区分	措 置		
		一 般	緊 急 時 協 力 工 場	自 動 車 等
浮遊粒子状物質	情報	<ul style="list-style-type: none"> ばい煙を排出する者に対し、不要不急の燃焼の自粛、燃焼方法の改善等によるばい煙排出量の減少について協力を要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の燃焼を自粛するとともに注意報等の発令に備えて、注意報等の措置を行える体制をとることを要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の自動車を使用しないこと並びに当該地域への運行を自粛することについて協力を要請する。
	注意報	〃	<ul style="list-style-type: none"> 燃料使用量等を通常使用量の20%以上削減（これに準ずる措置を含む）するよう勧告する。 	
	重大警報	〃	<ul style="list-style-type: none"> 燃料使用量等を通常使用量の40%以上削減（これに準ずる措置を含む）するよう命令する。 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の自動車を使用しないこと並びに当該地域への運行を自粛することについて協力を要請する。 県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する。
二酸化窒素	情報	<ul style="list-style-type: none"> ばい煙を排出する者に対し、不要不急の燃焼の自粛、燃焼方法の改善等によるばい煙排出量の減少について協力を要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の燃焼を自粛するとともに注意報等の発令に備えて、注意報等の措置を行える体制をとることを要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の自動車を使用しないこと並びに当該地域への運行を自粛することについて協力を要請する。
	注意報	〃	<ul style="list-style-type: none"> 燃料使用量等を通常使用量の20%以上削減（これに準ずる措置を含む）するよう勧告する。 	
	重大警報	〃	<ul style="list-style-type: none"> 燃料使用量等を通常使用量の40%以上削減（これに準ずる措置を含む）するよう命令する。 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の自動車を使用しないこと並びに当該地域への運行を自粛することについて協力を要請する。 県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する。

表2 18 燃料使用量の年度別推移

(単位：千㏓)

		11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
A	重油	271 (100)	289 (107)	272 (100)	268 (99)	279 (103)
C	重油	409 (100)	349 (85)	349 (85)	349 (85)	349 (85)
	原油	411 (100)	309 (75)	179 (44)	197 (48)	326 (79)
	石炭等	971 (100)	718 (74)	860 (89)	802 (83)	1,102 (113)
小	計	2,462 (100)	1,932 (78)	1,889 (77)	1,848 (75)	2,324 (94)
	灯油	369 (100)	360 (98)	347 (94)	365 (99)	332 (90)
	軽油	401 (100)	346 (86)	344 (86)	344 (86)	322 (80)
	ガソリン	524 (100)	517 (99)	527 (101)	541 (103)	540 (103)
合	計	3,756 (100)	3,155 (84)	3,107 (83)	3,098 (82)	3,518 (94)

注1 この表は、石油連盟及び県内事業所の資料を基に集計したものである。

注2 ()は、11年度を100とした指数である。

注3 石炭等は、石炭及びコークス、オイルコークスの使用量をそれぞれ重油相当に換算し、これらを合計した量である。

表2 19 県内の自動車保有台数の年度別推移

(単位：台)

用途、種類		年度				
		11	12	13	14	15
貨物用	普通車	31,139	30,942	30,121	29,294	29,229
	小型車	60,938	59,009	56,893	54,521	52,616
	被けん引車	969	953	872	844	836
	軽自動車	113,119	109,414	106,341	103,967	102,147
乗合用	普通車	919	892	831	841	850
	小型車	1,561	1,537	1,511	1,469	1,467
乗用	普通車	111,088	120,441	128,077	133,009	138,568
	小型車	334,168	330,174	325,782	323,178	318,425
	軽自動車	137,735	148,695	158,697	167,846	176,417
	特殊用途車	19,195	19,616	19,742	19,672	19,647
	二輪車	18,415	18,399	18,764	18,910	19,050
	総数	829,246	840,072	847,631	853,551	859,252

注 北陸信越運輸局富山運輸支局調べによるもので、それぞれ年度末現在の台数である。

図2 1 悪臭苦情の発生源別推移

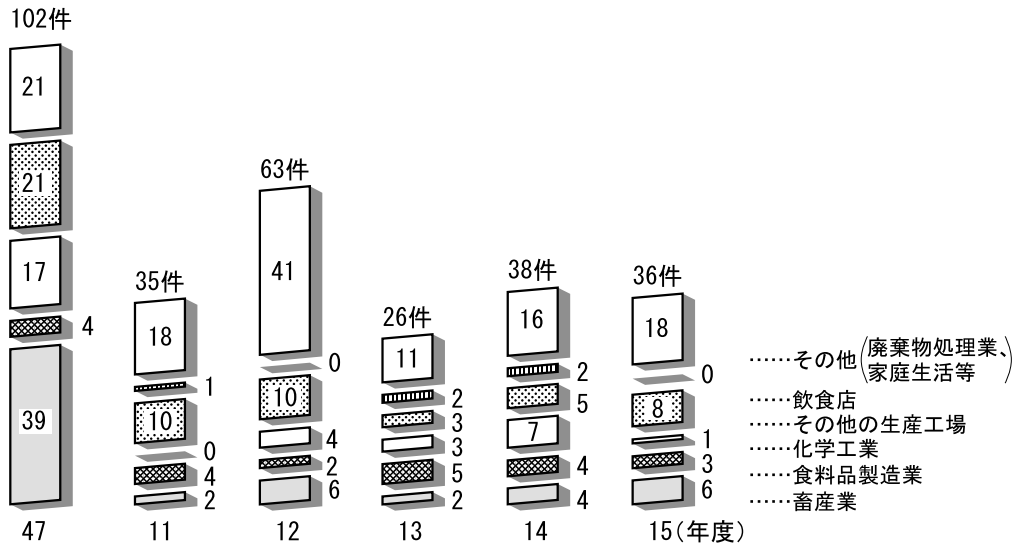


表2 20 公害防止条例に基づく悪臭の届出工場・事業場の概要

(16年3月31日現在)

市 町 村	工場・事業場数	市 町 村	工場・事業場数	市 町 村	工場・事業場数
富山市	110	上市町	35	大島町	0
高岡市	31	立山町	82	城端町	22
新湊市	2	宇奈月町	2	平村	1
魚津市	29	入善町	24	上平村	0
氷見市	35	朝日町	5	利賀村	1
滑川市	18	八尾町	20	庄川町	0
黒部市	102	婦中町	12	井波町	5
砺波市	33	山田村	0	井口村	6
小矢部市	65	細入村	1	福野町	26
大沢野町	35	小杉町	4	福光町	15
大山町	6	大門町	0	福岡町	8
舟橋村	3	下村	0	計	738

表2 21 悪臭実態調査結果（15年度）

業 種		飼料・有機質肥料製造業		廃 棄 物 処 理 業		化学工業
工場・事業場数		1		1		1
測 定 場 所		敷地境界	周辺環境	敷地境界	周辺環境	排水口
特 定 悪 臭 物 質	ア ン モ ニ ア	N D	N D	N D	N D	
	メ チ ル メ ル カ プ タ ン	N D	N D	N D	N D	N D
	硫 化 水 素	N D	N D	N D	N D	N D
	硫 化 メ チ ル	N D	N D	N D	N D	N D
	二 硫 化 メ チ ル	N D	N D	N D	N D	N D
	ト リ メ チ ル ア ミ ン	N D	N D	N D	N D	
	プ ロ ピ オ ン 酸	N D ~ 0 .0005	N D ~ 0 .0017	N D ~ 0 .0006	N D ~ 0 .0006	
	ノ ル マ ル 酪 酸	N D ~ 0 .0003	N D	N D ~ 0 .0003	N D ~ 0 .0003	
	ノ ル マ ル 吉 草 酸	N D	N D	N D	N D	
	イ ソ 吉 草 酸	N D	N D	N D	N D	
単 位		ppm				mg/ℓ

注1 N Dとは、定量限界（アンモニア0.1ppm、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン0.001ppm、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸0.0002ppm）未満をいう。

2 排水口のN Dとは、定量限界（メチルメルカプタン0.002ppm、硫化水素0.001ppm、硫化メチル0.005ppm、二硫化メチル0.01ppm）未満をいう。

表2 22 畜産環境保全実態調査結果

（15年7月1日現在）

区分 畜種	調査戸数	主 な 処 理 施 設						
		天日乾燥	火力乾燥	堆積発酵	強制発酵	焼却処理	浄化処理	その他
乳 用 牛	79	-	-	81	7	2	-	6
肉 用 牛	69	1	-	56	3	7	-	-
豚	35	-	-	40	6	-	21	-
鶏	36	6	5	60	25	4	-	-
計	219	7	5	237	41	13	21	6

表2 23 畜産農家の巡回指導等の実施状況（15年度）

（単位：件）

区 分	乳用牛	肉用牛	豚	鶏	計
巡 回 指 導（延）	120	79	72	81	322
水 質 検 査（延）	-	-	31	8	39
悪 臭 調 査（延）	-	1	2	1	4

表2 24 各種助成制度に基づく家畜ふん尿処理施設設置実績（15年度）

区 分	事 業 名	件 数	事業費（千円）
補 助 事 業	畜産基盤再編総合整備事業	6	66,387
補助付きリース事業	畜産環境整備リース事業	1	47,855

表2 25 公共用水域の水域別測定地点数（15年度）

区分	水 域 名	水域数	測 定 地 点 数			
			富 山 県	富 山 市	国土交通省	計
河 川	阿尾川、余川、上庄川、仏生寺川	4	5 (5)			5 (5)
	小矢部川	1	9 (5)		6 (3)	15 (8)
	庄川	1	2 (1)		3 (2)	5 (3)
	内川、下条川、新堀川（主幹排水路を含む。）	3	8 (4)			8 (4)
	神通川（運河を含む。）	1	4 (2)	12 (4)	8 (5)	24 (11)
	常願寺川	1			3 (2)	3 (2)
	白岩川	1	5 (3)	2 (1)		7 (4)
	上市川、中川、早月川、角川、鴨川、片貝川	6	10 (8)			10 (8)
	黒部川	1			3 (1)	3 (1)
	黒瀬川、高橋川、吉田川、入川、小川、木流川、笹川、境川	8	10 (10)			10 (10)
小 計	27	53 (38)	14 (5)	23 (13)	90 (56)	
湖 沼	境川ダム貯水池（桂湖）	1	2 (1)			2 (1)
	有峰ダム貯水池（有峰湖）	1	2 (1)			2 (1)
	黒部ダム貯水池（黒部湖）	1	2 (1)			2 (1)
	小 計	3	6 (3)			6 (3)
海 域	富山新港	1	6 (3)			6 (3)
	富山湾	1	22 (22)			22 (22)
	小 計	2	28 (25)			28 (25)
合 計	32	87 (66)	14 (5)	23 (13)	124 (84)	

注 （ ）内は環境基準点数である。

表2 26 地下水の水質測定地点数（15年度）

(1) 定期モニタリング調査（環境監視調査）

市 町 村	地 点 数	測 定 機 関	市 町 村	地 点 数	測 定 機 関
富 山 市	13	富 山 市	朝 日 町	2	富 山 県
高 岡 市	9	富 山 県	八 尾 町	1	富 山 県
新 湊 市	2	富 山 県	婦 中 町	2	富 山 県
魚 津 市	3	富 山 県	大 門 町	1	富 山 県
氷 見 市	3	富 山 県	下 村	1	富 山 県
滑 川 市	3	富 山 県	大 島 町	1	富 山 県
黒 部 市	5	富 山 県	城 端 町	1	富 山 県
砺 波 市	3	富 山 県	井 波 町	1	富 山 県
小 矢 部 市	6	富 山 県	福 野 町	2	富 山 県
大 沢 野 町	2	富 山 県	福 光 町	3	富 山 県
上 市 町	2	富 山 県	福 岡 町	1	富 山 県
立 山 町	4	富 山 県	合 計	76	
入 善 町	5	富 山 県			

(2) 定期モニタリング調査（汚染井戸調査）

市 町 村	地 点 数	測 定 機 関	市 町 村	地 点 数	測 定 機 関
高 岡 市	5	富 山 県	下 村	2	富 山 県
新 湊 市	3	富 山 県	井 波 町	3	富 山 県
魚 津 市	3	富 山 県	福 野 町	2	富 山 県
小 矢 部 市	9	富 山 県	福 光 町	2	富 山 県
八 尾 町	3	富 山 県	合 計	39	
小 杉 町	7	富 山 県			

表2 27 水質常時監視所の概要

測 定 地 点		測 定 項 目	設 置 年 度	管 理 者
小 矢 部 川	城 光 寺 橋	水温、pH、DO、導電率、濁度、COD	46年度 (元年度更新)	県
	国 条 橋	水温、pH、DO、導電率、濁度、 有害物質、TOC、TN	51年度 (14年度更新)	国土交通省
庄 川	高 岡 大 橋	水温、pH、DO、導電率、濁度、 有害物質	12年度	国土交通省
神 通 川	萩 浦 橋	水温、pH、DO、濁度、塩素、シアン	48年度 (11年度更新)	国土交通省
常 願 寺 川	常 願 寺 橋	水温、pH、DO、導電率、濁度、 有害物質	12年度	国土交通省
黒 部 川	愛 本 橋	水温、pH、DO、導電率、濁度、 有害物質	12年度	国土交通省

表2 28 河川の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果（15年度）

水域名	調査地点	水域類型	pH	DO (mg/l)	SS (mg/l)	BOD (mg/l)	適否
阿尾川	阿尾橋	A	7.4	11	10	1.1	
余川	間島橋	A	7.4	10	10	1.0	
上庄川	北の橋	B	7.3	9.8	12	1.6	
仏生寺川	八幡橋	C	7.4	9.1	11	2.1	
湊川	中の橋	C	7.5	8.6	16	2.7	
小矢部川	河口	D	7.0	8.9	6	2.6	
	城光寺橋	C	7.2	9.2	6	1.6	
	国条橋	A	7.3	10	6	1.2	
	太美橋	AA	7.6	11	9	0.7	
千保川	地子木橋	D	7.3	9.5	4	2.0	
祖父川	新祖父川橋	B	7.3	11	5	0.9	
山田川	福野橋	A	7.7	11	14	0.9	
	二ヶ淵えん堤	AA	7.7	10	4	0.5	
庄川	大門大橋	A	7.6	11	3	0.5	
	雄神橋	AA	7.8	11	5	<0.5	
和田川	末端	A	7.4	11	7	0.6	
内川	山王橋	C	7.2	8.3	6	1.8	
	西橋	C	7.3	8.9	7	1.6	
下条川	稲積橋	B	7.0	8.9	11	1.6	
新堀川	白石橋	B	7.0	8.8	9	1.6	
神通川	萩浦橋	C	7.4	10	7	1.5	
	神通大境橋	A	7.6	11	6	1.3	
宮川	新国橋	A	7.3	10	4	0.7	
高原川	新猪谷橋	A	7.5	11	2	0.6	
いたち川	四ツ屋橋	C	7.4	11	4	1.0	
松川	桜橋	B	7.4	10	4	1.1	
井田川	高田橋	B	7.6	11	8	1.8	
	落合橋	A	7.7	11	8	1.0	
熊野川	八幡橋	A	7.6	11	7	1.2	
富岩運河	千原崎地内水路橋	E	7.0	8.9	3	1.2	
岩瀬運河	岩瀬橋	E	7.1	7.8	4	2.5	
常願寺川	今川橋	A	7.6	11	9	0.7	
	常願寺橋	AA	7.6	11	6	0.5	
白岩川	東西橋	B	7.4	9.7	5	1.2	
	泉正橋	A	7.6	10	4	1.2	
栃津川	流観橋	C	7.6	10	6	2.7	
	寺田橋	A	7.7	10	5	0.7	
上市川	魚躬橋	A	7.2	10	3	0.9	
中川	落合橋	B	7.2	9.8	3	1.5	
早月川	早月橋	AA	7.4	11	3	<0.5	
角川	角川橋	A	7.4	11	4	0.9	
鴨川	港橋	B	7.5	11	4	1.3	
片貝川	末端	A	7.5	10	3	0.7	
	落合橋	AA	7.6	11	6	0.9	
布施川	落合橋	A	7.7	10	12	0.8	
黒瀬川	石田橋	A	7.3	10	13	1.4	
高橋川	堀切橋	B	7.4	11	14	0.9	
吉田川	吉田橋	B	7.5	10	11	1.0	
黒部川	下黒部橋	AA	7.6	11	6	0.7	
入川	末端	A	7.7	11	20	0.8	
小川	赤川橋	A	7.5	11	16	0.5	
	上朝日橋	AA	7.4	11	7	<0.5	
舟川	舟川橋	A	7.3	11	12	0.8	
木流川	末端	B	7.5	11	14	1.1	
笹川	笹川橋	A	7.7	10	14	0.6	
境川	境橋	A	7.4	10	11	<0.5	

- 注1 測定値は、年平均値である。（ただし、BODの測定値は、75%水質値である。）
 2 「75%水質値」とは、全データをその値の小さいものから順に並べ、0.75×n番目（nはデータ数）の値であり、適否は、全データのうち75%以上のデータが環境基準を満足しているものを適（印）とした。
 3 「水域類型」のAA、A、B、C、D及びEは、「水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）」に示された「河川」の類型をいう。

表2 29 河川末端における水質（BOD）の年度別推移

（単位：mg / l°）

水 域 名	水 域 類 型		11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	
		基準値						
主 要 5 河 川	小 矢 部 川	D	8	3.7	3.6	2.9	2.5	2.6
	神 通 川	C	5	2.9	2.1	2.2	1.2	1.5
	庄 川	A	2	1.6	1.0	0.7	0.6	0.5
	常 願 寺 川	A	2	1.0	0.9	0.9	0.9	0.7
	黒 部 川	A A	1	0.8	0.9	0.7	0.6	0.7
中 小 22 河 川 そ の 他 の 河 川	上 庄 川	B	3	1.5	2.3	2.7	1.8	1.6
	仏生寺川(湊川)	C	5	2.3	3.8	2.7	2.4	2.7
	内 川	C	5	1.3	2.3	1.2	2.0	1.6
	下 条 川	B	3	1.2	1.6	2.2	1.4	1.6
	中 川	B	3	2.1	2.7	2.0	1.9	1.5
	角 川	A	2	1.4	1.5	1.0	1.2	0.9
	鴨 川	B	3	2.0	2.4	1.8	1.4	1.3
	黒 瀬 川	A	2	1.3	1.6	1.3	1.1	1.4
	高 橋 川	B	3	1.1	1.2	0.9	0.9	0.9
	木 流 川	B	3	1.4	1.6	1.3	1.5	1.1
	阿 尾 川	A	2	1.0	1.5	1.2	1.1	1.1
	余 川 川	A	2	1.4	1.6	1.5	1.2	1.0
	新 堀 川	B	3	1.5	1.9	1.9	1.5	1.6
	白 岩 川	B	3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2
	上 市 川	A	2	0.7	0.9	0.6	0.7	0.9
	早 月 川	A A	1	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	片貝川(布施川)	A	2	0.8	1.2	0.9	0.8	0.8
	吉 田 川	B	3	1.3	1.1	1.4	1.0	1.0
	入 川	A	2	0.8	0.6	0.9	0.8	0.8
	小 川	A	2	0.6	0.7	0.6	0.7	0.5
	笹 川	A	2	0.5	0.8	<0.5	0.5	0.6
	境 川	A	2	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5

表2 30 湖沼の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果（15年度）

水域名	調査地点	水域類型	pH	DO (mg / l°)	SS (mg / l°)	COD (mg / l°)	全りん (mg / l°)	
							適否	適否
桂湖	えん堤付近	A	7.0	8.6	3	1.6	0.004	
有峰湖	えん堤付近	A	6.9	9.6	1	1.9	0.004	
黒部湖	えん堤付近	A	6.6	9.5	5	1.4	0.008	

- 注1 測定値は、年平均値である。（ただし、CODの測定値は、75%水質値である。）
 2 「75%水質値」とは、全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n はデータ数）の値であり、適否は、全データのうち75%以上のデータが環境基準を満足しているものを適（印）とした。
 3 「水域類型」のA及び は、「水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）」に示された「湖沼」の類型をいう。

表2 31 湖沼における水質（COD、全りん）の年度別推移

（単位：mg / l°）

水域名	項目	水域類型		11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
			基準値					
桂湖	COD	A	3	-	-	1.4	1.5	1.6
	全りん		0.01	-	-	0.003	0.003	0.004
有峰湖	COD	A	3	1.9	1.7	1.9	2.0	1.9
	全りん		0.01	0.006	0.004	0.004	0.004	0.004
黒部湖	COD	A	3	1.4	1.1	1.1	1.3	1.4
	全りん		0.01	0.010	0.006	0.004	0.008	0.008

注 測定値は、年平均値である。（ただし、CODの測定値は75%水質値である。）

表2 32 海域の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果（15年度）

水 域 名		調 査 地 点	水域類型	p H	DO (mg / l ^o)	COD (mg / l ^o)	適否
富 山 湾	小 矢 部 川 河 口 海 域	小矢部川河口海域 2	B	8.4	8.2	2.0	
		小矢部川河口海域 3	B	8.3	8.1	2.1	
		小矢部川河口海域 5	A	8.3	8.2	1.8	
		小矢部川河口海域 6	A	8.3	8.2	2.0	
	神 通 川 河 口 海 域	神通川河口海域 1	B	8.4	8.6	2.5	
		神通川河口海域 2	B	8.4	8.6	2.3	
		神通川河口海域 3	B	8.4	8.6	2.4	
		神通川河口海域 4	A	8.4	8.7	2.3	×
		神通川河口海域 5	A	8.4	8.7	2.2	×
		神通川河口海域 6	A	8.4	8.6	2.0	
	そ の 他 富 山 湾 海 域	小矢部川河口海域 7	A	8.4	8.4	2.2	×
		神通川河口海域 7	A	8.4	8.6	2.0	
		その他地先海域 1	A	8.2	8.0	1.3	
		その他地先海域 2	A	8.3	7.8	1.5	
		その他地先海域 3	A	8.3	8.1	2.0	
		その他地先海域 4	A	8.2	8.4	1.5	
		その他地先海域 5	A	8.3	8.2	1.6	
		その他地先海域 6	A	8.3	8.3	1.8	
		その他地先海域 7	A	8.4	8.3	1.7	
その他地先海域 8		A	8.4	8.1	1.2		
その他地先海域 9	A	8.3	8.1	1.3			
その他地先海域 10	A	8.3	8.0	1.5			
富 山 新 港 海 域	富山新港 1	B	8.2	8.4	2.9		
第一貯木場	姫野橋	C	7.9	8.3	3.9		
中野整理場	中央	C	7.5	7.0	4.0		

注1 測定値は、年平均値である。（ただし、CODの測定値は、75%水質値である。）

2 「75%水質値」とは、全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n はデータ数）の値であり、適否は、全データのうち75%以上のデータが環境基準を満足しているものを適（印）とした。

3 「水域類型」のA、B及びCは、「水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）」に示された「海域」の類型をいう。

表2 33 海域における水質（COD）の年度別推移

（単位：mg / l°）

水 域	水 域 類 型		11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	
		基準値						
富山湾沿岸海域 （下記を除く富山湾全域）		A	2	2.5	2.0	2.4	2.0	1.6
小矢部川	河口から1,200mの範囲内	B	3	3.1	2.2	2.5	1.8	2.1
河口海域	河口から2,200mの範囲内（上記を除く）	A	2	3.1	2.2	2.5	1.9	1.9
神通川	河口から1,800mの範囲内	B	3	2.3	2.3	2.3	2.0	2.4
河口海域	河口から2,400mの範囲内（上記を除く）	A	2	2.5	2.2	2.6	1.9	2.2
富山新港	第1貯木場及び中野整理場	C	8	4.7	4.4	4.2	4.2	4.0
海 域	富山新港港内（上記を除く）	B	3	2.5	3.1	3.2	2.6	2.9

注 各調査地点の75%水質値を各水域毎に平均した値である。

表2 34 地下水の定期モニタリング（環境監視）調査結果（15年度）

（単位：mg / l°）

調査項目	調査地点数	検出地点	測定結果	環境基準超過地点数	環境基準値	定量限界
カドミウム	76	0	ND	0	0.01	0.001
全シアン	76	0	ND	0	検出されないこと	0.1
鉛	76	0	ND	0	0.01	0.005
六価クロム	76	0	ND	0	0.05	0.04
ヒ素	76	1	ND ~ 0.007	0	0.01	0.005
総水銀	76	0	ND	0	0.0005	0.0005
ジクロロメタン	76	0	ND	0	0.02	0.002
四塩化炭素	76	0	ND	0	0.002	0.0002
1,2 ジクロロエタン	76	0	ND	0	0.004	0.0004
1,1 ジクロロエチレン	76	0	ND	0	0.02	0.002
シス 1,2 ジクロロエチレン	76	0	ND	0	0.04	0.004
1,1,1 トリクロロエタン	76	0	ND	0	1	0.0005
1,1,2 トリクロロエタン	76	0	ND	0	0.006	0.0006
トリクロロエチレン	76	0	ND	0	0.03	0.002
テトラクロロエチレン	76	0	ND	0	0.01	0.0005
1,3 ジクロロプロペン	76	0	ND	0	0.002	0.0002
チウラム	76	0	ND	0	0.006	0.0006
シマジン	76	0	ND	0	0.003	0.0003
チオベンカルブ	76	0	ND	0	0.02	0.002
ベンゼン	76	0	ND	0	0.01	0.001
セレン	76	0	ND	0	0.01	0.002
ほう素	76	0	ND	0	1	0.05
ふっ素	76	22	ND ~ 0.32	0	0.8	0.08
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	76	70	ND ~ 3.0	0	10	0.06

注 NDとは定量限界未満をいう。

表2 35 地下水の定期モニタリング（汚染井戸）調査結果（15年度）

（単位：mg / l°）

調査項目	調査地域	調査地点数	検出地点数	測定結果	環境基準超過地点数	環境基準値	定量限界
ひ素	新湊市堀江千石	2	1	ND ~ 0.032	1	0.01	0.005
	小矢部市埴生	2	1	ND ~ 0.029	1		
	小矢部市五郎丸	2	1	ND ~ 0.008	0		
	小矢部市棚田	2	1	ND ~ 0.005	0		
	小杉町三ヶ	2	0	ND	0		
	小杉町白石	2	1	ND ~ 0.009	0		
	小杉町黒河	2	1	ND ~ 0.019	1		
	下村加茂	2	1	ND ~ 0.013	1		
	福野町三清	2	1	ND ~ 0.021	1		
	福光町館	2	1	ND ~ 0.010	0		
トリクロロエチレン	小矢部市埴生	3	2	ND ~ 0.028	0	0.03	0.002
	八尾町福島	3	1	ND ~ 0.008	0		
テトラクロロエチレン	高岡市戸出	3	2	ND ~ 0.0073	0	0.01	0.0005
	魚津市三ヶ	3	1	ND ~ 0.0009	0		
	小矢部市埴生	3	2	ND ~ 0.029	1		
	井波町本町	3	1	ND ~ 0.14	1		
総水銀	小杉町黒河	2	0	ND	0	0.0005	0.0005
ほう素	高岡市長慶寺	2	2	0.25 ~ 1.3	1	1.0	0.05

注1 NDとは定量限界未満をいう。
 2 測定結果は年平均値である。

表2 36 汚染井戸における水質の年度別推移

(単位: mg / 1°)

調査項目	調査地域	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
ひ素 [0.01]	新湊市堀江千石	ND ~ 0.039 (0.039)	ND ~ 0.023 (0.023)	ND ~ 0.036 (0.036)	ND ~ 0.035 (0.035)	ND ~ 0.032 (0.032)
	小矢部市埴生	ND ~ 0.012 (0.012)	ND ~ 0.010 (0.010)	ND ~ 0.019 (0.019)	ND ~ 0.024 (0.024)	ND ~ 0.029 (0.029)
	小矢部市五郎丸	ND ~ 0.008 (0.008)	ND ~ 0.007 (0.007)	ND ~ 0.008 (0.008)	ND ~ 0.007 (0.007)	ND ~ 0.008 (0.008)
	小矢部市棚田	ND ~ 0.006 (0.006)	ND	ND ~ 0.005 (0.005)	ND	ND ~ 0.005 (0.005)
	小杉町三ヶ	ND ~ 0.010 (0.010)	ND ~ 0.008 (0.008)	ND ~ 0.006 (0.006)	ND	ND
	小杉町白石	ND ~ 0.008 (0.008)	ND ~ 0.007 (0.007)	ND ~ 0.008 (0.008)	ND ~ 0.006 (0.006)	ND ~ 0.009 (0.009)
	小杉町黒河	ND ~ 0.023 (0.023)	ND	ND ~ 0.006 (0.006)	ND ~ 0.007 (0.007)	ND ~ 0.019 (0.019)
	下村加茂	ND ~ 0.014 (0.014)	ND ~ 0.009 (0.009)	ND ~ 0.014 (0.014)	ND ~ 0.012 (0.012)	ND ~ 0.013 (0.013)
	福野町三清	ND ~ 0.010 (0.010)	ND ~ 0.016 (0.016)	ND ~ 0.024 (0.024)	ND ~ 0.019 (0.019)	ND ~ 0.021 (0.021)
	福光町館	ND ~ 0.020 (0.020)	ND ~ 0.008 (0.008)	ND ~ 0.008 (0.008)	ND ~ 0.008 (0.008)	ND ~ 0.010 (0.010)
トリクロロエチレン [0.03]	小矢部市埴生	ND ~ 0.025 (0.019)	ND ~ 0.034 (0.026)	ND ~ 0.056 (0.045)	ND ~ 0.040 (0.021)	ND ~ 0.028 (0.028)
	八尾町福島	ND ~ 0.019 (0.016)	ND ~ 0.015 (0.013)	ND ~ 0.011 (0.009)	ND ~ 0.014 (0.012)	ND ~ 0.010 (0.008)
テトラクロロエチレン [0.01]	高岡市戸出	ND ~ 0.043 (0.029)	ND ~ 0.095 (0.053)	ND ~ 0.033 (0.020)	ND ~ 0.0067 (0.0058)	ND ~ 0.011 (0.0073)
	魚津市三ヶ	ND ~ 0.0015 (0.0012)	ND ~ 0.0012 (0.0009)	ND ~ 0.0008 (0.0008)	ND ~ 0.0015 (0.0013)	ND ~ 0.0009 (0.0009)
	小矢部市埴生	ND ~ 0.0088 (0.0084)	ND ~ 0.018 (0.016)	ND ~ 0.10 (0.078)	ND ~ 0.049 (0.044)	ND ~ 0.030 (0.029)
	井波町本町	ND ~ 0.46 (0.27)	ND ~ 0.25 (0.14)	ND ~ 0.12 (0.10)	ND ~ 0.10 (0.068)	ND ~ 0.22 (0.14)
総水銀 [0.0005]	小杉町黒河	-	-	ND ~ 0.0009 (0.0007)	ND	ND
ほう素 [1.0]	高岡市長慶寺	-	-	-	0.40 ~ 2.5 (2.5)	0.25 ~ 1.3 (1.3)

注1 調査項目の[]内は、環境基準値を表す。

2 NDとは、定量限界(ひ素0.005mg / 1°、トリクロロエチレン0.002mg / 1°、テトラクロロエチレン0.0005mg / 1°及び総水銀0.0005mg / 1°)未満をいう。

3 測定結果の上段は、最小値~最大値を表す。下段の()内は最高濃度検出地点における年平均値である。

表2 37 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

(16年3月31日現在)

業種 市郡名	農	非	食	飲料・たばこ・飼料製造業	木材・木製品製造業	化学工業	窯業・土石製品製造業	非鉄金属製造業	金属製品製造業	電気機械器具製造業	水道	飲食料品小売業	その他の小売業	洗濯・理容・浴場業	その他の生活関連サービス業	旅館、その他の宿泊所	娯楽業	廃棄物処理業	教育	学術研究機関	その他	計
	業	金属鉱業	品製造業																			
富山市	22	19	39	10	4	29	25	2	10	3	23	53	57	120	2	52	5	4	10	6	102	597
高岡市	15	6	44	4	13	9	15	11	46	1	7	5	62	43	7	55	1	2	2	2	47	397
新湊市	0	0	27	0	10	3	4	5	12	0	5	2	2	18	0	4	0	1	0	0	13	106
魚津市	8	4	62	1	1	3	1	0	0	1	6	1	6	23	4	24	3	3	3	0	15	169
氷見市	41	1	64	2	2	0	7	0	7	1	5	1	7	16	4	99	2	1	1	0	16	277
滑川市	13	2	31	5	2	6	4	1	4	4	4	2	7	9	0	4	0	1	3	1	5	108
黒部市	33	4	29	3	1	0	7	2	4	0	5	1	8	9	4	14	0	0	2	0	9	135
砺波市	35	4	27	4	0	0	14	2	6	2	4	2	13	10	2	9	2	2	4	1	19	162
小矢部市	12	11	36	1	0	0	8	0	4	0	4	1	18	15	4	14	2	1	3	0	21	155
上新川郡	6	2	8	2	0	1	7	0	1	1	4	0	5	10	0	66	2	2	3	0	8	128
中新川郡	39	11	28	1	0	6	16	0	3	4	4	1	3	12	3	48	2	3	2	1	21	208
下新川郡	30	2	35	3	2	0	5	0	3	3	9	0	6	20	4	77	2	3	1	1	15	221
婦負郡	18	3	26	4	1	9	15	0	5	5	5	0	6	18	4	27	2	3	0	1	29	181
射水郡	9	2	20	1	0	3	8	0	7	0	11	2	27	15	4	8	2	0	2	1	24	146
東砺波郡	35	4	30	3	3	2	14	0	4	3	10	0	12	14	1	110	1	2	3	1	19	271
西砺波郡	10	1	27	2	1	1	2	0	6	1	7	1	11	11	1	22	2	3	3	0	9	121
合計	326	76	533	46	40	72	152	23	122	29	113	72	250	363	44	633	28	31	42	15	372	3,382

表2 38 水質関係立入調査状況(15年度)

業種 区分	食	飲料・たばこ・飼料製造業	織	パルプ・紙・紙加工品製造業	化学工業	窯業・土石製品製造業	鉄	非鉄金属製造業	金属製品製造業	一般機械器具製造業	電気機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	水道	洗濯・理容・浴場業	旅館、その他の宿泊所	娯楽業	廃棄物処理業	その他	計
	料品製造業		維工業				鋼業												
立入調査件数	28	8	10	11	32	7	10	5	39	5	18	5	32	7	24	35	37	31	344
排水に係る指導件数	1	0	1	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5

表2 39 公共用水域の主要測定地点における全窒素・全りんの水質測定結果（15年度）
（単位：mg / l°）

水 域 名	調 査 地 点 名	全 窒 素	全 り ん	
阿 尾 川	阿 尾 橋	0.64	0.053	
余 川	間 島 橋	0.59	0.059	
上 庄 川	北 の 橋	0.90	0.082	
仏 生 寺 川	八 幡 橋	4.1	0.27	
	湊 川	1.2	0.17	
小 矢 部 川	河 口	1.4	0.10	
	城 光 寺 橋	1.4	0.096	
	国 条 橋	0.73	0.054	
	太 美 橋	0.42	0.020	
	千 保 川	地 子 木 橋	0.77	0.14
	祖 父 川	新 祖 父 川 橋	0.84	0.046
	山 田 川	福 野 橋	0.53	0.040
		二ヶ淵えん堤	0.39	0.014
庄 川	大 門 大 橋	0.25	0.009	
	雄 神 橋	0.32	0.009	
	和 田 川	末 端	0.37	0.023
内 川	山 王 橋	2.8	0.092	
	西 橋	0.63	0.077	
下 条 川	稻 積 橋	1.3	0.11	
新 堀 川	白 石 橋	1.8	0.15	
西 部 主 幹 排 水 路	西 部 排 水 機 場	1.3	0.12	
東 部 主 幹 排 水 路	東 部 排 水 機 場	1.1	0.11	
神 通 川	菘 浦 橋	1.6	0.029	
	神 通 大 橋	1.2	0.032	
	宮 川	新 国 境 橋	0.53	0.023
	高 原 川	新 猪 谷 橋	0.41	0.006
	い た ち 川	四 ツ 屋 橋	1.6	0.055
	松 川	桜 橋	1.7	0.057
	井 田 川	高 田 橋	2.6	0.049
		落 合 橋	0.67	0.040
	熊 野 川	八 幡 橋	0.90	0.044
	富 岩 運 河	千 原 崎 地 内 水 路 橋	2.5	0.071
岩 瀬 運 河	岩 瀬 橋	3.8	0.048	
常 願 寺 川	今 川 橋	0.45	0.028	
	常 願 寺 橋	0.29	0.032	
白 岩 川	東 西 橋	1.6	0.063	
	泉 正 橋	0.76	0.078	
	栃 津 川	流 観 橋	0.66	0.028
		寺 田 橋	0.56	0.021
上 市 川	魚 躬 橋	0.63	0.022	
中 川	落 合 橋	0.97	0.091	
早 月 川	早 月 橋	0.41	0.006	

角	川	角	川	橋	0.70	0.033				
鴨	川	港		橋	0.78	0.070				
片	貝	川	落	合	橋	1.1	0.053			
	布	施	川	落	合	橋	0.69	0.049		
黒	瀬	川	石	田	橋	0.71	0.096			
高	橋	川	堀	切	橋	0.35	0.050			
吉	田	川	吉	田	橋	0.73	0.065			
黒	部	川	下	黒	部	橋	0.25	0.015		
入		川	未		端	0.29	0.050			
小		川	赤	川	橋	0.32	0.024			
			上	朝	日	橋	0.34	0.014		
	舟	川	舟	川	橋	0.31	0.033			
木	流	川	未		端	0.60	0.065			
笹		川	笹	川	橋	0.47	0.037			
境		川	境		橋	0.55	0.011			
富	山	新	港	富	山	新	港	1	0.41	0.042
富山湾	小矢部川河口海域	小矢部川河口海域	2	0.24	0.023					
		小矢部川河口海域	3	0.30	0.025					
		小矢部川河口海域	5	0.18	0.012					
		小矢部川河口海域	6	0.20	0.017					
	神通川河口海域	神通川河口海域	1	0.22	0.011					
		神通川河口海域	2	0.25	0.015					
		神通川河口海域	3	0.27	0.017					
		神通川河口海域	4	0.21	0.013					
		神通川河口海域	5	0.23	0.012					
		神通川河口海域	6	0.25	0.010					
	その他富山湾海域	小矢部川河口海域	7	0.19	0.013					
		神通川河口海域	7	0.21	0.010					
		その他地先海域	1	0.13	0.008					
		その他地先海域	2	0.13	0.008					
		その他地先海域	3	0.15	0.010					
		その他地先海域	4	0.23	0.018					
		その他地先海域	5	0.22	0.012					
		その他地先海域	6	0.23	0.012					
		その他地先海域	7	0.20	0.011					
		その他地先海域	8	0.16	0.008					
その他地先海域	9	0.15	0.007							
その他地先海域	10	0.14	0.007							

注 測定値は、年平均値である。

表2 40 河川における要監視項目測定結果（15年度）

（単位：mg / 1°）

調査項目	調査地点数	検出地点	測定結果	指針値超過値点数	指針値	定量限界
イソキサチオン	52	0	ND	0	0.008	0.0008
ダイアジノン	52	0	ND	0	0.005	0.0005
フェニトロチオン	52	6	ND ~ 0.0022	0	0.003	0.0003
イソプロチオラン	52	0	ND	0	0.04	0.004
クロロタロニル	52	0	ND	0	0.05	0.004
プロピザミド	52	0	ND	0	0.008	0.0008
E P N	52	0	ND	0	0.006	0.0006
ジクロルボス	52	0	ND	0	0.008	0.001
フェノブカルブ	52	0	ND	0	0.03	0.002
イプロベンホス	52	0	ND	0	0.008	0.0008
クロロニトロフェン	52	0	ND	-	-	0.0005
フタル酸ジエチルヘキシル	52	0	ND	0	0.06	0.006
ニッケル	52	16	ND ~ 0.050	-	-	0.001
モリブデン	52	2	ND ~ 0.046	0	0.07	0.007
アンチモン	52	3	ND ~ 0.0005	-	-	0.0002

注 NDとは、定量限界未満をいう。

表2 41 湖沼水質調査結果（15年度）

(1) 調査対象湖沼

湖 沼 名	所 在 地	有効貯水量 (千 m ³)	湛水面積 (km ²)	主 な 利 水 目 的
室牧ダム貯水池	八尾町	13,500	0.71	発電、農業、治水
五位ダム貯水池	福岡町	8,100	0.57	農業、治水
子撫川ダム貯水池	小矢部市	6,000	0.70	水道、農業、治水

(2) 調査結果

湖 沼	調 査 回 数	測 定 項 目							
		透明度	pH	COD (mg/l ^o)	SS (mg/l ^o)	DO (mg/l ^o)	全窒素 (mg/l ^o)	全りん (mg/l ^o)	クロロフィルa (μg/l ^o)
室牧ダム貯水池	2回	1.7	7.9	2.5	4	10	0.70	0.028	26
五位ダム貯水池	2回	2.0	6.6	2.6	2	9.5	0.48	0.012	7.5
子撫川ダム貯水池	2回	2.4	7.4	3.4	3	8.7	0.47	0.012	4.9

表2 42 海水浴場水質調査結果（15年度）

海 水 浴 場	判 定	判 定 項 目				
		ふん便性 大腸菌群数 (個/100m ^l)	COD (mg/l ^o)	油 膜 の有無	透明度 (m)	病原性大腸 菌 O - 157
小 境(氷見市)	適、水質AA	2未満	1.9	なし	全透	不検出
島 尾(氷見市)	適、水質AA	2未満	2.0	なし	全透	不検出
雨晴・松太枝浜(高岡市)	適、水質AA	2未満	2.0	なし	全透	不検出
八重津浜(富山市)	適、水質AA	2未満	2.0	なし	全透	不検出
岩瀬浜(富山市)	適、水質A	11	2.0	なし	全透	不検出
浜黒崎(富山市)	適、水質A	8	1.9	なし	全透	不検出
石田浜(黒部市)	適、水質AA	2未満	2.0	なし	全透	不検出
宮崎・境海岸(朝日町)	適、水質A	2	2.0	なし	全透	不検出

表2 43 底質（重金属等）調査結果（15年度）

（単位：mg / kg）

区分	水域名	調査地点名	カドミウム	鉛	ひ素	総水銀	総クロム
河川	小 矢 部 川	城 光 寺 橋	0.1	15	3.7	0.05	23
		聖 人 橋	ND	8	3.1	0.03	16
		津 沢 大 橋	ND	5	3.1	0.01	27
		太 美 橋	ND	7	2.0	0.01	18
	地久子川	地 久 子 橋	0.2	19	7.1	0.05	52
		千 保 川	地 子 木 橋	0.7	22	4.5	0.06
	祖 父 川	新 祖 父 川 橋	0.2	18	5.2	0.05	29
	山 田 川	福 野 橋	ND	6	1.8	0.02	30
		二ヶ淵堰堤	ND	8	1.4	0.02	18
	庄 川	大 門 大 橋	ND	10	4.3	0.01	25
	神 通 川	成 子 橋	0.2	52	6.6	0.04	20
		高 原 川	新 猪 谷 橋	0.5	120	11	0.01
白 岩 川	東 西 橋	0.8	31	9.8	0.21	20	
運河	岩 瀬 運 河	岩 瀬 橋	3.6	220	13	8.1	250
	住 友 運 河	前 川 橋	1.1	87	14	1.3	380
	富 岩 運 河	千原崎地内水路橋	2.7	100	19	10	1,600
		下 新 橋	2.1	100	16	1.4	100
港湾	伏 木 港	港 口	0.1	18	5.3	0.16	110
		港 中 央	0.2	32	7.6	0.18	52
		港 奥	0.2	24	8.3	0.17	44
	富 山 港	港 口	0.5	48	12	0.46	40
		港 中 央	0.3	37	11	0.17	30
		港 奥	1.0	250	20	1.4	210
定 量 限 界 値			0.1	1	0.5	0.01	10

注 NDとは、定量限界未満をいう。

表2 44 河川底質（PCB）調査結果（15年度）

水 域 名	調 査 地 点 名	調 査 結 果 (mg / kg)
小 矢 部 川	城 光 寺 橋	ND
	千 保 川	地 子 木 橋
定 量 限 界 値		0.1

注 NDとは、定量限界未満をいう。

表2 45 工場周辺地下水調査結果（15年度）

調査対象	調査項目	調査地点数	測定結果	環境基準超過地点数	環境基準値 (mg / 1°)	定量限界 (mg / 1°)
1,2 ジクロロエタン 使用事業所	1,2 ジクロロエタン	15	ND	0	0.004	0.0004

注 NDとは、定量限界未満をいう。

表2 46 立山環境調査（河川等環境調査）結果（15年度）

区分	名称	pH	BOD (mg / 1°)	SS (mg / 1°)
称名滝上流	みくりが池	積雪のため採水できず		
	雷鳥沢	6.3	ND	ND
	紺谷川合流点下流	積雪のため採水できず		
	大谷上流	6.6	ND	2
	一の谷	7.5	ND	ND
	ハンノキ谷	6.4	ND	ND
称名滝下流	称名第二発電所上流	4.2	ND	ND
	称名川藤橋	6.1	ND	1
	真川末端	7.2	ND	1
	牛首谷川末端	7.1	0.5	27
	和田川末端	7.3	ND	1
	小口川末端	7.0	ND	ND
	常願寺川瓶岩橋	6.9	ND	4
定量限界値	-	0.5	1	

注 NDとは、定量限界未満をいう。

表2 47 水生生物調査結果（15年度）

調査河川	調査地点	水質階級	調査団体（参加延べ人数）
小 矢 部 川	土屋橋		福岡町地域活動推進員連絡会
	土屋橋上流	~	
	向田橋下流		
	三日市橋下流		
庄 川	中田橋上流		富山県立高岡高等学校
神 通 川	大沢野大橋上流		大沢野町立大沢野中学校
神 代 川	湖南小学校付近		氷見市立湖南小学校
万 尾 川	十二町小学校前		氷見市立十二町小学校
子 撫 川	竜宮口		富山県立石動高等学校
	二の滝		
計 6 河川	10地点		7 団体、179名

注 水質階級の判定と主な指標生物は以下のとおりである。
 （きれいな水） : ウズムシ類、カワゲラ類、ヒラタカゲロウ類
 （少し汚れた水） : ヒラタドロムシ類等
 （きたない水） : サホコカゲロウ、ヒル類等
 （大変きたない水） : セスジユスリカ、イトミミズ類等

表2 48 公共下水道及び特定環境保全公共下水道の概要

(15年3月31日現在)

都市名	着手 年度	供用 開始 年度	認 可 計画面積 (ha)	汚水管渠 整備面積 (ha)	処 理 面 積 (ha)	認 可 計画人口 (千人)	処 理 人 口 (千人)	備 考
富山市	S27	S37	7,775	6,314	6,314	311.8	273.9	公共、特環
高岡市	S24	S40	4,543	3,072	3,060	203.1	139.3	公共、特環
新湊市	S34	S49	892	677	677	35.1	32.2	公共、特環
魚津市	S60	H1	1,158	628	628	40.8	25.7	公共、特環
氷見市	S50	S58	1,288	930	930	48.9	29.2	公共、特環
滑川市	S54	H1	790	475	475	19.6	14.8	公共、特環
黒部市	S61	H3	891	514	514	27.1	18.0	公共、特環
砺波市	S59	H2	799	529	529	18.5	12.8	公共、特環
小矢部市	S57	H1	834	520	520	28.2	15.2	公共、特環
大沢野町	S61	H3	602	443	443	19.2	14.8	公共、特環
大山町	S54	S62	440	309	309	28.6	7.7	公共、特環
上市町	H3	H4	117	76	76	4.9	2.6	特環
宇奈月町	S52	S61	63	60	60	13.3	1.5	特環
入善町	H8	H13	506	277	277	19.1	9.8	公共、特環
朝日町	H8	H13	264	84	82	7.9	3.8	公共、特環
八尾町	H5	H13	401	215	124	14.7	7.2	公共、特環
婦中町	H5	H12	550	350	280	19.7	11.7	公共、特環
山田村	S60	H1	71	71	71	10.2	1.3	特環
細入村	H10		46	18		4.2		特環
小杉町	S42	S45	895	597	597	35.2	23.6	公共、特環
大門町	S63	H4	264	237	237	9.9	8.3	公共、特環
大島町	H5	H9	203	109	109	8.8	4.9	公共
城端町	S63	H6	276	211	211	7.2	5.3	公共、特環
平 村	H4	H9	13	13	13	3.9	0.3	特環
上平村	H3	H6	17	17	17	2.8	0.1	特環
庄川町	S60	H3	192	132	132	5.1	4.9	公共、特環
井波町	S60	H3	360	303	303	11.2	8.7	公共、特環
井口村	H2	H5	47	47	47	1.5	1.4	特環
福野町	S59	H1	445	392	392	14.2	12.1	公共、特環
福光町	S46	H1	627	503	503	18.8	14.3	公共、特環
福岡町	S58	H1	325	195	170	7.7	5.1	公共、特環
中新川*	S62	H6	1,378	607	595	39.0	20.4	公共、特環
計			27,071	18,925	18,695	1,040.3	731.0	

* 中新川広域行政事務組合(舟橋村、上市町、立山町)

図2.2 下水道の普及率の推移

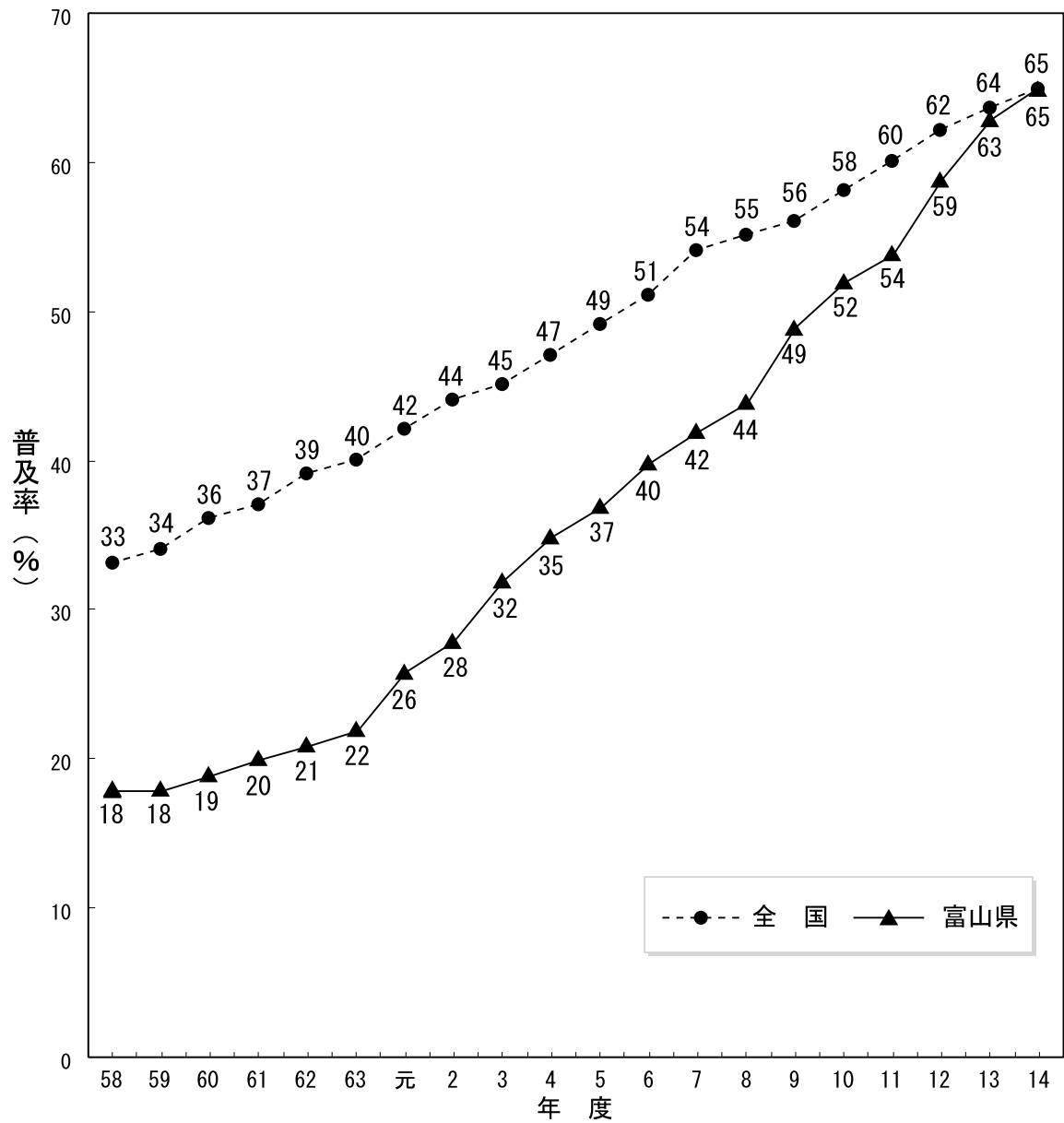


表2 49 農村下水道の整備状況

(15年3月31日現在)

区 分	市町村名	地区数	計画処理人口(人)	備 考
国庫補助 事業	富山市	13	13,210	供用11地区
	高岡市	4	2,580	供用2地区
	新湊市	3	3,230	供用3地区
	魚津市	5	6,350	供用4地区
	氷見市	8	10,640	供用7地区
	滑川市	3	4,220	供用2地区
	黒部市	6	6,820	供用6地区
	砺波市	3	5,840	供用3地区
	小矢部市	3	3,570	供用3地区
	大沢野町	2	1,620	供用2地区
	大山町	5	3,620	供用5地区
	上市町	3	3,140	供用3地区
	立山町	3	1,560	供用2地区
	宇奈月町	5	5,470	供用5地区
	入善町	2	4,550	供用1地区
	八尾町	8	2,570	供用8地区
	婦中町	3	1,910	供用2地区
	山田村	3	620	供用3地区
	細入村	2	440	供用2地区
	小杉町	3	3,070	供用2地区
	大門町	4	4,070	供用4地区
	下村	2	1,970	供用2地区
	大島町	2	900	供用2地区
	城端町	2	2,200	供用2地区
	平村	5	1,180	供用5地区
	上平村	5	660	供用5地区
	利賀村	3	890	供用3地区
	庄川町	1	1,120	供用1地区
	福野町	2	1,170	供用2地区
	福光町	10	4,390	供用9地区
福岡町	3	2,650	供用3地区	
	計	126	106,260	
県単独 事業	全 体	21	1,580	富山市他9市町村で実施
	計	21	1,580	
合 計		147	107,840	

表2 50 コミュニティ・プラントの整備状況
(16年3月31日現在)

市町村名	施設数	処理人口(人)
富山市	4	6,630
高岡市	3	5,576
大沢野町	1	500
舟橋村	1	170
大門町	1	800
合計	10	13,676

表2 51 合併処理浄化槽設置整備事業の状況
(基数)

市町村名	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
富山市	26	49	16	10	15
高岡市	15	23	36	26	50
新湊市	2				1
魚津市	46	49	57	22	15
氷見市	47	63	76	62	69
滑川市	74	99	93	64	63
黒部市	46	61	30	33	24
砺波市		55	61	48	79
小矢部市	38	68	65	38	48
大沢野町	34	23	15	15	17
大山町	1	1	1	1	2
上市町		3	2	3	3
立山町					11
入善町	31	56	60	28	42
朝日町	20	48	47	23	35
八尾町	62	58	29	2	5
婦中町	43	52	47	36	38
大島町			2	5	9
上平村					2
庄川町	27	17	13	9	8
福岡町	31	38	31	21	24
合計	543	763	681	446	560

図2-3 漁場環境調査地点図

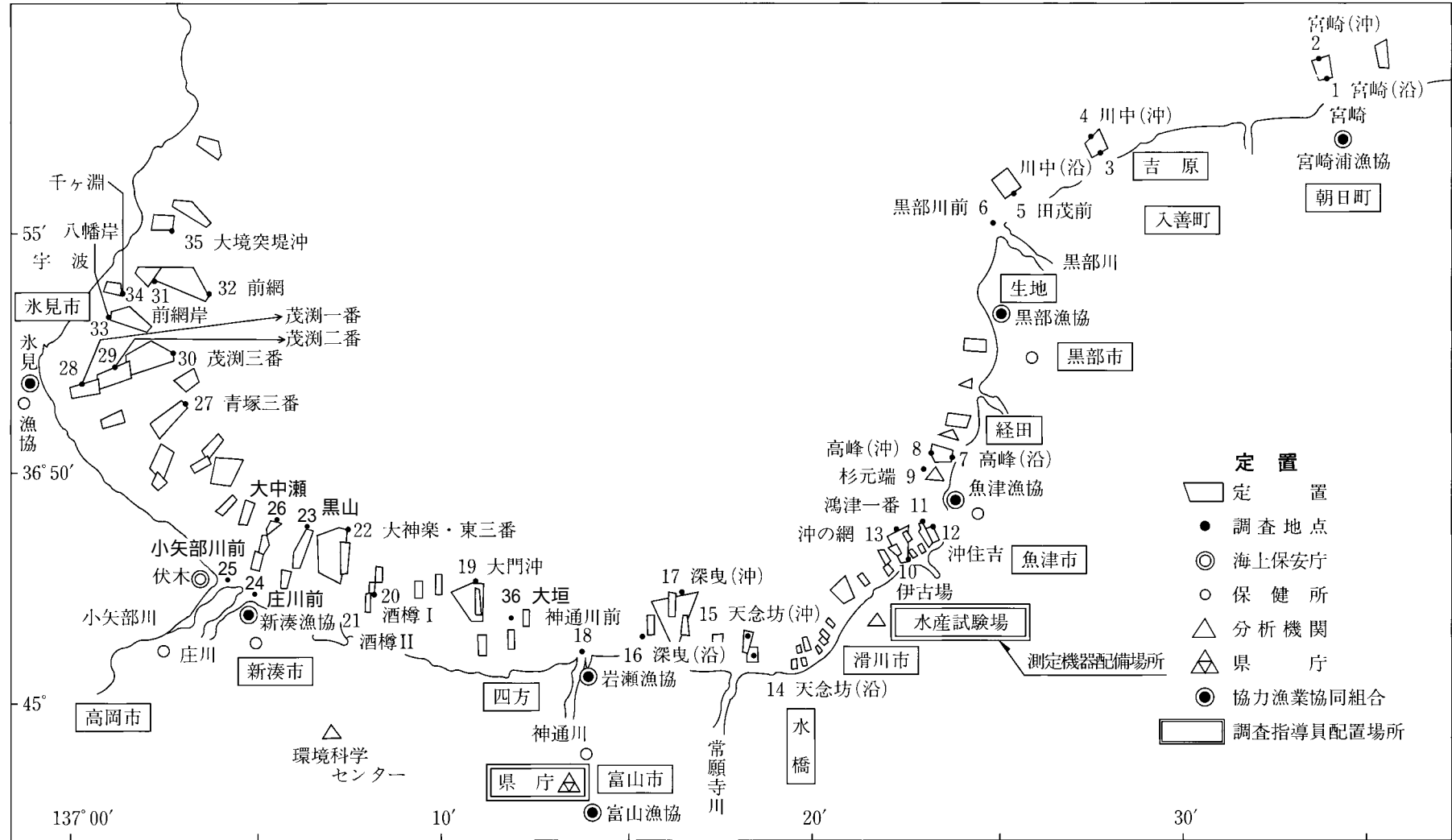


表2 52 定置漁場環境調査の定点別の最大値・最小値及び平均値（15年度）

	調査地点名	調査回数	水 温 ()				p H				塩 分				濁 度 (ppm)				C O D (mg / l°)			
			最小値	最大値	平均値	前年 平均値	最小値	最大値	平均値	前年 平均値	最小値	最大値	平均値	前年 平均値	最小値	最大値	平均値	前年 平均値	最小値	最大値	平均値	前年 平均値
1	宮 崎 沿)	9	9.8	21.1	16.0	18.3	8.1	8.3	8.2	8.2	29.87	33.52	32.06	30.82	0.3	1.7	0.7	0.8	0.2	0.7	0.4	0.6
2	宮 崎 沖)	8	9.7	20.7	15.7	18.5	8.2	8.4	8.2	8.2	30.84	33.51	32.09	30.70	0.2	1.9	0.8	0.6	0.1	0.7	0.3	0.6
3	川 中 沿)	10	10.1	24.1	16.3	17.8	8.2	8.4	8.3	8.2	23.82	32.93	30.59	28.58	0.1	2.1	0.7	0.7	0.0	0.5	0.2	0.6
4	川 中 沖)	10	10.1	24.1	16.3	17.8	8.2	8.4	8.3	8.2	25.31	32.90	30.47	28.35	0.2	1.9	0.7	0.7	0.0	0.5	0.2	0.5
5	田 茂 前)	10	10.1	24.6	15.4	17.6	8.2	9.2	8.4	8.2	22.60	32.41	30.06	29.16	0.1	0.8	0.5	1.0	0.0	0.5	0.3	0.6
6	黒 部 川 前)	10	9.6	20.6	13.8	15.9	8.0	8.4	8.2	8.2	4.80	24.62	15.13	15.88	0.2	3.9	1.2	2.6	0.0	0.8	0.5	0.4
7	高 嶺 沿)	4	11.2	20.1	16.5	14.3	8.1	8.4	8.3	8.2	32.23	33.52	33.03	30.21	0.3	2.3	1.0	0.7	0.2	0.5	0.3	0.7
8	高 嶺 沖)	4	10.8	21.1	16.6	14.5	8.2	8.4	8.3	8.2	32.62	33.78	33.07	30.45	0.6	2.5	1.2	0.4	0.2	0.5	0.3	0.4
9	杉 之 端)	6	10.1	25.1	17.9	18.4	8.2	8.5	8.3	8.2	17.81	32.72	28.20	24.34	0.4	3.1	1.3	1.2	0.2	1.2	0.7	0.4
10	伊 古 場)	5	9.7	20.2	15.4	15.2	8.2	8.4	8.3	8.3	12.00	30.48	22.48	25.36	0.5	3.3	1.7	1.7	0.3	1.4	0.7	0.8
11	鴻 津 一 番)	5	9.7	20.3	16.0	15.0	8.1	8.5	8.3	8.4	10.52	30.57	23.61	26.53	0.9	2.3	1.5	1.7	0.3	1.3	0.9	0.8
12	沖 住 吉)	5	8.6	23.7	15.0	15.9	8.2	8.4	8.3	8.3	15.70	32.12	26.32	27.55	0.2	2.2	1.1	1.1	0.2	0.6	0.4	0.7
13	沖 の 網)	5	10.1	23.7	15.7	16.4	8.2	8.4	8.3	8.2	28.59	32.93	31.21	28.23	0.4	2.2	1.2	1.0	0.1	0.6	0.4	0.7
14	天 念 坂 沿)	4	8.7	19.1	13.1	9.5	7.2	8.1	7.8	8.0	1.85	30.59	15.59	19.43	0.8	1.7	1.3	1.4	0.2	1.4	1.0	0.8
15	天 念 坂 沖)	4	9.9	20.8	13.5	11.2	8.1	8.4	8.2	8.2	7.89	31.38	21.14	20.44	0.8	2.5	1.8	1.6	0.4	1.1	0.9	0.9
16	深 曳 沿)	8	11.6	21.8	16.8	17.1	7.9	8.5	8.3	8.3	6.33	32.87	23.10	22.37	0.3	3.2	1.4	1.6	0.2	1.8	0.8	0.8
17	深 曳 沖)	8	11.3	20.8	16.6	16.4	8.0	8.5	8.3	8.3	7.39	32.96	23.28	20.24	0.3	3.3	2.1	1.8	0.2	2.1	1.0	0.8
18	神 通 川 前)	8	8.6	16.9	13.7	14.0	7.5	8.4	7.9	8.1	0.96	24.25	10.09	4.74	0.7	2.0	1.3	3.5	0.4	1.5	0.8	0.9
19	大 門 沖)	9	11.3	24.3	17.9	17.7	8.0	8.5	8.3	8.3	14.41	32.94	25.84	21.33	0.8	4.1	2.0	2.2	0.2	1.5	0.8	1.0
20	酒 樽)	9	6.4	24.4	15.7	15.5	8.1	8.8	8.3	8.3	6.35	31.17	17.64	22.87	0.3	6.2	1.9	2.2	0.4	2.9	1.0	0.9
21	酒 樽)	9	9.7	22.1	15.8	15.1	7.9	8.6	8.2	8.2	6.26	30.53	17.28	21.73	0.8	4.5	2.1	1.9	0.5	2.1	1.0	0.8
22	大神楽・東三番)	3	10.3	20.3	14.7	15.8	7.8	8.2	8.0	8.5	7.04	33.23	24.32	21.10	0.2	0.9	0.6	4.1	0.2	1.8	0.8	0.9
23	黒 山)	12	7.3	23.3	15.5	15.9	8.0	8.6	8.3	8.2	7.41	31.10	19.35	20.96	0.7	6.9	2.5	1.6	0.2	2.6	1.2	0.9
24	庄 川 前)	12	5.3	22.3	12.2	13.2	7.5	8.3	8.0	8.2	0.32	16.58	8.28	13.21	0.7	5.5	2.4	2.2	0.5	2.8	1.0	0.9
25	小 矢 部 川 前)	12	6.3	21.3	13.0	14.2	7.1	7.6	7.4	7.9	0.45	9.09	3.24	15.61	1.2	8.0	3.1	3.6	0.0	3.0	1.9	1.5
26	大 中 瀬)	12	6.3	24.3	15.5	15.7	7.8	8.5	8.1	8.1	5.85	30.45	18.12	17.50	0.5	5.0	2.2	1.5	0.2	3.0	1.2	0.8
27	青 塚 三 番)	11	9.7	24.8	16.7	15.2	8.1	8.5	8.3	8.2	17.38	33.56	30.00	28.39	0.4	4.3	1.6	1.6	0.2	6.1	1.2	0.8
28	茂 淵 一 番)	9	9.1	23.3	16.1	17.9	8.1	8.4	8.3	8.3	19.25	33.74	30.66	28.12	0.3	3.3	1.2	2.1	0.1	1.4	0.7	0.5
29	茂 淵 二 番)	10	8.1	23.5	15.8	17.0	8.1	8.8	8.3	8.3	19.21	33.83	29.82	28.78	0.4	9.2	2.3	1.7	0.2	2.4	0.8	0.5
30	茂 淵 三 番)	10	10.6	23.6	16.3	16.9	8.1	8.8	8.3	8.3	19.50	33.90	29.64	30.04	0.1	9.6	2.1	1.3	0.2	4.7	1.3	0.5
31	前 網 岸)	9	10.6	23.7	16.8	17.3	8.1	8.8	8.3	8.2	24.40	33.65	32.03	32.81	0.1	8.0	1.3	0.8	0.0	2.1	0.6	0.4
32	前 網 岸)	8	11.8	24.0	17.6	18.0	8.2	8.7	8.3	8.2	25.03	33.65	31.92	32.76	0.2	7.5	1.5	0.8	0.0	2.1	0.6	0.5
33	八 幡 岸)	7	-	-	-	17.6	8.2	8.8	8.3	8.3	23.15	33.57	31.10	27.76	0.1	8.5	2.1	2.0	0.5	2.1	0.9	0.4
34	千ヶ淵)	9	11.7	26.2	19.2	17.8	8.2	8.8	8.3	8.3	23.24	33.88	31.97	29.41	0.2	7.8	1.6	1.3	0.0	1.8	0.7	0.3
35	大 境 突 堤 沖)	8	-	-	-	19.0	8.2	8.8	8.4	8.3	23.94	33.85	30.74	32.83	0.1	8.0	2.2	1.1	0.1	2.1	0.6	0.3
36	大 垣)	8	10.0	24.0	16.0	17.0	8.0	8.4	8.2	8.3	7.18	33.00	26.89	26.78	0.4	3.9	1.7	1.3	0.2	3.9	1.1	0.8

表2 53 玄米及び土壤中カドミウム濃度（神通川流域）

（46～51年度調査）

玄米中カドミウム濃度 (ppm)	左 岸		右 岸		全 体	
	点 数	比率(%)	点 数	比率(%)	点 数	比率(%)
0.40 未 満	729	52	860	74	1,589	62
0.40～0.99	523	37	228	20	751	29
1.00～1.99	133	9	65	6	198	8
2.00 以 上	26	2	6	0	32	1
計	1,411	100	1,159	100	2,570	100

土壤中カドミウム濃度 (ppm)	左 岸		右 岸		全 体	
	点 数	比率(%)	点 数	比率(%)	点 数	比率(%)
0.50 未 満	135	16	50	6	185	11
0.50～0.99	447	52	278	34	725	44
1.00～1.99	219	26	281	35	500	30
2.00 以 上	52	6	205	25	257	15
計	853	100	814	100	1,667	100

表2 54 対策地域内の玄米及び土壤中カドミウム濃度（神通川流域）

地域区分	玄 米 中 (ppm)				土 壤 中 (ppm)							
	点数	最高	最低	平均	作 土				次 層 土			
					点数	最高	最低	平均	点数	最高	最低	平均
左岸地域	362	4.23	0.25	1.02	362	4.50	0.46	1.09	203	4.86	0.06	0.64
右岸地域	182	2.74	0.25	0.93	182	4.85	0.47	1.16	101	5.17	0.09	0.72
全 体	544	4.23	0.25	0.99	544	4.85	0.46	1.12	304	5.17	0.06	0.70

表2 55 玄米及び土壤中のカドミウム濃度（黒部地域）

（46～48年度調査）

玄米中カドミウム濃度 (ppm)	点 数	比 率 (%)	土壤中カドミウム濃度 (ppm)	点 数	比 率 (%)
0.40 未 満	80	26	2.00 未 満	29	13
0.40～0.99	229	72	2.00～5.99	130	58
1.00～1.99	7	2	6.00～9.99	45	20
2.00 以 上	0	2	10.00 以 上	21	9
計	316	100	計	225	100

表2 56 対策地域内の玄米及び土壤中カドミウム濃度（黒部地域）

地域区分	玄 米 中 (ppm)				土 壌 中 (ppm)							
	点数	最高	最低	平均	作 土				次 層 土			
					点数	最高	最低	平均	点数	最高	最低	平均
黒部地域	44	1.34	0.47	0.79	44	22.60	3.85	7.57	19	3.24	0.14	0.85

表2 57 神通川流域における土地利用区分と面積（実測）

（単位：ha）

計画区分	対策地域の面積			のうち農用地として利用する面積					の うち農用 地以外 として 利用す る面積
	農用地 (田)	農用地 以外	計	事業対象面積			事業対 象外 面積 (砂利 採取)田	計	
				田	畑	計			
第1次地区	96.7	11.3	108.0	76.2	0.6	76.8	11.8	88.6	8.1
第2次地区	427.2	53.9	481.1	326.6 292.1	5.9 3.8	332.5 295.9	73.7 80.9	406.2 376.8	21.0 50.4
第3次地区	960.5	94.8	1,055.3	402.0 371.2	5.5 9.5	407.5 380.7	14.3 14.3	421.8 395.0	538.7 565.5
計	1,484.4	160.0	1,644.4	804.8 739.5	12.0 13.9	816.8 753.4	99.8 107.0	916.6 860.4	567.8 624.0

注 第2次地区及び計の上段は当初計画、下段は変更計画

表2 58 神通川流域における第1～3次地区の復旧方式等

区 分	第1次地区	第2次地区	第3次地区
復 旧 方 式	区画整理方式	区画整理方式 現状回復方式	区画整理方式 現状回復方式
対 策 工 法	埋込客土工法 上乘せ客土工法	埋込客土工法 上乘せ客土工法	埋込客土工法 上乘せ客土工法
客土母材の採土地	大沢野町市場地内の山林	大沢野町市場地内の山林 八尾町横ノ手地内の山林	八尾町卯花地内の山林

表2 59 公害防止事業に係る費用負担計画の概要（神通川流域）

区 分		第1次地区	第2次地区	第3次地区
告示年月日		55年2月6日第 94号 59年7月28日第 641号	59年1月20日第 42号 3年9月4日第 635号	4年2月3日第 98号 15年6月26日第 365号
公害防止事業の種類		農用地の土壌の特定有害物質による汚染を除去するための客土その他の事業		
費用を負担させる事業者の名称		三井金属鉱業株式会社		
負算 担 定 額 基 及 び 礎	公害防止事業費	1,783,000千円 2,247,436千円	10,940,000千円 9,054,865千円	19,291,900千円 24,232,000千円
	汚染寄与度	0.527 0.5908	0.5908	0.5908
	概 定 割 合	2 / 3	2 / 3	2 / 3
	負 担 率 ×	0.3513 0.3939	0.3939	0.3939
	負 担 総 額 × ×	626,368千円 885,265千円	4,309,266千円 3,566,711千円	7,599,079千円 9,544,984千円
そ の 他		物価等の変動により、事業費に変更が生じたときは、変更後の事業費に上記の負担率を乗じて得た額を負担総額とする。		

注 第1次・第2次地区の告示年月日、負担総額及び算定基礎の上段は当初計画、下段は変更計画

表2 60 神通川流域における公特事業の計画面積

(単位：ha)

区 分	全 体	内 訳		
		指定地域	隣接地域	併せ地域
第1次地区	91.2	73.4	6.2	11.6
第2次地区	441.5	332.5	16.5	92.5
	371.7	295.9	9.8	66.0
第3次地区	436.9	394.5	22.0	20.4
計	969.6	800.4	44.7	124.5
	899.8	763.8	38.0	98.0

注 第2次地区及び計の上段は当初計画、下段は変更計画

表2 61 神通川流域における16年度に作付可能な面積

(単位：ha)

区 分	田		畑		合 計
	客 土	非客土	客 土	非客土	
第1次地区	75.8	13.2	1.2	-	90.2
第2次地区	279.9	72.5	3.9	0.3	356.6
第3次地区	305.7	9.5	7.2	-	322.4
計	661.4	95.2	12.3	0.3	769.2

表2 62 黒部地域における土地利用区分と面積（実測）

（単位：ha）

市名	対策地域の面積				のうち農用地として利用する面積						のうち農用地以外として利用する面積
	農用地（田）	農用地（畑）	農用地以外	計	左のうち事業対象面積						
					田	畑	計	田	畑	計	
黒部市	115.8	0.2	16.1	132.1	44.0	0.2	44.2	44.0	-	44.0	71.8
					40.5	0.2	40.7	40.5		40.5	75.3

注 上段は当初計画、下段は変更計画

表2 63 黒部地域における対策地域の復旧方式等

区分	黒部地域
復旧方式	現状回復方式
対策工法	排土客土工法
客土母材の採土地	黒部市田朮地内の山林

表2 64 公害防止事業に係る費用負担計画の概要（黒部地域）

告示年月日	3年11月19日第798号 8年9月30日第624号	
公害防止事業の種類	農用地の土壌の特定有害物質による汚染を防除するための客土その他の事業	
費用を負担させる事業者の名称	株式会社ジャパンエナジー	
及び基礎	公害防止事業費	2,936,000千円 4,005,700千円
	汚染寄与度	1
額基	概定割合	2/3
	負担率 ×	0.6667
及礎	負担総額 × ×	1,957,431千円 2,670,600千円
	その他	物価等の変動により、事業費に変更が生じたときは、変更後の事業費に上記の負担率を乗じて得た額を負担総額とする。

注 告示年月日、負担総額及び算定基礎の上段は当初計画、下段は変更計画

表2 65 地下水観測井の位置と構造

地域	観測井の名称	位置	設置年度	管理者	井戸の構造			標高(m)
					深度(m)	口径(mm)	ストレナ位置(m)	
氷見地域	朝日丘	氷見市朝日丘	4	県	80	250	32~38 71~77	5.63
	柳田	氷見市柳田	4	県	100	250	79~90	5.48
高岡・砺波地域	能町	高岡市荻布	42	県	260	300	156~178	3.48
	上関	高岡市京田	42	県	240	300	164~175	12.59
	二塚	高岡市二塚	34	県	40	250	34~39	14.11
	中田	高岡市中田	14	県	27	400	11~16.5	25.19
					80	200	57~64.5	
	寺塚原	新湊市寺塚原	42	県	150	350	102~124	6.22
	作道	新湊市殿村	54	県	100	250	40~54	2.41
	日詰	砺波市日詰	52	県	100	250	78~89	41.08
	五郎丸	砺波市五郎丸	60	県	80	250	48~59	72.54
							65~70	
	水島	小矢部市水島	60	県	80	250	43~49	41.21
54~60 65~71								
布袋	福野町布袋	60	県	80	250	43~54 60~65	60.42	
江尻	福岡町江尻	60	県	80	250	56~67 72~78	20.46	
富山地域	下飯野	富山市下飯野	49	県	200	250	106~139	7.11
	奥田北	富山市下新北町	49	県	93	250	65~82	6.44
	山室	富山市山室	57	県	20	250	15~20	29.05
	西の番	富山市西の番	49	県	100	250	50~83	88.96
	三郷	富山市三郷	59	県	150	250	106~139	10.18
	前沢	立山町前沢	49	県	100	250	23~50	63.18
	速星	婦中町速星	53	県	100	250	84~95	14.18
魚津・滑川地域	住吉	魚津市住吉	61	県	50	250	23~34	6.67
	北鬼江	魚津市北鬼江	61	県	70	250	59~71	12.64
	下島	滑川市下島	61	県	80	250	66~77	5.84
	四ツ屋	滑川市四ツ屋	61	県	100	250	65~82	35.48
黒部地域	金屋	黒部市金屋	51	県	150	250	112~134	15.84
	三日市	黒部市三日市	51	県	100	250	51~73	18.85
	五郎八	黒部市荻生	51	県	50	250	39~50	47.11
	生地	黒部市生地経新	3	県	100	250	85~96	1.30
	青木	入善町青木	51	県	150	250	117~145	25.58
	入膳	入善町入膳	51	県	100	250	73~95	27.63
	小摺戸	入善町小摺戸	51	県	50	250	34~50	69.67
	園家	入善町下飯野	3	県	55	250	40~51	1.92
月山	朝日町月山新	51	県	100	250	56~78	23.39	

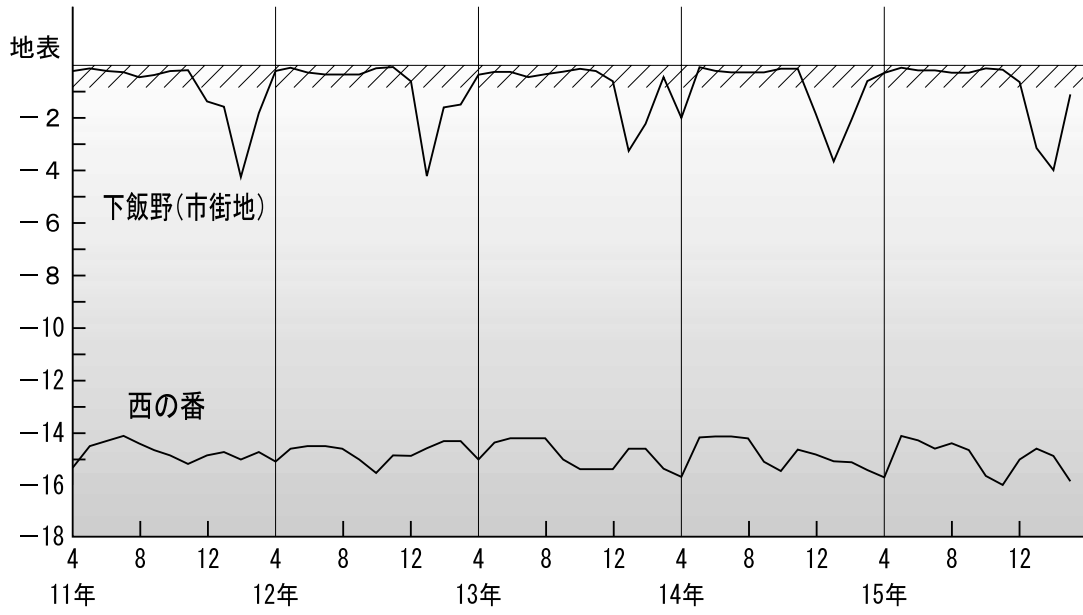
表2 66 地下水位年平均値の年度別推移

地域	観測井の名称	所在地	井戸の深さ(m)	平均地下水位 (cm)				
				11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
氷見地域	朝日丘	氷見市	80	- 35	- 48	- 47	- 37	- 60
	柳田	"	100	- 209	- 232	- 222	- 186	- 191
高岡・砺波地域	能町	高岡市	260	- 204	- 212	- 157	- 166	- 162
	上関	"	240	385	375	383	390	371
	二塚	"	40	- 191	- 189	- 188	- 187	- 188
	寺塚原	新湊市	150	- 235	- 248	- 198	- 214	- 223
	作道	"	100	- 87	- 87	- 65	- 75	- 80
	日詰	砺波市	100	- 1,419	- 1,431	- 1,420	- 1,403	- 1,439
	五郎丸	"	80	- 3,286	- 3,305	- 3,290	- 3,268	- 3,332
	水島	小矢部市	80	- 851	- 857	- 843	- 822	- 857
	布袋	福野町	80	- 1,150	- 1,151	- 1,143	- 1,127	- 1,150
	江尻	福岡町	80	64	60	70	77	73
富山地域	下飯野	富山市	200	- 96	- 83	- 75	- 82	- 90
	奥田北	"	93	- 251	- 254	- 237	- 237	- 240
	山室	"	20	- 164	- 146	- 148	- 155	- 178
	西の番	"	100	- 1,474	- 1,474	- 1,482	- 1,485	- 1,493
	三郷	"	150	- 218	- 224	- 180	- 188	- 181
	前沢	立山町	100	- 386	- 377	- 386	- 387	- 392
	速星	婦中町	100	- 163	- 155	- 140	- 155	- 163
魚津・滑川地域	住吉	魚津市	50	- 117	- 124	- 117	- 117	- 123
	北鬼江	"	70	- 588	- 615	- 590	- 586	- 596
	下島	滑川市	80	- 87	- 102	- 88	- 82	- 87
	四ッ屋	"	100	- 2,284	- 2,307	- 2,294	- 2,305	- 2,348
黒部地域	金屋	黒部市	150	- 665	- 640	- 632	- 646	- 632
	三日市	"	100	- 841	- 824	- 783	- 783	- 768
	五郎八	"	50	- 1,724	- 1,603	- 1,540	- 1,630	- 1,490
	生地	"	100	83	83	83	82	81
	青木	入善町	150	- 1,485	- 1,446	- 1,422	- 1,440	- 1,413
	入膳	"	100	- 2,021	- 2,006	- 1,982	- 1,952	- 1,960
	小摺戸	"	50	- 1,281	- 1,270	- 1,254	- 1,249	- 1,233
	園家	"	55	321	326	330	327	329
	月山	朝日町	100	- 735	- 770	- 801	- 837	- 740

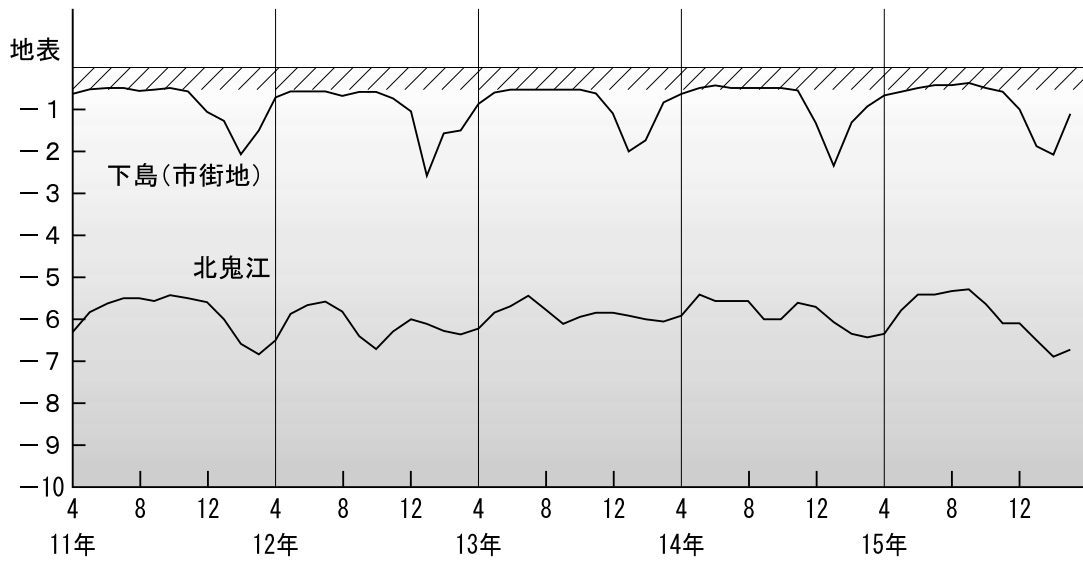
注 地下水位は、地表面を基準として地上を+、地下を-で表す。

図2 4 主な観測井の地下水位（月平均）

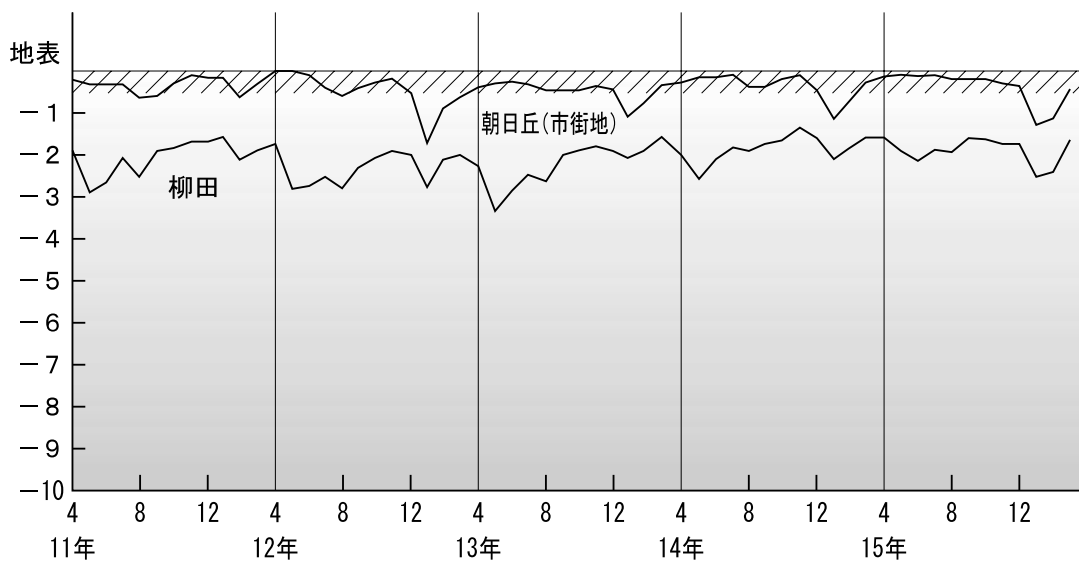
富山地域



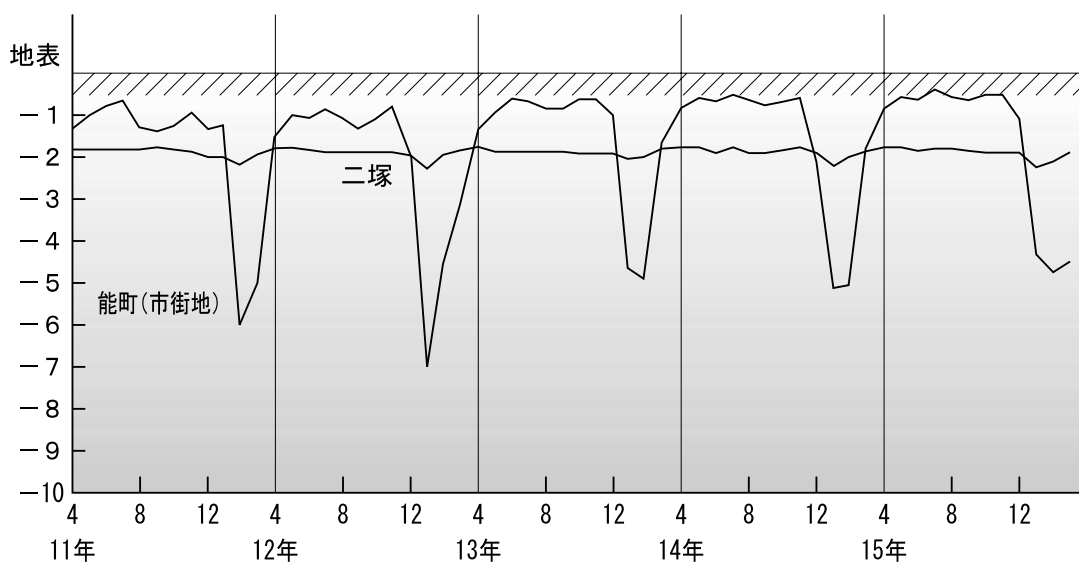
魚津・滑川地区



氷見地域



高岡・砺波地区



黒部地域

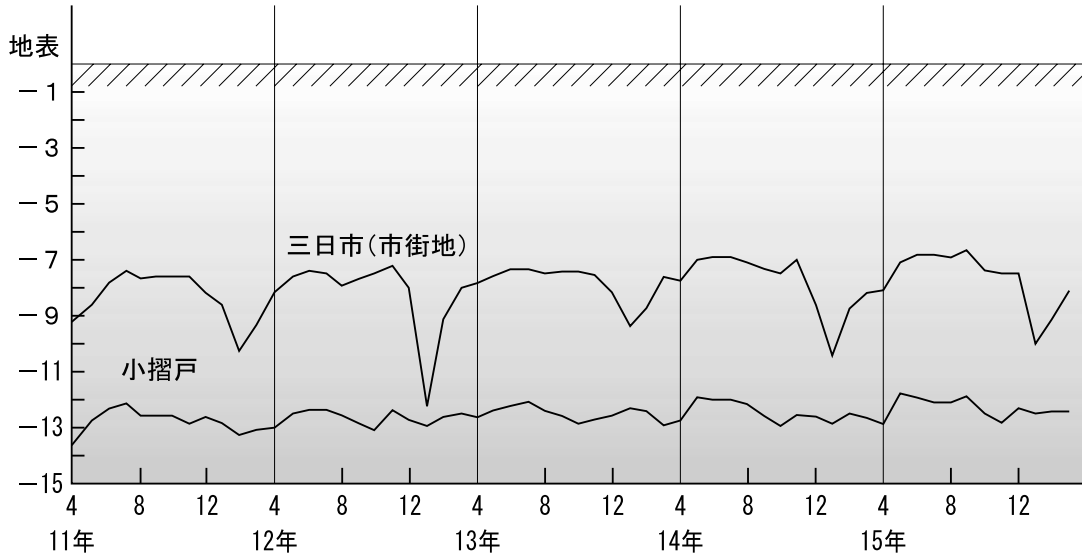


図2 5 塩化物イオン濃度分布 (15年度)

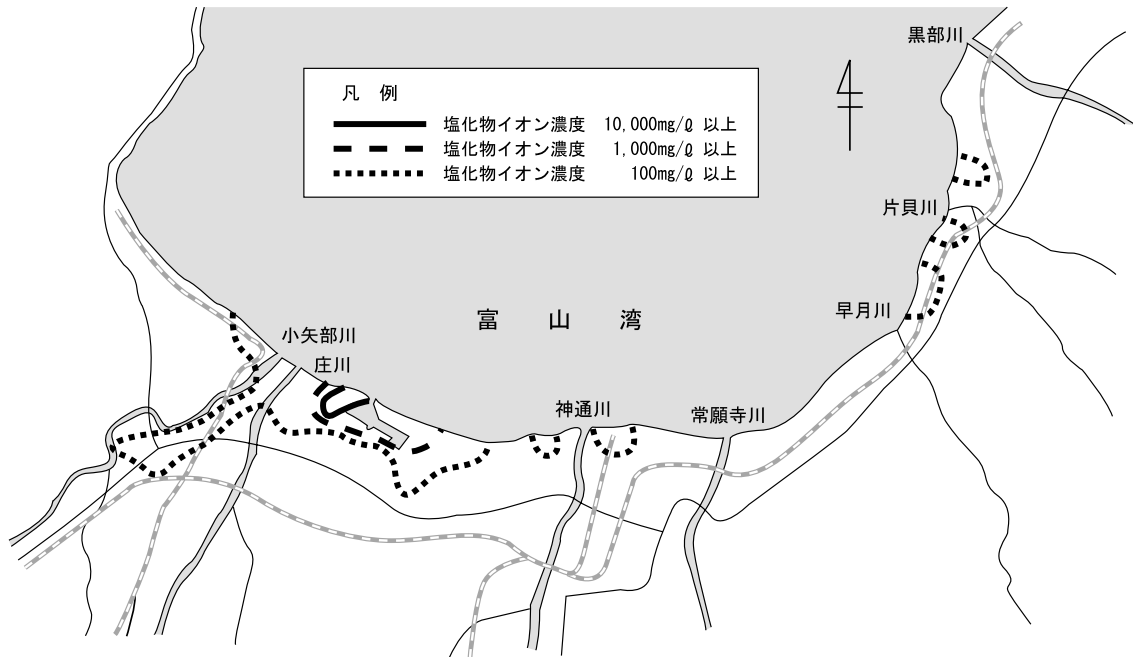


表2 67 地下水条例に基づく揚水設備の届出状況

(1) 市町村別

(16年 3月31日現在)

地域	区分 市町村	規 制 地 域		観 察 地 域		合 計	
		事 業 所 数	揚水設備数	事 業 所 数	揚水設備数	事 業 所 数	揚水設備数
富 山 地 域	富 山 市	1,069	1,369	189	234	1,258	1,603
	大 沢 野 町			94	131	94	131
	大 山 町			29	39	29	39
	舟 橋 村			4	5	4	5
	上 市 町			123	155	123	155
	立 山 町			76	92	76	92
	八 尾 町			24	31	24	31
	婦 中 町			141	193	141	193
	小 計	1,069	1,369	680	880	1,749	2,249
高 岡 地 域	高 岡 市	577	762	28	37	605	799
	新 湊 市	90	111			90	111
	大 門 町	27	29	16	23	43	52
	大 島 町	31	45			31	45
	砺 波 市			251	291	251	291
	小 杉 町			52	59	52	59
	下 村			13	13	13	13
	福 岡 町			82	96	82	96
	小 計	725	947	442	519	1,167	1,466
合 計	1,794	2,316	1,122	1,399	2,916	3,715	

(2) 用途別

用途	区分	規 制 地 域		観 察 地 域		合 計	
		事 業 所 数	揚水設備数	事 業 所 数	揚水設備数	事 業 所 数	揚水設備数
工 業 用		265	499	157	328	452	827
建 築 物 用		827	978	344	401	1,171	1,379
水 道 用		4	15	41	54	45	69
農 業 ・ 水 産 業 用		16	17	51	64	67	81
道 路 等 消 雪 用		681	806	498	551	1,179	1,357
そ の 他 (試 験 用)		1	1	1	1	2	2
合 計		1,794	2,316	1,122	1,399	2,916	3,715

表2 68 地下水採取状況（15年度）

(1) 市町村別

(単位：百万 m³/年)

地域	区分		規 制 地 域	観 察 地 域	合 計
	市町村				
富 山 地 域	富 山 市		37.4	9.6	47.0
	大 沢 野 町			4.8	4.8
	大 山 町			2.1	2.1
	舟 橋 村			0.1	0.1
	上 市 町			7.8	7.8
	立 山 町			2.0	2.0
	八 尾 町			3.3	3.3
	婦 中 町			22.2	22.2
	小 計		37.4	51.9	89.3
高 岡 地 域	高 岡 市		14.7	1.1	15.8
	新 湊 市		2.1		2.1
	大 門 町		1.1	2.6	3.7
	大 島 町		2.4		2.4
	砺 波 市			12.3	12.3
	小 杉 町			0.8	0.8
	下 村			0.2	0.2
	福 岡 町			2.6	2.6
	小 計		20.3	19.6	39.9
合 計		57.6	71.5	129.1	

(2) 用途別

(単位：百万 m³/年)

用 途	区 分		規 制 地 域	観 察 地 域	合 計
工 業 用			31.9	41.9	73.7
建 築 物 用			11.3	5.2	16.5
水 道 用			2.2	14.7	17.0
農 業 ・ 水 産 業 用			1.4	2.7	4.0
道 路 等 消 雪 用			10.8	7.1	17.9
合 計			57.6	71.5	129.1

図2 6 騒音・振動苦情の発生源別推移

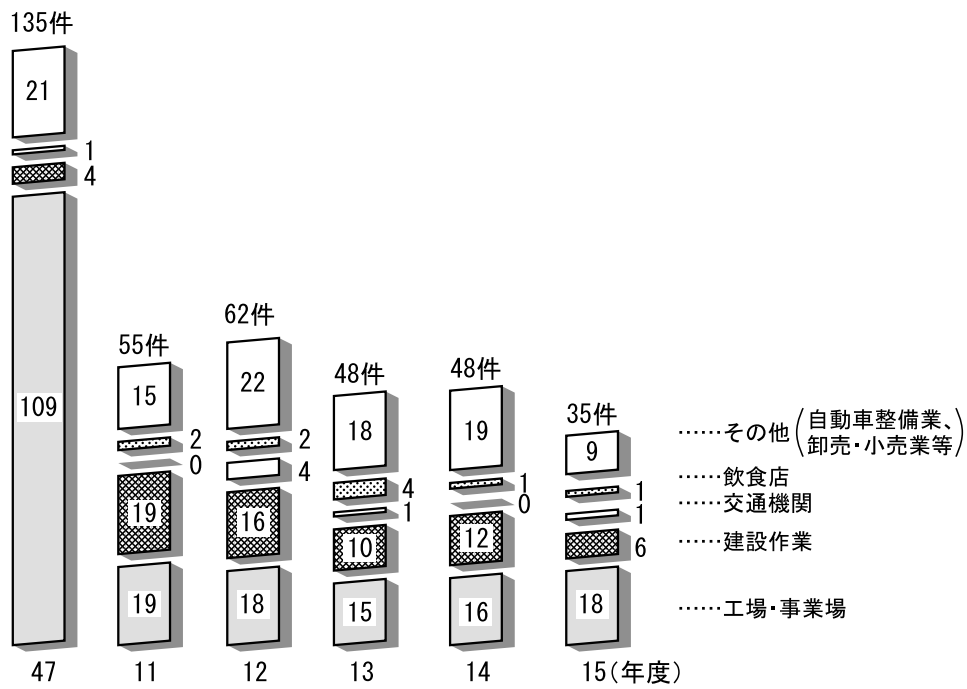


図2 7 一般地域の環境騒音の環境基準達成状況（15年度）

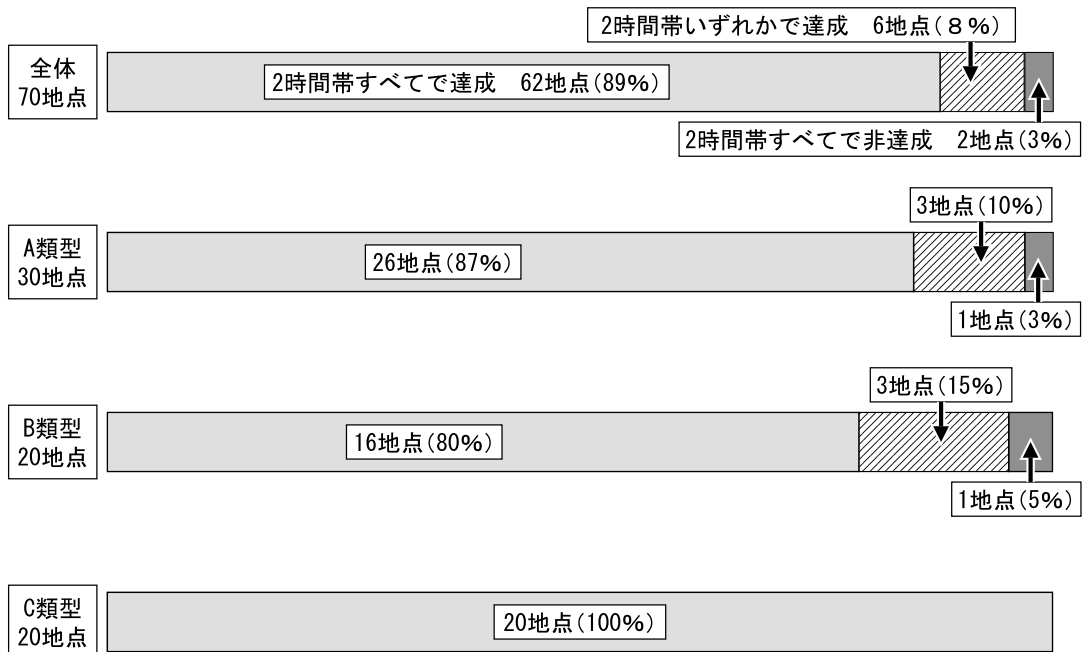


表2 69 自動車交通騒音の環境基準達成状況（15年度）

調査地域の 環境基準の類型	測定 地点数	環境基準達成率（面的評価）			
		0%～50%未満	50%～80%未満	80%～100%未満	100%
A+B	1	0	0	1	0
A+C	1	1	0	0	0
B	2	0	0	0	2
B+C	1	0	0	0	1
C	7	0	3	0	4
計	12	1	3	1	7

注 環境基準達成率は、当該地域内の全ての住居等で昼間及び夜間ともに環境基準を達成していた戸数の割合を把握して面的評価したものである。

表2 70 道路に面する地域の環境騒音調査結果（15年度）

（単位：dB）

環境基準の 地域の類型	測定地点数	平均	昼間 （6時～22時）	夜間 （22時～6時）
A	13	62	51～73	39～64
B	41	64	50～71	47～67
C	67	68	55～75	44～73
その他	25	68	57～77	54～74

注 騒音の測定は、17市町が146地点で実施した。

表2 71 高速自動車道における自動車交通騒音調査結果（15年度）

測定地点		昼間（dB） （6時～22時）	夜間（dB） （22時～6時）	交通量 （台/日）
北陸自動車道	砺波市宮村	72	69	24,667
	滑川市栗山	72	71	17,170
東海北陸自動車道	福野町上川崎	62	57	3,199

注1 調査は、各高速自動車道の敷地境界で行った。
2 交通量は、日本道路公団北陸支社の調べによる。

表2 72 航空機騒音の年度別推移

(単位：WECPNL)

調査地点名	調査時期	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
富山市原萩	春季	69	69	68	70	72
	夏季	70	68	70	71	72
	秋季	70	69	70	71	72
	冬季	69	69	66	72	71
	年間	70	69	69	71	72
富山市原塚	春季	67	68	68	69	71
	夏季	68	68	68	70	70
	秋季	68	69	69	72	71
	冬季	67	68	66	69	70
	年間	68	68	68	70	70
富山市保新	春季	64	63	58	63	67
	夏季	62	60	63	68	66
	秋季	65	60	58	66	65
	冬季	67	58	64	68	68
	年間	65	61	62	67	67
富山市島中萩	春季	71	68	72	73	71
	夏季	71	73	68	74	71
	秋季	71	69	72	73	70
	冬季	71	67	72	70	70
	年間	71	70	71	73	70
環境基準	類型 (75以下)					

注1 騒音調査は各調査時期においてそれぞれ7日間連続測定した。
 注2 環境基準との評価は、年間値で行う。

表2 73 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

(16年3月31日現在)

市町	特定施設 工場・事業場数												計
	金属加工機械	空気圧縮機等	土石用破碎機等	織機	建設用資材製造機械	穀物用製粉機	木材加工機械	抄紙機	印刷機	合成樹脂用射出成形機	鋳造型機		
富山市	498	731	1,927	140	444	21	2	225	4	409	152	4	4,059
高岡市	444	660	1,627	68	645	5	0	268	9	125	80	116	3,603
新湊市	80	353	788	48	0	3	1	196	0	17	6	0	1,412
魚津市	45	23	166	20	0	0	0	25	0	18	20	0	272
氷見市	29	96	76	5	20	4	0	4	0	5	0	5	215
滑川市	31	135	194	18	0	1	0	9	0	28	20	0	405
黒部市	29	623	746	48	1,832	0	0	14	0	33	0	591	3,887
砺波市	43	12	58	20	215	7	0	17	0	12	62	0	403
小矢部市	46	25	20	4	32	3	24	23	2	24	37	0	194
大沢野町	36	65	229	23	0	0	0	6	0	3	11	0	337
大山町	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
上市町	17	1	88	0	1,435	1	1	5	0	3	13	0	1,547
立山町	19	18	51	2	0	0	0	4	4	3	0	0	82
入善町	17	6	81	7	114	0	0	0	7	0	0	4	219
朝日町	10	4	32	0	0	0	0	36	0	3	2	0	77
八尾町	22	5	26	3	0	0	0	0	0	11	7	0	52
婦中町	14	5	263	3	0	1	0	0	0	17	7	0	296
小杉町	32	40	37	1	21	1	0	14	0	2	2	0	118
大門町	10	3	115	0	265	2	0	3	0	4	0	0	392
大島町	16	22	51	23	0	11	0	8	0	0	0	0	115
城端町	9	0	5	0	321	0	1	3	0	0	0	0	330
庄川町	18	0	106	0	0	0	0	28	0	0	28	0	162
井波町	24	1	51	2	50	0	0	46	0	7	1	0	158
福野町	24	11	73	0	48	0	0	26	0	5	11	0	174
福光町	24	0	58	0	36	0	0	43	0	10	21	0	168
福岡町	20	51	19	5	0	2	0	8	0	5	0	0	90
計	1,558	2,890	6,888	440	5,478	62	29	1,011	26	744	480	720	18,768

表2 74 公害防止条例に基づく騒音の届出工場・事業場の状況

(16年3月31日現在)

市 町 村	工場・事業場数	市 町 村	工場・事業場数	市 町 村	工場・事業場数
富山市	316	上市町	51	大島町	11
高岡市	377	立山町	54	城端町	55
新湊市	36	宇奈月町	26	平村	9
魚津市	73	入善町	41	上平村	12
氷見市	91	朝日町	29	利賀村	10
滑川市	138	八尾町	48	庄川町	22
黒部市	136	婦中町	89	井波町	28
砺波市	85	山田村	0	井口町	2
小矢部市	145	細入村	7	福野町	64
大沢野町	18	小杉町	22	福光町	76
大山町	40	大門町	19	福岡町	45
舟橋村	5	下村	1	計	2,181

表2 75 騒音関係立入検査状況(15年度)

業 種	食料品製造業	飲料・たばこ・飼料製造業	繊維工業	木材・木製品製造業	パルプ・紙・紙加工製造業	化学工業	石油製品・石炭製品製造業	プラスチック製品製造業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	金属製品製造業	一般機械器具製造業	電気機械器具製造業	電子部品・デバイス製品製造業	電気業	その他	合 計
立入検査件数	4	3	4	3	5	15	2	1	4	5	8	6	5	3	1	7	76

表2 76 道路交通振動の調査結果(15年度)

区 域 区 分		測定地点数	昼間(dB) (8時~19時)	夜間(dB) (19時~翌日8時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	30	<30~50 (65)	<30~45 (60)
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	44	<30~51 (70)	<30~48 (65)
上記の区域以外		19	<30~58	<30~50

注1 ()は、道路管理者又は公安委員会に対する要請限度である。

2 区域区分の地域は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域である。

表2 77 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

(16年3月31日現在)

特定施設 工場・事業場 市町	金属加工機械	圧縮機	土石用破砕機等	織機	建設用資材製造機械	木材加工機械	印刷機械	樹脂練用口ル機 ゴム練用又は合成	射出成形樹脂用機	鋳造型機	計	
富山市	259	651	447	66	440	8	22	163	1	133	4	1,935
高岡市	291	854	698	64	539	0	35	42	0	92	98	2,422
新湊市	38	51	44	44	0	0	30	3	0	6	0	178
魚津市	18	29	85	5	0	0	3	0	0	10	0	132
氷見市	6	6	13	0	20	0	0	0	0	3	0	42
滑川市	18	133	113	7	0	0	3	13	0	20	0	289
黒部市	16	101	62	25	80	0	3	15	30	149	0	465
砺波市	12	15	14	1	168	0	10	20	0	61	0	289
小矢部市	23	33	7	0	38	6	5	5	2	32	0	128
大沢野町	27	66	111	18	0	0	6	0	0	11	0	212
大山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上市町	11	0	31	0	1,453	0	0	0	0	13	0	1,497
立山町	12	12	35	1	0	0	0	2	0	3	0	53
入善町	12	8	44	2	114	0	0	1	0	0	3	172
朝日町	6	3	0	0	0	0	21	3	0	0	0	27
八尾町	19	5	21	3	0	0	0	0	0	7	0	36
婦中町	6	7	0	105	0	2	0	0	0	0	0	114
小杉町	11	3	6	1	0	0	0	0	0	0	0	10
大門町	1	0	0	0	265	0	0	0	0	0	0	265
大島町	4	4	11	16	0	0	0	0	0	0	0	31
城端町	8	0	3	0	321	0	1	0	0	1	0	326
庄川町	8	0	12	0	0	0	0	0	0	33	0	45
井波町	3	0	11	0	50	0	2	0	0	0	0	63
福野町	11	20	38	0	48	0	0	2	0	11	0	119
福光町	9	0	12	0	36	0	3	0	0	19	0	70
福岡町	10	46	14	3	0	12	0	3	0	0	0	78
計	839	2,047	1,832	361	3,572	28	144	272	33	604	105	8,998

表2 78 振動関係立入検査状況（15年度）

業 種	飲料・たばこ・飼料製造業	木材・木製品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	化学工業	窯業・土石製品製造業	鉄鋼業	非鉄金属製品製造業	金属製品製造業	一般機械器具製造業	電気機械器具製造業	電子部品・デバイス製品製造業	合 計
立入検査件数	1	1	2	3	1	4	3	1	5	2	2	25

表2 79 ダイオキシン類環境調査結果（15年度）

(1) 大 気

(単位：pg-TEQ / m³)

地 点 名	調査時期		調 査 結 果					調査機関
			春 季	夏 季	秋 季	冬 季	平 均	
住居地域 (一般環境)	富山市	芝園町	0.14	0.025	0.053	0.031	0.062	富山市
	"	水橋畠等	0.18	0.023	0.035	0.044	0.071	"
	"	高田	0.12	0.021	0.043	0.035	0.055	"
	高岡市	本丸町	0.049	0.064	0.11	0.21	0.11	高岡市
	"	戸出	0.059	0.027	0.052	0.071	0.052	"
	滑川市	上島	0.038	0.028	0.039	0.029	0.034	富山県
	氷見市	窪	0.032	0.018	0.031	0.037	0.030	"
	小杉町	中太閤山	0.043	0.022	0.049	0.036	0.038	"
	黒部市	植木	0.024	0.029	0.054	0.028	0.034	"
福野町	柴田屋	0.082	0.019	0.022	0.084	0.052	"	
工業地域 (発生源周辺)	富山市	蓮町4丁目	0.13	0.030	0.072	0.062	0.074	富山市
	高岡市	伏木東一宮	0.037	0.016	0.050	0.12	0.056	富山県
	新湊市	東明中町	0.043	0.036	0.067	0.13	0.069	"
廃棄物焼却 施設周辺 (特定発生源周辺)	高岡市	美幸町	0.040	0.032	0.10	0.56	0.18	"
	小杉町	鷲塚	0.082	0.032	0.12	0.12	0.089	"
	砺波市	太田	0.055	0.031	0.11	0.098	0.074	"
環 境 基 準			0.6					

(2) 公共用水域

ア 水質(河川)

(単位: pg-TEQ / 1°)

水 域 名	調査地点名	調査結果	調査機関	
阿 尾 川	阿 尾 橋	0.071	富 山 県	
余 川	間 島 橋	0.073	〃	
上 庄 川	北 の 橋	0.073	〃	
仏 生 寺 川	八 幡 橋	0.086	〃	
	湊 川	中 の 橋	0.092	〃
小 矢 部 川	河 口	0.28 (0.77*)	国土交通省(富山)	
	城 光 寺 橋	0.19 (0.68*)	〃	
	国 条 橋	0.18 (0.57*)	〃	
	聖 人 橋	0.18 (0.46*)	〃	
	千 保 川	地 子 木 橋	0.10	高 岡 市
	祖 父 川	新 祖 父 川 橋	0.073	〃
	横 江 宮 川	末 端	0.81	富 山 県
庄 川	大 門 大 橋	0.071 (0.084*)	国土交通省(富山)	
内 川	山 王 橋	0.35	富 山 県	
	西 橋	0.12	〃	
下 条 川	稲 積 橋	0.39	〃	
新 堀 川	白 石 橋	0.076	〃	
神 通 川	神 通 大 橋	0.075 (0.10*)	国土交通省(富山)	
	萩 浦 橋	- (0.16*)	〃	
	いたち川	四 ツ 屋 橋	0.18	富 山 市
松 川	桜 橋	0.31	〃	
富 岩 運 河	千原崎地内水路橋	1.1	〃	
岩 瀬 運 河	岩 瀬 橋	0.22	〃	
常 願 寺 川	常 願 寺 橋	0.071 (0.073*)	国土交通省(富山)	
	今 川 橋	- (0.084*)	〃	
白 岩 川	東 西 橋	0.18	富 山 市	
上 市 川	魚 躬 橋	0.067	富 山 県	
中 川	落 合 橋	0.084	〃	
早 月 川	早 月 橋	0.067	〃	
角 川	角 川 橋	0.068	〃	
鴨 川	港 橋	0.067	〃	
片 貝 川	落 合 橋	0.066	〃	
	布 施 川	落 合 橋	0.077	〃
黒 瀬 川	石 田 橋	0.16	〃	
高 橋 川	堀 切 橋	0.068	〃	
吉 田 川	吉 田 橋	0.083	〃	
黒 部 川	下 黒 部 橋	0.073 (0.073*)	国土交通省(黒部)	
入 川	末 端	0.068	富 山 県	
小 川	赤 川 橋	0.067	〃	
木 流 川	末 端	0.068	〃	
笹 川	笹 川 橋	0.068	〃	
境 川	境 橋	0.065	〃	
環 境 基 準		1		

注1 調査結果は年平均値である。

2 国土交通省の調査結果のうち、(*)については平成14年度実施分である。

イ 水 質 (海 域)

(単 位 : pg-TEQ / 1°)

水 域 名	調 査 地 点 名	調 査 結 果	調 査 機 関
富 山 新 港 海 域	新 港 1	0.067	富 山 県
小 矢 部 川 河 口 海 域	小 矢 部 2	0.071	"
神 通 川 河 口 海 域	神 通 2	0.071	"
そ の 他 富 山 湾 海 域	そ の 他 2	0.066	"
"	そ の 他 4	0.069	"
"	そ の 他 6	0.081	"
"	そ の 他 8	0.072	"
"	そ の 他 10	0.067	"
環 境 基 準		1	

ウ 底 質 (河 川)

(単 位 : pg-TEQ / g)

水 域 名	調 査 地 点 名	調 査 結 果	調 査 機 関
小 矢 部 川	河 口	19 / 18 / 12 / 12 (18*)	国 土 交 通 省 (富 山)
	城 光 寺 橋	0.44 / 1.1 / 6.7 / 0.29 (0.29* / 0.39*)	"
	国 条 橋	1.8 / 2.5 / 2.5 / 1.4 (0.27* / 0.28*)	"
	聖 人 端	2.5 / 1.9 / 0.97 / 2.0 (3.5* / 3.3*)	"
庄 川	大 門 大 橋	0.23 (0.27*)	"
神 通 川	神 通 大 橋	0.83 (0.38*)	"
	萩 浦 橋	- (2.6*)	"
松 川	桜 橋	6.3	富 山 市
富 岩 運 河	岩 瀬 橋	49	"
常 願 寺 川	常 願 寺 橋	0.25 (0.24*)	国 土 交 通 省 (富 山)
	今 川 橋	- (0.28*)	"
黒 瀬 川	石 田 橋	2	富 山 県
高 橋 川	堀 切 橋	0.98	"
吉 田 川	吉 田 橋	1.1	"
黒 部 川	下 黒 部 橋	0.25 (0.28*)	国 土 交 通 省 (黒 部)
入 川	末 端	1.4	富 山 県
小 川	赤 川 橋	0.21	"
木 流 川	末 端	0.77	"
笹 川	笹 川 橋	0.22	"
境 川	境 橋	0.21	"
環 境 基 準		150	

工 底 質 (海 域)

(単 位 : pg-TEQ / g)

水 域 名	調 査 地 点 名	調 査 結 果	調 査 機 関
富 山 新 港 海 域	新 港 1	6.6	富 山 県
小 矢 部 川 河 口 海 域	小 矢 部 2	0.33	"
神 通 川 河 口 海 域	神 通 2	5.3	"
そ の 他 富 山 湾 海 域	そ の 他 2	13	"
"	そ の 他 4	2.6	"
"	そ の 他 6	5.4	"
"	そ の 他 8	2.8	"
"	そ の 他 10	1.7	"
環 境 基 準		150	

(3) 地 下 水 質

(単 位 : pg-TEQ / 1°)

市 町 村 名	調 査 地 点 名	調 査 結 果	調 査 機 関
富 山 市	牛 島 本 町	0.067	富 山 市
"	下 飯 野	0.067	"
"	城 村	0.067	"
"	水 橋 畠 等	0.067	"
高 岡 市	下 麻 生	0.065	高 岡 市
"	伏 木 矢 田	0.065	"
"	醍 醐	0.065	富 山 県
"	太 田 伊 勢 領	0.065	"
新 湊 市	八 幡 町	0.065	"
黒 部 市	立 野	0.065	"
砺 波 市	杉 木	0.065	"
"	宮 丸	0.065	"
小 矢 部 市	杉 谷 内	0.069	"
大 沢 野 町	高 内	0.069	"
立 山 町	白 岩	0.067	"
入 善 町	舟 見	0.066	"
朝 日 町	南 保	0.079	"
八 尾 町	大 杉	0.092	"
大 門 町	布 目 沢	0.067	"
大 島 町	中 野	0.066	"
城 端 町	西 上	0.068	"
井 波 町	飛 驒 屋	0.066	"
福 野 町	田 尻	0.066	"
福 光 町	土 生 新	0.065	"
環 境 基 準		1	

(4) 土 壤

(単位 : pg-TEQ / g)

区 分	市町村名	調査地点名	調査結果	調査機関
一 般 環 境	富 山 市	水 橋 小 路	0.0049	富 山 市
	"	宮 保	0.026	"
	"	中 老 田	0.023	"
	"	赤 田	0.0014	"
	魚 津 市	吉 島	0.0017	富 山 県
	"	吉 野	0.0020	"
	滑 川 市	中 野 島	0.00090	"
	"	加 島 町	0.0016	"
	黒 部 市	吉 田	0.0014	"
	"	前 沢	0.0053	"
	入 善 町	入 膳	0.00015	"
	朝 日 町	沼 保	0.0016	"
	宇 奈 月 町	下 立	0.077	"
発 生 源 周 辺	富 山 市	古 志 町	0.059	富 山 市
	"	浜 黒 崎	6.4	"
	"	高 来	4.6	"
	"	野 田	7.8	"
	立 山 町	泊 新	20	富 山 県
	"	鑄 物 師 沢	37	"
	"	岩 嶺 寺	8.9	"
	"	道 源 寺	0.39	"
	朝 日 町	月 山 (その 1)	0.039	"
	"	舟 川 新	0.18	"
	"	三 枚 橋	0.48	"
	"	月 山 (その 2)	2.1	"
環 境 基 準			1.000	

表2 80 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の届出状況

(1) 大気基準適用施設

(16年3月31日現在)

地 域	工場・事業場数	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	製鋼の用に供する電気炉	炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉、亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結	焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉、アルミニウム合金の製造の用に供する	廃棄物焼却炉	計
富山市	24		2		4	24	30
高岡市	21				18	18	36
新湊市	11		1		16	7	24
魚津市	3					3	3
氷見市	4				1	4	5
滑川市	2					2	2
黒部市	8				4	5	9
砺波市	12					13	13
小矢部市	4				1	3	4
上新川郡	3					3	3
中新川郡	5					9	9
下新川郡	5					7	7
婦負郡	9					12	12
射水郡	5					8	8
東砺波郡	14				1	13	14
西砺波郡	10				3	10	13
合計	140	0	3	0	48	141	192

(2) 水質基準対象施設

(16年3月31日現在)

地 域	工場・事業場数	特定施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設														計	
		硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプ製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	硫酸カリウム製造の用に供する廃ガス洗浄施設	アルミナ繊維製造の用に供する廃ガス洗浄施設	塩化ビニルモノマー製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	カプロラクタム製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	ガス洗浄施設	クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	カプロラクタム製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	塩化ビニルモノマー製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	アルミナ繊維製造の用に供する廃ガス洗浄施設	硫酸カリウム製造の用に供する廃ガス洗浄施設	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設		
富山市	6												7	1	1	1	10
高岡市	12	2								3			22	1	2		30
新湊市	3									3			2		1		6
魚津市	1		1														1
氷見市																	0
滑川市																	0
黒部市	3									6			4				10
砺波市	1												1				1
小矢部市																	0
上新川郡	2												2				2
中新川郡	2												3				3
下新川郡																	0
婦負郡	1												1				1
射水郡																	0
東砺波郡																	0
西砺波郡																	0
合 計	31	2	1	0	0	0	0	0	0	12	0	42	2	4	1	64	

表2 81 有害大気汚染物質の調査概要（15年度）

区分	調査地点	調査対象物質	調査回数	分析方法
一般環境	富山芝園観測局	環境基準設定物質： テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタン その他優先取組物質： VOCs： アクリロニトリル（*）、塩化ビニルモノマー（*）、クロロホルム、1,2 ジクロロエタン、1,3 ブタジエン アルデヒド類： ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド 重金属類： 水銀及びその化合物（*）、ニッケル化合物（*）、マンガン及びその化合物、ヒ素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、クロム及びその化合物 ベンゾ（a）ピレン 酸化エチレン *アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物は、15年9月に指針値が設定された。	環境基準設定物質： 1回/月 その他優先取組物質： 1回/季 又は 1回/月 （富山芝園）	VOCs： キャニスター採取 - 低温濃縮 GC/MS 分析法 アルデヒド類： DNPH 捕集管採取 溶媒抽出 HPLC 分析法 重金属類（下記以外のもの）： ハイポリウムエアサンプラ - 採取 酸又は圧力容器分解 原子吸光度分析又は ICP/MS 分析法 水銀及びその化合物： 金アマルガム採取 加熱気化 原子吸光度分析法 ヒ素及びその化合物： ハイポリウムエアサンプラ - 採取 酸又は圧力容器分解 原子吸光度分析（水素化物発生） 又は ICP/MS 分析法 ベンゾ（a）ピレン： ハイポリウムエアサンプラ - 採取 溶媒抽出 HPLC 分析法 酸化エチレン： 固相採取 溶媒抽出 GC/MS 分析法
	魚津観測局			
	小杉太閤山観測局			
固定発生源周辺	高岡伏木観測局			
	新湊海老江観測局			
幹線道路沿道	小杉鷺塚観測局	環境基準設定物質：ベンゼン その他優先取組物質： 1,3 - ブタジエン、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、ベンゾ（a）ピレン		

表2 82 その他優先取組物質の調査結果（15年度）

区分	調査地点	年 平 均 値 (µg / m³)							調査機関
		アクリロニトリル	塩化ビニルモノマー	クロロホルム	1,2-ジクロロエタン	1,3-ブタジエン	ホルムアルデヒド	アセトアルデヒド	
一般環境	富山芝園	0.022	0.084	0.59	0.14	0.11	2.0	3.0	富山市
	魚津	<0.1	<0.1	0.17	<0.1	<0.1	1.9	1.2	
	小杉太閤山	<0.1	<0.1	0.15	<0.1	<0.1	1.6	1.2	
固定発生源周辺	高岡伏木	<0.1	1.0	0.44	0.59	<0.1	1.6	1.6	県
	新湊海老江	<0.1	0.31	0.33	0.14	<0.1	1.5	1.3	
幹線道路沿道	小杉鷺塚	-	-	-	-	<0.1	1.8	1.5	

区分	調査地点	年 平 均 値 (µg / m³)								調査機関
		水銀及びその化合物	ニッケル化合物	マンガン及びその化合物	ヒ素及びその化合物	ベリリウム及びその化合物	クロム及びその化合物	ベンゾ(a)ピレン	酸化エチレン	
一般環境	富山芝園	0.0021	0.0033	0.015	0.0011	0.000017	0.0060	0.000059	0.12	富山市
	魚津	0.0024	<0.004	0.0014	0.0010	<0.0004	<0.005	0.00026	0.070	
	小杉太閤山	0.0024	<0.004	0.010	0.0011	<0.0004	<0.005	0.00016	0.067	
固定発生源周辺	高岡伏木	0.0028	<0.004	0.031	0.0011	<0.0004	0.016	0.00015	0.066	県
	新湊海老江	0.0030	<0.004	0.017	0.0011	<0.0004	<0.005	0.00028	0.062	
幹線道路沿道	小杉鷺塚	-	-	-	-	-	-	0.00029	-	

表2 83 ゴルフ場排水の農薬調査結果（15年度）

（単位：mg / 1°）

分類	農薬名	検出ゴルフ場数/ 調査ゴルフ場数	検出数/ 検体数	調査結果	暫定指導 指針値	県指導値	定量下限 値
殺 虫 剤	アセフェート	0 / 16	0 / 32	ND	0.8	0.08	0.001
	イソキサチオン	0 / 16	0 / 32	ND	0.08	0.008	0.001
	イソフェンホス	0 / 16	0 / 32	ND	0.01	0.001	0.001
	エトフェンプロックス	0 / 16	0 / 16	ND	0.8		0.008
	クロルピリホス	0 / 16	0 / 32	ND	0.04	0.004	0.001
	ダイアジノン	0 / 16	0 / 32	ND	0.05	0.005	0.001
	チオジカルブ	0 / 16	0 / 16	ND	0.8		0.008
	トリクロロホン（DEP）	1 / 16	1 / 32	ND ~ 0.004	0.3	0.03	0.001
	ピリダフェンチオン	0 / 16	0 / 32	ND	0.02	0.002	0.001
	フェニトロチオン（MEP）	0 / 16	0 / 32	ND	0.03	0.003	0.001
殺 菌 剤	アゾキシストロピン	0 / 16	0 / 32	ND	5		0.05
	イソプロチオラン	0 / 16	0 / 32	ND	0.4	0.04	0.001
	イプロジオン	0 / 16	0 / 32	ND	3	0.3	0.001
	イミノクタジン酢酸塩	0 / 16	0 / 16	ND	0.06		0.006
	エトリアゾール（エクロメゾール）	0 / 16	0 / 32	ND	0.04	0.004	0.001
	オキシ銅（有機銅）	0 / 16	0 / 32	ND	0.4	0.04	0.001
	キャプタン	0 / 16	0 / 32	ND	3	0.3	0.001
	クロロタロニル（TPN）	0 / 16	0 / 32	ND	0.4	0.04	0.001
	クロロネブ	0 / 16	0 / 32	ND	0.5	0.05	0.001
	チウラム（チラム）	0 / 16	0 / 32	ND	0.06	0.006	0.001
	トルクロホスメチル	0 / 16	0 / 32	ND	0.8	0.08	0.001
	フルトラニル	0 / 16	0 / 32	ND	2	0.2	0.001
	プロピコナゾール	0 / 16	0 / 32	ND	0.5		0.005
	ベンシクロン	2 / 16	2 / 32	ND ~ 0.007	0.4	0.04	0.001
	ホセチル	0 / 16	0 / 16	ND	23		0.23
ポリカーバメート	0 / 16	0 / 16	ND	0.3		0.003	
メタラキシル	0 / 16	0 / 32	ND	0.5	0.05	0.001	
メプロニル	0 / 16	0 / 32	ND	1	0.1	0.001	
除 草 剤	アシュラム	0 / 16	0 / 32	ND	2	0.2	0.001
	ジチオビル	0 / 16	0 / 32	ND	0.08	0.008	0.001
	シデュロン	0 / 16	0 / 32	ND	3		0.03
	シマジン（CAT）	0 / 16	0 / 32	ND	0.03	0.003	0.001
	テルブカルブ（MBPMC）	0 / 16	0 / 32	ND	0.2	0.02	0.001
	トリクロピル	1 / 16	1 / 32	ND ~ 0.006	0.06	0.006	0.001
	ナプロパミド	0 / 16	0 / 32	ND	0.3	0.03	0.001
	ハロスルフロメチル	0 / 16	0 / 32	ND	0.3		0.003
	ピリブチカルブ	0 / 16	0 / 32	ND	0.2	0.02	0.001
	ブタミホス	0 / 16	0 / 32	ND	0.04	0.004	0.001
	フラザルフロ	0 / 16	0 / 32	ND	0.3		0.003
	プロビザミド	0 / 16	0 / 32	ND	0.08	0.008	0.001
	ベンスリド（SAP）	0 / 16	0 / 32	ND	1	0.1	0.001
	ベンディメタリン	1 / 16	1 / 32	ND ~ 0.001	0.5	0.05	0.001
	ベンフルラリン（ベスロジン）	0 / 16	0 / 32	ND	0.8	0.08	0.001
メコプロップ（MCP）	0 / 16	0 / 32	ND	0.05	0.005	0.001	
メチルダイムロン	0 / 16	0 / 32	ND	0.3	0.03	0.001	

注 NDとは、定量下限値未満をいう。

表2 84 農薬使用総量（15年度）

区 分	殺 虫 剤	殺 菌 剤	殺 虫 殺 菌 剤	除 草 剤
使用量(t)	1 495	904	2 228	1 412
農薬種類数	190	200	73	119

表2 85 魚介類の水銀検査結果（15年度）

	検体名	総水銀定量値(ppm)	採取年月日	採取場所
1	か れ い	0.07	15年12月8日	氷見市
2	めじまぐろ	0.03	"	"
3	か ま す	0.05	"	"
4	め じ な	0.03	"	"
5	さ け	0.03	"	"
6	ま だ い	0.06	"	"
7	あ じ	0.06	"	"
8	あおりいか	0.05	"	"
9	うまづらはぎ	0.04	"	"
10	か わ は ぎ	0.02	"	"
11	そーだかつお	0.35	15年11月28日	魚津
12	か わ は ぎ	0.03	"	"
13	うるめいわし	0.02	"	"
14	さ ば	0.05	"	"
15	い ぼ だ い	0.01	"	"
16	あ じ	0.02	"	"
17	か ま す	0.03	"	"
18	ほ う ぼ う	0.05	"	"
19	ふ くら ぎ	0.06	"	"
20	た ち う お	0.11	"	"

表2 86 食品中のP C B検査結果（15年度）

検 体 名	検体数	検査結果(ppm)			検 査 機 関
		平均値	最高値	最低値	
内海内湾魚介類	4		0.01	N D	高岡厚生センター 新川厚生センター
遠洋沖合魚介類	1	0.008			
牛 乳	5	N D	N D	N D	
卵 類	4		0.004	N D	

表2 87 公害審査会に係属した事件

手続の種類	市町名	申請年月	対 象	終結年月	終結区分
調 停	魚津市	52年4月	工場騒音・振動	52年9月	調停成立
	富山市	57年8月	工場騒音・粉じん・悪臭	58年3月	一部取下げ 一部打ち切り
	婦中町	60年5月	事業場悪臭・粉じん・砂じん	60年10月	調停成立
	富山市	2年2月	住宅マンション建設・ 騒音・振動	2年8月	調停打ち切り
	入善町 朝日町 宇奈月町 黒部市	13年6月	ダム排砂に伴う 水質汚濁	14年11月	調停打ち切り

表2 88 公害種類別苦情受理状況の年度別推移

(単位：件)

種類 年度	典 型 7 公 害							小 計 （ 典 型 七 公 害 ）	産 業 廃 棄 物	そ の 他	合 計
	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭				
11	79	27	-	47	8	-	35	196	8	11	215
12	83	43	1	52	10	-	63	252	7	30	289
13	105	56	-	40	8	-	26	235	4	71	310
14	118	65	2	42	6	-	38	271	9	73	353
15	122	52	2	30	5	-	36	247	8	123	378

表2 89 発生源別苦情受理状況（15年度）

（単位：件）

業 種		種類	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	計
耕種農業	耕種農業								1	1
	畜産業			2					6	8
農業・園芸サービス業			5			1			1	7
漁業									1	1
金属鉱業										0
非金属鉱業										0
建築・土木工業			24	3		6			1	34
工場	食品、飲料等製造業		4	4		2			3	13
	繊維工業		1						1	2
	木材・木製品製造業		15							15
	パルプ・紙・紙加工品製造業									0
	出版・印刷・同関連産業					1				1
	化学工業			1		1			1	3
	石油・石炭製造業									0
	プラスチック製品製造業		4	1	1	2			2	10
	窯業・土石製品製造業		1			2	1			4
	鉄鋼・非鉄金属・金属製品		2	4		4	3		3	16
	機械器具製造業		2	3		2				7
その他の製造業		2						2	4	
小計			31	13	1	14	4	0	12	75
電気・ガス・熱供給業						1				1
水道業			1	1						2
鉄道業				1						1
道路旅客（貨物）運送業			1	1			1			3
その他の運輸・通信業			3						1	4
再生資源卸売業										0
卸売・小売業			2	2		2				6
飲食店			1			1				2
飲食店のカラオケ										0
洗濯・理容・浴場業			5	2						7
生活関連サービス業、旅館業										0
娯楽業・ゴルフ場						1				1
自動車整備業			3			2				5
機械・家具等修理業										0
専門サービス業										0
廃棄物処理業			2						2	4
医療業・保健衛生						2			1	3
社会保険・社会福祉										0
教育・学術研究機関				1						1
その他のサービス業			3						1	4
公務									1	1
家庭生活			31	14					2	47
事務所			4							4
道路										0
空地			5		1				2	8
公園										0
その他			1	2					4	7
不明				10						10
合計			122	52	2	30	5	0	36	247

表2 90 市町村別苦情処理状況（15年度）

（単位：件）

種類 市町村名	典 型 7 公 害							小 計 （ 典 型 七 公 害 ）	産 業 廃 棄 物	そ の 他	合 計
	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭				
富山市	63	3		15	2		10	93	1	1	95
高岡市	17	4		4	3		4	32	1		33
新湊市	2	4		1			2	9	1	3	13
魚津市	4	8		4			3	19	2	21	42
氷見市	6	8					3	17		12	29
滑川市		1		1			3	5		7	12
黒部市	8	5		2				15		2	17
砺波市								0		2	2
小矢部市	10	6					3	19		42	61
市計	110	39	0	27	5	0	28	209	5	90	304
大沢野町							1	1			1
大山町								0			0
舟橋村								0			0
上市町								0			0
立山町								0	1	1	2
宇奈月町								0			0
入善町								0			0
朝日町		1						1			1
八尾町								0			0
婦中町	1	1					1	3			3
山田村								0			0
細入村								0			0
小杉町	1		1				2	4			4
大門町								0			0
下村								0			0
大島町				2				2		3	5
城端町		2						2	1	13	16
平村								0			0
上平村								0			0
利賀村								0			0
庄川町								0			0
井波町								0			0
井口村								0			0
福野町	2	2						4	1	3	8
福光町	4	7	1	1			4	17		13	30
福岡町	4							4			4
町村計	12	13	2	3	0	0	8	38	3	33	74
合計	122	52	2	30	5	0	36	247	8	123	378

表2 91 苦情の処理状況（15年度）

（単位：件）

内 訳	種 類	典 型 7 公 害							小 計 （ 典 型 七 公 害 ）	産 業 廃 棄 物	そ の 他	合 計
		大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭				
苦情処理件数		122	52	2	30	5		36	247	8	123	378
処 理 状 況	直接処理（解決）	106	45	1	25	4		27	208	5	112	325
	他機関への移送		1						1	1	8	11
	翌年度への繰越	16	1	1	4	1		5	28	1		29
	その他（原因不明等により処理方法のないもの等）		5		1			4	10	1	3	14

表2 92 「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく指定の内容

地 域	第2種地域
区 域	富山市、婦中町、大沢野町の各一部指定地区（神通川下流地域）
指定年月日	44年12月27日
指定疾病	イタイイタイ病

表2 93 市町村別イタイイタイ病患者及び要観察者生存数

（16年3月31日現在）

区 分	富 山 市	婦 中 町	大 沢 野 町	八 尾 町	そ の 他	計
患 者(人)	0	4	0	0	0	4
要観察者(人)	0	0	1	1	0	2

(2) 環境への負荷が少ない循環型社会の構築

表2 94 ごみ処理状況の年度別推移

年度	総人口(人)	計 画 処 理 区 域							計画収 集人口 率(%)
		人 口(人)	総排出量 (t/年)	収 集 処 理 量 (t/年)				自 家 処 理 量 (t/年)	
				焼 却	埋 立	資源化等	計		
10	1,128,633	1,128,633	385,931	325,187	29,463	29,352	384,002	1,929	100
11	1,128,527	1,128,527	385,185	327,715	23,839	33,615	385,169	16	100
12	1,127,442	1,127,442	396,840	333,988	26,061	36,777	396,826	14	100
13	1,126,170	1,126,170	398,244	327,953	27,498	42,776	398,227	17	100
14	1,124,476	1,124,476	395,373	325,889	25,879	43,588	395,356	17	100

表2 95 容器包装リサイクル法に基づく分別収集量の年度別推移

(単位：t)

年 度	10	11	12	13	14	15
無 色 ガ ラ ス	2,043.0	2,155.4	2,534.0	2,691.4	2,605.4	2,607.4
茶 色 ガ ラ ス	2,526.3	2,820.0	3,110.6	3,133.7	3,380.2	3,003.9
そ の 他 ガ ラ ス	913.2	1,018.0	976.9	893.6	858.2	847.5
ペ ッ ト ボ ト ル	266.3	586.0	921.0	1,203.5	1,348.9	1,524.8
そ の 他 紙 製 容 器 包 装			561.8	1,237.2	1,831.9	2,629.0
その他プラスチック製容器包装			1,313.4	2,861.4	4,319.3	5,592.0
ス チ ー ル 缶	2,196.9	2,325.4	2,287.1	2,044.3	1,769.5	1,642.1
ア ル ミ 缶	842.9	994.7	1,274.9	1,219.0	1,333.6	1,295.5
紙 パ ッ ク	81.0	70.2	108.8	104.8	126.2	133.9
段 ボ ー ル			4,196.2	5,770.2	6,378.4	5,226.0
合 計	8,869.6	9,969.7	17,284.7	21,159.1	23,951.6	24,502.5

注1 その他紙製、その他プラスチック製容器包装及び段ボールは、12年度から法による分別収集が開始されている。

2 その他プラスチック製容器は、白色トレイを含めた量である。

表2 96 家電リサイクル法に基づく廃家電品の引取り台数

(単位：台数)

品 目	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機	合 計
13年度	10,291	31,570	17,784	14,503	74,148
14年度	13,388	40,580	23,436	20,417	97,821
15年度	12,954	42,601	25,281	22,210	103,046

注 県内4か所の指定引取り場所での引取り台数である。

図2 8 産業廃棄物の地域別発生量（14年度）

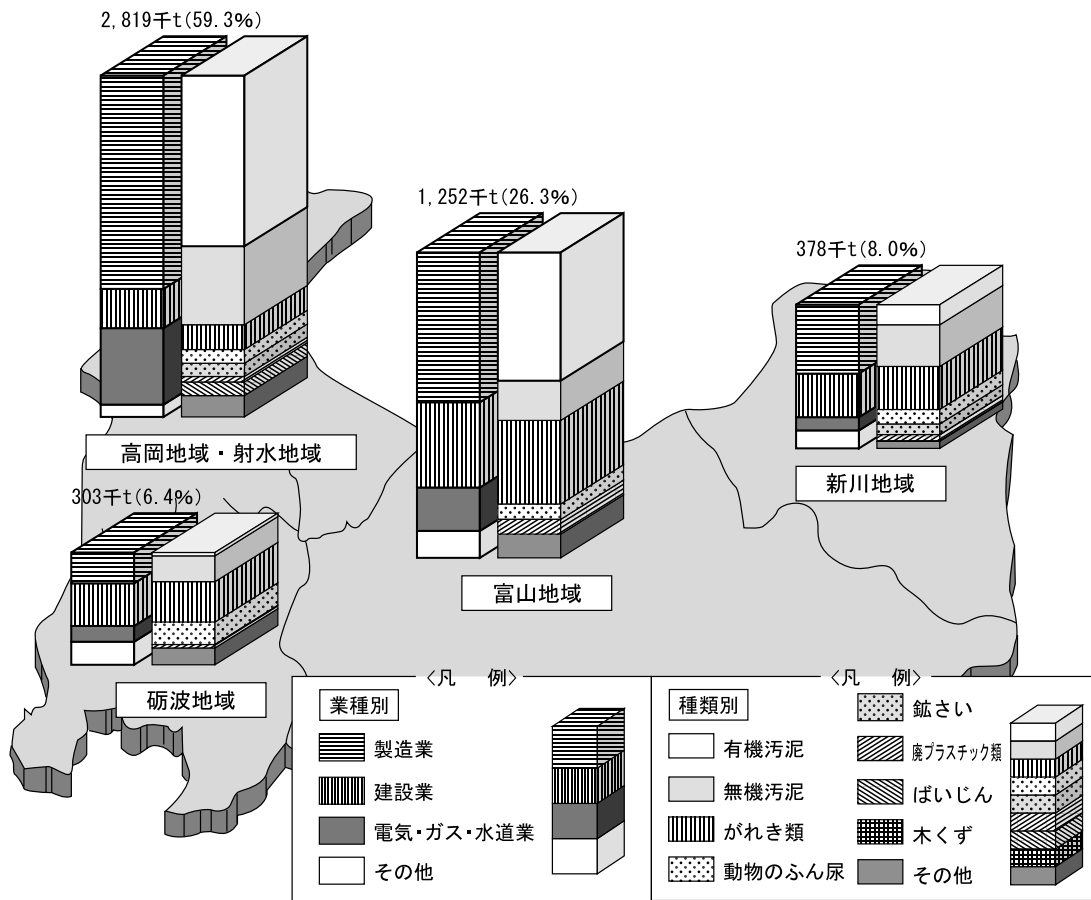


表2 97 多量排出事業者の処理計画書等の提出状況（15年度）

業種	産業廃棄物処理計画書・実施状況報告書	特別管理産業廃棄物処理計画書・実施状況報告書	合計
製造業	87	46	133
建設業	99	0	99
電気・ガス・水道業	26	0	26
その他の業種	7	3	10
合計	219	49	268

注1 提出事業者は、法に定める多量排出事業者（産業廃棄物の年間発生量が1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の年間発生量が50トン以上の事業者）を示す。

2 その他の業種は、鉋業、医療業である。

3 多量排出事業者268事業所の内、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の両方の計画書を提出した事業所は、29事業所である。

表2 98 ごみ処理施設の整備状況

(1) ごみ焼却施設

(16年3月31日現在)

広域圏	市 町 村 ・ 事 務 組 合	名 称	型 式	能 力 (t/日)
富 山	富山地区広域圏事務組合 (富山市・滑川市・大沢野町・大山町・舟橋村・上市町・立山町・八尾町・婦中町・山田村・細入村)	クリーンセンター	連続	810
高 岡	高 岡 市	環境クリーン工場	連続	270
	水 見 市	西部清掃センター	機械化バッチ	50
新 川	新川広域圏事務組合 (魚津市・黒部市・宇奈月町・入善町・朝日町)	エコぼ〜と	准連続	174
砺 波	砺波広域圏事務組合 (砺波市・利賀村・庄川町・井波町・福野町)	クリーンセンターとなみ	准連続	70
射 水	射水地区広域圏事務組合 (新湊市・小杉町・大門町・下村・大島町)	クリーンピア射水	連続	138
計		6 施設		1,512

(2) 粗大ごみ処理施設

(16年3月31日現在)

広域圏	市 町 村 ・ 事 務 組 合	名 称	型 式	能力 (t/日)
富 山	富山地区広域圏事務組合 (富山市・滑川市・大沢野町・大山町・舟橋村・上市町・立山町・八尾町・婦中町・山田村・細入村)	リサイクルセンター	破碎・圧縮	75
新 川	新川広域圏事務組合 (魚津市・黒部市・宇奈月町・入善町・朝日町)	宮沢清掃センター	破碎・圧縮	40
砺 波	砺波広域圏事務組合 (砺波市・利賀村・庄川町・井波町・福野町)	クリーンセンターとなみ 粗大ごみ処理プラント	破碎・圧縮	9
射 水	射水地区広域圏事務組合 (新湊市・小杉町・大門町・下村・大島町)	射水郷清掃センター 粗大ごみ処理施設	破碎・圧縮	30
計		4 施設		154

(3) ごみ固形燃料化施設

(16年3月31日現在)

広域圏	市 町 村 ・ 事 務 組 合	名 称	処 理 方 式	能力 (t/日)
砺 波	砺波広域圏事務組合 (城端町・平村・上平村・井口村・福光町)	南砺リサイクルセンター	固 形 燃 料 化	28

(4) 廃棄物再生利用施設（リサイクルプラザ）

（16年3月31日現在）

広域圏	市 町 村 ・ 事 務 組 合	名 称	処 理 方 式	能力 (t/日)
富 山	富山地区広域圏事務組合 (富山市・滑川市・大沢野町・大山町・舟橋村・ 上市町・立山町・八尾町・婦中町・山田村・ 細入村)	リサイクルセンター	不燃物処理・ 資 源 化	41
高 岡	高 岡 市	高岡市リサイクルプラザ	併 用	46
	氷 見 市	氷見市リサイクルプラザ	選 別 ・ 圧 縮	16
	福 岡 町	福岡町リサイクルセンター	選 別 ・ 圧 縮	2.36
砺 波	砺波広域圏事務組合 (城端町・平村・上平村・井口村・福光町)	南砺リサイクルセンター	不燃物等粉碎 圧縮・資源化	8
射 水	射水地区広域圏事務組合 (新湊市・小杉町・大門町・下村・大島町)	ミライクル館	選 別 ・ 圧 縮	8.74
計		6 施設		122

表2-99 し尿処理状況の年度別推移

年度	総人口 (人)	くみとり 便 所 計画収集 人口(人)	水 洗 便 所			衛生処理 人口(人)	収 集 内 訳 (㍻ / 年)			処 理 内 訳 (㍻ / 年)		
			浄 化 槽		公 共 下 水 道 人口(人)		くみとり し 尿	浄 化 槽 汚 泥	計	し尿処理 施 設	公共下水 道マンホ ール投入	農村還元 そ の 他
			基数(基)	人口(人)								
10	1,128,633	227,871	111,442	425,022	460,179	1,113,072	164,265	146,039	310,304	288,095	22,209	0
11	1,128,527	199,982	110,547	414,456	501,123	1,115,561	144,186	144,850	289,036	269,610	19,426	0
12	1,127,442	179,259	108,469	406,957	531,458	1,117,674	129,906	150,759	280,665	261,153	19,511	1
13	1,126,170	165,744	105,016	372,711	573,037	1,111,492	118,088	151,818	269,906	251,742	18,164	0
14	1,124,476	147,632	100,498	360,071	605,717	1,113,420	106,833	149,030	255,863	237,877	17,986	0

表2 100 し尿処理施設の整備状況

(16年3月31日現在)

広域圏	市町村・事務組合	名称	型式	能力 (t/日)
富山	富山市	つばき園	固液分離	90
	滑川市	衛生センター	消化・活性汚泥	33
	富山県中央衛生 処理組合(富山市・大沢野町・大山町 八尾町・細入村)	万浄園	高負荷脱窒素	217
	富山県中部衛生 センター組合(富山市・上市町・立山町)	し尿処理場	標準脱窒素	80
高岡	高岡市	四屋浄化センター	消化・活性汚泥	150
	氷見市	クリーンセンター	高負荷脱窒素	45
新川	新川広域圏 事務組合(魚津市・黒部市・宇奈月町・入善町・朝日町)	中部清掃センター	活性汚泥	155
砺波	砺波地方衛生 施設組合(砺波市・小矢部市・城端町・利賀村・庄川町 井波町・井口村・福野町・福光町・福岡町)	クリーンシステムとなみ	高負荷脱窒素	104
	砺波広域圏 事務組合(平村・上平村)	平・上平 衛生センター	酸化	4
射水	射水地区広域圏 事務組合(新湊市・小杉町・大門町・下村・大島町・ 富山市)	射水郷衛生センター	活性汚泥	116
計		10施設		994

表2 101 P C B 特別措置法に基づく届出状況

(1) 保管中

(15年3月31日現在)

事業所数		県所管	富山市所管	合計
事業所数		621	231	852
台数等		81,297	16,352	97,649
内訳	高圧トランス・コンデンサ	2,611	1,275	3,886
	蛍光灯安定器	12,835	13,920	26,755
	その他(低圧コンデンサ等)	1,704	1,153	2,857
	その他(柱上トランス)	64,147	4	64,151

(2) 使用中

事業所数		県所管	富山市所管	合計
事業所数		188	82	270
台数等		42,596	14,155	56,751
内訳	高圧トランス・コンデンサ	955	138	1,093
	蛍光灯安定器	3,526	5,988	9,514
	その他(低圧コンデンサ等)	115	29	144
	その他(柱上トランス)	38,000	8,000	46,000

注1 保管中及び使用中の事業所数には、重複している事業所があるため、届出数は1,000事業所である。

2 使用中の柱上トランスの数値は、推定値として事業者から報告のあったものである。

表2 102 産業廃棄物処理施設の許可（届出）状況

（16年3月31日現在）

施設区分	処理能力	施設数	施設区分	処理能力	施設数
汚泥の脱水施設	10m ³ /日を超える	108	廃プラスチック類の焼却施設	100kg/日を超える 火格子面積2m ² 以上	8
		19			1
汚泥の乾燥施設	10m ³ /日を超える	5	木くず又はがれき類の破碎施設	5t/日を超える	139
		0			81
汚泥の焼却施設	5m ³ /日を超える 200kg/時間以上 火格子面積2m ² 以上	8	有害物質等のコンクリート固型化施設	すべて	2
			1	シアン化合物の分解施設	すべて
		1	シアン化合物の分解施設	すべて	1
廃油の油水分離施設	10m ³ /日を超える	2	廃PCB等の分解施設	すべて	1
		0			1
廃油の焼却施設	1m ³ /日を超える 200kg/時間以上 火格子面積2m ² 以上	2	産業廃棄物の焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラスチック類以外の施設)	200kg/時間以上 火格子面積2m ² 以上	14
					3
		2	最終処分場	安定型	17
				1	
廃酸又は廃アルカリの中和施設	50m ³ /日を超える	2		管理型	13
		1			2
廃プラスチック類の破碎施設	5t/日を超える	13	合 計		334
		9			123

注) 上段は富山県の施設数、下段は富山市の施設数である。

(3) 自然と共生したうるおいのある環境の実現

表2 103 国立公園内における工作物の新築等に係る許認可取扱状況（15年度）

（単位：件）

国立公園	許 可（協議・届出含）		認 可（承認）	計
	大 臣	知 事		
中 部 山 岳	25	17	18	60
白 山	0	0	0	0
計	25	17	18	60

表2 104 国定公園内における工作物の新築等に係る許認可取扱状況（15年度）

（単位：件）

国定公園	許可（協議・届出含）	認 可（承認）	計
能 登 半 島	10	0	10

表2 105 県立自然公園内における工作物の新築等に係る許認可取扱状況（15年度）
（単位：件）

県立自然公園	許 可（協 議）	認 可（承 認）	計
朝 日	3	0	3
有 峰	11	0	11
五 箇 山	2	0	2
白 木 水 無	2	3	5
医 王 山	1	1	2
計	19	4	23

表2 106 富山県自然環境保全基金による土地保有状況
（16年3月31日現在）（単位：m²）

市町村名	山 林	そ の 他	合 計 +	左のうち、県の持分		摘 要
				持分比		
朝日町	51,679.01	21,485.67	73,164.68	2/3	48,776.45	朝日県立自然公園・朝日城山地区内
八尾町	378,896.00	0.00	378,896.00	3/4	278,704.42	白木水無県立自然公園・杉ヶ平地内
富山市	156,651.93	0.00	156,651.93	1/1	156,651.93	県民公園野鳥の園・古洞池
小杉町	31,711.00	0.00	31,711.00	1/1	31,711.00	県民公園野鳥の園・恩坊池
高岡市	2,113.00	8,065.11	10,178.11	2/3	6,785.41	能登半島国定公園・雨晴園地
城端町	126,916.00	0.00	126,916.00	2/3	84,610.67	縄ヶ池・若杉自然環境保全地域内
平 村	712.00	22,552.41	23,264.41	2/3	15,509.61	五箇山県立自然公園・相倉地区内
上平村	171,466.18	8,703.02	180,169.20	2/3	120,112.80	五箇山県立自然公園・西赤尾地区内
福光町	379,249.62	2,268.00	381,517.62	2/3	245,422.28	医王山県立自然公園内
氷見市	2,751.00	5,214.000	7,965.00	2/3	5,310.00	能登半島国定公園・九殿浜、窪地区内
小 計	1,302,145.74	68,288.21	1,370,433.95	-	993,594.57	
（注）：他の持ち分比率あり。						
婦中町	52,394.00	地上権設定	52,394.00	1/1	52,394.00	県民公園野鳥の園
合 計	1,354,539.74	68,288.21	1,422,827.95	-	1,045,988.57	

表2 107 立山山麓家族旅行村の主要施設

地 区	主 要 施 設
中央管理地区	管理棟（鉄筋コンクリート平屋建、343m ² ）、休憩所（合掌造）、駐車場（60台収容）、芝生広場（7,890m ² ）、イベント広場
ファミリー広場	芝生広場（5,069m ² ）、遊水池
野 外 広 場	オートキャンプサイト（31区画）、野外ステージ、バーベキュー卓、炊事棟、多目的ハウス、トリムコース、シャワー棟
チビッコ広場	芝生広場（2,200m ² ）、石の山、遊水池、パークゴルフコース
宿泊施設地区	ケビン（4人用15棟、8人用5棟）、バーベキュー卓
森 の 広 場	芝生広場（9,200m ² ）、展望広場、ロックガーデン

表2 108 とやま・ふくおか家族旅行村の主要施設（富山県整備分）

施 設 名	施 設 概 要
ピクニカル広場	11,000m ²
ピクニック緑地	15,400m ²
管 理 棟	木造平屋建 150m ²
カリヨン展望塔 （とんがりぼうしの時計台）	全高15m 50m ²
駐 車 場	80台 2,000m ²
森 林 学 習 展 示 館	もりの学び舎 71m ²
宿 泊 施 設	ケビン（6人用）1棟 69m ²
林 間 学 習 施 設	2,300m ²
森 林 学 習 歩 道	6,551m

表2 109 登山届出及び遭難事故の概要

(15年12月1日～16年5月15日)

区 分	12月1日 ～ 2月15日	2月16日 ～ 4月15日	4月16日 ～ 5月15日	合 計
登 山 届	28パーティー (126人)	8パーティー (40人)	160パーティー (625人)	196パーティー (791人)
遭 難 事 故	0件	0件	0件	0件

表2 110 自然公園等における主たる施設整備実績(15年度)

公園名	地区名	公園事業名	事 業 内 容								備 考	
			園 地	野 営 場	歩 道	駐 車 場	避 難 小 屋	管 理 所 休 憩 所	公 衆 便 所	博 物 展 示 施 設		
中部山岳国立公園	立山周辺地区	立山槍ヶ岳縦走線歩道								1棟 A = 40.6m ²		
		折立太郎山線歩道			L = 1 216.7m 植生復元 A = 14 534.2m ²							
		剣沢野営場								1棟 A = 38.4m ²		
		禊平園地	岩接着工 A = 214.5m ²									
		室堂園地	園路 L = 83m 植生復元 A = 180m ²						1棟増設 A = 16.3m ²			火山ガス観測警報装置一式
熊半島国立公園	大地境区	九殿浜園地	園路 L = 630m									

注 Aは面積、Lは長さを表す。

表2 111 愛鳥週間行事（15年度）

月日	行事名	場所	行事内容	備考
5月10日(土)	野鳥相談の日	婦中町吉住自然博物館「ねいの里」	自然博物館「ねいの里」で正しい野鳥救護のあり方など、野鳥に関する各種相談を実施。 共催：自然博物館ねいの里	
5月11日(日)	探鳥の日	富山市三ノ熊野鳥の園（古洞池） 午前7時30分～12時	愛鳥思想の普及啓発のため、広く一般の方を対象に（第37回）バードウォッチングを開催。 共催：自然博物館ねいの里 指導者：富山県野鳥観察指導員	
5月12日(月)	ツバメ調査の日	県下全域	第33回ツバメ生息調査を実施する。県下一斉に小学校6年生の豆調査員が、ツバメの生息調査を実施し、ツバメの巣のある家に「ツバメのお宿」シールを貼った。	調査は県下の小学校220校の6年生を中心に約14,071名で実施。調査では29,368羽を確認。
5月13日(火)	野鳥保護表彰の日	県庁大会議室 午後4時～5時	第49回愛鳥ポスターの入賞者の表彰式、並びに野生生物保護功労表彰の伝達式を行った。 ・愛鳥ポスター入賞者（知事賞、教育委員会賞） ・野生生物保護功労者	入選ポスターの展示を5月14日～21日はフェアレで、また5月22日～6月16日の間は自然博物館ねいの里で実施。
5月14日(水)	野鳥観察の日	呉羽山一帯 午前9時～午後1時	富山短期大学幼児教育学科の学生を対象に、野鳥を中心とした（第27回）自然教室を開き、野外教育のあり方を体験。 共催：自然博物館ねいの里 参加者：幼児教育科1年生 指導者：富山県野鳥観察指導員	富山市安養坊の八幡社に午前9時に集合し、呉羽山から八ヶ山にかけて探鳥会を実施。
5月15日(木)	学校愛鳥の日	愛鳥モデル校	平成15年度（第29回）愛鳥モデル校の指定証の交付を行った。 立山町立釜ヶ淵小学校	愛鳥活動に積極的な小中学校を昭和50年度から毎年指定しているもの。
5月16日(金)	県政バス「野鳥とのふれあいコース」	県民公園野鳥の園 自然博物館ねいの里 海王バードパーク	富山県野鳥観察指導員（バードマスター）の解説により野鳥観察についての知識を得るとともに、野鳥保護について正しい理解を深めた。 参加者：一般県民約15名 協力：富山県野鳥観察指導員	

表2 112 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」による種の指定状況
(16年3月31日現在)

指定年月日区分	種名	富山県で生息が確認されている種
5年2月10日 鳥類	アホウドリ、チシマウガラス、コウノトリ、トキ、シジュウカラガン、オオタカ、イヌワシ、ダイトウノスリ、オガサワラノスリ、オジロワシ、オオワシ、カンムリワシ、クマタカ、シマハヤブサ、ハヤブサ、ライチョウ、タンチョウ、ヤンバルクイナ、アマミヤマシギ、カラフトアオアシシギ、エトピリカ、ウミガラス、キンバト、アカガシラカラスバト、ヨナクニカラスバト、シマフクロウ、オーストンオオアカゲラ、ミユビゲラ、ノグチゲラ、ヤイロチョウ、アカヒゲ、ホントウアカヒゲ、ウスアカヒゲ、オオトラツグミ、オオセッカ、ハハジマメグロ、オガサワラカワラヒワ、ルリカケス	オオタカ(留鳥) イヌワシ(留鳥) オジロワシ(冬鳥) オオワシ(冬鳥) タマタカ(留鳥) ハヤブサ(留鳥) ライチョウ(留鳥) カラフトアオアシシギ(旅鳥) ウミガラス(冬鳥)
6年1月28日 哺乳類 魚類 昆虫類 植物	ツシマヤマネコ、イリオモテヤマネコ ミヤコタナゴ ベッコウトンボ レブンアツモリソウ、キタダケソウ	
7年2月8日 爬虫類 両生類 淡水魚類 植物	キクザトサワヘビ アベサンショウウオ イタセンバラ ハナシノブ	イタセンバラ
8年1月8日 昆虫類	ヤシャゲンゴロウ、ヤンバルテナガコガネ、ゴイシツバメシジミ	
9年9月5日 植物	ホテイアツモリ、アツモリソウ	
9年11月27日 鳥類	ワシミミズク	
11年11月25日 植物	アマミデンダ、ヤドリコケモモ、コゴメキノエラン	
14年8月7日 魚類 昆虫類 植物	スイゲンゼニタナゴ イシガキニイニイ チョウセンキバナアツモリソウ、オキナワセッコク、クニガミトンボソウ	

表2 113 野生鳥獣の救護活動実績(15年度)

区 分	鳥 類			獣 類			合 計		
	種類数	救 護 数	救 護 数	種類数	救 護 数	救 護 数	種類数	救護数	救 護 数
富山県鳥獣保護センター	65	775	17,596	8	38	591	73	813	18,187
富山県鳥獣救護の会	21	44	224	4	4	9	25	48	233
合 計	86	819	17,820	12	42	600	98	861	18,420

表2 114 有害鳥獣捕獲状況（15年度）

種 類（鳥類）	捕 獲 数（羽）	種 類（獣類）	捕 獲 数（頭）
カ ラ ス	4 833	ノ ウ サ ギ	44
ス ズ メ 類	300	ク マ	27
ド バ ト	48	サ ル	196
ム ク ド リ	1 643	ハ ク ビ シ ン	1
ヒ ヨ ド リ	291		
カ モ 類	298		
そ の 他	657		
計	8 070	計	268

表2 115 狩猟者登録の実績（15年度）

（単位：人）

区 分		県 内 者	県 外 者	計
免 許 の 種 類	網・わな猟	87	-	87
	第一種銃猟	777	206	983
	第二種銃猟	152	8	160
計		1 016	214	1 230

注) 網・わな猟：網及びわな
 第一種銃猟：ライフル銃及び散弾銃
 第二種銃猟：空気銃及びガス銃

(4) 快適な環境づくり

表2 116 県民公園新港の森の概要

施 設 名	概 要
野 球 場	1 規模 両翼90m、センター 120m 2 施設 バックスクリーン、スコアボード、バックネット、ダッグアウト、放送設備等
スポーツ広場	1 規模 300mトラック（6コース）相当、直線コース125m 2 施設 跳躍、投てき、サッカー、ゲートボール、ソフトボール
テニスコート	軟式4面
駐 車 場	4 か所（乗用車約200台駐車）
そ の 他	管理事務所 1 棟、園路遊歩道6 400m、芝生広場10 ヲ所（27 000m ² ）、植栽約11万本（160 000m ² ）休憩施設 3 か所、便所 5 か所、公衆電話など

表2 117 県民公園新港の森施設利用状況

(単位：人)

年 度		11	12	13	14	15
入 園 者 数		131,270	133,283	132,385	133,730	132,100
施設 利用 人員	野 球 場	3,103	8,350	8,058	9,592	8,785
	テニスコート	186	100	297	161	323
	スポーツ広場	5,213	5,255	4,675	3,805	4,387
	計	8,502	13,705	13,030	13,558	13,495

表2 118 空港スポーツ緑地の概要

地区	主な施設	面積	特 徴
A地区	陸上競技場 お祭り広場 その他	ha 3.5	第3種公認。トラックはウレタンチップ系全天候型舗装。 カラーアスファルト舗装。イベントの会場としても利用可能。 園路、植栽地等。
B地区	庭球場 入口広場 展望広場 芝生スロープ せせらぎ広場 その他	3.3	ウレタン系全天候型コートが6面ある。 空港スポーツ緑地の「玄関」となる広場。 小高い丘の上であり、飛行機の離着陸が眺められる。 なだらかな芝生のスロープ。冬はミニスキーに利用できる。 長さ208.5mに及ぶ滝、流れ、池がある。 園路、植栽地等。
C地区	わんぱく広場 芝生広場 ゲートボール広場 駐車場 その他	2.9	コンビネーション遊具やスプリング遊具、砂場がある。 多目的に利用できる広々とした芝生の広場。 ダスト舗装コートが4面ある。 自動車62台が駐車可能。 園路、植栽地等。
D地区	林間広場 緑陰広場 レインボープラザ 駐車場 その他	1.7	ダスト舗装の広場に高木の林 芝生の広場 7色のシャワーモニュメントを配したサンクン広場 自動車26台駐車可能 園路、植栽地等
E地区	児童遊園場 駐 車 場	1.8	遊具、砂場等
合 計		13.2	

表2 119 空港スポーツ緑地施設利用状況

(単位：人)

年 度		11	12	13	14	15
入 園 者 数		86,943	83,898	79,220	78,510	63,067
施設 利用 人員	陸上競技場	16,630	13,512	6,274	6,669	3,033
	庭 球 場	11,624	10,406	9,583	10,581	9,924
	計	28,254	23,918	15,857	17,250	12,957

(5) 地球環境の保全への行動と積極的貢献

表2 120 酸性雨実態調査の概要（15年度）

区分	調査地点	調査期間	調査項目	調査方法
雨 水	小杉町 (環境科学センター)	15年4月～ 16年3月 (一週間降雨毎)	・pH ・イオン成分(SO ₄ ²⁻ 、 NO ₃ ⁻ 、Na ⁺ 、Cl ⁻ 等)降水量等	酸性雨等調査マニュアル (環境庁大気保全局) 湿性沈着モニタリング手引 き書(第2版) (環境省地球環境局)
	大山町 (立山黄砂酸性雨観測局)	15年8月～ 16年3月 (一週間降雨毎)		
湖 沼	城端町 (縄ヶ池)	15年8月、10月		湖沼環境調査指針 [社]日本水質汚濁研究協会]

表2 121 雨水のpH調査結果（15年度）
（一週間降雨毎）………自動採取法

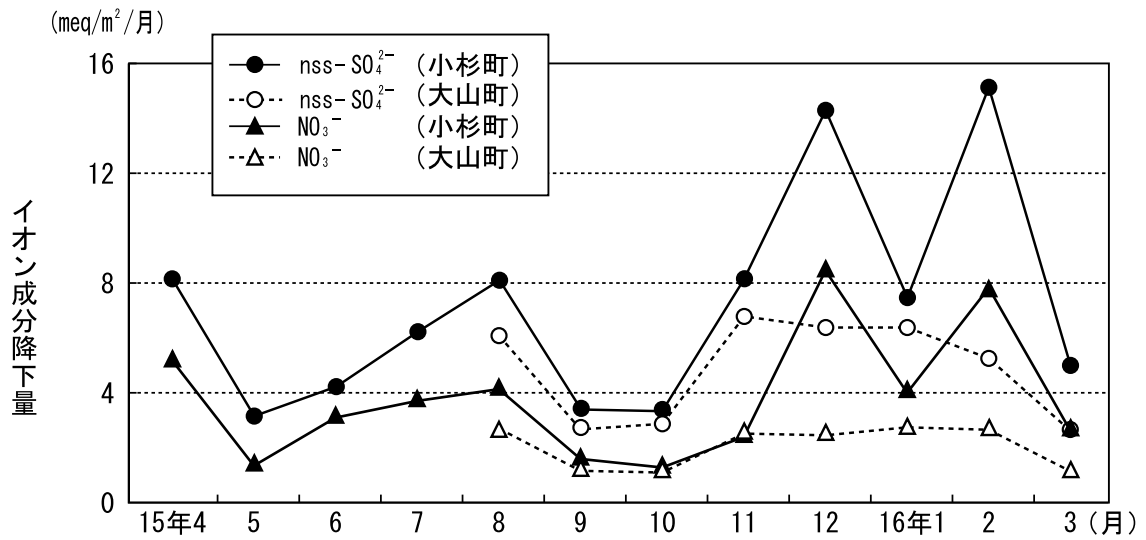
調査項目	雨水のpH			
	小杉町		大山町	
調査結果	範囲	平均	範囲	平均
	3.7 ~ 6.6	4.6	4.3 ~ 6.0	4.7

表2 122 雨水のpHの年度別調査結果（一週間降雨毎）

調査年度	調査地点		
	小杉町	立山町・大山町	全国の状況
昭和61年度	4.9	-	第1次調査 (58~62年度) 4.4 ~ 5.5 第2次調査 (63~4年度) 4.5 ~ 5.8 第3次調査 (5~9年度) 4.4 ~ 5.9 第4次調査 (10~12年度) 4.47 ~ 6.15 13~14年度 4.34 ~ 6.25
62年度	4.9	-	
63年度	4.7	-	
平成元年度	4.6	-	
2年度	4.7	4.8	
3年度	4.6	4.7	
4年度	4.6	4.6	
5年度	4.8	4.8	
6年度	4.7	4.7	
7年度	4.9	4.9	
8年度	4.8	4.9	
9年度	4.8	4.8	
10年度	5.0	5.1	
11年度	4.9	4.8	
12年度	4.8	4.8	
13年度	4.5	4.6	
14年度	4.7	4.8	
15年度	4.6	4.7	

注 立山町と大山町の調査地点は、2～5年度：大山町山野スポーツセンター傍、6～14年度：国設立山酸性雨測定所（立山町芦峯寺スキー場敷地内）、15年度：立山黄砂酸性雨観測局（県営らいちょうパレースキー場山頂駅傍）である。

図2 9 主要イオン成分降下量、降水量の月別推移（15年度）



注 nss-SO₄²⁻ (nssとはnon sea saltの略) は、海洋に由来しない成分即ち陸上由来の硫酸イオンを表す。

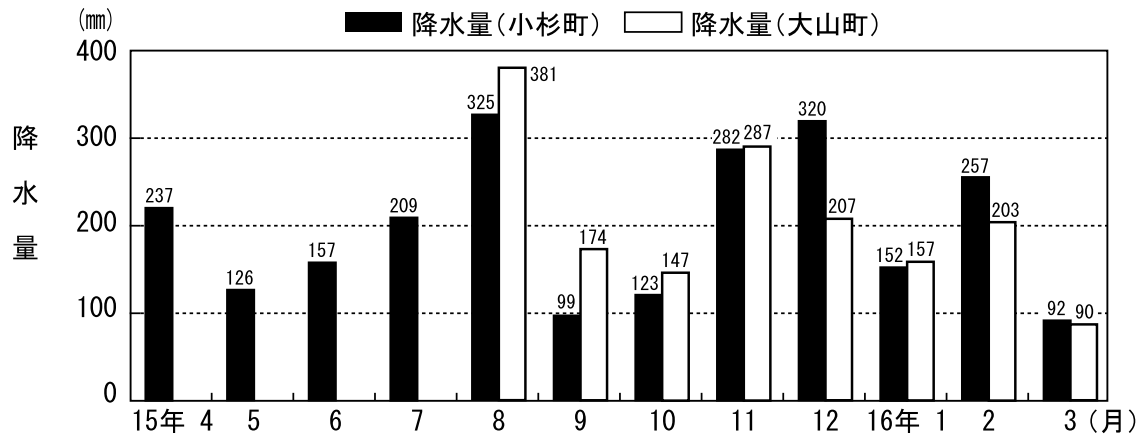
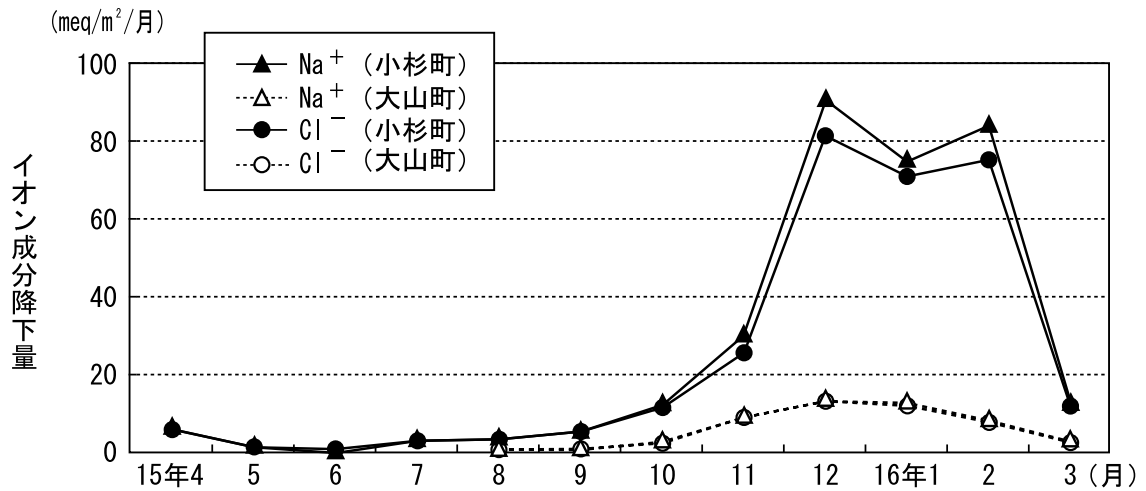


図2 10 主要イオン成分降下量の経年変化

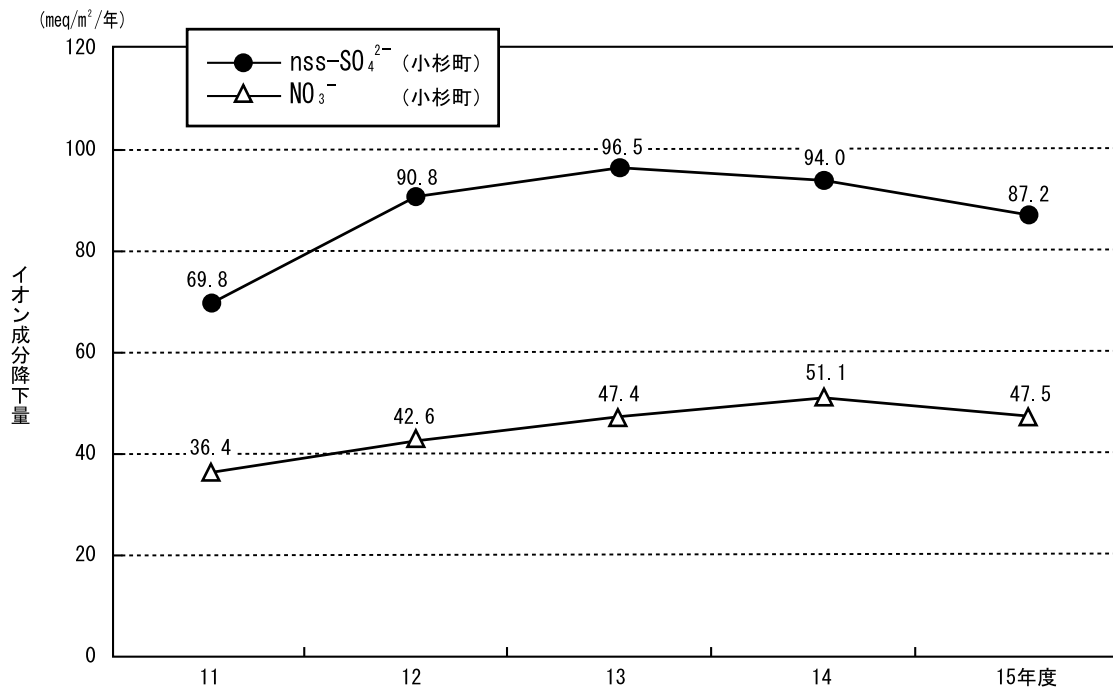


図2 11 縄ヶ池における pH 及びアルカリ度の経年変化

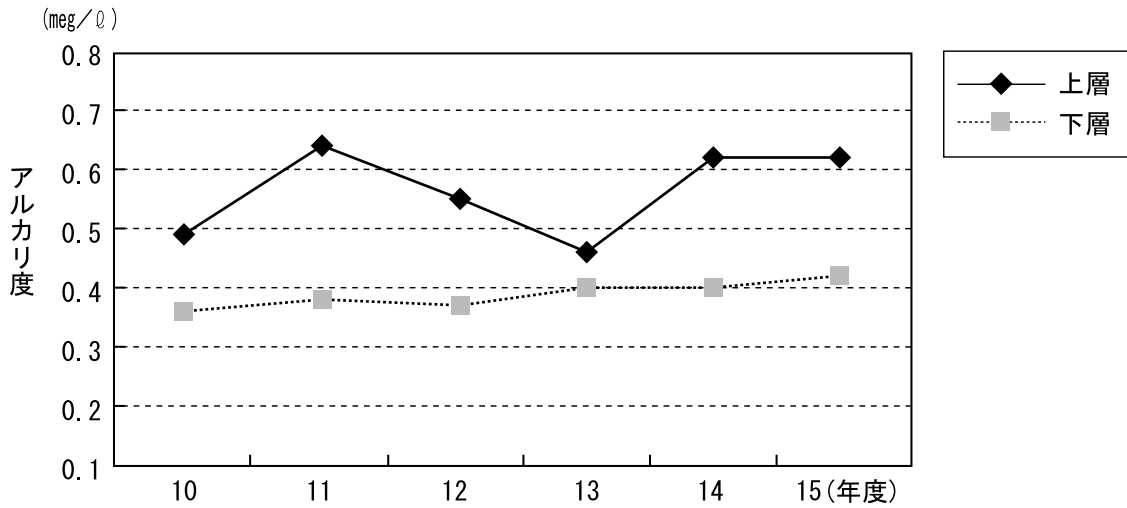
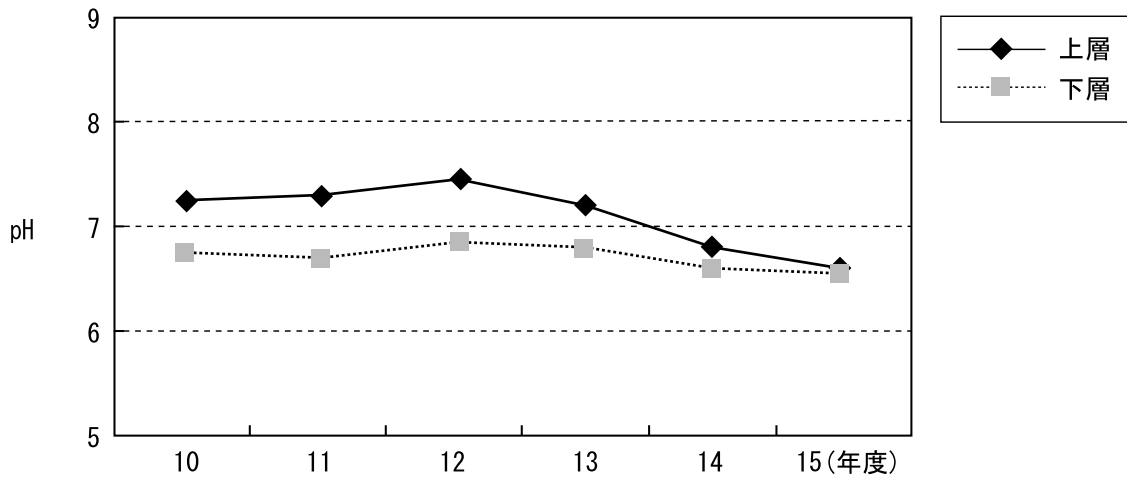


表2 123 森林地における pH 調査結果 (15年度)

調査項目	雨水の年平均 pH (一週間降雨毎・ろ過式採取法)			
	魚津市	八尾町	福光町	小矢部市
調査結果	4.7	5.0	5.1	4.6

表2 124 (財)環日本海環境協力センター (N P E C) の事業概要 (15年度)

事業の種類	事業名	事業概要
環境保全に関する交流推進事業	北東アジア地域自治体連合環境分科委員会の推進	本県がコーディネート自治体を務める「北東アジア地域自治体連合環境分科委員会」の開催運営を行った。また、環境分科委員会のホームページを作成し、個別プロジェクトの実施状況等の情報を発信した。
	第12回環日本海環境協力会議の開催	日本、中国、韓国、モンゴル及びロシアの5か国の政府関係者等が環境問題に関する情報交換等を行う「第12回環日本海環境協力会議」の開催運営を行った。
	海洋環境保全パートナーシップの形成	環日本海地域の自治体担当者や大学、民間企業、NGO等との連携を深めるため、関係会議への出席や関係学会への参加等を行った。
	対岸地域との環境実務協議団の相互派遣	対岸地域と環境実務協議団を相互派遣し、環境分野における協力事業の協議や環境の情報交換等を行った。
環境保全に関する調査研究事業	海辺の漂着物調査	環日本海地域の海洋環境保全対策の基礎資料等とするため、日本、ロシア、韓国及び中国の日本海・黄海沿岸の自治体やNGOの参加を得て海辺の漂着物の実態調査を実施した。
	ロシア沿海地方との渡り鳥に関する共同調査	ロシアからの冬鳥や旅鳥の渡り鳥ルートを解明するため、ロシア沿海地方における一連の標識調査の技術指導を行い、調査体制の確立を図るとともに、研究員やエコクラブ員等の研修員の受入れを行った。
	中国遼寧省との水質環境に関する共同調査研究	遼寧省内を流れる遼河等の水質汚濁の改善に資するため、遼寧省と共同で大遼河下流部の水質調査を実施した。
環境保全に関する施策支援事業	環日本海環境情報の収集・整理・提供	環日本海地域における環境の情報を収集するとともに、それらを取りまとめて環日本海環境白書2003を作成した。
	国際環境協力推進モデル事業	北東アジア地域自治体連合環境分科委員会の会員と連携し、対岸自治体のニーズを踏まえた「北東アジア地域国際環境シンポジウム」をロシア・ハバロフスク地方で開催した。
	北東アジア地域環境用語辞書の作成	環境保全に関する情報の交換・共有化を図るため、5ヵ国語(日、英、中、韓、ロシア語)の環境用語辞書システムを構築した。
NOWPAP推進事業	日本海等の環境影響調査	北西太平洋行動計画(NOWPAP)に基づくモニタリング計画の策定に関する基礎資料とするため、富山湾をモデル海域として、海色の衛星データを利用して水質測定を行うための開発及び水温の衛星データを利用して流動解析を行うプログラムの構築について調査研究を行った。
	リモートセンシングによる環境モニタリング手法の開発	リモートセンシングによる海洋環境モニタリング手法の開発を推進するため、国内の学識者による研究会を開催し、リモートセンシングの活用に関する基本的な進め方の検討等を行った。
	生物評価法(バイオアッセイ)による環境モニタリング手法の開発	バイオアッセイを活用した海洋環境モニタリング手法の開発を推進するため、国内の学識者等による研究会を開催し、その基本的な進め方の検討等を行った。
	赤潮・有害藻類の異常繁殖(HAB)に関する調査	赤潮を含む有害藻類の異常繁殖(HAB)に関する調査を進めるため、国内の学識者による助言委員会を開催し、NOWPAP地域における発生状況や各国の取組状況の調査結果等について検討した。
	環日本海海洋環境ウオッチ推進事業	環境省が、平成14年3月に富山県環境科学センター内に設置した「環日本海海洋環境ウオッチシステム」を管理運営し、人工衛星を活用した海洋環境データを受信、解析するとともに、NOWPAP関係国を含む国内外へ発信した。
	CEARACフォーカルポイント会議の開催	NPECが指定されているCEARAC(特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター)に対して助言等を行うため各国の政府代表者・専門家で構成される第2回フォーカルポイント会議を開催した。

表2 125 環日本海地域との相互派遣の概要（15年度）

相 互 派 遣 の 概 要
<ul style="list-style-type: none"> ・派遣先：中国江蘇省 ・派遣人員：2名 ・派遣期間：7月28日～8月1日 ・調査目的：海辺の漂着物調査に関する事前説明会
<ul style="list-style-type: none"> ・派遣先：中国遼寧省 ・派遣人員：2名 ・派遣期間：8月27日～8月29日 ・調査目的：遼河下流部の水質環境調査研究検討会
<ul style="list-style-type: none"> ・派遣先：ロシア沿海地方 ・派遣人員：2名 ・派遣期間：9月11日～9月17日 ・調査目的：渡り鳥に関する共同調査
<ul style="list-style-type: none"> ・派遣先：中国遼寧省 ・派遣人員：2名 ・派遣期間：10月13日～10月18日 ・調査目的：大遼河の水質環境共同調査研究
<ul style="list-style-type: none"> ・派遣先：ロシアハバロフスク地方 ・派遣人員：4名 ・派遣期間：11月3日～11月7日 ・調査目的：2003年北東アジア地域国際環境シンポジウムの開催
<ul style="list-style-type: none"> ・派遣先：中国遼寧省 ・派遣人員：2名 ・派遣期間：12月8日～12月23日 ・調査目的：水質環境調査に係る測定技術の指導等
<ul style="list-style-type: none"> ・受入先：韓国江原道 ・受入人員：1名 ・受入期間：7月1日～3月19日 ・調査目的：海外技術研修員の研修
<ul style="list-style-type: none"> ・受入先：中国（河北省、三東省、江蘇省） ・受入人員：3名 ・受入期間：9月4日 ・調査目的：海辺の漂着物調査に関する事前説明会
<ul style="list-style-type: none"> ・受入先：韓国江原道 ・受入人員：4名 ・受入期間：10月15日～10月18日 ・受入目的：2003年海洋環境保全国際シンポジウムへの参加
<ul style="list-style-type: none"> ・受入先：中国遼寧省 ・受入人員：2名 ・受入期間：10月20日～12月13日 ・受入目的：海外技術研修員の研修
<ul style="list-style-type: none"> ・受入先：ロシア、中国、韓国 ・受入人員：9名 ・受入期間：2月19日 ・受入目的：海辺の漂着物調査結果検討会
<ul style="list-style-type: none"> ・派遣先：ロシア ・派遣人員：1名 ・派遣期間：4月9日～11日 ・派遣目的：P O M R A C（汚染モニタリング地域活動センター）第1回F P Mへの参加

<ul style="list-style-type: none"> ・派遣先：韓国 ・派遣人数：1名 ・派遣期間：10月9日～12日 ・派遣目的：PICES（北太平洋海洋科学機構）定例会議への参加
<ul style="list-style-type: none"> ・派遣先：韓国 ・派遣人数：3名 ・派遣期間：10月28日～30日 ・派遣目的：第1回NOWPAPワーキンググループ3（HAB）会議の開催
<ul style="list-style-type: none"> ・派遣先：中国 ・派遣人数：1名 ・派遣期間：10月29日～11月1日 ・派遣目的：DINRAC（データ・情報ネットワーク地域活動センター）第2回FPMへの参加
<ul style="list-style-type: none"> ・派遣先：中国 ・派遣人数：5名 ・派遣期間：11月5日～7日 ・派遣目的：NOWPAP第8回政府間会合（IGM）への参加
<ul style="list-style-type: none"> ・派遣先：ケニア ・派遣人数：1名 ・派遣期間：11月26日～28日 ・派遣目的：第5回地域海世界会議への参加
<ul style="list-style-type: none"> ・派遣先：ロシア ・派遣人数：4名 ・派遣期間：12月1日～3日 ・派遣目的：第1回NOWPAPワーキンググループ4（リモートセンシング）会議の開催

(6) 環境の保全及び創造に向けたみんなの行動

表2 126 主な環境月間行事（15年度）

行 事 名	実 施 概 要
環 境 月 間 講 演 会	環境保全意識の高揚を図るため、地球環境問題に関する講演会を開催（6月5日）
環 境 ポ ス タ ー の 募 集 と 展 示	県内小・中学校の児童生徒から環境に関するポスターを募集し、優秀作品を表彰するとともに、ショッピングセンター、自然博物園ねいの里などで展示。
環 境 を 考 え る バ ス 教 室	県内企業の環境保全対策モデル施設等を巡るバス教室を開催（6月17日）

表2 127 「親子の水とのふれあいバス教室」の開催状況（15年度）

コース名	開 催 日	見 学 場 所 等
黒 部 川	7月29日	宇奈月ダム管理所 水生生物調査（黒部川墓の木自然公園内） 黒部浄化センター
庄 川	7月28日	アクアなないる館 水生生物調査（庄川雄神橋付近）
	7月30日	環境科学センター

表2 128 環境保全相談室の活動状況（15年度）

・相談業務

内 容	件 数
環境保全活動に係る相談	148件
ビデオ、資料、図書等の問い合わせ、提供	49件
講演会等の相談、依頼	2件
計	197件

・環境に関する出前講座

環境保全、地球温暖化等に関する講師を要望に応じて無料で派遣

区 分	ごみ減量化・リサイクル推進	地球温暖化防止	I S O 関 連	自 然 保 護	計
利用件数	11件	7件	2件	9件	29件
利用者数	627人	381人	60人	583人	1,651人

表2 129 中小企業環境施設整備資金融資制度の概要

資 金 の 使 途	貸付対象者	金 利	償還期限	融資限度額
(1) 公害防止施設の整備 （産業廃棄物の処理施設を含む。） (2) 公害防止に必要な工場等の移転、 工場に隣接する民家等の買収 (3) 公害防止又は工場等の周辺の景観 保持のために必要な緑地・困障等の 設置 (4) 低公害車の購入 (5) 土砂運搬用トラックによる著しい 道路の汚損又は粉じん発生の防止の ために必要な洗車施設の設置及び路 面清掃車の購入 (6) オゾン層を破壊する物質の排出の 抑制及び使用の合理化のために必要 な施設の整備等 (7) 廃棄物の資源化及び再生利用のた めに必要な施設の整備 (8) 地下水の保全及び水の循環的な利 用のために必要な施設の整備 (9) 標高1,000m以上の自然公園内で 実施する環境に配慮したトイレの整 備	中小企業者	1.55%以内 (H15.3.1～)	7年以内 (うち据 置1年以 内)	個別 3,000万円 団体 5,000万円

表2 130 中小企業環境施設整備資金融資実績の年度別推移

(単位：千円)

年 度	公 害 防 止 施 設												フロン対策 施 設	緑 地 等 の 景 観 整 備	低公害車の 購 入	資 源 化 ・ 再 生 利 用 施 設	地 下 水 保 全 施 設	山 岳 地 の ト イ レ 整 備	そ の 他		合 計							
	汚 水		ばい煙・粉じん		悪 臭		有 害 ガ ス		騒 音 振 動		産 業 廃 棄 物								件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額																
11	1	20,000	1	18,986	-	-	-	-	1	25,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	63,986	
12	2	40,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	10,000	-	-	2	60,000	-	-	-	-	-	-	5	110,000	
13	-	-	1	6,050	1	30,000	-	-	-	-	2	48,600	-	-	-	-	-	2	70,000	-	-	1	25,000	-	-	7	179,650	
14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	30,000	-	-	-	-	-	2	53,000	-	-	1	30,000	-	-	4	113,000	
15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	48,000	-	-	-	-	-	2	48,000		

表2 131 中小企業環境施設整備資金の融資実績（施工地市町村別）の推移

年度 市町村	11		12		13		14		15	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
富山市	1	20,000	4	80,000	-	-	-	-	-	-
高岡市	1	25,000	-	-	1	6,050	-	-	1	20,000
新湊市	1	18,986	-	-	1	18,600	1	30,000	-	-
氷見市	-	-	-	-	2	70,000	-	-	-	-
滑川市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
黒部市	-	-	-	-	-	-	1	23,000	1	28,000
小矢部市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大沢野町	-	-	1	30,000	-	-	-	-	-	-
上市町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
立山町	-	-	-	-	1	25,000	1	30,000	-	-
朝日町	-	-	-	-	1	30,000	-	-	-	-
八尾町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
婦中町	-	-	-	-	1	30,000	-	-	-	-
大門町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大島町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
城端町	-	-	-	-	-	-	1	30,000	-	-
井波町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福岡町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	3	63,986	5	110,000	7	179,650	4	113,000	2	48,000

表2 132 公害防止施設等に対するその他融資制度の実績の推移

種 類	11年度		12年度		13年度		14年度		15年度	
	件数	金 額 (千円)	件数	金 額 (千円)	件数	金 額 (千円)	件数	金 額 (千円)	件数	金 額 (千円)
中小企業設備近代化資金	1	2,800								
中小企業設備貸与資金	-	-								
小規模企業者等設備導入資金			-	-	-	-	-	-	-	-
中小企業高度化資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高度技術化促進資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業近代化資金	5	95,110	1	14,800	2	13,050	1	3,000	1	3,000
計	6	97,910	1	14,800	2	13,050	1	3,000	1	3,000

表2 133 公害防止管理者等の選任届出状況

(16年3月31日現在)

区 分	届 出 状 況	
公 害 防 止 統 括 者	216 (61)	
公 害 防 止 主 任 管 理 者	21 (2)	
大気関係公害防止管理者	第 1 種	41
	第 2 種	21 (1)
	第 3 種	20 (7)
	第 4 種	47 (14)
水質関係公害防止管理者	第 1 種	45 (2)
	第 2 種	64 (10)
	第 3 種	8 (2)
	第 4 種	31 (12)
粉じん関係公害防止管理者	27 (12)	
騒音関係公害防止管理者	26 (13)	
振動関係公害防止管理者	44 (32)	
ダイオキシン類関係公害防止管理者	11 (2)	
総 数	622 (170)	

注 ()は、市町村事務分で、内数である。

(7) 総合的視点で取り組む環境の保全と創造

表2 134 富山・高岡地域公害防止計画の概要

区 分		内 容
地 域 範 囲		富山市、高岡市、新湊市、婦中町
承 認 年 月 日		12年2月24日
計 画 期 間		11年度～15年度
環 境 目 標	大気汚染、水質汚濁、騒音	環境基準
	振 動	大部分の住民が日常生活において支障がない程度
	悪 臭	大部分の住民が日常生活において支障がない程度
	土 壌 汚 染	土壌汚染対策地域の指定要件に該当しない程度
主 な 公 害 防 止 計 画 事 業		<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道の整備 ・ ごみ処理施設の設置 ・ 浚せつの実施 ・ 農用地土壌汚染対策 ・ 監視測定施設等の整備
計 画 事 業 費	地方公共団体が講じる対策	2,504億円（公害対策2,009億円、公害関連495億円）
	事業者が講じる対策	61億円
	総 額	2,565億円

表2 135 富山県環境影響評価要綱に基づく環境影響評価の実施状況

事業名	事業種類・規模	準 備 書	説明会の開催	知事意見の提出	評 価 書
1 大山カメラア カントリークラブ	レクリエーション施設 (ゴルフ場140.2ha)	提出 3年6月5日	6月15、17、18日	11月7日	提出 3年11月21日
		縦覧6月6日～7月6日			縦覧11月22日～12月24日
2 利賀リゾート開発	レクリエーション施設 (スキー場172.3ha) (ゴルフ場198.9ha)	提出 4年7月28日	8月10、11日	12月28日	提出 5年3月25日
		縦覧7月29日～8月29日			縦覧3月26日～4月26日
3 富山駅北地区 熱供給事業	熱供給事業 (最大排出水量12万m ³ /日)	提出 5年11月11日	11月26、30日	6年3月31日	提出 6年5月9日
		縦覧11月12日～12月13日	12月1日		縦覧5月10日～6月10日
4 富山地区広域圏 ごみ処理施設建設 工事	ごみ焼却施設 (焼却能力270t/日/基 x3基)	提出 10年6月19日	7月4日～	10年11月27日	提出 11年2月23日
		縦覧6月22日～7月21日	7月17日 (7回開催)		縦覧2月26日～3月25日

表2 136 県が企業と締結している公害防止協定

締結企業（工場）	締結企業の業種	締結年月日
三井金属鉱業(株)(神岡鉱業(株))	鉱業	47年3月30日 (61年6月30日承継)
日鉱三日市リサイクル(株) 黒部日鉱ガルバ(株)	産業廃棄物処理 非鉄金属	48年6月23日 (60年3月25日承継) (8年11月1日承継) (9年4月1日承継)
北陸電力(株)	電力	48年8月30日 (54年3月15日改定) (57年7月5日改定) (60年3月25日変更) (63年3月30日変更) (14年2月12日変更) (16年6月29日変更)

図2 12 環境情報管理システムの構成

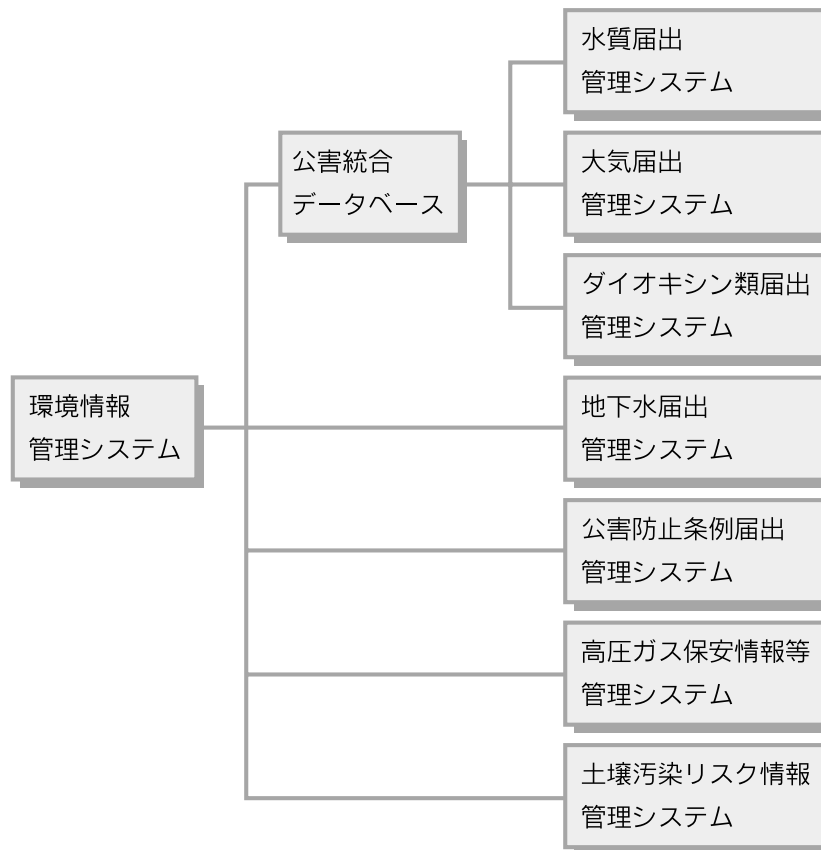


表2 137 環境保全に関する試験・研究

(1) 環境科学センター

課 題	目 的	結 果
積雪中の黄砂成分等に関する研究	黄砂中の化学成分等についての検討	富山県へ飛来する黄砂成分等の実態を把握するため、小杉や立山において積雪中や大気中の微粒子を採取し、その化学成分等について検討した。
酸性降下物の影響因子に関する研究	酸性雨の影響因子についての検討	山岳地帯において酸性雨の通年調査を行い、酸性雨の影響因子について検討した。
ほう素化合物による大気汚染の測定技術及び除害技術等の開発	ほう素化合物の発生源や環境測定技術及びその植物影響の検討	発生源や環境におけるほう素化合物の測定技術やその植物影響について検討した。
環境水中の化学物質の測定方法に関する研究	化学物質の測定方法の検討	環境水中の有機塩素系農薬22物質について溶媒抽出法による測定方法を検討した。
県内水域における溶存有機物の動態に関する研究	海域の富栄養化に及ぼす溶存有機物の影響の検討	富山湾海域の富栄養化に対する影響を総合的に把握するため、溶存有機物を用いた評価方法について検討した。
湖沼における水質特性とプランクトンに関する研究	水質特性やプランクトン等からの湖沼の特性の検討	子撫川ダム貯水池において、水質組成とプランクトンの関係や水域周辺の環境状況等を調査し、湖沼の特性について検討した。
産業廃棄物最終処分場の安定化に関する研究	閉鎖後の最終処分場の安定化の検討	最終処分場からの有機物や金属類等の浸出状況、ガスの発生状況及び浸出水量の調査を行い、閉鎖後の最終処分場の安定化について検討した。
自然的要因による地下水汚染に関する研究	地下水汚染に関する検討	自然要因に由来するとされているほう素による地下水汚染を科学的に調査し、その分布や発生原因について検討した。
廃棄物の循環利用に関する研究	生ごみ等の堆肥化の処理条件等の検討	生ごみ等の堆肥(コンポスト)化の熟度や品質を測定し、処理条件等について検討した。

(2) 衛生研究所

課 題	目 的	結 果
不快昆虫の多発防止対策の調査研究	環境の変化により多発する不快害虫などの発生防止・駆除対策に関する継続的検討	宅地化が著しい水田地域と、森林が残存する丘陵地域の畜舎において、吸血に飛来する蚊類を比較して、環境の変化(単純化)に伴う、蚊類の種類構成に及ぼす影響を引き続き調査したところ、丘陵地では蚊数は少ないが、蚊種が多いことが再確認された。
食品中の残留農薬及びその他の有害物質に関する調査研究	残留農薬等による食品の汚染状況の継続調査	玄米等の県内主要農産物9種21検体について、有機リン系など76農薬を分析したところ、全てが基準値以下であり、食品衛生上問題となるレベルではなかった。 富山産魚介類のあじ等15種20検体について総水銀を、かつお等8種10検体についてトリブチルスズオキサイドをそれぞれ分析したところ、いずれも問題となる残留値ではなかった。
イタイイタイ病に関する研究	カドミウム汚染とイタイイタイ病の予防	神通川流域のカドミウム汚染地域住民の健康管理の推進、近位尿細管機能異常の可逆性及び予後に関する調査研究を継続している。対象者の尿中2-マイクログロブリンの値が高く、長期的な健康影響を明らかにするため、検診データを蓄積している。
環境汚染物質と生体影響に関する研究	環境化学物質の生体内暴露評価に関する検討	非農業者の有機リン系農薬の尿中代謝物を測定したところ、居住環境や季節の違いによって明らかな濃度レベルの差は認められず、農作業の影響によらない恒常的な暴露が推測された。

(3) 工業技術センター

課 題	目 的	結 果
塩化ビニル樹脂の識別に関する研究	塩化ビニル樹脂中の添加剤の識別をラマン分光測定とケモメトリック解析を組合せて識別が可能か検討する。	可塑剤5種類(DOP、DINP、DOA、TOTM、ポリエステル系)を複数組み合わせで識別を行ったところ、leave-one-out法によりプラスチックの識別テストを行った1種類の可塑剤を配合した物は、高い確率で識別可能であることを確認した。
繊維及び繊維強化複合材料のリサイクルに関する研究	繊維及び繊維強化プラスチックの再資源化・再製品化に関する技術を蓄積し、ニーズにあった手法を供給する。	アルコールシス法による繊維分解は、添加剤により時間短縮効果が現れた。ポリアミド系複合素材の成形は、反応時間が速いのでその対策を講じている。廃棄繊維屑のリサイクル化は紙状加工できたが、紙としての機能付加に取り組んでいる。
微生物を利用した環境有害物質の除去システムに関する研究	微生物が出す酵素により有機物を分解する作用を応用し、悪臭成分、VOC、環境ホルモン等の分解処理システムを構築する。	白色腐朽菌の菌体外酵素であるラッカーゼと媒介物質(メディエータ)の共役反応により、環境ホルモンとして疑いのあるビスフェノールAジグリシジルエーテルの分解並びに微生物難分解性ポリアクリル酸やポリエチレングリコール等の水溶性高分子の分解を試みた。あるメディエータを使用することによって分解が可能となった。
リサイクルガラス繊維の再生と製品への適用技術	FRPからのガラス繊維をカーディング技術によって開繊、シート化する。基材としてRTM法等による成形試験を行い、FRPへの再利用技術を確認する。	リサイクルガラスをサンプルローカード機により開繊し、開繊綿を作成した。開繊綿をプレスし、ガラスシートを作成した。ガラスシートと開繊綿の組み合わせにより、FRP基材サンプルを作製した。基材サンプルを実際の製品金型でFRP成形したところ、十分な性能を持つFRPが作製できた。
のり面緑化用ブロックの開発	透水性舗装材料技術を基に、道路のり面緑化へ応用可能な多孔質度を上げた材料を開発する。	廃棄熱可塑性プラスチックと廃棄熱硬化性プラスチックおよび無機系廃棄物から作製した人工砕石とセメントを利用した透水性舗装材に付加価値をつけるため、生分解材料(ピーモールド)を組み合わせた材料の生分解性を検討した。
廃タイヤのリサイクルに関する研究	廃タイヤのリサイクルは、地球環境や廃棄物問題の高まりから、有効利用することは急を要する課題である。	廃タイヤチップに塗料と2種類のバインダ(アイケーバインダ、ヨコハマバインダ)と量を変化させた板状試料を作製し、耐候性試験、磨耗試験、強度試験を行った。耐候性試験はバインダ量が多いほど耐候性が落ちる傾向を示した。磨耗試験はヨコハマバインダがより耐摩耗性に優れていることを確認した。

(4) 農業技術センター 農業試験場

課 題	目 的	結 果
カドミウム汚染田復元後の客土水田における施肥改善効果等に関する調査	復元後の客土水田地帯の稲作の安定化を図るため、水稻栽培指針の実証展示を行う。	神通川流域(4カ所) 黒部地域(4カ所)の客土水田地帯に設置された実証展示ほ場で、栽培指針に基づき水稻を栽培し、肥料や土壌改良資材の施用効果について調査、確認を行った。
カドミウム汚染田復元後の客土水田の安全確認調査	復元後の客土水田について汚染が除去されたことを確認する。	神通川流域及び黒部地域の客土水田を対象に、代表地点から玄米や土壌を採取しカドミウム濃度を調査して、汚染が除去され安全な農地に復元されたことを確認した。

(5) 農業技術センター畜産試験場

課 題	目 的	結 果
未利用資源を活用した堆肥化処理技術及び悪臭低減技術の確立	林地残材等の地域資源の悪臭低減効果及び脱臭装置のろ材適性の検討	林地残材は、堆肥化過程で発生するアンモニアの低減効果がオガクズに比べて高く、簡易脱臭装置のろ材として有望なことを明らかにした。
重金属など環境負荷物質排泄量を低減するための豚の栄養管理技術の開発	豚からの銅・亜鉛等重金属排泄量を低減するため、酸素剤などの添加効果を検討	飼料中の銅・亜鉛を低減し、その代替として酵素剤を添加したところ、窒素、りん、銅、亜鉛とともに豚ふん中への排泄量が低下することが判明した。

(6) 水産試験場

課 題	目 的	結 果
赤潮に関する調査	赤潮の発生状況の把握	15年7月17日に珪藻(スケルトネマなど)による赤潮を確認した。発生海域は、氷見～滑川沖であった。
富山湾の底生生物の調査	底生生物からみた富山湾底質の汚濁状況の把握	富山湾沿岸域8か所で採泥を行い、底生生物の種類数、現存量の調査を行った。汚染指標種が確認された場所はなく、底質の汚濁は進行していないと考えられた。

(7) 林業技術センター林業試験場

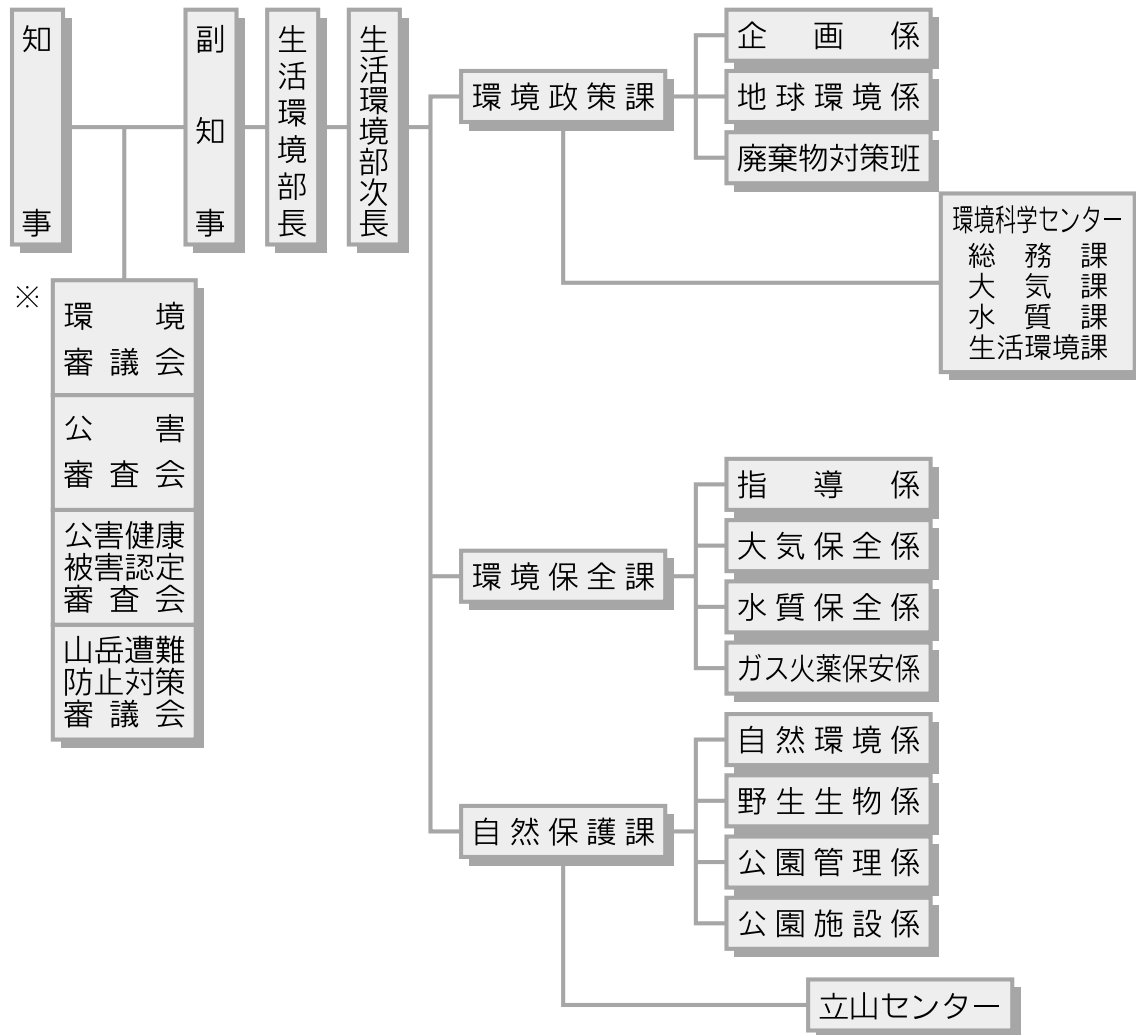
課 題	目 的	結 果
酸性雨等森林影響予察に関する調査	酸性雨等による影響予察のための森林環境の現状把握	定点調査地で酸性雨実態調査、森林土壌調査、森林健全度調査等のモニタリング調査を行い、森林環境の実態を明らかにした。

第2 日誌（15年度）

月 日	内 容
4・1 4・22	富山県大気汚染緊急時対策要綱の適用地域拡大（県内全域） 平成15年度富山県県土美化推進県民会議総会開催
5・21 5・30	第1回富山県環境審議会温泉専門部会開催（温泉掘削等の許可） 平成15年度全国生活廃水対策連絡協議会定期総会及び情報交換会の開催（富山市）
6・1 6・4 6・5 6・11 6・18 6・24	第20回富山県清掃美化大会開催（大門町） 第1回富山県環境審議会土壌専門部会開催（農用地土壌汚染対策地域の一部解除） 環境の日記念行事開催 トヤマエコファーマー倶楽部設立 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正（不法投棄の罰則強化等） 第3回富山県二ホンザル保護管理計画策定委員会開催
7・1 7・8 7・25	第1回富山県環境審議会開催（環境基本計画見直しの諮問等） 第3回立山懇談会開催（～9日） 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」公布
8・18 8・27	第1回富山県環境審議会野生生物専門部会開催（鳥獣保護区等の指定） 第1回富山Kね環境審議会地球温暖化小委員会開催（地球温暖化対策推進計画の策定）
9・9 9・27 9・29	平成15年度（前期）リサイクル製品・エコショップ・エコ事業所認定 富山県ジュニアナチュラリスト認定式 県庁本庁舎ISO14001に係る定期検査の受審（～30日）
10・3 10・6 10・10 10・10 10・16 10・17 10・25 10・25 10・26	生物多様性セミナー開催 富山県庁ごみゼロ宣言 第1回富山県環境審議会自然環境専門部会開催（県定公園のあり方） 第2回全国田園空間博物館推進大会 in となみ野開催（～11日） 東北アジア地域自治体連合環境分科委員会開催（富山市） 海洋環境保全国際シンポジウム開催（富山市） ごみゼロ推進全国大会、とやま環境フェア2003開催（～26日、富山市） 富山県ごみゼロ推進県民会議設立 富山県二ホンザル保護管理計画策定現地検討委員会開催
11・4 11・5 11・5 11・12 11・20 11・24	東北アジア地域国際環境シンポジウム開催（～6日、ロシアハバロフスク地方） 水質汚濁に係る環境基準の一部改正（水生生物保全環境基準の設定） 第4回富山県二ホンザル保護管理計画策定委員会開催 第2回富山県環境審議会地球温暖化小委員会開催（地球温暖化対策推進計画の策定） 第4回立山懇談会開催 第12回環日本海環境協力会議開催（～26日、富山市）
12・2 12・17	第1回富山県環境新議会環境基本計画小委員会開催（環境基本計画の見直し） ダイオキシン類対策特別措置法施行令、施行規則の改正（特定施設の追加）
1・11	ガン・カモ科鳥類生息数調査
2・2 2・5 2・12 2・13 2・19 2・23 2・23 2・25 2・26 2・27	平成15年度（後期）リサイクル製品・エコショップ・エコ事業所認定 ごみゼロ推進講演会開催 第1回富山県環境審議会水質専門部会開催（公共用水域等の水質測定計画） 第2回富山県環境審議会温泉部会開催（温泉掘削等の許可） 快適なトイレ推進セミナー開催 第2回富山県環境審議会環境基本計画小委員会開催（環境基本計画の見直し） 第2回富山県環境審議会自然環境専門部会開催（県定公園のあり方） 産業廃棄物循環利用推進講習会開催 第3回富山県環境審議会地球温暖化小委員会開催（地球温暖化対策推進計画の策定） 富山県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則改正（届出様式の追加等）

月 日	内 容
3・15	富山県産業廃棄物適正処理指導要綱の改正（廃棄物処理法改正に伴う条項の修正等）
3・19	第2回富山県環境審議会野生生物専門部会開催（富山県ニホンザル保護管理計画の策定等）
3・26	第2回富山県環境審議会開催（環境基本計画見直しの答申等）
3・31	富山県環境基本計画改定
3・31	富山県地球温暖化対策推進計画（とやま温暖化ストップ計画）策定
3・31	富山県ニホンザル保護管理計画策定

第3 富山県環境関係行政組織図（16年4月1日現在）



※附属機関は環境行政関係に限る。

第4 富山県環境関係附属機関

(16年4月1日現在)

名称	設置年月日	委員数	根拠法令	審議事項等	専門部会等
環境審議会	6年 8月1日	23	環境基本法 自然環境保 全法 県環境基本 条例	環境保全及び自然環 境保全に関する基本 的事項及び重要事項 について、調査審議す る。	・大気騒音振動専門部 会 ・水環境専門部会 ・土壌専門部会 ・廃棄物専門部会 ・自然環境専門部会 ・野生生物専門部会 ・温泉専門部会
公害審査会	45年 11月1日	12	公害紛争処 理法 県公害紛争 処理条例	公害紛争について、あ っせん、調停、仲裁を 行うことにより、解決 を図る。	・あっせん委員 ・調停委員会 ・仲裁委員会
公害健康被害 認定審査会	49年 10月1日	15	公害健康被 害補償法	公害に係る健康被害 の認定に関し、審査す る。	・骨病理専門部会
山岳遭難防止 対策審議会	41年 4月1日	20	県登山届出 条例	山岳遭難防止につい て、必要な事項を調査 審議する。	
環境影響評価 技術審査会	11年 6月28日	13	県環境影響 評価条例	環境影響評価に関す る技術的な事項につ いて調査審議する。	

第5 富山県環境関係分掌事務

(1) 生活環境部
ア 本 庁

(16年4月1日現在)

課	係	主 な 分 掌 事 務
環境政策課	企 画 係	環境保全施策の企画及び調整 環境影響評価の手続き 公害に係る紛争処理 環境基本計画の推進 環境の状況に関する年次報告書の作成 中小企業環境施設整備資金の貸付 財とやま環境財団との連絡調整 財環日本海環境協力センターとの連絡調整 県民公園新港の森の管理運営 公害防止計画の推進 環境教育・学習の推進 環境保全活動の推進 新県庁エコプランの推進 ISO14001に基づく環境管理システムの運営
	地 球 環 境 係	地球温暖化対策の推進 地球温暖化対策推進計画の推進 ISO14001に基づく環境管理システムの運営 低公害車の普及促進 フロン対策の推進 国際環境協力の推進 地球環境保全対策の推進 黄砂・酸性雨の調査 富岩運河等のダイオキシン類対策調査
	廃 棄 物 対 策 係	一般廃棄物に係る市町村の支援 一般廃棄物処理施設の建設・管理支援 廃棄物減量化・再生利用の推進 県土美化運動の推進 とやま廃棄物プランの推進 合併処理浄化槽の普及促進 浄化槽保守点検業者の登録・指導 快適トイレ整備の推進 産業廃棄物の許可・届出 産業廃棄物の監視、指導 産業廃棄物の減量化・再生利用の推進 不法処理防止の推進
環境保全課	指 導 係	公害防止条例による規制、指導 土壌汚染の規制、指導 地下水採取の規制、指導及び地下水指針の推進 公害に係る苦情処理 公害防止組織の整備に関する指導 化学物質に関する指導 毒物及び劇物の業務上取扱者の指導 環境情報システムの運用
	大 気 保 全 係	大気汚染の監視 大気汚染防止の規制、指導 ブルースカイ計画の推進 騒音、振動及び悪臭の規制、指導 ダイオキシン類の調査、報告 環境放射能の調査

課	係	主 な 分 掌 事 務
環境保全課	水質保全係	水質汚濁の監視 水質汚濁防止の規制、指導 クリーンウォーター計画の推進 富山湾の水質保全対策の調査・検討
	ガス火薬保安係	高压ガスの製造等の指導 火薬類の製造等の指導 電気工事業の登録、届出
自然保護課	自然環境係	自然保護対策の総合調整 自然環境保全地域の指定及び保全管理 自然保護思想の普及啓発 自然環境保全基金の管理 自然環境指針の推進
	野生生物係	鳥獣保護、狩猟取締り、傷病鳥獣の救護 ビオトープづくりの推進 鳥獣保護区等の指定、管理 狩猟免許の交付、有害鳥獣の捕獲 県民公園（自然博物館及び野鳥の園）の管理
	公園管理係	自然公園の指定及び保護管理 立山センターの管理運営 県民公園（頼成の森）及び県定公園の管理 家族旅行村の管理
	公園施設係	自然公園等の公共施設の整備 植生復元事業の実施

イ 出先機関

	課	主 な 分 掌 事 務
環境科学センター	総務課	環境科学センター各課業務の調整 環境科学センターに属する予算
	大気課	浮遊粉じん、自動車排出ガスの調査研究 酸性雨、特定ガスに係る調査研究 大気汚染の常時監視
	水質課	水質環境の測定及び調査研究 工場排水の監視及び測定
	生活環境課	騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地下水、産業廃棄物、環境放射能等に係る調査研究及び監視測定
立山センター		立山における自然環境の保全及び自然保護思想の普及啓発

(2) その他の関係機関

ア 本庁

部	課	環境関係の分掌事務
厚生部	健康課	公害等による健康被害者の救済
商工労働部	経営支援課	小規模企業等設備導入資金等の貸付
農林水産部	食料政策課	汚染米の対策、環境にやさしい農業の推進
	技術推進課	農用地の土壌汚染防止対策、畜産環境保全の対策
	耕地課	汚染田の復元
	農村環境課	農村下水道の整備、散居、棚田等の農村景観の保全と創出、農業水利施設の水辺環境の整備
	水産漁港課	内水面、海面の環境保全対策
土木部	下水道課	下水道の整備

イ 出先機関

機関	環境関係の分掌事務
厚生センター	公害一般の相談、し尿処理施設の指導取締り
衛生研究所	公衆衛生に必要な試験研究調査及び技術指導
工業技術センター	廃プラスチックの再生・処理高度化技術開発、産業廃棄物を用いた環境保全材料の開発、マテリアルリサイクル可能なコンポジットの開発
農業技術センター農業試験場	農用地の土壌汚染対策に関する試験
農業技術センター畜産試験場	畜産環境保全の調査研究、環境負荷物質の低減に関する調査研究
家畜保健衛生所	畜産環境改善の技術指導、畜産環境の苦情処理及び施設の点検
林業技術センター林業試験場	森林の酸性雨等環境影響に関する調査研究
水産試験場	漁場環境保全に関する調査研究

第 6 市町村環境関係担当課一覧

(16年 4月 1日現在)

市町村	環境公害担当課 (TEL)	鳥獣担当課 (TEL)	自然公園担当課 (TEL)	廃棄物担当課 (TEL)
富山市	環境保全課(076 443 2086)	農林水産課(076 443 2082)	公園緑地課(076 443 2110)	環境政策課(076 443 2053) 環境センター(076 429 5017)
高岡市	環境保全課(0766 20 1352)	農地林務課(0766 20 1316) 農業水産課(0766 20 1305)	緑花対策課(0766 20 1419)	環境サービス課(0766 22 2144)
新湊市	環境交通課(0766 82 8141)	農業水産課(0766 82 8241)	都市開発課(0766 82 8255)	環境交通課(0766 82 8141)
魚津市	環境交通課(0765 23 1048)	農地林務課(0765 23 1036)	農地林務課(0765 23 1036)	環境交通課(0765 23 1048)
氷見市	環境課(0766 74 8065)	農林課(0766 74 8086)	商工観光課(0766 74 8106)	環境課(0766 74 8065)
滑川市	生活環境課(076 475 2111)	農林課(076 475 2111)	企画情報課(076 475 2111)	生活環境課(076 475 2111)
黒部市	市民環境課(0765 54 2111)	農林水産課(0765 54 2111)	農林水産課(0765 54 2111)	市民環境課(0765 54 2111)
砺波市	生活環境課(0763 33 1111)	農林課(0763 33 1111)	農林課(0763 33 1111)	生活環境課(0763 33 1111)
小矢部市	生活環境課(0766 67 1760)	農林課(0766 67 1760)	商工振興課(0766 67 1760)	生活環境課(0766 67 1760)
大沢野町	町民課(076 467 5810)	農林商工課(076 467 5815)	農林商工課(076 467 5815)	町民課(076 467 5810)
大山町	町民生活課(076 483 1212)	農林課(076 483 2593)	企画観光課(076 483 2517)	町民生活課(076 483 1212)
舟橋村	住民福祉課(076 464 1121)	産業建設課(076 464 1121)		住民福祉課(076 464 1121)
上市町	町民課(076 472 1111)	産業課(076 472 1111)	産業課(076 472 1111)	町民課(076 472 1111)
立山町	住民生活課(076 463 1121)	農林課(076 463 1121)	商工観光課(076 463 1121)	住民生活課(076 463 1121)
宇奈月町	生活環境課(0765 65 0211)	農林課(0765 65 0211)	企画観光課(0765 65 0211)	生活環境課(0765 65 0211)
入善町	住民環境課(0765 72 1100)	農政課(0765 72 1100)		住民環境課(0765 72 1100)
朝日町	まちづくり振興課(0765 83 1100)	産業建設課(0765 83 1100)	産業建設課(0765 83 1100)	まちづくり推進課(0765 83 1100)
八尾町	町民課(076 454 3111)	農林課(076 454 3111)	農林課(076 454 3111)	町民課(076 454 3111)
婦中町	保健生活課(076 465 2111)	農林商工課(076 465 2111)	保健生活課(076 465 2111)	衛生センター(076 469 2294)
山田村	総務課(076 457 2111)	産業課(076 457 2111)	産業課(076 457 2111)	住民課(076 457 2111)
細入村	住民福祉課(076 485 9001)	産業建設課(076 485 9003)	産業建設課(076 485 9003)	住民福祉課(076 485 9001)
小杉町	町民生活課(0766 56 1511)	産業振興課(0766 56 1511)	産業振興課(0766 56 1511)	町民生活課(0766 56 1511)
大門町	住民課(0766 52 6952)	産業課(0766 52 6961)	産業課(0766 52 6961)	住民課(0766 52 6952)
下村	住民福祉課(0766 59 2101)	産業建設課(0766 59 2101)		住民福祉課(0766 59 2101)
大島町	町民福祉課(0766 52 0065)	産業建設課(0766 52 0065)		町民福祉課(0766 52 0065)
城端町	住民福祉課(0763 62 1212)	産業振興課(0763 62 1212)	産業振興課(0763 62 1212)	住民福祉課(0763 62 1212)
平村	住民福祉課(0763 66 2131)	産業観光課(0763 66 2131)	産業観光課(0763 66 2131)	住民福祉課(0763 66 2131)
上平村	住民福祉課(0763 67 3211)	農林観光課(0763 67 3211)	農林観光課(0763 67 3211)	住民福祉課(0763 67 3211)
利賀村	住民生活課(0763 68 2111)	産業振興課(0763 68 2111)	産業振興課(0763 68 2111)	住民生活課(0763 68 2111)
庄川町	住民課(0763 82 1902)	産業建設課(0763 82 1904)	産業建設課(0763 82 1904)	住民課(0763 82 1902)
井口村	住民福祉課(0763 64 2211)	産業建設課(0763 64 2211)	産業建設課(0763 64 2211)	住民福祉課(0763 64 2211)
井波町	住民課(0763 82 7624)	経済課(0763 82 7625)	経済課(0763 82 1180)	住民課(0763 82 7624)
福野町	住民生活課(0763 22 1105)	産業振興課(0763 22 1106)	産業振興課(0763 22 1106)	住民生活課(0763 22 1105)
福光町	住民課(0763 52 1111)	農林課(0763 52 1111)	商工振興課(0763 52 1111)	住民課(0763 52 1111)
福岡町	住民生活課(0766 64 5333)	経済振興課(0766 64 5333)	経済振興課(0766 64 5333)	住民生活課(0766 64 5333)

第7 環境用語の説明

1 愛鳥週間（バードウィーク）

毎年、5月10日からの1週間。この期間は、ちょうど野鳥の繁殖の時期にあたるため、この週間行事を通じて野鳥に対する愛鳥の精神を普及しようとするものである。

愛鳥週間には、「全国野鳥保護のつどい」をはじめ各地でいろいろな行事が開催される。本県でも、小学校6年生によるツバメの県下一斉生息調査や探鳥会など多彩な行事を開催している。

2 赤潮

海中のプランクトンが異常に増え海水が赤く変色する現象で、発生のメカニズムは完全に究明されていないが、海洋沿岸や河川の注ぐ湾内で、雨天後に強い日射と海面の静かな日が続くときに発生しやすい。海水中の窒素、燐等の栄養塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生すると考えられている。

3 アメニティ

Amenity「快適性、快適環境」と訳される。我々の生活環境を構成する自然や施設、歴史的・文化的伝統などが互いに他を活かしあうようにバランスがとれ、その中で生活する我々人間との間に調和が保たれている場合に生じる好ましい感覚をいう。

4 上乘せ基準

ばい煙又は排出水の排出の規制に関して、全国一律の排出基準又は排水基準に代えて適用するものとして、都道府県が条例で定めるより厳しい排出基準又は排水基準をいう。

5 エコマネー（地域通貨）

環境保全や福祉など、通常の貨幣によって市場価値を生みにくいサービスのやりとりを地域の人々の発意により活性化させるため、本来の通貨を補完する形で、一定の地域に限って発行されるもの。地域通貨は、エコノミー・エコロジー・コミュニティを掛けあわせて「エコマネー」とも呼ばれる。

6 オゾン層の破壊

地球をとりまくオゾン層は、太陽光に含まれる有害な紫外線を吸収し、生物を守っているが、このオゾン層がフロン等のオゾン層破壊物質により破壊され、地上に到達する有害な紫外線が増加し、人の健康や生態系などに悪影響が生じる恐れがある。

オゾン層保護対策は、国際的には、「モントリオール議定書」に基づくオゾン層破壊物質の生産量及び消費量の削減が行われており、我が国でも、「オゾン層保護法」に基づく生産規制等が行われている。また、13年6月には、業務用冷凍空調機器及びカーエアコンからの冷媒用フロンの回収及び破壊を義務付けた、「フロン改修破壊法」が制定された。

7 汚濁負荷量

硫酸化合物、BOD等の汚濁物質が大気や水などの環境に影響を及ぼす量のことをいい、一定期間における汚濁物質の濃度とこれを含む排出ガス量や排水量等との積で表される。（例えばg/日）

8 環境影響評価（環境アセスメント）

各種開発事業の実施に先立ち、それが大気、水質、生物等環境に及ぼす影響について事前に調査、予測、評価を行うとともに、環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における事業の環境に及ぼす影響を総合的に評価する。

9 環境会計

従来、企業の財務分析の中に反映されにくかった環境保全に関する投資及び経費とその効果を正確に把握するための仕組みである。企業にとっては自社の環境保全の取り組みを定量的に示し、事業活動の環境保全の費用効果を向上させることが可能となる。

10 環境税（炭素税）

炭素税は二酸化炭素の排出に対する課徴金制度であり、環境税は二酸化炭素排出も含めて、もう少し広義な意味で環境に負荷を与えるもの（環境の利用者）に対する課徴金制度をいう。

11 環境ビジネス

さまざまな分野における環境保全に関する事業活動。従来からの公害防止装置の製造メーカーや廃棄物処理業者等に加えて、砂漠緑化事業や環境調査・コンサルティング・サービス、環境への負荷の少ないエコロジーグッズを専門に扱う店等、新しいビジネスが生まれている。消費者や顧客も環境に優しい商品や企業を積極的に支持する傾向にあり、今後の成長分野として期待されている。

12 環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいい（富山県環境基本条例第2条第1項）、工場からの排ガスや排水はもとより、家庭からの生活排水やごみの排出、自動車の排ガス等通常の事業活動や日常生活のあらゆるところで環境への負荷が生じている。

13 環境報告書

企業等が環境保全への取組みの状況を社会に公表するため、環境保全に関する方針、環境負荷の低減に向けた取組、環境マネジメントに関する状況（環境マネジメントシステム、環境会計その他）等について取りまとめたものをいう。

14 環境ホルモン

環境ホルモン（外因性内分泌かく乱化学物質）とは、動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質を意味し、環境ホルモンによる環境汚染により、人や野生生物に生殖機能障害や悪性腫瘍等を引き起こす可能性が懸念されている。

15 環境リスク

人の活動によって環境に加えられる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれを環境リスクといい、人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性（おそれ）を示す概念である。人の健康や生態系への影響を未然に防止していくにあたっては、環境リスクの要因が持つ便益と環境リスクの大きさを比較、分析することにより、環境リスクを管理していくことが重要である。

16 休 獵 区

狩猟鳥獣の増殖を図るため狩猟行為が禁止される区域で、3年を限度として、狩猟者に解除される区域である。

17 京都議定書

1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択されたもので、先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、国際的に協調して数値目標を達成するための制度として、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの仕組みが合意された。

日本においては、2008年から2012年までの間の温室効果ガス排出量を1990年レベルと比べて6%削減することが義務づけられた。

18 グリーン購入

環境への負荷ができるだけ少ない商品やサービスを率先して購入することをいう。

19 グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動のこと。

20 クローズドシステム

排水、廃棄物等を工場外に出さずに、工場内で循環し、回収する閉鎖系をいう。

21 公園街道

県民公園を結ぶ幹線歩道として整備されているもの。起点は県民公園太閤山ランド、終点は頼成の森、延長19.3km、平均幅員は1.2mである。県民公園地域内の雑木林の中をいく、昔からの山道、歴史を秘めた峠道、素朴な田園の中の道をできるだけそのまま生かして、レクリエーションや自然観察のために提供することを目的としている。

22 高山ハイデ

気象条件などの激しい高山にみられるツツジ科などの小低木群落をいう。県内では、県東部の高山帯の一部にみられる。

23 国民休養地

45年から実施されている事業であり、その目的は「自然との触れあいを回復するために、都市周辺の多様で豊かな自然に恵まれた県立自然公園内に自然との調和を図りながら健全な野外レクリエーションの場を整備するとともに、単に保養の場としてのみならず、積極的に自然に働きかけるという体験を通じて自然と人間との調和のあり方を会得し、郷土の自然を守り育てていこうとする意識を培う場として整備しようとするもの」である。施設整備については、都道府県が事業主体の場合に環境庁から事業費の補助が受けられる。

県内には、五箇山、あさひ、有峰湖の3休養地がある。

24 三次処理

排水処理について、通常の活性汚泥処理などを二次処理と言い、更に処理水の水質向上を図るために窒素やりんを除去する施設などを加えた処理を三次処理という。最近、BOD、CODの規制強化や窒素、りんの除去、処理水の再利用の面から設置されてきている。

25 酸性雨

主として化石燃料の燃焼により生ずる硫黄酸化物や窒素酸化物等から生成した硫酸や硝酸が取り込まれ、酸性の度合いが強くなった（pHが低くなった）雨、霧、雪のことをいい、一般的にはpHが5.6以下のものを酸性雨という。

また、粒子状（エアロゾル）やガス状の酸の沈着も併せて酸性雨ということもある。

26 三点比較式臭袋法

臭を数量化する方法の一つで、人の嗅覚により評価する官能試験である。パネルの臭判別可能な希釈倍数から臭気濃度を求める方法である。

27 自然博物館

県民に、自然に関する学習の場を提供することを目的として婦中町に設置された県民公園のひとつで、この中には(財)富山県民福祉公園の設置する自然博物館センターの展示館等の施設がある。

28 自然保護憲章

自然保護の国民的指標として、49年6月5日、我が国の全国的組織体149団体で組織する自然保護憲章制定国民会議が制定した全国民的な憲章であり、その大要は次のとおりである。

- 1 自然をとうとび、自然を愛し、自然に親しもう。
- 2 自然に学び、自然の調和をそこなわないようにしよう。
- 3 美しい自然、大切な自然を永く子孫に伝えよう。

29 循環資源

廃棄物等につき、その有用性に着目して資源として捉えなおした概念である。循環型社会形成推進基本法では、このような循環資源について循環的な利用（再利用、再生利用、熱回収）を図るべき旨を規定している。

30 植生自然度

自然は、人為の影響を受ける度合によって、自然性の高いものも低いものもある。高山植物群落や極相林のように人間の手の加わっていないものを10及び9とし、緑のほとんどない住宅地や造成地を1、その中間に二次林、植林地、農耕地等をランクし、10段階で表示する。

31 森林浴

森の中に入ると、樹木特有のすがすがしい香りが漂ってくる。森林浴とは、この森林の香気、精気を浴びて心身をいやすことである。

32 生物多様性

地球上には数えきれないほどの生物種が、場所に応じた相互の関係を築きながら、地球の環境を支えている。自然がつくりだしたこの多様な生物の世界を「生物多様性」という。生物多様性には生態系の多様性（世界の環境に応じて多様な生態系が存在すること）、種の多様性（生態系を支える様々な種が存在すること）、種内（遺伝的）の多様性（同じ種の中にも、集団や個体によって様々な違いがあること）の3つのレベルがある。

33 ゼロエミッション

国連大学で提唱した概念で、生産・流通工程から排出される廃棄物を別の産業の再生原料として利用するなど、全体として「廃棄物ゼロ」を目指すことをいう。

34 潜在自然植生

何らかの形で人為的な影響を受けている地域で、今、人間の影響を一切停止したとき、その土地に生じると判定される自然植生をいう。

35 戦略的アセスメント

戦略的アセスメントは、個別の事業計画に枠組みを与えることになる政策や上位計画の段階において、環境への影響を評価・把握し、環境への配慮が十分に行われることを確保するための手続きをいう。

36 総量規制

一定の地域内の汚染（濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染（濁）物質許容排出量を配分し、この量をもって規制する方法をいう。大気汚染、水質汚濁に係る従来の規制方式は、工場等の排出ガスや排出水に含まれる汚染（濁）物質の濃度のみを対象としていたが、この濃度規制では地域の望ましい環境を維持達成することが困難な場合に、その解決手段としての総量規制が導入されている。

37 代償植生

太古から人類は森林の伐採や農地の開墾、道路や住宅の整備など、自然に対し人為的インパクトを加えてきた。このため、わたしたちの周りにみられる現在の植生の多くはその代償としてうまれたものであり、この植生を代償植生という。

38 地球温暖化

地表から放射された熱を吸収し、再び地表に放射して温度を上昇させる効果をもつ二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスが、近年の人間活動の拡大に伴って大量に排出されることによりおきるといわれている。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告によると、平均気温は20世紀中に 0.6 ± 0.2 上昇しており、また、1990年から2100年までに $1.4 \sim 5.8$ 上昇すると予測さ

れている。

地球温暖化による、海面水位の上昇、異常気象の頻発化、健康、生態系、食糧生産への悪影響が懸念されている。

39 鳥獣保護区

野生鳥獣の保護増殖を図るための区域で、捕獲行為が禁止されている。鳥獣保護区内に設けられる特別保護地区では野生動物の生息に影響を及ぼす行為は許可が必要である。

40 低公害車

大気汚染物質である窒素酸化物や粒子状物質等及び温室効果ガスである二酸化炭素の排出が少なく、従来の自動車よりも環境への負担が少ない自動車の総称で、13年7月に国が策定した「低公害車開発普及アクションプラン」では、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び低燃費かつ低排出ガス認定車が低公害車として位置付けられた。

41 適正揚水量

塩水化の進行や大幅な地下水位の低下等の地下水障害を生じさせない揚水量で、かつ、地域の特性や住民の意向などの社会的条件を考慮した量である。

42 デシベル

騒音の大きさを表す単位として用いられる。これを日常生活における音と対比してみると、「ささやき声、木の葉のふれあう音」で20デシベル程度、「静かな事務所」で50デシベル程度、「国電の中」で80デシベル程度、「ジェット機の音」は120デシベル程度で、130デシベルを超えると耳に痛みを感じる。

43 ナチュラリスト

本来は、博物学者という意味であるが、富山県のナチュラリストは自然環境等についての知識を持ち、富山県知事が認定した人たちで、4月下旬から11月上旬の間県内4か所の自然公園等に駐在して利用者に自然解説を行っている。

44 ばい煙

硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の総称である。ばいじんとは、ボイラーや電気炉等から発生するすすや固体粒子をいい、有害物質とは、物の燃焼、合成、分解等に伴って発生するカドミウム、塩素、ふっ素、鉛、窒素酸化物等の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質をいう。

45 バードマスター（野鳥観察指導員）

バードマスターは、野鳥の識別及び生態並びに鳥類学等の知識を持ち、富山県知事が認定した人たちで、富山新港臨海野鳥園での野鳥解説や、県、市町村及びその他団体が実施する探鳥会、講習会などの指導にあたっている。

46 ビオトープ

本来、生物が生息する空間という意味であるが、生物学的には、特定の生物群が生息できるような環境条件を備えた限られた地域と定義している。

47 ビジターセンター

ビジターセンター（博物展示施設）は、国立公園や国定公園等の利用者に対し、その公園の自然や人文についてパネル、ジオラマや映像装置などによってわかりやすく展示解説するとともに、利用指導や案内を行い、自然保護思想の高揚を図るための中心的施設である。

48 富栄養化

海洋や湖沼で栄養塩類（窒素、りん等）の少ないところは、プランクトンが少なく透明度も大きい。このような状態を貧栄養状態であるという。これに対し、栄養塩類が多いところでは、プランクトンが多く透明度が小さい。このような状態を富栄養状態であ

るといふ。有機物による水質汚濁その他の影響で、貧栄養状態から富栄養状態へと変化する現象を富栄養化という。

49 名 水

環境庁の「名水百選」及び本県の「とやまの名水」では、「きれいな水で、古くから生活用水などに使用され、大切にされてきたもの」、「いわゆる名水として故事来歴のあるもの」、「その他、特に自然性が豊かであり、優良な水環境として後世に残したいもの」を名水として選定している。本県では、名水百選に4か所、とやまの名水に55か所選定されている。

50 野鳥の園

野鳥の保護を図るとともに、県民に自然探勝の場を提供することを目的として設置された県民公園のひとつで、富山市三ノ熊地内の古洞池地区のほか婦中町高¹地内の国設1級鳥類観測ステーション地区がある。

51 有害大気汚染物質

一般に大気中濃度が微量で急性影響はみられないが、長期的に暴露されることにより健康影響が懸念される物質で、日本の大気汚染防止法では、「継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの」と定義されている。この語は、古くから問題となり規制の対象とされてきたNO_xやSO_xなどの大気汚染物質とは区別して用いられている。

52 有機塩素化合物

化学組成の中に塩素を含んでいる有機化合物。代表的なトリクロロエチレンやテトラクロロエチレンは、溶解性や脱脂力に富んでいるため、金属部品等の脱脂洗浄剤やドライクリーニングの溶剤として使われており、不適切に使用すると地下水や大気汚染を招く。

53 要監視項目

人の健康の保護に関連する水質汚濁物質のうち、現時点では直ちに環境基準項目とせず、継続して水質測定を行うことが必要な物質として、クロロホルム、トルエン、キシレン等の25物質が定められている。

54 レッドデータブック

レッドリストに掲載された種について生息状況等を取りまとめ編さんしたもの。環境省では、レッドデータブックの改訂作業中であり、分類群毎にまずレッドリストを作成し、次にリストを踏まえてレッドデータブックを編集するという2段階の作業を実施している。(平成13年2月現在、全分類群のリストを公表済み。両生爬虫類及び植物分野については、レッドデータブックが完成。)

55 レッドリスト

日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト
生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し選定したもので、絶滅のおそれのある野生生物の保護を進めていくための基礎的な資料として広く活用されることを目的とするもの。

56 労働衛生許容濃度

職場において、労働者の健康障害を予防するための手引として用いられる値である。日本をはじめロシア、アメリカ等世界各国で、生体作用等を総合的に検討して定められている。

57 BOD (生物化学的酸素要求量 Biochemical Oxygen Demand)

BODは、水中の汚濁物質(有機物)が微生物によって酸化分解され、無機化、ガス

化するとき必要とされる酸素量をもって表し、環境基準では河川の汚濁指標として採用されている。

58 COD (化学的酸素要求量 Chemical Oxygen Demand)

COD は、水中の汚濁物質 (主として有機物) を酸化剤で化学的に酸化するとき消費される酸素量をもって表し、環境基準では海域及び湖沼の汚濁指標として採用されている。

59 DO (溶存酸素量 Dissolved Oxygen)

水に溶けている酸素のことをいう。河川等の水質が有機物で汚濁されると、この有機物を分解するため水中の微生物が溶存酸素を消費し、この結果、溶存酸素が不足して魚介類に影響を及ぼす。さらに、この有機物の分解が早く進行すると、酸素の欠乏とともに嫌気性の分解が起こり、有害ガスを発生して水質は著しく悪化する。

60 M S D S

Material Safety Data Sheet (化学物質等安全データシート) の略称

M S D S 制度は、事業者間で化学物質の取引を行う際、当該化学物質の性状及び取扱いに関する情報 (化学物質等安全データシート : M S D S) を提供することを義務づける仕組み。わが国における M S D S 制度は、化学物質排出把握管理促進法に基づき、13 年 1 月から実施されている。

61 N O W P A P (北西太平洋行動計画)

NorthWest Pacific Action Plan の略称

複数の国で共有される海域について、海洋環境保全に関して関係国の協調による行動を推進するための「地域海行動計画」が U N E P 主導の海洋環境保全のための環境協力として進められている。北西太平洋行動計画 (N O W P A P) は、14 ある地域海計画の 1 つで、日本海及び黄海を対象とするものであり、1994 年 9 月の第 1 回政府間会合において、日本、中国、韓国及びロシアの 4 か国により採択された。本計画に基づき、対象海域の海洋保全に関するデータベース及び情報管理システムの構築など 7 つのプロジェクトが進められている。また、特殊モニタリングシステム及び沿岸環境評価に関する地域活動センター (C E A R A C) として(財)環日本海環境協力センターが指定されている。

62 P F I

Private Finance Initiative の略

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して行う新しい手法をいう。

63 ppm (Parts Per Million)

ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われ、% が 100 分の 1 をいうのに対し、ppm は 100 万分の 1 を意味する。例えば、空気 1 μ m³ 中に 1 μ g の物質が含まれているような場合、あるいは水 1 kg (約 1 μ m³) 中に 1 mg の物質が溶解しているような場合、この物質の濃度を 1 ppm という。ppm より微量の濃度を表す場合には、ppb (10 億分の 1) も用いられる。

64 ppmC

炭化水素はメタン、エタン、プロパンなど種類が多いので、全体の濃度を表す場合炭素数 1 のメタンに換算した値を使用し、その値を ppm で表したときに用いられる。

65 PPP (汚染者負担の原則 Polluter Pays Principle)

環境汚染防止のコスト (費用) は、汚染者が負担し支払うべきであるとする考え方である。

66 SS (浮遊物質質量 Suspended Solid)

粒径 2 mm 以下の水に溶けない懸濁性の物質をいう。水の濁りの原因となるもので魚類

のエラをふさいでへい死させたり、日光の透過を妨げることによって水生植物の光合成作用を妨害するなどの有害作用がある。また、有機性浮遊物質の場合は河床に堆積して腐敗するため、底質を悪化させる。

67 UNEP (国連環境計画)

United Nations Environment Programme の略称

1972年6月ストックホルムで開催された国連人間環境会議で採択された「人間環境宣言」及び「環境国際行動計画」を実施に移すための機関として、同年の国連総会決議に基づき設立された機関。同機関は、既存の国連機関が行っている環境に関する諸活動を総合的に調整管理するとともに、国連諸機関が着手していない環境問題に関して、国際協力を推進していくことを目的としている。

68 WECPNL (うるささ指数)

航空機騒音のうるささを表わす指数として用いられる。これは、1日の航空機騒音レベルの平均と時間帯ごとに重みづけされた飛行回数から算定され、航空機の総騒音量を評価する単位である。

平成16年版 富山県環境白書

平成16年 8月

編集・発行 富山県生活環境部環境政策課
〒930 8501
(住所表記不要) 富山市新総曲輪1 7
電 話 (076) 444 3141
F A X (076) 444 3480
